

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	要望主体	その他(特記事項)
5001A	5001001	1	A	外国公認会計士登録の実施	公認会計士法第16条の2に基づき、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録の実施	金融庁企業開示課公認会計士係に問い合わせたところ、この条文は戦後、公認会計士が不足していた時期に外国の公認会計士にも資格を承認していたが、現在では適用されていないとの回答でした。また、日本公認会計士協会に外国公認会計士名簿への登録方法を尋ねてみました。答は、「昭和50年12月以降、資格の承認のための試験・選考等は実施されておらず、年経・試験等の詳細については資格の承認を実施する公認会計士・監査審査会まで、お問い合わせ願います。」というものでした。つまり、外国公認会計士名簿というのは、現在では存在しないということのようです。次に、公認会計士・監査審査会に問い合わせたところ外国公認会計士への試験・選考は実施されておらず、日本人であれば、日本の公認会計士の試験を受けてくださいと言われました。	私は、アメリカ、ワシントン州のライセンスを保有する米国公認会計士ですが、税理士法、公認会計士法の条文に基づき、日本の税理士資格を取得することを考えております。しかしながら、公認会計士法に規定されている外国公認会計士名簿への登録が実施されておらず、困っております。根拠条文は、公認会計士法第16条の2、税理士法第3条2項になります。これらの条文を読み米国公認会計士も日本の税理士登録が可能ではないかと思いましたが関係部署に問い合わせました。ところが答えはNoでした。しかしよく考えてみると法治国家である以上、法律に基づき正しく事務を遂行するのが、役所及び関係団体の職務ではないでしょうか。業界独自の解釈で判断するのは業界のゴゴロであり、誤りではないかと思っております。小泉政権以来、官邸主導の政治を行っていることもあり、内閣府規制改革・民間開放推進室に陳情させていただきたいと思っております。	根拠条文は、公認会計士法第16条の2、税理士法第3条2項になります。	金融庁企業開示課公認会計士係	個人	
5002A	5002001	1	A	土地の敷地整理と電子境界確定事業の推進策	不正形な土地や道路付きの悪い土地を整理するため、複数の土地の交換分合一括登記申請ができる、新たな不動産登記法の特例を設けるべきである。	ある一定の区域の土地所有者が共同して、その区域内の土地の交換分合に係る換地計画を作成し、共同して複数の土地の交換分合一括登記申請を行う。また、その測量成果を電子境界確定事業の成果とする。	土地には、道路付や形状の悪さから有効な活用が図られていない土地があります。これらの土地を一括して整理する仕組みは、現行法では土地区画整理法による土地区画整理事業(以下、単に区画整理という)しかありません。しかし、区画整理は、都市計画区域内の土地に限られていることや、都市計画区域外の土地においても公共施設が整備されている土地や小さな面積の土地には馴染まない事業です。そこで、これら土地についても、土地所有者全員の合意のもと、複数の土地の交換分合一括登記申請ができる、新たな不動産登記法の特例を設けるべきである。	同様な不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例(土地区画整理登記令(昭和三十年九月一日政令第二百二十一号))	国土交通省 法務省	個人	土地の敷地整理と電子境界確定事業の促進策について(提案)
5003A	5003001	1	A	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方支庁等に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び提出手続、オンライン申請手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続、オンライン申請手続(行政書士用電子証明書)の使用を行う。	法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を認めた。資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士に対して、司法書士業務である「商業・法人登記の申請書作成・提出、オンライン申請手続(オンライン申請での「行政書士用電子証明書」の使用)」を認めるべきである。 商業・法人登記申請は、「書体手続である定款又は電子定款、株主総会議事録等(申請に添付する書類となり、以下「添付書類」という)の作成」及び「申請書作成・提出、オンライン申請」で行われる。「添付書類作成」は行政書士業務であり、「申請書作成・提出、オンライン申請」は司法書士業務である。ところが、日本行政書士会連合会が反対しているにもかかわらず、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民務第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として定款作成を行うことができる」として定款作成の範囲を拡大している。また、司法書士が「商業・法人登記の申請書」に「行政書士用電子証明書」を添付して定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めたのである。 司法書士に対してのみ、司法書士法改正により、通達及び告示により、行政書士業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いである。相互乗り入れの観点から、行政書士に対しては司法書士業務を認めるべきである。 申請書は、A4サイズ1枚の定型のもの、添付書類の一部から登記事項を転記して作成するものであり、「添付書類作成」をした行政書士にとっては、引き続いて容易に作成できるものである。「定型かつ容易」な申請書作成を行政書士に対して認めないのは、過度の参入規制・過度の司法書士職権保護である。	司法書士法第3条	法務省	任意団体	平成15年7月15日付け日本公証人連合法規委員会長の日本行政書士会連合会長宛て事務連絡 「平成13年法律第七号による改正後の行政書士法第一條の三第2号(平成14年7月1日施行)に行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」と規定されたので、行政書士は、その資格において、発起人又は社員から委任を受けて定款を代理作成できることになったものと考えられる。 平成17年6月10日付け法務省告示により、電子公証制度において「行政書士用電子証明書」の使用(行政書士による電子定款作成代理)が認められた。
5003A	5003002	2	A	行政庁への不服申立代理の行政書士への開放	弁護士法第72条により、行政庁への不服申立代理は弁護士の独占業務とされているが、行政書士も入るよう、規制を緩和すべきである。	行政書士が行政庁への不服申立代理を行う。	行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分を取消しを求めて不服申立てをすることになるが、当該許認可申請を代理した行政書士は不服申立てにも当然に関与することになる。ところが、行政庁に対する不服申立事件に係る審査請求等書類の作成は行政書士の法定業務であるが、不服申立代理は弁護士法第72条の規制があるため、行政書士は行うことができない。不服申立ては依頼者本人が行うか又は不服申立代理を弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。当該許認可申請からの経緯に詳しい行政書士が審査請求等書類の作成に引き続いて不服申立代理を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して迅速で確実かつ廉価なワンストップサービスを提供できることになり、国民の利便のため、弁護士法第72条を規制緩和して、司法書士に簡易裁判所での訴訟代理権が認められたが、同時に、行政書士に行政庁への不服申立代理権を認めていただきたい。 行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその費用試験科目に行政手続法、行政不服審査法がないにもかかわらず、審査請求代理権がすでに認められている。一方、行政書士の費用試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法があり、行政書士には不服申立代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は司法制度に参入できる行政書士の育成を目的に、平成16年度から各地の大学院と連携して、行政書士に司法研修(行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法)を受講させており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。このように不服申立代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある行政書士に、行政庁への不服申立代理権を認めないとは不合理である。 阿部泰隆氏(弁護士・元神戸大学大学院法学研究科教授)も「行政書士から別れた社会保険労務士は、すでに審査請求代理権を取得している。行政書士も、その扱っている許認可が取り扱われた場合には、それまでの事情を知っているものであるし、行政不服審査は簡易な手続であるから、紛争とはいえず、代理をしても弊害はないはずである。しかも、司法書士が簡易代理権を取得したのは、弁護士が簡易事件をほとんど扱わないことが理由であるが、不服審査事件も弁護士はあまりやっていないだろうから、とりあえず行政書士の業務としても良いのではないかと」と述べている(阿部泰隆「行政書士の未来像」(信山社46P))。	弁護士法第72条	法務省	任意団体	
5003A	5003003	3	A	不動産相続手続に関する行政書士・司法書士の相互乗り入れ	不動産登記申請書の作成・法務局への提出は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とするものに限って、行政書士も作成・提出が行えるよう、規制を緩和すべきである。一方、遺産分割協議書の作成は行政書士の専管業務とされているが、司法書士も作成が行えるよう、規制を緩和すべきである。	不動産相続手続に関して、行政書士が相続を原因とする不動産登記申請書の作成・法務局への提出を行い、一方、司法書士が遺産分割協議書の作成を行う。	不動産相続手続は、「遺産分割協議書の作成」及び「不動産登記申請書の作成・提出」で行われる。「遺産分割協議書」は不動産登記申請書の添付書類となる。「遺産分割協議書の作成」は行政書士の専管業務であり、「不動産登記申請書の作成・提出」は司法書士の専管業務である。行政書士が遺産分割協議書を作成しても、最後の「不動産登記申請書の作成・提出」は司法書士の規制があるため、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。一方、司法書士が「不動産登記申請書の作成・提出」の依頼を受けて、最初の「遺産分割協議書の作成」は行政書士法の規制があるため、同様な問題がある。 行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「不動産登記申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 不動産登記申請書は、遺産分割協議書から登記事項の一部を転記するための「定型」のもので、「遺産分割協議書の作成」を行った行政書士によっては引き続いて「容易」に作成できるものである。このような不動産登記申請書を行政書士が作成できないのは、過度の規制・過度の司法書士職権保護である。阿部泰隆氏(弁護士・元神戸大学大学院教授)も「筆者の友人が亡くなり、夫婦共有名義にしていた土地の登記を奥さんの単独所有として相続登記することになった。市街地調整区域の価格もつかない土地なのに、司法書士に相談したら、謝礼だけで5万円といわれたので、私は自分で登記したらと教えてあげた。彼女は自分で登記に行ったら、親切してもらって、簡単にできた。こんな悪徳を独占しているのが問題である。」と述べている(「行政書士の未来像」(信山社199Pから引用))。	司法書士法第3条行政書士法第1条の2	法務省総務省	任意団体	
5004A	5004001	1	A	修了者に対する午前試験を免除する認定講座の修了試験実施方法の拡充	特区制度で行われていた一部制度の全国展開を行うべく一部改正された情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)において、履修項目を全て履修し、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構)から提供を受ける講座について、認定講座修了者が実施する修了認定に係る試験の実施に当たって、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講座修了者に代えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)にあっては、独立法人情報処理推進機構)から修了問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座修了者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講座修了者となる修了試験に関する事務の低減が図れる。	昭和45年通商産業省令第59号 情報処理技術者試験規則 第3条第2項第5号	経済産業省	アール・プロモテック株式会社	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5005A	5005001	1	A	<p>適正で正確な倍率に濃縮され、水で希釈すれば元の温泉成分に戻るいわゆる「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に取り扱ってほしい。</p> <p>1 正しく加工された「濃縮温泉水」は、性状の変更はほとんどないで温泉法に基づく温泉として認めらるべきである。 2 正しく加工された「濃縮温泉水」が温泉法に基づく温泉ではないとされれば、湧出量が少なかったり、湧出する温度が高温であり大量に加水された温泉・ろ過循環し、7日間も連続再利用する温泉水、タンクローリー輸送による温泉は、温泉法に基づく温泉として認められるべきではない。</p>	<p>1 各所に湧出する天然温泉水を現地若しくは濃縮加工工場において、濃縮加工し、浴用および化粧用に供し、温泉療法等を行うための浴用温泉水としてコンバクトにし、輸送コストを下げ、求められる温泉地の温泉を全国各地から客先に届け〇〇温泉として使用する。 2 基準事項が実現した場合は、適正な管理体制の基にこだわりを持った正しい「濃縮温泉水」を加工し、湧出する天然温泉に限りなく近い「濃縮温泉水」とする。</p>	<p>1 現状の温泉地の温泉は、温泉法に基づく温泉とされているが、その実態は余にも大差がありすぎる。ほんの1例ではあるが、ある温泉地においての公的機関の温泉施設の実態は、分道量が毎分1リットルであるにも拘わらず施設の浴槽貯容量が50トンを超えているが、堂々と温泉法に基づく温泉利用許可を受けて営業している。 2 このような場合、温泉成分の性状の変更はないとされているが、「濃縮温泉水」は環境省の検証も求めないまま性状の変更が大きいとしている。</p>	温泉法 公衆浴場法	環境省 厚生労働省 (本要望事項にはほとんど関係ない)	株式会社 ヒロ	<p>1 環境省は、「濃縮温泉水」に関して「製造」と称し、且つ性状の変更が大きいとされるが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 2 環境省は、毎度の加水、温泉水の再利用については性状の変更がないとされているがその根拠を明確にお示しいただきたい。 3 環境省は、複数の温泉井戸の温泉水を混合しても性状の変更はないとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 4 全国の温泉実態と現行の温泉法による温泉利用許可について適正であるか否かお示しいただきたい。</p>	
5006A	5006001	1	A	<p>教育委員会制度の選択制の導入</p>	<p>地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必要規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行か、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。</p>	<p>現行の教育委員会制度については、形骸化している。或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している。責任体制が不明確である等の指摘がある。また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとする」とされている。よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必要規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行か、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。</p>	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	総務省 文部科学省	全国市長会		
5007B	5007001	1	B	<p>自動車の駐車違反の取締りスピードアップに伴う駐車場の開設に関する提案</p>	<p>駐車場不足が深刻です。臨時的あるいは一時的な駐車場として、国もしくは自治体所有の未活用空地を「地元」管理委託するよう提案します。</p>	<p>未活用空地の対象としては、近隣に商店街があり、所有者が予算計画が確定していない土地を、一時的な駐車場の目的で当該商店街団体に管理委託するという構想です。</p>	実施効果が少なくとも2点あります。その1は、目的である駐車場であり、その2は商店街の活性化です。		大都市自治体財務省	個人	<p>具体例として小生の住まいに隣接する「ひがし通り商店街通り」には、車両3〜40台駐車できる都所有の未活用地があり、ただ今1メートルのスキマが面積の20%くらいあり、雑草地です。都は都市計画道路の代地として所有しているものと理解しております。これを一時駐車場に活用したいものです。他地区の事例としては、「道路予定地」としている空地なども活用の対象に考えております。是非着手を切望します。</p>
5008B	5008001	1	B	<p>職業安定所業務における民間開放について</p>	<p>職業安定所に設置・運用されている求人検索端末機の運用業務並びに求人・求職双方のマッチング業務の民間開放。</p>	<p>現状で利用時間・利用場所が限られている左記端末を利用者の利便性向上のための、既設置場所以外の場所へ設置し、幅広い時間帯と場所で求人情報を提供する。</p>	求人・求職者双方の利便性を向上させ、雇用情勢の回復を図り、本国の利益に資するため。	職業安定法第三条 雇用対策法第三条	厚生労働省	民間企業	
5009A	5009001	1	A	<p>教育委員会制度の選択制の導入</p>	<p>地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必要規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行か、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。</p>	<p>現行の教育委員会制度については、形骸化している。或いは合議制により機動性・弾力性が欠如している。責任体制が不明確である等の指摘がある。また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとする」とされている。よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必要規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行か、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。</p>	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	総務省 文部科学省	全国町村会		
5010A	5010001	1	A	<p>現在の国語の表記に関する規制を改定すること。</p> <p>漢字の読み仮名の表記の改定</p>		<p>日本語教育の現状に於いて、意味を考えないで耳からの音に従って、単に表示ができれば良いとした戦後の教育改革には非常に疑問があるところである。現在の表記態でを以前の水準に戻す訳にはいかないが、それでも漢字の読み仮名の表記には日本語としての正しさを持たせるべきであると考えられている。</p> <p>日本語教育の現状に於いて、意味を考えないで耳からの音に従って、単に表示ができれば良いとした戦後の教育改革には非常に疑問があるところである。現在の表記態でを以前の水準に戻す訳にはいかないが、それでも漢字の読み仮名の表記には日本語としての正しさを持たせるべきであると考えられている。</p> <p>具体例1: 現在の表記では「稲妻」と書いて「イマズマ」と読み仮名をつける。「妻」を「ズマ」と表記すれば、以下の様な事態が発生する。「音楽鑑賞」は「アズマカガミ」が正音になるが、それでは「人妻」は「ヒトズマ」と読み仮名を置いて正音として良いものかと思う矛盾が生じる。具体例2: 現在の表記では「雷」と書いて「イカズチ」と読み仮名をつける。「イカズチ」は「イカ(能)ツ(助詞)字(聲)」であるから「イカツチ」と表記しなければ意味が通らない。「ツ」と云う助詞は「天つ脚子」「天つ国」と云う使い方をしているにも関わらず、「イカツチ」に関して「イカズチ」と表記すると「ス」と云う助詞を太平洋戦争後に発明したと考えなければならぬ。具体例3: 現在の表記では「雷」を「ヒザマク」と表記する。「雷」は「雷」をしたにつけてかかむ。「雷をあげ雷を地につけてかかむ。深い敬意や畏服の意を示す動作。」である。「ヒザマク」の「マ」の意味は未詳であるが、「ヒザ」+「マ」+「ズク」と表記して「雷をあげ雷を地につけてかかむ」にはならない。従って「ヒザマク」と表記すべきであり、太平洋戦争後に発明された奇妙な表記では発音する音は同じでも意味を全く考えないものである。この8割の地にも奇妙な表記は多々存在しており「雷」が「ヒザマ」+「ズク」と表記させる等、単に日本語の意味と表記を一致させたものに正すべきであると考えられる。</p>	学習指導要領等	文部科学省	個人	「イマズマ」の表記例 <a href="http://www.mdnet.co.jp/~to/inazuma/inazuma.html">http://www.mdnet.co.jp/~to/inazuma/inazuma.html</a>	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5010A	5010001	1	A	派遣法ネガティブリストから「港湾」の除外	中国、韓国ともアジアの国際ハブ港の地位を獲得する為に、巨大港湾開発を国家的プロジェクトとして積極的推進している。これに対し我が国の港湾の国際的地位低下は著しく、もはやアジアのハブ港の能力は中韓の後塵を拝するのみである。このような事態に陥った主因として労働者派遣法の不備を挙げざるを得ない。従って労働者派遣法を改正し我が国の港湾政策を世界に広げて競争できるものとするべきである。	・労働者派遣法のネガティブリストから港湾労働者を削除すること。 ・港湾荷役等に関しては山口組等の組織犯罪者集団が関わっている過去の経緯を鑑みて、港湾労働者の請負事業は認めず、派遣事業のみとし、事業許可に於いては警察庁、警視庁、国家公安委員会等警察行政機関による専決事項とし、所管・監督の権限も厚生労働省から警察行政機関に移管するものとする。	2003年の統計では釜山の取扱量は10411TEU(一TEUは二十フィートコンテナ一箱)。神戸は205万TEUではない、世界5位の釜山と世界30位にも入れない神戸の高落ぶりは、もはや釜山と競争して勝てるような水準ではない。 釜山は、利用コストの安さを武器に各国から貨物を集め、別の海外航路に積み替える「トランシップ(中継)貨物」を伸ばした。日本の国内の荷主も釜山に流出しており、日本の港のコストは国際競争力がないと断言できる。 10年10月20日(火)中央合同庁会5号館 労働者特別会議室に於いて開催された「中央職業安定審議会港湾労働部会」の議事録に於いても「港湾特有の問題もある」ということで、適用除外ということは新法においても変わらない旨を明記している」と明記していることと確認したのみである。「港湾特有の問題」をどのように解消し、国際競争にどうやれば勝てるのかとまうポイントは全く無く、港と行かざるを得ない。また、港と行かざるを得ないという点も、貿易政策上最大の弱点であると言わざるを得ない。 「港湾特有の問題」により港湾労働者を保護した事柄、貨物取扱量が激減し、ひいては雇用の喪失を懸したのであるからこのような世界戦略のヴィジョンを欠いた政策は直ちに転換せしめなければならないと考えられるものである。	労働者派遣法 港湾労働法	厚生労働省 国土交通省			個人
5011A	5011001	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方支庁に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の複雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続は行政書士も行うことで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。また、相続者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により違法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	法務省			個人	
5011A	5011002	2	A	示談交渉の行政書士への開放	弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。	交通事故損害額算定書の作成やクリーニング・オフの通知、その他、和解契約書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、負担を強いられている。また、現案には、弁護士に依頼する費用よりも少額の事件も多数存在し、泣き落としを強いるケースも見受けられる。示談交渉の代理を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。さらに、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により違法に交通事故損害額算定書等は作成されているため、権利に重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条に三百円を指す旨のものがあつたが、行政書士を三百円代表として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。なお、行政書士は行政書士法第1条の2において示談書の作成を業とすることが認められているのだから、行政書士法第1条の3第2号によって代理人として作成することも可能であつて、その際の交渉のみが弁護士法第72条ただし書きの「他の法律」に当たらないと解することは妥当でない。(弁護士法第72条ただし書きおよび行政書士法が改正された後に、この問題に関して最高裁が見解を示した事実はない。)	弁護士法第72条	法務省			個人	
5011A	5011003	3	A	「法律相談」および「法律事務」の表示の行政書士への開放	弁護士法第74条により、法律相談および法律事務を取り扱う旨の表示は弁護士以外に認められていないが、行政書士も表示が行えるよう、規制を緩和すべきである。	行政書士は行政書士法第1条の2において、契約書等の作成を業とすることが認められており、行政書士法第1条の3第2号によって契約書等を代理人として作成することも可能となっている。ところが、このように法律によって法律事務を業として扱われることが認められているにもかかわらず、弁護士法第74条第2項により法律事務を取り扱う旨の表示が禁止されているため、行政書士が法律事務を取り扱っていることを表示することが出来ず、弁護士の公正な競争に不当に干渉されている。また、行政書士は上記の業務に関する相談を業とすることも認められているが、弁護士法第74条第2項により「法律相談」と表示することが禁止されているため、公正な競争が阻害されている。そもそも、弁護士法第74条第2項は、「法律事務」「法律相談」を利益を出す目的で表示すると、弁護士が行っているものと誤解を招くことから禁止したのであって、「司法書士による法律相談と登記することは何ら問題がないもの」とされている。よって、行政書士も司法書士と同様に、「行政書士による法律相談」と表示する限りにおいては、弁護士法第74条に抵触しない限り問題ない。なお、「行政書士が法律事務は弁護士と異なり限定されているが」との反論が予想されるが、司法書士も限定されているのに表示が認められているのだから理由にならない。また、「行政書士業務の範囲が司法書士に比して市民に認知されていないから行政書士には認めない」との反論も予想されるが、それは弁護士法第74条第2項により表示が禁止されているため市民に認知されていないだけであるから理由にならない。さらに、司法書士には簡易裁判所での代理が認められたから登記が認められるのであって、行政書士には認められない」との反論も予想されるが、行政書士は代理人として契約書の作成を行うことが、行政書士業務として認められているのであるから、これも理由にならない。	弁護士法第74条第2項	法務省			個人	
5012A	5012001	1	A	士業団体の強制入会制の廃止	弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる士業団体(日本弁護士連合会、日本弁理士会等)の強制入会制を廃止する。	弁護士法、弁理士法等の改正により強制入会制に関連する条文の削除、変更を行う。	強制入会について士業団体が会員の意見を問わない実例として、2006年10月11日付で公表されたアンケート調査結果について、当該の所属団体は一般会員の意見を全く聞かずアンケートに答えている。強制入会制は団体職員、役員等の利権となっているため、その是非について会員に意見を求めたことには、当該の経緯上一度もない。また、懲戒手続に関する実例として、当該は大半特許事務所に所属する弁理士に文書で侮辱されたことを理由に当該弁理士の処分を求めたが、処分なしとの結論が出た上に反対に当該について日本弁理士会委員長名で懲戒手続が請求され、弁理士法違反の事実があったと通知され、現在処分待ちの状況である。なお、上記侮辱は書面(当該宛書簡及び審判事件弁致書)上明確である。	法務省、経済産業省(特許庁)、財務省、自治省、厚生労働省			個人	
5013A	5013001	1	A	既成思考の思维に対する学問の改革運動として審議学会の推進	この数年、処置なしの事例が発生し、単に前例が無い、または思维を超えたとの曖昧な玉虫色で終わっている。起きた教訓を無駄にせず学問的に取り上げ物心両面での国民生活向上に資するために私を問わず最高教育、研究機関かつ関心のある学者からなる審議学会で21世紀の思考方法を提唱する。例えば、必ずしも法制的や倫理的に規制しないが歴史問題となる事柄を、まず学問の世界から提議。但し、既成の組織では不能となるために新組織が肝要。その後、各々の参画。	現在は人間思考が人間を超えるも唯物化の傾向が著しい。教育現場でのいじめ発生等は教育の根幹を揺るがす。諸国問題は唯物かつ精神に閉りがあることから国民生活に重大な影響を与える。これらに共通していることがある。それは低学年も特定枠の思考に理性が束縛されているからで、脱イデオロギー思考が基本になれば論議の土壌にも芽生えられない複雑さがある。 例え、解決の方法として、どんな枠も論理的な解説で理解され解決の糸口が実例で証明される。	本々、近隣国との不和の要因にもなり、この解決は生活者、個々の生活化に寄与し、広くは新世紀の社会システム構築にまで関係する。 何故なら、わが国では現在、政治、経済、教育等の思维に無意識的な「罫」の存在がなされることから「イデオロギー」化の傾向が発生しやうい、その固定された自己意識を自覚させる思维作用が学問的に引き出すことで解決可能となること、この活動があらゆる分野に、未来志向の芽生えを生じさせ、国民生活に希望を与える礎となる。	教育基本法第17条	文部科学省			聖あけぼの大学(社団法人)



様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5015A	5015006	6	A	確定拠出年金制度の改善	拠出限度額の引上げおよびマッチング拠出の解禁の措置を講じる。	平成13年10月に導入された確定拠出年金制度は、5年後の制度見直しの時期を迎えており、本件も見直しの対象とすべきである。  (右欄より)	拠出限度額の引上げに関しては、少子高齢化が急速に進む中、加入者の保障の充実を図る観点から、限度額の引上げが必要である。本件については、確定拠出年金法施行令の改正により平成16年10月1日から限度額の引上げ(企業型年金:3.0万円または1.8万円または4.0万円または2.3万円、個人型年金:1.5万円→1.8万円)が行われているが、引上げ額は小幅であり、年金資産形成や既蓄の退職一時金制度からの移行のために十分なものではない。また、個人型年金の拠出限度額が企業型年金の拠出限度額に比して過小であるという問題は依然として解決されていないため、さらなる引上げを検討すべきである。マッチング拠出の解禁に関しては、他の企業年金(厚生年金基金・適格退職年金)では従業員にも掛金拠出が認められているにもかかわらず、確定拠出年金制度においては企業型年金加入者による追加拠出(マッチング拠出)が行えないことになっており、不合理的である。老後に必要な資金を自助努力で準備するよう促す観点からも、マッチング拠出を解禁すべきである。(※左欄に続く)	確定拠出年金法 第19条、第20条、第68条、第69条 同施行令 第11条、第36条	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会
5015A	5015007	7	A	確定拠出年金制度の改善	加入対象者の拡大の措置を講じる。		制度の加入対象者に、第3号被保険者(専業主婦、パートタイマー等)を加えるとともに、60歳以降も加入者資格を保持することが可能となるよう、加入者資格および資格喪失年齢を柔軟化すべきである。現状のままでは、例えば、拠出期間が短い加入者が退職して専業主婦等になった場合、拠出の継続が認められないため、将来において少額の給付しか得られないことが想定されるが、「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援する」という制度の趣旨に鑑みれば、この点は改善されるべきである。また、公的年金支給開始年齢の引上げや、高齢者雇用安定法の改正等に伴い60歳以降の就労が増加していることを踏まえ、60歳以降も加入者資格を保持することが可能となるよう、確定拠出年金の加入者資格および資格喪失年齢については、労使合意に基づいて柔軟に設定できるようにすべきである。平成13年10月に導入された確定拠出年金制度は、5年後の制度見直しの時期を迎えており、本件も見直しの対象とすべきである。	確定拠出年金法 第2条、第9条、第11条、第62条	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会
5015A	5015008	8	A	確定拠出年金制度の改善	退職課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できる制度を新設する。		現状、確定拠出年金の加入者は、原則として60歳になる前に年金を引き出すことはできない。60歳前の脱退一時金の受給は非常に限定された場合しか認められず、中途退職時に脱退一時金を受け取れないケースが多くなるため、中小企業等において確定拠出年金の導入を躊躇する要因の一つとなっている。病気も含めライフプランの変化等により資金を緊急に要するケースも想定されることから、退職課税等の措置を前提として脱退一時金を支給できるようにすべきである。平成17年10月より脱退一時金の支給要件が緩和されているが、まだ不十分な内容である。本規制改革が実現すれば、確定拠出年金制度導入を検討する中小企業が一層拡大することが見込まれる。平成13年10月に導入された確定拠出年金制度は、5年後の制度見直しの時期を迎えており、本件も見直しの対象とすべきである。	確定拠出年金法 第33条、附則第3条 所得税法	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会
5015A	5015009	9	A	確定拠出年金制度の改善	退職一時金制度から確定拠出年金制度への資産移換について、一括移換または分割移換年数の短期化を認める。		退職一時金制度から確定拠出年金制度への資産移換は4年から8年の間で均等に分割移換を行うこととなっているが、その間退職者が出るたびに全移換金を一括移換する等の事務負担が事業主に発生している。また、分割移換では移換途中で企業が倒産した場合、加入者の資産が十分に保全されない可能性もある。一括移換ないし分割移換の年数の短期化が図れば、そうした事務負担やリスクを軽減することができる。本制度改正により、確定拠出年金制度導入を検討する中小企業の一層の拡大が見込まれる。平成13年10月に導入された確定拠出年金制度は、5年後の制度見直しの時期を迎えており、本件も見直しの対象とすべきである。	確定拠出年金法第54条第1項 同法施行令 第22条第1項5号	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会
5015A	5015010	10	A	労働者派遣に関する規制の緩和	紹介予定派遣に限り認められている派遣就業開始前の面接を一般派遣にも拡大する。		紹介予定派遣(雇用を前提とした派遣)については派遣先による事前面接が認められているが、それ以外の派遣については事前面接が禁止されている。事前面接を解禁することで、雇用のミスマッチが解消され、求職者・求人企業の双方の利益につながる。	労働者派遣法第26条第7号	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会
5015A	5015011	11	A	労働者派遣に関する規制の緩和	派遣労働者への一定期間経過後の雇用申込義務を廃止する		派遣期間制限のない一定の業務について同一の派遣労働者を3年超受け入れている企業は、その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、既に受け入れている派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならないとされている。本規制により、新入社員を採用する際にも3年を超える派遣労働者への雇用申込義務が発生する場合があるため、企業の新規雇用および配属の自由度を低下させる要因となっている。特に、特定労働者派遣事業者(自前で常時雇用している労働者のみ派遣する事業者)から受け入れている派遣労働者の場合は、既に法律の目的である雇用の安定が満たされていることから、雇用契約の申込義務は不要と考える。	労働者派遣法 第40条の4、5	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5015A	5015012	12	A	労働者派遣に関する規制の緩和	派遣期間制限のない業務のうち、専門的な知識・技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務(いわゆる26業務)の見直しを行う。		労働者派遣法施行令第4条第25号において、「金融商品の営業関係の業務」に係る金融商品の範囲が「金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品」に限定されているが、金融商品販売法に規定する金融商品は投資商品のみであり、融資商品は一切含まれていない。しかし、融資商品の販売時には、例えば住宅ローンでは、顧客のライフサイクル、収入、家族構成、金利変動リスクなどを勘案したうえで、商品内容、返済計画、担保設定手続きなど多岐にわたる説明や相談に当たる必要があり、専門的な知識を必要とする。こうしたことから、本号における金融商品の範囲については、実情に即して見直すべきである。	労働者派遣法 第40条の2第1項第1号 同施行令 第4条第25号 労働者派遣事業関係業務取扱要綱(実務指針)第9-4	厚生労働省	(社)全国地方銀行協会	
5015A	5015013	13	A	有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、決算公告を免除する。		有価証券報告書の提出会社は、会社法第440条第4項により決算公告が免除されているが、銀行については、銀行法の規定により免除されていない。有価証券報告書はEDINETで公開されており、制度の目的はどうか、一般預金者を念めて置ても公開可能であるため、有価証券報告書を提出している銀行については決算公告を免除したとしても、一般預金者に対する情報開示が後退するとは考えられない。また、有価証券報告書以外にも、銀行はより詳細な情報を盛り込んだディスクロージャー誌の公開履歴が義務付けられ、その内容を自主的にホームページに掲載するなど積極的な情報開示に取り組んでおり、決算公告がなくても、一般預金者に対する情報開示の充実を図られている。	会社法第440条第4項 銀行法第20条第4～6項	金融庁	(社)全国地方銀行協会	
5015A	5015014	14	A	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。	(*右欄より) ②また、指定金では、有価証券や現金の担保差入れにかかる事務負担や現金担保差入れによる運用益の逸失などの負担が生じているが、これまで、担保差入れ、先当りしたケースは把握されておらず、必要性の薄れた法令による担保提供義務は、廃止すべきと考え。	地方自治法施行令では、地方公金の収納・支払いの事務について、指定金融機関(以下「指定金」)の責任(第168条の2第2項)を明記するとともに、指定金の担保提供義務(同第3項)を規定しているが、以下の理由から、法令による担保提供義務の廃止を要する。また、地方公金企業法施行令に同様の定めがあるため、併せて担保提供義務の廃止を要する。 ①上記担保の規定は、指定金等の破産や事業ミスによる損害賠償など広範な債務の履行を確保するためのものであるが、a. 収納・支払いにかかる地方公金は、仕切り中の決済債および決済用債として、預金保証法により全額保証されており、保全の必要性は増している。b. 収納・支払いの事務については、個別地公体と指定金が事務委託契約を締結しており、その中で、損害賠償責任および担保について定めている。こうした私法上の契約により担保の保全が可能であり、法令による担保提供の義務付けまでの必要性はないと考え。なお、同様の事務委託であるコンビニ収納等では、法令による担保提供義務はなく、整合性の観点から見直しの必要がある。(*左欄に続く)	地方自治法施行令第168条の2第3項 地方公金企業法施行令第22条の3第2項	総務省	(社)全国地方銀行協会	
5016A	5016001	1	A	共同生活援助(共同生活介護)における運営の規制緩和	知的障害者福祉法が定めるグループホーム(ケアホーム)設置対象者には、現状学校法人は含まれていない。しかし、その教育内容・教育実績によっては設置対象者たる資格が充分にあるのではないかと考え、規制緩和を求め。私共、武蔵野東学園は昭和39年の創立以来、宿舎型と自費型で分け隔てなく学友体制定合教育を実施。最上級校の高等専修学校では、平成18年3月現在520名の自費型児童を卒業させている。(企業就労:262名、福祉就労:180名、進学70名)また、卒業後も親子き後のことを考えた継続指導を展開している。	知的障害者福祉法に基づく知的障害者共同生活援助事業の運営主体は、①社会福祉法人、②民法に定める公益法人、③特定非営利活動法人とされている。②は具体的には財団法人、社団法人が現状である。そこ「運営に値する教育を実施している学校法人」と位置づけたい。それを受け、学校法人武蔵野東学園が設置するグループホーム(ケアホーム)を通して、共同生活援助事業(共同生活介護事業)を展開、真の自立に必要なスキルを身につけていきたい。	私共、武蔵野東学園では平成18年4月に学園独自で無認可の寮「友愛寮」を開校。その後、10月1日付で、特定非営利活動法人高等専修教育支援協会との業務委託契約の上でグループホームの認可をいただき、しかしながら、依然として業務委託契約の上で成り立っている為、入居者負担が大きいのが現状である。一方、業務委託を受けた当学園は、運営に必要な条件を満たし、入居者との信頼関係、教職との連携も充分である。故に、学校法人による直接運営が可能になれば、運営の質を高めること入居者の負担を軽減できると考える。	知的障害者福祉法 障害者自立支援法(第5条) 知的障害者地域生活援助事業実施要綱(運営主体)	厚生労働省	学校法人武蔵野東学園	添付資料1:武蔵野東学園の近況 添付資料2:自閉児就職先一覧
5017A	5017001	1	A	優良な留学生受入のための専修学校への年4回入学の許可	学校教育法施行規則第77条の6により、専修学校の入学時期は校長が定めることができることとなっている。この規定にも関わらず、文部事務次官通達により、入学時期は2回までとなっている。その為現在、日本語学校を専修学校とはとは、4月と10月の年2回入学としている。しかしながら、留学生の送り出し国である中国や台湾等からより優秀な学生を募集するには、この時期に加えて1月と7月の年4回とすることが望ましい。事務次官通達は、学校教育法施行規則の自由度を阻害し、専修学校の競争力を損なっているのを改めていただきたい。	日本に留学する中国人留学生のレベルの低下が近年指摘され、入国管理局は、学生のレベルを上げるよう指導を行っている。中国には日本のセンター試験に相当する統一試験という試験がある。現在入学を希望してくる多くの中国人留学生の学力は、統一試験で換算すれば200点から300点程度である。中国の大学への合格点は500点程度であり、非常に低い。統一試験400点から550点の学生層は、本事で実力が発揮できなかった。合格点には達しているが志望校に達しなかった層であり、十分な基礎学力や学習態度を身につけておらず、留学する可能性が高い層である。学生のレベルを向上するにはこの層をターゲットとするのが妥当である。統一試験は6月に実施される。一方で日本語学校の入学時期は10月に設定されており、ビザの申請の関係から履修の締め切りは5月末から6月に行う。統一試験を受験する者は、統一試験と留学の準備を同時にするが、次の4月に入学することになる。しかし、上記の学生層は統一試験の結果を見てから留学を考慮する学生が多い。このように学生のニーズに合わせて、株式会社立の日本語学校は、多数1月入学を実施している。専修学校の日本語科がこの層をターゲットとしたものである。台湾では高等学校が5月末に終了するため、7月から学習を開始したいとの要望が多い。これらのことから、4月、7月、10月、1月の年4回入学を実施したいが、学校教育法施行規則では認められるにも関わらず、事務次官通達でこれが阻害されている。当該事務次官通達を改めていただきたい。	昭和51年1月23日文管振85号 文部事務次官通達「学校法人法の一部を改正する法律等の施行について」第4、11-(5) 専修学校の学年の始期及び修期は校長が定めるところとことと学校教育法施行規則第77条の6)。なお、この場合、校長は学年の始期を年2回を超えて定めないようにすること。	文部科学省 文部事務次官通達 専修学校教育振興室	学校法人 清風明育社		
5018A	5018001	1	A	各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	①各法の技術基準はJISとの整合化を図っているが、まだ未達のものがあるため整合化して頂きたい。 ・溶接後熱処理温度の規定 ・溶接施工法確認試験の規定 ・安全車の規定 など ②法の中にJIS規格を直接引用する旨を記載して頂きたい。	①同様の機器を製作する場合でも、各法ごとに細かく照査する必要がある。 ②各法の規格はJIS規格をベースに、またJIS規格はASME規格をベースにしている。しかし一番ベースとなるASME規格が改定されても、各法の規格改定までには、JIS規格の改定を経て、さらに数年を要しており、最新のASME規格を適用することができない状況である。JIS規格の適用を法に直接記載することで、これらのタイムラグを大幅に解消できると共に、①の問題も解消できる。	高圧ガス保安法(特定設備検査規則など) 労働安全衛生法(ボイラ構造規格など)	経済産業省 厚生労働省	石油連盟		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5018A	5018002	2	A	防振機器検定制度に関する規制緩和	指定外国検定機関の防振検定合格証をもって国内検定合格として取り扱って頂きたい。なお、この際に提出する資料は、必要とする考え方を整理・基準化し、指定外国検定機関へ検定のため提出した資料として頂きたい。		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の要求に合致した資料の提出を求められるが、これを海外へ一かへ理解させ、要求に合った資料を準備するには多大な努力と時間を要する。</li> <li>検定に要する期間は、資料が揃えば3ヶ月程度とされるが、実際は4～6ヶ月である。申請後も追加資料、テスト修正、試供品の提出等の追加要求があり、対応に時間を要するためである。</li> <li>海外技術導入の際に、ライセウからは実績のある海外ライセウを指定されることが多いが、前述の理由で納期に関わらない事態が発生している。</li> </ul>	労働安全衛生法 (電気機械器具防振構造規格)	厚生労働省	石油連盟	
5018A	5018003	3	A	屋外貯蔵タンク休止制度の導入	<p>①消防火関係 当面の使用は想定されないものの、現行法令に基づく経過措置期間を超えて、中長期的に使用再開の可能性が残されているタンクを「休止タンク」として扱い、休止期間に関わらず、法令に基づく措置を講ずることによって再使用できるようにして頂きたい。</p> <p>②石油コンビナート等災害防止法関係 休止対象タンクが3点セットの最大保有台数の基準タンクとなっている場合、休止後は残存するタンクを基に新たに算定された3点セットの保有台数に家要することを可能にして頂きたい。</p>		<p>①現時点で中長期的な使用継続の経営判断が極めて困難なタンクを対象としており、備蓄対策等の中長期的な国の施策において、急な要請があった場合も柔軟に対応できることを想定している。</p> <p>なお、高圧ガス保安法においては、「休止施設」が導入されている。(高圧ガス保安法:第35条、コンビナート等保安規則:第34条、35条参照) また、労働安全衛生法でも同様である。(8「一」及び圧力容器安全規則:第45条、第80条参照)</p> <p>②実際に合わせた3点セットの配備とする。</p>	消防法 石油コンビナート等災害防止法	総務省	石油連盟	
5018B	5018004	4	A	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重複しているものはないが、機器側から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に高圧ガス保安法と労働安全衛生法の間では重複が解消されているが、消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法の間には重複の問題が残っているため、この検討がスケジュールを明確にして頂きたい。</p> <p>例:工事に伴う変更許可申請において、気液混合の機器、製造所として許可したエリアに位置する機器、危険物施設の装置上一体の機器で重複適用されている。</p>		平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」報告書に、今後の取り組み課題として「機器毎の重複を解消する」とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の運用整理を要するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消法としては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法	総務省 経済産業省 厚生労働省	石油連盟	
5018A	5018005	5	A	タンク底板溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検における底板溶接部の検査については、タンク製作時または一度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとして頂きたい。		保安検査における溶接部検査の結果、また不適合が認められるとあるが、その内容を明らかにすると共に、不適合の発生部位も明らかにし、欠陥の種類、発生部位、許容欠陥寸法などを詳細する官民共同の委員会を設置し、検討することで解決できると考えられる。	消防法	総務省	石油連盟	
5018A	5018006	6	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げ、第3石油類の一部と第4石油類を外して頂きたい。 引火点区分については、国産で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直しを頂きたい。		<p>①平成17年度「危険物施設の火災の出火原因物質等及び推移」より、第3石油類の火災件数は24件、第4石油類は16件とある。危険物施設1万施設あたりの火災発生件数は3.68、第4類では1.99、更に第3、第4石油類については、引火点を切る低い水準となる。特に屋外貯蔵タンクでは第3石油類で0.0007、第4石油類はとら極めて低い。</p> <p>②地震火災は主に一般取扱所であるが、タンク量が小さく潜在危険性も小さい。タンクの場合でも第3、4石油類は阪神淡路大震災で火災発生はない。</p> <p>③危険物保安技術協会の高引火点危険物の実態では、非現実的な特殊条件で火災の発生が評価されている。</p>	消防法	総務省	石油連盟	
5019A	5019001	1	A	国民健康保険の各種届出における申請対象者の緩和	国民健康保険の各種届出における申請者は世帯主となっているが、国民健康保険法の規制の緩和により、窓口に来たかたでも申請ができるように、認めていただきたい。	国民健康保険は被保険者が所属する世帯の世帯主が納税の義務を負うが、併せて規制世帯主制の上で制度を運用していることにより、各種届出は、世帯主が行うこととなっている。 しかし、実際に届出に来るかたは世帯主以外の家族が来られるのが現状である。この場合、世帯主以外のかたが世帯主名を書くといった矛盾や、場合によっては委任状が必要となり、受付受理に時間を要するなど、迅速な対応ができなくなっている。 そのため、同一世帯にいる方であれば誰でも申請ができることで、行政手続きの簡素化及び事務の迅速化によるサービス向上を図る。	当該規制緩和措置により、国民健康保険の手続きにおいて、本人に関する届出にも関わらず、世帯主の届出が無ければ受理できないといった理不尽さ、世帯主申請から同一世帯員申請にすることで解消され、住民サービスの向上を図られると考えるため。	国民健康保険法 第9条	厚生労働省	新潟県妙高市	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5019A	5019002	2	A	国有林野更新使用許可申請手続きの簡素化	国有林野更新使用許可期間(現行3年間)を、許可内容に変更がない場合に限り、国有財産法第21条で定める土地及び土地の定着物の最長貸付期間である30年間に延長していただきたい。	当地域(妙高市)においては、赤倉体育センター、駐車場、県営赤倉シャンツェ敷地は国有林野内に位置し、この更新使用については許可期間が3年間とされているが、使用許可物件や指定用途に変更が無い場合は、最長30年まで自動更新とする旨の条項を使用許可書の中に明記することし事務手続きの簡素化を図るものである。	国有林使用許可にかかる更新使用については許可期間が3年間とされているが、使用許可物件や指定用途に変更が無い場合は、最長30年まで自動更新とする旨の条項を使用許可書の中に明記することし事務手続きの簡素化が図られるため、なお、使用料については地価の動向等もあることから従来のとおり見直しをするものとする。	国有林野の管理経営に関する法律 第7条 国有財産法 第21条	林野庁	新潟県妙高市	
5019A	5019003	3	A	農業用施設用地の地目認定基準の緩和	固定資産評価基準及び通知により、農業用施設用地の地目認定について、施設内部において耕作が行われていない場合、宅地及び雑種地として認定するとされている。同基準の緩和により農地上で農地と判断された農業用施設用地について、農地として認定するよう認めていただきたい。	妙高市においては、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農業生産法人以外の法人の農業参入の緩和が図られ、新農法(精法)による大規模農業用施設での大葉やハーブの栽培が行われている。この栽培用の農業用施設用地については、農地上では地目(農地)と判断され、農地法における転用許可の対象とはなっていない。しかし、固定資産評価基準及び通知では、施設内の耕作状況(土壌に労費を加え肥培管理を行っているかどうか)によって地目の判断を行い、施設内部で耕作が行われていない場合、「宅地」又は「雑種地」として認定するとされている。農業技術の進歩により、新農法(精法)が構築されている現在、妙高市の荒廃農地が多く存在する地域において、農地上「農地」と判断された農業用施設用地について、この基準を緩和することにより、荒廃農地の解消を図り、また新たな産業立地にもつながり、地域の発展に寄与する。	課税地目の認定については、基本的に不動産登記法の取り扱いと同様であり、不動産登記簿上の地目と現況の地目が一致していない場合には、不動産登記簿上の地目にかかわらず現況の地目によって認定することは認識している。また、農業用施設用地については、施設内部での耕作状況(土壌に労費を加え肥培管理を行っているかどうか)によって地目を判断することは認識している。したがって、農業用施設用地の認定基準を緩和することは、既存施設用地の詳細と異なる可能性がある。このようなこと、実地調査により既存施設用地の把握し、農地法における転用許可を受けた農業用施設用地は現行基準を遵守することし、農地上で農地と判断された農業用施設用地について実施したいものである。	地方自治法(昭和25年法律第226号)第388条 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第1章第1節(2) 農業用施設用地の評価等に関する留意事項について(平成11年9月29日自治評第40号通知) 施設園芸用地の取り扱いについて(平成14年4月1日13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長名回答)	総務省	新潟県妙高市	
5020A	5020001	1	A	道路標示の一元化	道路管理者の指示標示を公安委員会の規制標示とみなす	多車線道路の交差点手前における矢印の進行方向標示について、道路管理者が設置した指示標示でも、公安委員会が進行方向別通行区分の指定(告示)をすることで、公安委員会が設置する規制標示と同様の規制効果を持たせることができるものとする。	交差点手前の矢印標示は、規制効力のない指示標示として道路管理者が設置する事例が多いようであるが、右左折車線が複数ある場合には、道路交通法34条(右左折の方法)に矛盾するケースが見られる。道路管理者の標示を公安委員会の規制標示とみなすことで、この問題が解決できる。	道路交通法(第34条、第35条)	公安委員会、道路管理者	川村修二	路面矢印標示の規制効力は、一般ドライバーにはわかりにくく、矢印に従ったら違法行為、という状況も起きている。本来は公安委員会が通行区分の指定の元に標示すべきものであるが、現実には大多数が道路管理者が標示している現状から、「みなし規定」による対応が現実的と思われる。
5020A	5020002	2	A	道路標識の省略	進行方向別通行区分標識の省略	多車線道路の交差点手前における通行区分の規制を表わす標識は、路面標示があれば省略できるものとする。	進行方向別通行区分を表わす標識は、道路中央に張り出して設置するため設備が大掛かりになり、予算措置及び設置協議等により設置が間に合わず、その結果規制告示が遅れる等の支障をきたしており、路面標示のみでの告示が可能とすることで、迅速な対応ができ、これらの問題が解決できる。	道路交通法(第35条)	公安委員会	川村修二	標識設置が理想であるが、路面への予告標示や案内標示で、標識の代替は可能と思われる。「要領1」の、「道路標識の一元化」と一体的実施で効果を得、若手県のように、既に標識を省略した通行区分の告示をしている公安委員会もあり、対応の統一も必要。
5020A	5020003	3	A	最高速度規定の見直し	最高速度規定について、一定範囲内の速度超過は違法とならないようにする	法定速度及び規制速度において、一定の範囲内の速度超過は、最高速度違反としない、とするよう法改正を行う。(例えば、一般道路10km/h、自動車専用道路15km/h等)	道路交通法の最高速度規定は、これを少しでも上回ることを認めておらず、厳密に守らうとすると、道路状況等によっては、極めて円滑さを欠き、交通の流れを妨げる状況になることがある。一定の範囲内の運転者の数値による速度超過は違法としない、とすることで、むしろ交通の安全、円滑が図れるものと考えられる。	道路交通法(第22条)	公安委員会	川村修二	「1km/hでも超えると違法」とする現行法を厳密に守るのは非常に困難な状況で、「合法的に安全、円滑に走りたい」というのが美意識の主旨であり、最高速度の緩和を求めたものではない。「速度超過の取締」とならないよう、一定範囲を超える速度超過の罰則強化等の措置も必要と考える。
5020A	5020004	4	A	歩道前での一時停止規定の見直し	歩行者等がないことが明らかな場合の一時停止は不要とする	道路交通法第17条2項における、歩道進入時の車両の一時停止規定について、「歩行者等がないことが明らかな場合は除き歩行もしくは一時停止をしなければならない。」というように条文に改める。	この規定の主旨がほとんど浸透していないと思われる状況もあり、特に右折横断による歩道への進入の場合等、明らかに歩行者等への支障がない場合での一時停止は、かえって他車との衝突の可能性もあり、歩行者等がないことが明らかな場合にまで一時停止義務を課す必要はないと考える。	道路交通法(第17条)	公安委員会	川村修二	現実問題としてほとんど守る人が見られない状況の中での一時停止は、他車から見れば想定外の動きとなり、かえって危険な状況を作り出すこととなる。「横断歩道等における歩行者等の優先」(道路交通法第98条)と同様の規定とすることで、安全性も確保できるものと思われる。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5020A	5020005	5	A	歩道上駐停車禁止の明文化と罰則強化	車両の歩道上へ駐停車について、駐停車禁止場所の一覧に明記する。	歩道上を、明確に「駐停車禁止場所」とし、道路交通法第44条の「停車及び駐車を禁止する場所」に「歩道上」を明記する。	歩道上の駐車について、現状は判例を基にした、道路の左側端に沿わない、「駐車の方法違反」を取締まり根拠としているようであるが、歩行者保護の観点からも極めて悪質な、事例も多い行為に関する法的根拠としては希薄であり、さらに厳しい駐停車禁止として取締まれるよう、明文化が必要と考える。	道路交通法(第44条、第47条)	公安委員会	川村修二	本来車両が走行してはいけない場所を駐停車禁止とすることに対する議論もあろうが、罰則に見かける行為であり、根拠を明確にする必要はあると考える。また、道交法47条2項で、「車道の左側端」ではなく「道路の左側端」としているのも紛らわしい表現である。特に、点字ブロック上や歩車道にまたがる駐停車等、具体的な行為を対象とした罰則規定も検討していただきたい。
5021A	5021001	1	A	使用済空気清浄機の収集、運搬、処分規制の徹底	産業廃棄物処理業の許可を受けていなくても産業廃棄物として処理されている使用済の自動車用空気清浄器を回収して、再利用再使用することを可能とする。	使用済の空気清浄器を再生し、資源の有効活用と、ゴミの減量を目指す。具体的には、全国の自動車ディーラーや自動車整備業者等によって廃棄されている使用済空気清浄器は、殆ど全てが濾過紙部分の目詰まりのために使用不能となって廃棄されている。これを廃棄された使用済の空気清浄器を回収して、濾過紙の部分を取り除き、その部分を新しい濾過紙に交換したり、濾過の機能をもつ別の素材に取り替えたりして、廃棄物を再生し、環境保全に役立てる。	自動車用空気清浄器は、取替部品として一定期間、あるいは一定の距離を走行しているうちに徐々に汚れがひどくなって、使用不能となり交換するようになっている。交換して使用済みとなった空気清浄器は、廃棄物として処理される。この廃棄された空気清浄器を回収して再生し、再利用、再使用することは、資源の有効活用及びゴミの減量につながる。更に、濾過と同時に空気を改質させる機能を併せ持つ素材を濾過紙を取り替えた部分に取り付けることで、その空気清浄器を通過する空気が改質される。その結果、気筒内での燃焼効率が向上するため、燃費が良くなり、排気ガスがきれいになりして二酸化炭素の排出も低減する。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第1条 再生資源の利用の促進に関する法律 第1条	環境省 経済産業省	池本勝彦	
5022A	5022001	1	A	国・地公体等の公的機関向け金融債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金融債権については、売買契約・譲渡契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金融債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売却債権担保融資を行うに当たり、承認等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		全庁庁、地方公共団体	社団法人 第二地方銀行協会		
5022A	5022002	2	A	不動産譲渡登記制度の公示性の強化	登記された担保目的の不動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の不動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この不動産譲渡の譲受人に対抗することができるようにする。	不動産譲渡登記制度により、不動産担保の公示性は増しているものの、占有改定による先行の譲渡担保に劣後する恐れがあることから、企業が不動産を活用して行う資金調達の円滑化を阻害している。	不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条	法務省	社団法人 第二地方銀行協会		
5022A	5022003	3	A	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体等を加える。	コミットメントライン契約は、中小企業等にとっても安定的な資金調達のための有益な手段であり、中小企業の資金調達手段の多様化を図ることが可能となる。なお、「各庁からの再回答について」(平成18年8月14日)では、「優越的な地位を濫用し、…『借り手』にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがある。」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めていることから、そうした事態は生じないと考える。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人 第二地方銀行協会		
5022A	5022004	4	A	銀行による農業生産法人の株式保有解禁	銀行が、農業生産法人の構成員(株主)となることを可能とする。	農業生産法人が銀行を取引金融機関とする動きがある中、取引銀行が株主となることが可能になれば、農業生産法人の資本増強・経営安定・信用力向上等に資するほか、地域における農業振興にも寄与すると考えられる。また、地域銀行にとっても、地元の農業生産法人との関係強化や支援に取り組むことが可能となる。	農地法第2条第7項	農林水産省	社団法人 第二地方銀行協会		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5022A	5022005	5	A	新規解禁保険契約の保険募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の撤廃	新規保険契約(平17.12.22からの新規解禁商品)の募集における融資先販売規制のうち、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制を撤廃する。		「各省庁からの再回答について」(平成18年8月14日)では、「モニタリングの結果必要な場合には見直しも検討する」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めており、圧力販売の可能性はないと考えられることから、本規制は速やかに撤廃すべきである。 なお、実務的にも、保険募集時に、①顧客の勤務先、②当該勤務先が融資先であるか、③当該勤務先の従業員の人数を確認することは、極めて煩雑である。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第3項、212条の2第3項、212条の4第3項、212条の5第3項	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022006	6	A	保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃	保険業法上の非公開(金融・保険)情報保護措置を撤廃する。		銀行が保険募集を行う際に非公開金融情報を利用する場合には、事前に同意を得る必要があるが、銀行が保険以外の金融商品を販売する場合にはこうした規制はないことから、顧客にとって分かりづらく(顧客の理解を得ることが難しい)。また、本規制は、銀行以外の代理店(証券会社等)は対象外であり、公平性を欠くことから、保険商品の全面解禁(平成19年12月予定)を契機に、本規制の見直しが必要である。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「銀行等が、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている」とされているが、銀行は、「個人情報保護法」(平成17年4月施行)に基づき、情報の管理を厳格に行っており、安易な流用による契約者保護上の問題は生じないと考える。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第2項、212条の4第2項、212条の5第2項	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022007	7	A	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。または、圧力募集等の態念がない法人募集代理店(銀行等)は適用除外とする。		構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、一律に募集を禁止しているため、従業員からの自発的な申し出等にも対応できず、利便性の観点から速やかに見直しが必要である。	・保険業法第300条第1項第9号 ・保険業法施行規則第234条第1項第2号 ・平成10年大蔵省告示第238号 ・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(7)①	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022008	8	A	銀行が販売できる長期火災保険に全てを事業の用に供する建物の追加	銀行が販売することができる長期火災保険の対象に、全てを事業の用に供する建物を追加する。		全てを事業の用に供する建物の取得にあたって銀行の融資を利用するケースが多いことを踏まえると、銀行において、そうした建物を対象とした長期火災保険の販売が可能となれば、融資と同時に融資銀行での保険行保が可能となり、顧客利便性が向上する。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「全てを事業の用に供する建物の所有者(融資を受けた者に限る。)」は、「圧力販売につながるような融資先」に該当する」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めていることから、そうした事態は生じないと考える。	・保険業法第275条 ・保険業法施行規則第212条第1項 ・保険業法施行規則第212条第2条第1項	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022009	9	A	信託代理店における不動産関連業務の解禁	信託銀行への取り次ぎ等を行う信託代理店の取扱業務として、不動産の売買・賃貸の媒介等の不動産関連業務を認める。		不動産の売買・賃貸の媒介等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となり、顧客利便性が向上する。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年8月14日)では、「不動産の売買等不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不公正な取引が生じる恐れがある」とされているが、あくまで信託銀行への取り次ぎ等を行う信託代理店の取扱業務であり、不動産関連業務に係るリスクや不公正な取引が生じる恐れは少ないと考える。	・金融機関の信託業務の業態等に関する法律第1条 ・金融機関の信託業務の業態等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の業態等に関する法律施行規則第3条	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022010	10	A	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	銀行に開示が義務付けられている「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」について、一元化する。		地域金融機関は、利用者の目線に立ち、充実した分かりやすい情報開示の積極的な推進に努めているが、リスク管理債権と金融再生法開示債権については、その開示の根拠や対象が異なるものの、一般預金者にとっては両者の違いを理解することは難しい面がある。公表不良債権の一元化は、一般預金者の理解促進および銀行の事務負担軽減につながる。 なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみでは開示が不十分であるということ導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は国際比較上意義があるとされているが、不良債権の処理が進み、両者の境目が大きくなってきていることや、国際的に活動していない地域銀行が多くあることも勘案すべきである。	・銀行法施行規則第19条の2 ・金融再生法第6条、第7条 ・金融再生法施行規則第4条、第5条	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5022A	5022011	11	A	会社法の決算公告不規定の銀行および銀行持株会社への適用	銀行および銀行持株会社についても、会社法における、証券取引法により有価証券報告書を提出した株式会社における決算公告不規定の適用を適用する。		「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「銀行の決算公告は、一般大衆である預金者への情報開示であり、有価証券報告書は、投資家の保護であることから制度の目的が違ふ」とされているが、銀行および銀行持株会社は、決算公告以外にも預金者に対して積極的な情報開示に取り組むなど、一般企業以上に情報開示に努めていることから、決算公告を不要とした場合でも、一般預金者への情報開示は確保される。	銀行法第20条、第32条の28、第57条 会社法第440条第1項、同第4項	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022012	12	A	銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等の第三者割当増資手続きの緩和	銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合や、銀行間の資本提携等により株式等を引受ける場合については、法令等遵守の問題が生じる恐れがないことから、公募増資と同様の取り扱いとする。		銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等は、監督指針が第三者割当増資として想定している「預金及び貸金等の業務を営む銀行が取引先に対し直接割当を行う」場合とは異なり、「資本充実の原則」の遵守や「優越的な地位の活用」の防止等の観点から不適切な対応が行われることはない。	・銀行法第53条第1項第4号 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-1-4	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022013	13	A	裁量労働制の対象業務の追加	高度な専門知識を有する者等が行うコンサルティング業務を追加する。		裁量労働制のあり方については、現在、「労働政策審議会労働条件分科会」で検討されているが、銀行業務における比重が高く、かつ専門性を有するコンサルティング業務が対象業務に追加されれば、多様化する銀行業務の中で、実態に応じた柔軟なサービス提供が可能になり、サービスの質の向上に資することから、速やかに同業務を追加すべきである。	・労働基準法第38条の3、第38条の4 ・労働基準法施行規則第24条の2の2 ・労働省告示第7号(平成9年2月14日) ・労働省告示第149号(平成11年12月27日)	厚生労働省	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022014	14	A	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針「その他の付随業務」への例示の追加	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に記載されている「その他の付随業務」の例示として、ノーアクションレター等により既に認められた業務を追加する。		「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「金融機関が営める」その他の付随業務の取扱いについては、ノーアクションレター制度を活用した個別具体的な事例を参照する旨を監督指針に記載すること等により、「その他の付随業務」の取扱いの一層の明確化に努めることを検討し、平成18年度中に結論を得るとされており、速やかに実施すべきである。 例示が追加されることにより、その他の付随業務がより明確化されるとともに、今後のノーアクションレターの活用促進も期待できる。	・銀行法第10条第2項 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022015	15	A	銀行グループと他の金融機関グループとの従属業務を営む子会社の共同設立における収入依存度規制の緩和	銀行グループと他の金融機関グループとの従属業務を営む子会社の共同設立における収入依存度(90%以上)を緩和する(例えば単独の銀行グループの場合(50%以上)と同様とする)。		単独の銀行グループの従属業務を営む子会社の収入依存度が50%以上とされているという実情や、銀行等の経営の一層の効率化(例えば複数の銀行による従属業務を営む子会社の合併等)を図る観点から、銀行グループと他の金融機関グループとの従属業務を営む子会社の共同設立における収入依存度規制を緩和することが必要である。	・銀行法第16条の2第1項第11号 ・銀行法施行規則第17条の2、17条の3 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1 ・金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示(案))	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会
5022A	5022016	16	A	銀行の子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～21号に定める業務(現金・小切手等の輸送業務、現金小切手等の集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、収入依存度規制を撤廃する。		収入依存度規制は、他業禁止の趣旨を踏まえ、子会社が営む一般事業に起因する異種のリスクが親銀行に波及すること等を防止する観点から設けられているが、①親銀行の子会社に対する適正な管理・監督態勢が構築されていること、②子会社自身も適正な内部管理体制の構築に努めていることから、特に顧客ニーズが強い集配金業務等については、撤廃すべきである。	・銀行法第16条の2第1項第11号 ・銀行法施行規則第17条の2、17条の3 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1 ・金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5022A	5022017	17	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)の撤廃等について、速やかに実施する。		事業性ローンに係る信用保証が追加できれば、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスの提供が可能となる。	・銀行法施行規則第17条の3第2項第3号 ・金融監督庁・大蔵省各第9号(平成10年11月24日)第1条 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会	
5022A	5022018	18	A	労働者派遣事業における派遣期間の上限が適用されない業務(いわゆる26業務)への貸出関連商品の取扱い等の追加	26業務の対象に、貸出関連商品に係る説明・相談・申込みの受付・契約の締結等の業務を追加する。		「顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品」として、金融商品販売法に規定する金融商品(預金、投資信託、株式等)の販売の対象となるものが定義されているが、貸出関連商品に係る説明等の業務についても、これらと同等レベルの専門的知識が必要であり、除外する理由はない。なお、「各省庁からの再回答について」(平成18年1月17日)では、「貸出関連商品の販売」は、様々な業務が含まれるものであり、専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて検討するための具体性がなく、「可否について回答することは困難である。」とされているが、具体的な業務内容としては、貸出関連商品に係る説明・相談・申込みの受付・契約の締結等の業務が考えられる。	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 同施行令 第4条第2号 ・労働者派遣事業に関する実務指針(労働者派遣事業関係業務取扱要領)第9-4-(25) ・派遣先が購すべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2-3	厚生労働省	社団法人 第二地方銀行協会	
5022A	5022019	19	A	証券外務員登録時における登録申請書の添付書類の廃止	登録申請書への「履歴書」「住民票の抄本又はこれに代わる書面」および「誓約書」の添付を不要とする。		「履歴書」および「住民票の抄本又はこれに代わる書面」は、登録申請者である金融機関側が確認することにより、あえて申請書に添付することは不要と考えられる。 また、「誓約書」についても、登録申請者(金融機関)側が欠格事項に該当しないことを確認することで添付不要と考えられる。	証券取引法第65条の2第5項で適用する第64条第3項および第4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第41条	金融庁	社団法人 第二地方銀行協会	
5023B	5023001	1	B	行政書士制度の廃止 行政書士業務の国民への開放	行政書士制度を廃止し、行政書士業務を広く国民全体に開放すること		1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言えるもので、各種メディアの発達、教育の徹底がなされた今日においては、制度それ自体が不要なものである。 2. 行政書士は、日本全国で39,085名存在する(平成18年7月1日現在)、とて、行政書士法第2条により、行政書士となる資格を有する者は、弁護士4,063名(第3号)、公認会計士16,268名(第4号)、税理士69,193名(第5号)、国家公務員約48万5千名(第6号)、地方公務員約154万5千名(第6号)、合計約211万5千名。実に国民の100人に1名以上(1.75%)が該当することになる。これに加えて多数の公務員退職者及び行政書士試験合格者で、未登録の者がいる。このような資格が、専門性を有しているとは、到底認めがたい。(その他欄に続きあり)	行政書士法第1条の2、1条の3	総務省	個人	3. 行政書士には、弁護士法第72条、司法書士法第73条1項、弁理士法第75条、公認会計士法第47条の2、税理士法第52条等において、その職種以外の者が業務を行うことを禁止している事項に反し、違法行為を公然と行う者が非常に多い。また、これを取り締まるべき立場にある、日本行政書士会連合会及び各行政書士会も、これらの行為を事実上黙認している状態にある。このような態勢ができていない、倫理観のない職種は不要である。 4. 平成19年から施行される「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(通称「ADR促進法」)では、行政書士にADR手続の代理権は認められていない。これは、国家が行政書士を「法律家」として認めていないことの現われである。このことからすると、行政書士は、もはや業務独占資格とは言えず、その専門性の無さ、低さとあわせて考えると、その業務を一般国民に開放しても、特に支障はない。
5024A	5024001	1	A	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	完全週休2日制を実施し、年所定労働時間協定において週平均40時間を下回る協定を結んでいる場合には、清算期間1ヵ月の所定労働時間を「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」としても、ご懸念の不当な長時間労働を助長することにはならないと考えられる。 上記のような条件の下であれば1ヵ月の所定労働時間の計算方法を「1日の所定労働時間×清算期間の所定労働日数」と出来ることとする。もしくは、連続4要件のうち、特に「329日目を起算日とする1週間における実際の労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと」との要件を撤廃することを要する。	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の回りがにより総労働時間が労働時間の総枠を超えることがある。このような問題に対応するため、行政解釈により、 ① 清算期間が1箇月であること ② 清算期間を過ぎて春休み等2日以上休日日が確保されていること ③ 当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと ④ 清算期間における労働日ごとの労働時間がなおなお一定であること の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間当たりの労働時間について、「(清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間)÷(清算期間における最初の4週間の労働時間)÷5」としても差し支えないとしている。	週休2日、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。	労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・6月度の再要望 ・当委員会重要項目
5024A	5024002	2	A	有期労働契約に係る規制の緩和	働き方・雇い方の選択肢を広げ、新たな雇用の創出と企業活動の活性化を図るため、有期雇用契約期間については、全ての職種で最長5年の締結が可能となるよう要望する。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を原則3年(一定の場合には5年)に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・6月度の再要望

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5024A	5024003	3	A	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	多様な働き方が認められ、「長期雇用慣行を前提とした雇用の安定」という考え方が根拠を失われ、個々人の就業意識がますます多様化し、仕事と生活のバランスの取れたライフスタイルの選択が認められる方向にある中において、派遣期間の規制は、派遣労働を派遣した者にとってもその選択の自由を阻害されるものと考えられることから、規制をなくすことを要望する。	平成16年3月から、専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限について、最長3年とされたところである。	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・6月度の再要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024004	4	A	1年単位の变形労働時間制の規制緩和	経営環境が激変する中においては、業種の業種に対し柔軟に対応することが求められる。そのような中、1年単位の变形労働時間制は、年間を通じた業務の量に対応するためには大変有効な制度である。しかしながら、現行の厳格な条件が急激な変動に対応できない場合が出てきている。突発的な事情等への対応のために、例外措置を設けるなど、現行の要件の緩和を要望する。	1年単位の变形労働時間制にかかる要件は次のとおりである。 ①対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該各期間の初日の少なくとも30日前までに厚生労働省令で定めるところにより、当該各期間における労働日ごとの労働時間を定めなければならない。 ②対象期間において連続して労働させる日数の限度は6日(特定期間においては1週間)に1日の休日が含まれることである。 ③1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間。 ④対象期間が3か月を超える場合、48時間を超える週の制限は連続3週以内、かつ、対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間中に48時間を超える週の初日は3以内、等	経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷を正確に予測することは困難である。また就労環境・作業負荷の軽減が進む中で、現行の規制は、業務の繁忙への柔軟な対応が妨げられている。	労働基準法第32条の4 労働基準法施行規則第12条の4	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・6月度の再要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024005	5	A	労働者派遣事業と請負により行われる事業区分の見直し	請負先会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理することが規定され、賃借契約による確保が求められており、これにより賃借する機械・設備等の分割・金銭評価が求められるが、これらの算定は極めて難しく、実務的な負担も大きい。機械・設備等を請負先から賃借する方が経済合理性が高い場合には、賃借契約のみでも請負の要件を侵害するものではないと思われる。よって請負先会社の機械・設備を使用するにあたっては、その使用するための賃借契約のみとし、分割・金銭評価に関する事項の確保を要望する。	労働者派遣事業は、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行った場合を除き、禁止されている。 ・請負により行われる事業と労働者派遣事業との判断的区分を行うため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を定め、この基準(業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること)等自己の雇用の労働者の労働力を自ら直接利用するものであること、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること、契約の形式が請負契約であっても、労働者派遣事業であると判断している。	請負先会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理することが規定され、賃借契約による確保が求められているが、賃借する機械・設備等の分割・金銭評価が極めて困難であり、実務的な負担が大きい。 ・また、この条件が、労働者派遣事業と請負の事業区分と示されているが、これは労働者派遣と請負事業の区分基準としての本質的な要素ではない。	労働者派遣法第2条第1号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和61年労働省告示第37号)	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・6月度の再要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024006	6	A	企画業務型裁量労働制の適用対象業務の拡大、および深夜・休日規定の撤廃	自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、企業にとっても労働者にとっても、「仕事の質・成果」を追求出来、生産性の向上、競争力の強化が期待できるようにするためには、企画業務型裁量労働制の現行の対象業務以外で、労働時間の長さや成果が比例しない自己裁量の高いホワイトカラー労働者にも適用できるよう対象業務の拡大を要望する。 また、業務遂行にあたって労働者の裁量性を重視した柔軟な働き方が可能としながらも、深夜や休日に係る労働時間規定が適用されることにより、その柔軟な労働が阻害されているとみえる。労働者の健康確保措置を企業の義務として十分に確保し、また労働法第35条及び第39条の適用を継続した上で、労働者の裁量性を拡大し、個人が仕事と生活の調和を図る中で労働意欲や生産性の向上を図れる環境を整備するためにも、深夜や休日に係る規定の適用を除外することを要望する。	企画業務型裁量労働制については、平成16年1月1日の法改正により一部の要件・手続き等について緩和されたものの、現行制度においてもその対象業務は「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」に限られており、当該業務の性質上これを適切に遂行するに、その遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要がある」との旨に限定されている。 また、その業務の遂行を大幅に労働者の裁量に委ねるとしながらも、みなし労働時間制により、深夜および休日に関する規定の適用は排除されていないこと、また勤務状況の把握が義務付けられている。	企画業務型裁量労働の対象業務は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するには、その遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要がある」と非拘束に限定されたものになっている。 また、あくまでみなし労働時間制であるため、休日や深夜等に關する労働時間管理が必要であることから実質的な労働時間の裁量幅も狭く、多様化するホワイトカラー労働者の働き方にマッチしていない。	労働基準法第38条の4	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・平成16年11月度の再要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024007	7	A	管理・監督者に対する深夜業の増賃金支払い義務の見直しの早期実施	使用者と一体的な立場にある管理監督の立場にある者は、必要に応じ深夜業を行うことが求められる。但し、これは夜勤等が含まれる業務でない以上、常態として生じるものではない。現行の管理監督の立場の者に対する深夜業規制の適用除外について早期に実現すべきである。	管理監督の立場の者は、労働法第41条により、同法第4章および第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定の適用除外となつてはいるものの、深夜業に関する規定は除外されず、管理監督の立場の者であっても、深夜に労働した場合は増賃金を支払わなければならない。	管理監督の立場にある者は、労働時間、休憩、休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されており、労働時間の規制はなじまない。	労働基準法第37条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・平成16年11月度の再要望 ・当会重点要望項目
5024A	5024008	8	A	従業員個人情報の第三者開示に係る指針の見直し	労働者の出向、転籍等に係る場合など人事管理上必要な場合において、人事管理上必要な範囲で出向(候補)先、転籍(候補)先に労働者の個人情報を提供することは、第三者提供にあたらぬ旨を指針及び同解説において明示すべきである。	指針において、従業員個人情報を第三者に開示する場合、就業規則の定めや入社時(労働契約締結時)の包括的な同意だけでは足りず、開示の都度同意を得ることが望ましいとの行政の見解が示されており、民間企業にとって事実上規制に近いものとなっている。	労働者の出向・転籍などを検討する際、出向(候補)先、転籍(候補)先企業が受け入れの検討・判断を行ううえで労働者の個人情報の開示・提供が不可欠だが、開示・提供の都度労働者の同意が必要となると、労働者は開示に同意しないことで出向人事に対する事実上の拒否権を持つこととなり、企業の正常な人事管理が不可能となる。なお、個人情報保護については一般的に「適制反応」の弊害が指摘されているところである。	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年 厚生労働省告示第299号) 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(解説)(平成17年3月)	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当会重点要望項目

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5024A	5024009	9	A	事業主を異にする場合の労働時間の管理	雇用形態の多様化や労働者の働き方に対する意識が変化の中で、今後、ますます、兼職を行う者(マルチジョブホルダー)が増加することが見込まれる。そうした中で、労働基準法第38条で定める労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については適宜する規定を講ずる必要がある。また、企業に対する業務面での負担を増やすこととなり、また、意図せずに、労働基準法違反となる可能性がある規定である。このため、労働基準法第38条を(事業場(除く事業主)を異にする場合)と変更し、事業主が異なる場合においては、その労働時間は適宜しないよう規制緩和を要望する。	労働基準法第38条において、労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については適宜する。なお、基発789号において「事業場を異にする場合」とは、事業主を異にする場合も含むとされている。また、厚生労働省労働基準局の「労働基準法」においては、「労働者と時間的に後で労働契約を締結した事業主は、契約の締結にあたって、その労働者が他の事業場で労働していることを確認した上で契約を締結すべき」とされていること。	上記のとおり、労働基準法第38条は、事業主を異にする場合でも、労働時間は適宜しなければならず、結果として、1事業主単位で見ると法定労働時間以内の勤務の場合でも、適宜した場合には、法定労働時間を超える際は、時間外労働に関する割増賃金を支払う義務があり、これに違反すると法119条において罰則の対象となる。但し、労働者が他社で勤務していないかどうかを把握し、かつ、他社で勤務している場合は、その労働時間をも把握し、労働時間管理を行い、法定労働時間を超過した部分に対して割増賃金を支払うことは実務的にも困難である。また、一方がフレックス勤務や1年単位の契約を適用している場合には、その労働時間管理において更なる混乱を招くこととなり、実務的には相当な混乱が発生することとなる。	労働基準法第38条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当重点要望項目
5024A	5024010	10	A	「物の製造」業務派遣における契約期間の上限の撤廃	雇用の多様化に対応していく観点からも、製造派遣における契約期間の上限の撤廃を要望する。	労働者派遣法第40条の2に、「派遣就業の場所毎の同一業務について、派遣可能期間を超える期間、継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない」とされている	派遣は、製造業における生産量の変動に対応するための選択肢の一つとして、短期のものから中長期のものまでを含めた、要員対応の手段として非常に有効なものである。また、既に「物の製造」に関する労働者派遣事業が成立しており、雇用の多様化に対応していく観点からも、契約期間の制限があることにより、派遣される労働者にとっては雇用に対する不安感を招くことになり、企業にとっては派遣労働者の活用の柔軟性が損なわれることになる。	労働者派遣法第40条	厚生労働省(職業安定局 審判調整課)	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当重点要望項目
5024A	5024011	11	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	①「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間・技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支援はないと見られ、研修期間は6か月でも十分であると見られる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間：派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6か月となった場合でも、現行制度では実習研修期間は2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりと技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。 ②「技能実習」の対象職種拡大 ・自動車産業の海外進出による現地生産が拡大し、現地従業員の技能実習生を多数受け入れている中、自動車製造関連の対象職種が少ないことにより、本来目指すべき必要な技能実習が出来ない状況にある。自動車製造関連の職種の拡大を要望する。 ③研修期間中の実務研修における時間の制限の撤廃 ・自動車産業の生産ラインは交替制勤務が主流である。実務研修はOJTが基本である以上、交替制勤務のシフトの中で研修を行えるよう時間に関する制限の撤廃を要望する。 また、現場におけるOJTという観点からは、ある一定幅の時間外勤務についての制限緩和を要望する。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 ①1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成②「技能実習」の対象職種の限定③研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替制勤務対応の不可)④1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2項の基準を定める法令 在留資格「研修」に係る基準命令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成5年4月9日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組み	法務省(入国管理局) 厚生労働省、他	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当重点要望項目
5024A	5024012	12	A	手数料電子納付促進のためのオンライン申請システム更改	現状の税や電気・ガスの公共料金の取扱いと同じように納付依頼書で金融機関に業務を依頼できるように改善を要望する。 ①オンライン申請システム内の手数料情報画面の更改 手数料が確定した後にオンライン申請システムの手数料情報画面から、手数料納付依頼書(納付者名称、納付番号、金額、納付先、金融機関印等が入った、ものが出力できるようにして頂きたい。 ②財務省蔵入金電子納付の取扱いの呼びかけ 金融機関に関心を持たせ、ATMやインターネットバンキングについては対応されていることとあったが、法人を対象とした財務省蔵入金電子納付は取扱いを行っていないとの回答を得たことがあり、積極的に取扱いよう呼びかけを行って頂きたい。	オンライン申請には蔵入金電子納付の機能が存在するが、インターネットバンキングとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用しにくい状況にある。 【例 自動車メーカーでは未だに印紙で手数料納付している社が多い。】	企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、インターネットバンキングやATMでは納付通知を受ける業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行わずに蔵入金を電子納付できない状況にある。	税関法令なし	財務省、国土交通省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望
5024A	5024013	13	A	完成車輸入の本船扱い通関について(「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置について)	現在、輸出自動車については、関税局長通達により、所要の条件を満たすことにより本船扱いが認められている。本制度を輸入自動車にも適用していただき、物流の効率化、コスト削減の実現を図り、国際競争力を高めたい。 また「本船扱い」の制度適用が認められない場合、本年度制度決定の「到着即時輸入許可制度の運用」の改善措置事項に、対象貨物として完成車にも拡大適用していただくことをお願いしたい。	完成車の輸出入には、港湾地区に広大なエリアを確保することが必要だが、確保できるエリアは限られているので、出来るだけ効率的な運用を行う必要がある。 しかしながら、完成車輸入の場合、関税法の規定により、外国貨物の通関場所として保税エリアへの搬入が原則となっており、搬入完了まで輸入申告ができないため、効率的な運用が行えない。	1) 船側に広大なエリアを確保するのが現実的に困難なため、輸入通関を行うため、別の保税地域に搬入するという無駄な動きが生じ、コスト増となる。 2) 保税地域への移動が完了するまで、輸入申告出来ず、車両が滞留するため、リードタイムが長くなる。 3) 保税地域への外国貨物の搬入に当たっては、保税管理が必要なので、事務工数が増加する。	関税法(第67条の2第1項ただし書) 関税法施行令(第59条の3第1項第1号) 関税局長通達(67の2-3-1)	財務省(関税局)	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望
5024A	5024014	14	A	複数輸出者の貨物を同一コンテナで輸出する際のコンテナ通関の許可	同一製造者(メーカー)の商品またはその製造者所有の貨物を製造者自社または委託先の施設で同一コンテナにパッキングする場合には、その商品・貨物の輸出者数(複数輸出者)に係らず、コンテナ通関での申告を許可したい。	自社が輸出者となって出荷するコンテナ(FCU)に、商社等の貨物(製品は自社製)を同一パッキングする場合(この逆もあり、コンテナ通関ではなく、事前に輸出申告・許可を取得し、その後パッキング作業を行っている)。	他輸出者との同一パッキングが出た場合、通関業者側で別途出荷管理コンテナを付けてコンテナ通関、又は、一つのコンテナで事前通関が必要となり、また、パッキング作業の現場では、事前通関に対応するための保税倉庫確保が必要となるため、円滑な出荷業務が行えない。	関税法第67条の1 (関税関係基本通達案：第1 関税法基本通達、第8章通関、第1節 一般輸出通関「輸出貨物のコンテナ扱い」)	財務省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5024A	5024015	15	A	コンテナの国内輸送利用における許可条件の緩和	ECDへ向かう(デバン後の)空コンテナ、ECDから搬送されて来る空コンテナを問わず、空コンテナの国内貨物輸送の許可内容(期間)を緩和する。 ①空コンテナと動線(from, to)が類似し、常に同じルート②貨物が常に同一③荷の発送人と受取り人が常に同一 などの繰り返し輸送内容の場合、これまでの輸送都度の届出・許可から、1~3年の期間許可としてほしい。 コンテナは、非常に大きな積載能力があり、空の状態でも移動することは、輸送能力を無駄にすることであり、CO2を必要以上に排出する結果となっている。国際条約上の制約があるのであれば、地球温暖化対策の観点からも、調整解決したい。	免税コンテナ及びコンテナ修理用の免税部分は、その輸入許可日から3ヶ月間国内、国際運送の用に供し、またはこれに供する為に譲渡してはならないとされている。	貨物を詰めて輸入された免税コンテナがその貨物の取り出し地から輸出貨物の積み込み地までの通常の経路により運送される間において、国内運送の用に供される場合は、その国内運送が再輸出期間内において1回限り決められており、また、あらかじめ税関長に届け出る必要がある。(用途外使用の届出)	コンテナ通関条約等特例法 第4条	財務省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当重点要望項目
5024A	5024016	16	A	特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定	輸入後に廃棄される事が前提の貨物については、物品に関する評価額設定を省略するよう、追加したい。 (当然、後日 産業証明等の提出を行う、あるいは、事前申請を行うことを考慮する)	海外市場で流通または、使用に供していた部品・製品について、市場からのクレームにより、事業継続の必要性もとづき、輸入をするが、解析実施後は廃棄処分とするため、固定資産計上も行ってないが、現状の課税定率法にもとづいて、むりやり課税評価額設定を行っている。	解析後、廃棄処分となるため、課税評価額設定に時間を使うことが、大きなロスとなっている。更に、固定資産価値もなく、消費も発生していないにもかかわらず、一時的ではあるにしても、消費税支払い処理が発生していることに、企業運営上のロスとなっている。	関税込率法 基本通達4の4-1	財務省	社団法人 日本自動車工業会	・新規要望 ・当重点要望項目
5025B	5025001	1	B	一般廃棄物焼却灰を無害安定固化して骨材に再生する	①最終処分場に埋立てられる一般廃棄物焼却灰を中間処理施設で薬剤により無害安定固化して骨材に再生することを要する。②無害化処理された焼却灰の発生管理場所として自然の窪地または傾斜地又は荒地等の平坦地等を利用することに對して規制を設けないことを要する。③自治体が所管する一般廃棄物焼却灰の再生骨材を市町村管轄工事に使用することを要する。	①焼却灰の無害化処理は中間処理施設で焼却灰と薬剤を適量配合し水を付加して十分に混練りしモルタル状にして型枠容器に充填し養生固化する。但し、養生初期は雨に濡れると肥伏化するため型枠容器には移動用シートで覆う必要がある。②無害安定固化剤は年度毎の環境庁の廃棄物最終処分新技術評価調査報告書による「重金属類を含む有害廃棄物の無害化処理に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害安定固化増粘法」の薬剤を使用する。③骨材の必要強度は薬剤の配合量の多寡により調整できるが重金属の溶出を抑える最小限は必要である。それ以上付加しても経済的に負担が掛かるだけであるが、二次製品を生む場合は薬剤を少量するか減らさず等々配合して強度を高めることはできる。	①骨材の大半は天然の岩盤或いは河川石を破砕して生産するが現状である。しかしながら、自然環境の保護などで天然骨材は減少の傾向にあり将来的には枯渇する時代も想定しなくてはならない。そうした時代を予測すれば焼却灰再生骨材は貴重な資源であり大量の需要が必要となる。②再生骨材は埋戻し材或いは路床材等の基礎強度を満たし、天然骨材と比較して見掛比重が小さいため地盤の弱い地域での埋戻し材或いは路床材等には沈下を防ぐなど応用性が高い。③焼却灰の再生は最終処分場の環境負荷削減に寄与し処分場の延命策となる。④焼却灰骨材の生産コストは、焼却灰を最終処分場に埋立てる現行処分費以内で実施できることから、破砕だけの低コストで出荷でき将来的にも骨材コストが高騰すること安定した供給ができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第300号)	環境省、厚生労働省	株式会社 シンギン	具体的事業の実施内容別紙 ①焼却灰再生骨材の製造プロセス②焼却灰骨材の成分計量試験表
5025A	5025002	2	A	一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分する焼却灰専用処分場の建設	(1)処分場の環境負荷削減による環境保全向上のため重金属含有の一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分場に埋立てる方法において、無害安定固化薬剤と焼却灰を適量配合し水を付加して混練りしモルタル状にして処分場に輸送充填する。モルタルは薬剤の凝結固化特性により処分場に充填すると短時間で固化自立するために地盤との遮断壁は、従来の管理型最終処分場の遮断壁に対して簡素化した形状となり経済性及び安全性の高い焼却灰専用の環境負荷低減型処分場の建設を要する。(2)無害化処理された焼却灰モルタルは雨水を貯め型枠容器内に覆われた型枠容器内に充填され短時間で凝結固化自立する。また、管理型最終処分場の遮断壁とは異なる形態のコナス或いは樹面版程度の薄板で構成された型枠容器を配列してしモルタルを埋め込みながら養生固化が完了するまで処分場の天面に移動式仮設テントで雨水を遮断する処理を要することから雨水の発生は普通である。また、地震等で亀裂が生じても固化した物が破壊されても重金属イオンの溶出がないため水処理装置は不要となる焼却灰専用の処分場建設を要する。(3)用地の有効性のために埋め立て完了跡地を更に活用するため地上から一定の高さまで露出した形態の処分場となることを要する。	(1)一般廃棄物焼却灰は中間処理施設で無害安定固化薬剤により無害化処理されモルタル状となって処分場に輸送充填されると短時間で凝結がはまり固化自立する。無害安定固化剤は平成9年環境庁による廃棄物最終処分新技術評価調査報告書による「重金属含有を含む有害廃棄物を無害化処理に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害化安定固化増粘法」の薬剤を使用する。(2)焼却灰専用処分場の遮断壁は、管理型最終処分場と異なり合成樹脂シート又は合成ゴムシート等によるものではなく、木材又は樹面版等による簡素な構造となるために経済性の高い処分場となる。但し、処分場は雨水を防ぐためのテントが必要となることからテントの大きさに制約を受けた型枠容器を複数配列して、モルタル充填し養生固化しながらの移動に移るほうを繰り返しながら用地全面を埋め尽くす形態の処分場となる。埋立て完了跡地は雨水の発生はなく沈下の恐れもない安定した地盤となるために、直ちに有効な土地として利用できる。	(1)近年、管理型最終処分場の埋余が逼迫しているにも拘らず新規処分場の建設が思うように進まない要因として、管理型最終処分場の環境負荷が増大し環境保全が保たれなくなる傾向に住民は危機感を感じつつ新規処分場の建設に理解を示さないのが現実である。課題を解決するためには重金属含有の一般廃棄物焼却灰を無害化して処分場に埋立てることが目に見える形で住民対策となる。(2)無害化処理は処理費が現行の処分費に上乗せされる事を排出する危険な余り実行に移せないのが現状である。今回、要する焼却灰専用処分場は処分場の初期投資が小額であり、処分場の形態が簡素な構造であること、更に、水処理装置及び管理費が不要なことなどから現行処分費以内で無害化処理分まで実施できることが期待される。(3)埋め立ての観点からすれば、年間200万トン以上排出される重金属含有焼却灰は有機廃棄物と異なり生物分解もなく水処理装置では完全に回収されない分は長期に亘って濃度を高め水質保全に問題を残す。専用処分場の在り方は事後の対策でなく事前に問題を解決するための選択策である。(4)埋立て完了跡地は有害ガスの発生はなく沈下もないことから現管理型最終処分場のように数十年も放置しておく必要はない直ちに利用することができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第300号)	環境省、厚生労働省	株式会社 シンギン	具体的事業の実施内容別紙 ①「焼却灰無害化処理処分場のプロセス」
5026B	5026001	1	B	教職員の派遣会社設立	派遣する教職員 ・クラス担任 ・教科指導の教員 ・活動講師 ・非常勤講師 ・教科指導の補助 ・実習助手 ・司書 ・事務職員 ・栄養士 ・調理員 ・部活の指導者 ・総合学習等 社員の多数はボランティアで構成して人件費を押しさえます。	教育に関心のある地域や学校の保護者等に「教育職員派遣会社」に登録してもらいます。さまざまな地域の人々の能力が学校現場で生かれます。たとえば小学校の体育の授業では多数の指導者を必要としています。たとえば「鉄棒運動」では1対1以上で教えたほうが良いと思います。その他の科目でも民間企業等の指導者に効果を出せることができます。教室に地域の人々が入ることによって、等身も早めにつとめることができます。派遣会社では教育委員会と連携して社員教育をすることにより学校現場に相応しい人材を教育現場に送ることができます。	いじめによる自殺事件が全国的に教育現場で見られます。安倍政権がこの件を解決すべく再生会議に検討を指示したと報道により知りました。「美しい国・日本」をつくるための教育再生の一期になればと思います。	教育基本法等	文部科学省	個人	要望者 年齢(58歳) 教科(数学)
5027B	5027001	1	B	教育委員会制度の見直しを通じた教育に係る事務の民間開放	地方公共団体に置かれた教育長について、その任命権者を教育委員会から地方公共団体の長にするとともに、教育委員会ではなく地方公共団体の長の指揮監督の下でその職務を執行することとする。併せて、教育委員会の職務権限とされている事務について地方公共団体の長の職務権限とし、これらの事務のうち、ア)学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事務、イ)教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の仕事その他の人事に関する事務、ウ)学級生徒及び学級児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務のうち行政処分を伴う事務以外の事務、エ)学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事務、オ)教科書その他の教材の取扱いに関する事務、カ)校長その他の教職員の研修に関する事務、キ)校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保護、安全、厚生及び福利に関する事務のうち行政処分を伴わない事務、ク)学校その他の教育機関の環境衛生に関する事務及びコ)学校給食に関する事務を民間に開放する。	現行制度においては、地方公共団体における教育行政に係る事務については、その多くについて教育委員会の職務権限とされているため、公立学校等の効率的な運営を行うことが困難となっている。加えて、公立学校等の管理に関する事務が、その内容が共通しているにも関わらず、学校ごとに行われているため多くの無駄が生じている。これらの事務については、必ずしも地方公共団体によって直接行われる必要はないものであることから、これらの民間への開放を可能とし、地方公共団体における教育行政の自主性及び自律性を高めるとともに、地域の実状に合った効率的な公立学校等の運営を確保し、もって地域の再生・活性化の資とするものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条、第17条及び第23条	文部科学省	三井物産株式会社		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5028A	5028001	1	A	産業廃棄物の運搬業に係る許可申請手続きの簡素化	産業廃棄物は事業者自身の中間処理施設で中間処理を行った上で、最終処分されているが、一事業所の中間処理施設に、同一企業の近隣事業所で発生した産業廃棄物を持ち込み、中間処理するには、運搬に当たり積み込み場所(積出事業者の所在地)と「降ろす場所(中間処理施設)」の、両方の行政への届出申請が必要である。例えば、直前3年分の「貸借対照表」「損益計算書」「法人税納税証明書」「定款」「登記簿謄本」の他、役員全員の住民票の写し等の添付が義務付けられている。このうち少なくとも役員の実勤に係る変更手続きに関する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減すべきである。		大手製紙会社の役員は10~20名にも達し、全国各地の工場所在地の道府県に居住している場合も多い。このため役員の実勤がある度に、全役員の実勤を提出することは申請業者にとって負担が大きい。また役員の実勤は個人情報でもあり、対象から外し、極力添付書類の提出は最小限に限るべきである。	産業廃棄物処理法第14条1項、15条2項	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	日本製紙連合会
5028A	5028002	2	A	危険物施設に対する避雷設備設置の際の保護レベル見直し	高さ20mを超える煙突や、石油、化学薬品等の危険物の屋外貯蔵タンクには、雷の影響からこれらを守る標準を雷すレベルから4までの4段階が設定され、これらに対応する避雷設備の設置が義務付けられている。このうち危険物施設の保護レベルは、原則としてレベル1とされているが、「雷の影響からの保護標準を考慮した合理的な方法により決定されている場合は、保護レベルとすることができる(危険物の規制に関する規則第13条の2の2)」しかし運用面では消防署の判断により、全てレベル1とされている。これを貯蔵物や設置現場の危険度など、実態に応じて、レベルの見直しを促すことしたい。		危険物の屋外貯蔵タンクには、3,000kVのC重油タンクや6kVのDC重油タンク、30,000kgの過酸化水素タンクなど様々で、危険度の度合いや貯蔵量も異なる。このため一律にレベル1とするのではなく、危険度の実態を考慮して、レベル2とするなど、柔軟な判断をすべきである。又消防署は明確な判断基準を公表すべきである。	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行についての消防通達(平成17年1月14日 消防危第14号) 危険物の規制に関する規則第13条の2の2)	総務省消防庁	日本製紙連合会
5029A	5029001	1	A	交通違反に反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	○交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。 ①違反者データの即時反映システムの構築 ②インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 ③反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	○交通反則金のクレジットカード決済を導入している海外諸国の中で、米国ボストン市ではインターネット・電話受付による交通反則金のクレジットカード決済を導入後、回収率が65%から85%へ向上した実績が判明している。(ドザインターナショナル調査) ○これは反則金支払の利便性を向上した結果と思われるが、回収率の向上は警察事務の合理化に直結し、従来回収率に当てられていた警察力を犯罪者の取り締まり強化につなげるものと考えられる。 ○よって本提案は道路交通法に違反した者の便宜のための提案ではなく、警察の反則金回収事務合理化のためのものご認願頂きたい。 ○一方反則金は会計法に基づいているが、回答する立場がないことであるが、この度自治法が改正され、地方自治体においてクレジットカード取扱いが可能となった。財務省からも、まずは各府県(警察庁)が諸問題を検討され、仮にこれが整理されるのであれば当事者としても改めて検討するとの回答を得ている。よって、所轄官庁である警察庁にて、インターネットによるクレジットカード決済導入による反則金回収業務の効率化について、先ずは当連絡会と共同で研究することをご検討頂きたい。	道路交通法	警察庁	クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社 別紙社名一頁ご参照)	①反則金のクレジットカード決済については、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行うため、十分に本人の意思が介在しているものと認められ、交通違反反則金制度の主旨に沿ったものであると考えます。 ②インターネットでのクレジットカード決済における本人認証につきましては、現在は3Dセキュア等認証スキームが確立し、既に普及段階に入っています。 ③尚、インターネットでのクレジットカード決済を実現するためには、反則金データの即時反映システムの構築が不可欠と考えます。
5029A	5029002	2	A	パスポート申請費用に係るカード決済導入の件	パスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。 ○印紙については、地方自治法231条の2第6項(本年改正)によりクレジットカードによる購入が可能となったのか確認したい。 ○印紙についても、クレジットカードによる購入が可能かどうか確認したい。	収入印紙/証紙購入のクレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	○現在パスポート申請における収入印紙・証紙の購入については、現金決済のみの運用となっている。 ○外務省としては収入印紙と証紙を受償証に納付されるのであれば、これらの購入方法を問わない旨回答を得ている。 ○クレジットカード決済が可能となれば、大量の現金を扱う窓口の現金ハンドリングコスト及び盗難リスクが軽減され、購入者には支払い利便性が向上され、購入者・収納双方にメリットが生じし。	・旅券法 ・郵便切手類販売所等に関する法律	・印紙税法 ・地方自治法 ・財務省・総務省および各都道府県庁	クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社 別紙社名一頁ご参照)
5030A	5030001	1	A	ポークソーセージの税制に係る規制改革要望	保税加工工場より国内へポークソーセージ製品を引き取る場合には、ポークソーセージ製品をいったん国外に輸出し、再度同じ製品を輸入したものとし、国外から輸入されるポークソーセージと同様の定率関税を適用する。	保税加工工場で製造されたポークソーセージを直接国内に引き取る場合には、原料に対する差額関税が適用されるが、いったん海外に輸出し、同じ製品を再度輸入すれば定率関税が適用される。そこで、保税加工工場で製造されたポークソーセージについては、工場において輸出許可を受けたことをもって、これを関税法第2条第1項第2号に定める「輸出」があったものとし、引き続き同製品の輸入許可を受けることができるようにする。このことにより、国内製品と海外製品の価格差が解消し、中小メーカーの競争力を高めることが可能となる。	関税法第2条第1項第2号	財務省	民間企業	
5031A	5031001	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項	警察庁	(社)全日本トラック協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5031A	5031002	2	A	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく6トンから11トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされた。	国土交通省 道路運送車両法61条、罰法施行規則第11条第一号様式、道路運送車両の保安基準第8条・第18条の2・第41条・第44条・第48条の2、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条・第9条、道路運送事業特別措置法第2条の4、警察庁 国土交通省 道路標識、区画線及び道路標示に関する件第2条(別表1-305-305の2・327の2)、第9条(別表5-109の4)	国土交通省 警察庁	(社)全日本トラック協会
5031A	5031003	3	A	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプ規制法)」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減等を図る観点から、早期に緩和されたい。 (1)道路運送法において営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられており、さらに、ダンプ規制法による「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」の表示番号制度の義務がなされており二重規制となり、これの重複による負担軽減が必要となる。また、表示番号制度は運転者・使用者の無罪な運転に対する自覚自警を促すことが主旨とされているが営業用ダンプカーについては、貨物自動車運送事業輸送安全規則等による運行管理等が義務付けられ遵守していることから、営業用ダンプカーについては「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務について廃止されたい。仮に廃止が不可能であるならば明解な理由を示されたい。 (2)ダンプカーへの「積載量の自量計」の取付け義務について、営業用については貨物自動車運送事業輸送安全規則等による過積載の防止など運行管理等の規程を遵守しており、また、物流コストの軽減を図る観点からも積載量の自量計取付け義務を早期に廃止されたい。国土交通省よりダンプカーの過積載義務違反の多さが指摘されているが、営業用、自家用別に義務違反件数を公表されたい。	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法3条第2項・第4条、6条	国土交通省	(社)全日本トラック協会
5031A	5031004	4	A	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長については、以前より1年から2年に延長していただきたい要望を行っている。それに対して、一昨年、平成16年7月の調査データによると、新車使用後1年目であっても約9割の検査車両で不良箇所が見出されていると回答を受け、メーカー名、不良箇所名、検査実施機関を早急公表するよう要望しているが、無回答である。速やかに、公表するよう、再度、要望いたします。	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	厚生労働省	(社)全日本トラック協会
5031A	5031005	5	A	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	当業界としても、障害者雇用については、法制度の主旨を十分に理解し、会員事業者に對して、啓発活動を行っているところである。しかしながら、トラック運送事業従事者の約6割は障害者であり労働負担が多く、多量の過労死認定者を出しており、その対策に苦慮しているような現状であります。今後とも障害者雇用については、努力してまいります。除外率については、バス・タクシーと同等にしていただきたい。また、平成16年以降、国、地方自治体等においても、除外率の見直しが行われたが、現在の障害者雇用実態について公表されたい。	障害者の雇用の促進等に関する法律 第14条	厚生労働省	(社)全日本トラック協会
5032A	5032001	1	A	銀行持株会社内における子会社等の顧客情報の取扱いの明確化	銀行持株会社および銀行の経営の健全性を維持するために必要な、リスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて、守秘義務上の問題が生じないような法整備の実現(銀行持株会社とその子会社等(銀行等)および孫会社等(銀行等の子会社等)の相互の顧客情報授受について整理) (例)銀行法改正等により、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを講ずる等	銀行持株会社および銀行の経営の健全性を維持するために必要な、リスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて、守秘義務上の問題が生じないような法整備の実現(銀行持株会社とその子会社等(銀行等)および孫会社等(銀行等の子会社等)の相互の顧客情報授受について整理) (例)銀行法改正等により、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを講ずる等	・グループ全体の信用リスク管理の必要性が高まっているなか、現行法では、守秘義務対応の観点から、銀行持株会社や銀行においてリスク管理を目的とした子会社等の顧客情報の取扱いが困難な状況。なお、顧客情報については、リスク管理の目的で、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを講ずることを希望する。	・銀行法第52条の21により、銀行持株会社が子会社である銀行の経営管理を行うこととしている。 また、銀行法第14条の2により、銀行とその子会社等について経営の健全な運営に資するための基準を定めることとしており、銀行は経営の健全性の確保を求められている。 なお、金融検査マニュアルでは、銀行が法令等に抵触しない範囲で、子会社等を含むグループ全体の信用リスク管理を行うことを求められている。	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032002	2	A	金融グループ内における個人顧客の情報共有に関する規制(個人情報保護法等の見直し)	同一金融グループ内での個人顧客の情報共有について、共同利用に関する要件を緩和。	同一金融グループ内での個人顧客の情報共有について、共同利用に関する要件を緩和。	・わが国金融機関が多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくためには、グループ内の協働を一層進めていくことが重要。個人顧客の情報共有に関する現行制度は、こうした取組みを円滑に進める上での阻害要因となる。 ・そもそも個人情報保護法の目的は「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」とされており、個人情報の保護と利用のバランスについて十分配慮が望まれます。 ・同一の銀行グループ内での個人顧客の情報共有については、主として顧客に対する利便性の高いサービスの提供等を目的とするものであり、顧客のベネフィットに資すると考えられるほか、金融グループの業務範囲規制等を通じて、情報の利用範囲が顧客の予見可能な範囲内である金融関連分野等に限定されることから、これをグループ外との共有と同じく規制することは望ましくない。同一金融グループ内における個人顧客の情報共有については、共同利用における共同利用者の範囲の顧客発通知等を不要とするなど、現行規制の見直しを行うべき。 この点、米国では、金融機関による個人顧客の情報共有について、共有する第三者がグループの内か外かで取扱いを区別し、グループ外ではプライバシーの確保に重点を置き、情報共有の際に顧客に対するオプトアウト権の付与を義務付ける一方、グループ内についてはプライバシーの問題よりも情報共有による顧客利便性を考慮し、個人顧客の情報共有が原則自由とされている。	・個人情報保護法第23条 ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条 ・現在、同一金融グループ内における個人顧客の情報共有は、①顧客からの個別の同意取得、②オプトアウトの付与、③利用目的や共同利用者の範囲等を予め顧客に通知して行う共同利用に限定されている。	金融庁	都銀懇話会

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5032A	5032003	3	A	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場標準ビジネスの対象拡大、又は②証券仲介業(登録証券業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。		・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等※ができません。顧客利便性が損われる状況となっている。 (※例 一証券会社の商品・サービスを含むフィナンシャル・メニューや複合的デールの説明 一上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の詳細の表明を行うこと 一上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 一また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、本国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。	・証券取引法第65条第1項(解釈) ・証券会社向け総合的な監督指針V-2-3(1)、III-2-2-3(4)等 ・銀行法第12条 ・旧事務ガイドラインや現監督指針の趣旨等から、銀行は、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することはできないと考えられている。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止)	金融庁	都府県話会
5032A	5032004	4	A	証券会社との弊害防止措置の更なる緩和	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録証券」を加える。 ②i)証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることを、証券法32条の改正により解禁。 ii)証券会社向けの総合的な監督指針V-2-2-3(3)-③、ii)の削除等により、証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることが可能である旨を明確化。 ③非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。		①株券には格付が付与されていないものの、上場・登録証券については上場審査を経て、マーケットによる評価である株価が日々形成され、また、上場・登録証券の発行には事業年度ごとの有価証券報告書の作成が義務付けられており、指定格付機関による格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も確保されていると考えられることから、本規制の適用除外すべき。 ②総合的かつ高度な金融サービスをタイムリーに行うためには、グループ横断的なノウハウの共有体制や金融商品開発環境、円滑なコミュニケーション、意思決定体制の構築が重要である。しかしながら、現状役員業務の禁止が、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や、人的資源の戦略的配分等を通じて効率的なグループ経営を推進する障害となっており、その結果、金融機関としての競争力向上の阻害要因となっている。証券会社の役員による親銀行等又は子銀行等の役員業務の業務自体が、銀行が原則禁止されている証券業務を行うことにはあたらないと考える。また海外(米連)と比較して過剰規制となっている。 ③本規制の趣旨は、評言行為の防止(顧客の利益保護)、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等にあり、これらは、インサイダー取引規制や金融機関に存在する「守秘義務」、チャットツールの設定で対応可能であり、本規制は廃止すべき。	①証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 (証券会社が子法人等の引受幹事会社になることができるのは、指定格付機関による格付が付与されている有価証券の場合に限られている。) ②証券取引法第22条第1項、同法第27項、証券取引法第65条第1項、銀行法第12条、証券会社向けの総合的な監督指針V-2-2-3(3)-③-ii) (i)証券会社の役員(取締役、執行役、監査役等)は、親銀行等の役員を兼務すること等ができない。ii)平成17年度規制緩和要望に關して「証券会社の役員が親銀行等の役員を兼任することや、証券会社の役員が子銀行等の役員を兼任することを禁止していない」と回答が一つあり、証券会社向けの監督指針V-2-2-3(3)-③-ii)は、「証券会社及び銀行の役員が兼務する場合、一定の場合を除き、証券法第65条(若しくは銀行法第12条)に抵触するおそれがあることに留意する必要がある」としている。 ③同内閣府令第12条第1項第7号(非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。)	金融庁	都府県話会
5032A	5032005	5	A	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁	・普通銀行についても、信託業並金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。	・様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務や投資一任取引を解禁することにより、COL(Currency Overlay, カレンシーオーバーレイ)、為替変動リスを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。 ・また、業態を超えた競争が促進されることによって、金融サービスの質の向上につながる。	・銀行法第10条、第12条 ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条 ・普通銀行には投資助言業務・投資一任業務が認められていない。	金融庁	都府県話会	
5032A	5032006	6	A	銀行による「ラップ口座」契約締結の代理又は媒介の解禁	・銀行法第10条2項8号の「銀行その他金融業を行う者の代理または媒介」の範囲に、「投資顧問契約又は投資一任契約を業として行う者の同契約に関する締結の代理又は媒介」を追加することによって、銀行が「ラップ口座」の契約締結の代理又は媒介を行うことを解禁。	・金融商品取引法では、銀行等の登録金融機関が可能な金融商品仲介業務は、有価証券関連業務のみに限定されており、他業態における金融商品仲介業者に認められる投資一任契約締結の代理又は媒介は許容されていない。 ・従って、顧客の「ラップ口座」を通じた証券投資ニーズに対しては、①銀行は「ラップ口座」の概要説明を行い、顧客ニーズに応じて、証券会社に取り次ぎ ②顧客は証券会社と間で投資一任契約を締結 ③証券会社は顧客の運用方針に沿って、運用を実施するという流れにて、一部の銀行が証券仲介業務により対応している状況。 「ラップ口座」については、富裕層等を中心とした資金運用ニーズに対応する商品として、証券会社においても顧客誘致を模索している状況。銀行での「ラップ口座」の契約締結の代理又は媒介を解禁することによって、ワンストップショッピングでの顧客利便性向上や、より幅広い顧客層の証券市場へのアクセス機会の増大が見込まれ、「貯蓄から投資へ」という流れを加速する効果も期待出来る。	・金融商品取引法第2条6項13号、同第38条2項3号 (V) ・銀行法第10条2項8号、第11条 ・金融商品取引法第2条6項13号において、金融商品仲介業者の業務範囲に「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」が規定されており、金融商品仲介業者は同業務の取扱が可能。 一方で、登録金融機関である銀行については、金融商品取引法第33条2項3号(ハ)において金融商品仲介業務の範囲が規定されているが、「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」は含まれていない(銀行法第11条においても同様に対象外)。	金融庁	都府県話会	
5032A	5032007	7	A	証券仲介業務における弊害防止措置の緩和	・①～③に関する弊害防止措置の廃止 ①証券仲介部署と融資部署間の非公開融資等情報の授受禁止 ②登録証券会社と登録金融機関の情報遮断 ③登録金融機関とその親法人・子法人等との情報遮断	・証券会社において、引受部署と販売部署、証券会社が貸金業・銀行代理店業務を行う場合の当該部署とその他の部署間等に、所種弊害防止措置がないことからもわかるとおり、金融機関の証券業務に關する内閣府令第12条において禁止行為を規制済であり、投資家保護の観点からは支障ない。 ・社内に不必要なウォールを構築することによるコストの増大、弊害防止措置があるにもかかわらず行が予防的に行っている業務の制限を廃止することによる証券会社と同様の商品供給ラインの構築等を通じ、投資家に対するサービスの質の向上、ひいては証券市場の発展に資することが可能。	・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条4項、27条の2第4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条15項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の四3項	金融庁	都府県話会	
5032A	5032008	8	A	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	・銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁。 ・銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行業務の観点から過度の規制とならないよう販売状況等に応じて見直しを実施。	・銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化・効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 ・銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んで、銀行経営の健全性が損なわれることとはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い顧客の自由度を確保する観点から上記のふべきである。 ・弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面で負担が大きく、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。	・保険業法第275条、保険業法施行令第39条、保険業法施行規則第212条、第212条の2、第212条の3 ・銀行法第16条の2第1項第9号、同条第2項第4号、第52条の23第1項第8号 ・銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3の4号	金融庁	都府県話会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5032A	5032009	9	A	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・構成員契約規制を撤廃。	・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る。顧客利便性の観点で問題。 ・顧客動向の特定が困難なケースが多いと同等企業との競争上の負担大。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く。 ・銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。	・保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号 ・平成10年大蔵省告示第239号(平成10年6月8日) ・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-2(7)	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032010	10	A	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。	・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合(対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているにもかかわらず、保険募集を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。	・保険業法第215条第1項第1号、保険業法施行規則第212条第2項第1号 ・銀行業に限り知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に限り知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業に利用することも禁止されている。	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032011	11	A	銀行・銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	・銀行持株会社について、銀行法上に関連がされている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。 ・また、銀行の子会社の範囲の規定についても、同様に見直し。 ・銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるよう規定を見直し。	・金融グループの事業内容の見直し、業態を超えた提携・再編を進める上で支障となる規制の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。他業禁止の趣旨について十分配慮することが前提となるが、銀行持株会社の子会社等の範囲については、こうした効果や個別の事情を踏まえた柔軟な対応が認められるべき。 ・保険業法においても、保険持株会社と保険会社の間には子会社等の業務範囲の内容には差がある。具体的には、保険会社は、銀行と同様、他業禁止の観点から子会社の範囲が限定列挙されているが、保険持株会社については、限定列挙された会社以外でも事前の承認を受けることにより子会社とすることが認められている。 ・こうしたことから、銀行持株会社の子会社等については、金融庁の個別の事前承認を要件とし、銀行の子会社等に認められる業務以外の業務のうち、金融業に関連性のある業務等の一定の業務を営むことを認めるべき。また、銀行持株会社と他の会社との合併時においては、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるべき。 ・また、銀行の子会社についても、その範囲の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。従って、金融庁の個別の事前承認(上記)に加えて、一定の収入制限や財務制限を設けることにより子会社から銀行に波及する他業リスクを一定限度にコントロールすることで、他業禁止の趣旨についてより一層配慮した対応を行うことを前提として、銀行の子会社等の範囲についても柔軟な対応が認められるべき。	・銀行法第52条の23、第52条の24 ・銀行持株会社の子会社の範囲は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、外国銀行、外国証券会社、外国保険会社、外国信託会社、信託業務会社、金融関連業務会社、ベンチャービジネス会社、およびこれらのみを子会社とする持株会社のうちで内閣府令で定めるものに限定されている。また、銀行の子会社の範囲についても、同様に関連がされている。 ・また、銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて合併した場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることはできない。当該会社の議決権を基準議決権(15%)を超えて保有することは可能。	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032012	12	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。	・都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理路は不明確。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。	・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032013	13	A	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	・投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」とい)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加。	・銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆる「REIT」)に係る投資法人資産運用業務を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」とい)第34条の10第2項に定める内閣総理大臣あての届出を行って投信法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」(以下「特定資産助言業務」とい)を業として営む場合は、子会社とすることができない。 ・投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼営のための手続が認可ではなく届出であるのは、その兼営に係る種々のリスクが小さいと考えられることによると推測され、そうであるならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼営も特段の問題はないものと思料される。また、そもそも「特定資産助言業務」を営む会社は銀行の子会社としても支障ないものと思われる。 ・金融資産に対する総合的な運用アドバイザー業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイザー業務を銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。	・銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の2 ・主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-13)(3)(D)	金融庁	都銀懇話会
5032A	5032014	14	A	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	・銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債権の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める。	・現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる。	・金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第5条 ・主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-13(3)(D)	金融庁	都銀懇話会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5032A	5032015	15	A	銀行代理業の許可要件に関する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>「規格化された貸付商品」に係る金額の上限(1,000万円)を撤廃。</li> <li>「規格化された貸付商品」以外の取扱いを解禁。特に、「債権買取」「手形の割引」を要望。</li> <li>銀行代理業務を行う営業所ごとの実務経験者の配備を不要とする。</li> <li>着業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある者」の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限額の設定や取扱商品の制限により、借り手の資金調達ニーズに十分に対応することが困難になり、利用者利便の向上という制度改正の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることになる。</li> <li>銀行代理店が契約の締結に係る審査に関与しない場合の融資の提供が働きにくいことから、「規格化された商品」への制限や金融上の取扱いを撤廃することによる弊害は小さいと考えられる。</li> <li>仮に、代理業務の内容が規格化された貸付商品の単なる紹介に止まるのであれば、法令等の遵守や顧客保護の徹底を図る上で、営業所ごとに業務者を配備することは過剰。他法令(証券取引法、信託業法、保険業法等)と比較しても過剰規制となっている。</li> <li>銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業務を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、業承承認基準の対象外とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行法施行規則第34条の37等</li> <li>一般の事業会社等が、銀行代理業者として事業用資金の代理・媒介を行うことが認められるのは、「規格化された貸付商品」であって、その契約の締結に係る審査に関与しない場合に限定されており、その上限額は一千万円とされている。</li> <li>また、銀行代理業務を行う各営業拠点及び銀行代理業者を統括する本部(実務経験者資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)の配備も必要とされている。</li> </ul>	金融庁	都府県懇話会
5032A	5032016	16	A	バックファイナンス禁止規制における総合口座貸越の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法第44条第3項に、一定の適用除外事例(とくに、総合口座貸越)を規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法第44条第3項の精神は、投資の抑制にあるとみられるが、総合口座貸越によってレバレッジは発生し得ない信用取引のように、元手の3倍の買付けを行うようなこと(いわゆる元手の範囲内)の上乗せを認めることによる弊害は小さいと考えられる。</li> <li>総合口座貸越により、証券取引口座の残高が貸付代金に達しなかつたばかりに未済が発生するような事態を回避でき、証券取引法の目的たる有価証券の円滑な流通に資することができる。</li> <li>本要望が実現されることにより、口座振替契約を付した証券取引口座の開設など、顧客にとって一段と利便性の高い商品・サービスの提供が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法第44条第3項、同法第65条の2第6項</li> <li>金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条の2第1号</li> <li>証券会社向けの総合的な監督指針V-1(4)</li> <li>銀行の証券取引法第44条第3項の規定は、証券会社又はその役員若しくはその使用人が信用取引以外の方法によって金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買等を委託することを禁止(＝バックファイナンスの禁止)</li> <li>この規定は、同法第65条の2第5項の規定により、登録金融機関又はその役員若しくは使用人にも適用されている。</li> </ul>	金融庁	都府県懇話会
5032A	5032017	17	A	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・プリカ等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用除外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のプリカ法は、①前払い、②証券その他のものが発行されている、③利用の際に使用できる、の3要件を備えたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の側への偏重や、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。</li> <li>一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の業務として位置付けられており、発行した銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を取れば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必要性は低い。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考える。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・プリカ等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用除外とすべき。少なくとも、同法に基づく煩雑な管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条</li> <li>平成16年3月の事務が「ドライン改正」により、電子マネーの発行業務について、銀行法上の位置付けが明確となった。</li> <li>銀行等が発行する電子マネー等についても、発行保証金の供託等を要する「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の対象となっている。</li> </ul>	金融庁	都府県懇話会
5032A	5032018	18	A	資金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の極度枠内の個別の貸付取引については、①17条、18条に係る記載内容の簡略化を許す。または、②書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機器を用いた電磁的方法」による通知を認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の個人向け金融市場が大きく変化する中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大しており、平成12年の出資法上限金利の引下げ等、関連規制の見直しが進められてきている。</li> <li>こうした中、銀行においても、消費者金融市場の健全な発展に取り組み、新たな消費者金融商品の提供や既存の消費者金融会社への出資等の対応を進めている。</li> <li>現在、消費者金融市場においては、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が、利便性の観点から、利用者の高い支持を得ている。しかしながら、ATM取引においては、例えば、外部のATMネットワークを利用する場合、資金業規制法17条、18条で規定される書面交付の要件(＝みなし・弁済要件)を完全に満たすことは困難。</li> <li>近時の目録しVT技術の発展で、インターネット、電子メールなどの電子手法の活用も一般的になっている。こうした中、資金業規制法に基づく適正に成立した極度貸付契約に、極度枠内の個別取引をATMを利用し行うものについては、17条、18条に規定する書面の記載内容の要件を緩和し、または、債権者と債務者の双方の合意がある場合や十分な債務者保護措置が図られる場合には、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めるとしても、債務者保護の観点で問題はないものと思われる。こうしたことにより、金融機関を含む他社とのATM提携が促進されることで、取引チャネルの拡大を通じ、利用者の利便性向上に資する。</li> <li>また、本件によって、グレーゾー金利の貸付に係るみなし弁済制度の適用要件の明確化を通じ、貸付契約に係る法的安定性が高められれば、貸付債権流動化の拡大等を通じた消費者金融市場の健全な発展、債務者の適正な借入機会の拡大につながり、結果的に債務者の利益にも資する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金業規制法第17条、第18条、第43条</li> <li>資金業規制法第17条、第18条、第43条</li> <li>資金業者は、貸付に係る契約(含む変更契約)を締結した時は、遅滞なく契約書面の交付が必要。</li> <li>資金業者は、貸付契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けず、受取証書の交付が必要。</li> <li>利息制限法で定められた基準金利を超過する利息について、契約締結時の契約内容書面の交付等の要件を満たす場合には、利息制限の規定に關らず、有効な利息の弁済とみなす(みなし弁済制度)。</li> <li>利息制限法第1条</li> <li>基準金利(元本が10万円未満の場合)年30%、元本が10万円以上100万円未満の場合)年18%、元本が100万円以上の場合)10%を超える超過利息は無効。ただし、債務者による任意弁済の場合には、返済請求は不可。</li> <li>出資法第5条</li> <li>金銭の貸付を行う者が業として金銭の貸付を行う場合、29.2%を超える割合の利息の契約をしたときは、5年以内の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、または併罰する。</li> </ul>	金融庁	都府県懇話会
5032A	5032019	19	A	銀行等が資金業者から譲受けた貸付債権に係る資金業規制法の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金業規制法第24条の規制の適用対象から、①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の譲渡者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について資金業規制法の規制が課せられることは過剰であり、実質的な負担も大きい。</li> <li>また、債権者は同じ銀行であるも関わらず、一部の貸付債権についてはみなし交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難。業態を超える再編、提携が進行中、今後、銀行が資金業者から貸付債権を譲受するケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除くよう要望する。</li> <li>また、貸付債権流動化市場の活性化促進には、債務者保護と適切な記述がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金業規制法第17条、第18条、第24条</li> <li>銀行が資金業者から譲受けた貸付債権については、資金業の規制等に関する法律(以下、「資金業規制法」)第24条により、資金業規制法に基づく規制(注)が適用される。</li> <li>(注)資金業規制法に基づく主な規制内容</li> <li>資金業者の貸付に係る契約に基づく資金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明かにする書面を交付しなければならない。</li> <li>契約書面の交付(貸付)にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない(契約)。</li> <li>受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に)郵度、受取証書(譲渡文書)を交付しなければならない(規制)</li> <li>債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない(規制))</li> </ul>	金融庁	都府県懇話会
5032A	5032020	20	A	特定融資特約の債主の対象範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 特定融資特約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみならず、利息の適用除外となる債主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような債主を追加。①地方公共団体、②独立行政法人、③国立大学法人、④学校法人、⑤医療法人、⑥共済組合、⑦消費生活協同組合、⑧市街地再開発組合、⑨特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第4項に規定する有価証券を定める内閣府令)に定める有価証券を発行する法人並びにこれに準ずる外国人)</li> <li>ii 資産流動化業務に関して、特定融資特約の債主となることができる者に、「合同会社」および「有限責任中間法人」を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i コミットメント・ライン(特定融資特約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、債主の範囲について中小企業等一律に排除していることは適切ではない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する者については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化が図られると考えられる。</li> <li>ii 資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補完のためにコミットメント・ライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定融資特約に関する法律第2条</li> <li>特定融資特約の適用対象は、下記のように限定されている。①会社法上の大企業(資本金5億円以上又は負債額200億円以上)の資本金3億円超の株式会社②証券法規定で監査証明を受ける株式会社等(資産流動化業務)に関して、特定融資特約の債主となることができるのは、株式会社に限られている。</li> </ul>	金融庁・法務省	都府県懇話会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5032A	5032021	21	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。	・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用保証協会の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	・中小企業信用保証法第2条 ・NPO法人は中小企業に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。	経済産業省	都府県庁舎	
5032A	5032022	22	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる条件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。	・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必要性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中で利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	・中小企業信用保証法施行令第1条の3、中小企業信用保証法施行規則第1条の3 ・平成17年8月1日の政令改正によって譲渡先にサービサーや再生ファンドが追加されたが、譲渡の条件として、「(産業再生機構・RCO)による再建計画」「中小企業再生支援協議会・再生ファンド関与による私的整理ガイドラインに準じて策定した再建計画」及び「私的整理ガイドラインに基づいて策定した再建計画」等の要件が求められている。	経済産業省	都府県庁舎	
5032A	5032023	23	A	サービサーが取扱可能な「特定金融債権」の範囲の拡大	・サービサーが取扱可能な「特定金融債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。	・現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。 ・本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託する際のリスクがミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化に繋がる。	・債権管理回収業に関する特別措置法第2条 ・「債権管理回収業に関する特別措置法」(以下「サービサー法」)の規定上、サービサーが取扱可能である「特定金融債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービサーへの委託が出来ないケースがある。	法務省	都府県庁舎	
5032A	5032024	24	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金融債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金融債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。	・債権管理回収業に関する特別措置法第2条 ・債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条 ・「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金融債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債権等が限定列举されているが、ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。	法務省	都府県庁舎	
5032A	5032025	25	A	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外的制限	・売却債権等の一定の種類は指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業者等に対する信託が譲り受ける場合、又は②特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、③金融機関(①を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外的効果を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。 ・民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外的効果を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)	・そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債権者を過剰な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人は債権者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・現在の譲渡禁止特約の対外的効、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約付債権も、最高裁判例で既に差押え及び執行命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。 ・我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。	・民法第466条第2項 ・債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 ・民法第466条第2項によれば、指名債権において、予めその債権者が債権譲渡を禁止している(譲渡禁止特約)にも関わらず債権譲渡がなされた場合で、かつ譲受人が当該譲渡禁止特約の存在を知っていた場合、譲渡人(原債権者)と譲受人との間の債権譲渡契約そのものが無効(譲渡禁止特約の対外的効)とされる。	金融庁・法務省	都府県庁舎	
5032A	5032026	26	A	機微(センシティブ)情報の取扱についての明確化	・機微(センシティブ)情報の取扱に関する法令等の定義・解釈を明確化。 (例) ①政治・宗教団体への勤務に関する情報は、必ずしも機微(センシティブ)情報には該当しない。(政治・宗教団体に勤務している事実が、必ずしも特定の政治的見解や信教に基づき当該団体に所属していることを示すものではないため) ②以下のような情報は、病気等の保健医療に関する情報の内容が特定されないため、機微(センシティブ)情報には該当しない。「A氏は通院している」「B氏は障害者である(障害者手帳を所持している)」 (*)障害の種類・障害等級は機微(センシティブ)情報と認識 ③本籍地に係る情報のうち、都道府県名のみであれば、プライバシーマークの認証基準であるIS Q15001の考え方と同様、機微(センシティブ)情報には該当しない。 (例えば、選挙では本籍地に係る情報から都道府県名のみが記載されている) ④保健医療情報を、生命保険契約時に取得する告知事項や健康保険証に記載されている通院歴に限定。	・機微(センシティブ)情報については、社会通念上、プライバシー保護上厳正な管理が求められていることから、その取扱にあたっては特に慎重を期す必要がある。 ・しかしながら、現行の法令等においては機微(センシティブ)情報となる情報の範囲が必ずしも明確でなく、取扱の詳細は各行の解釈に委ねられているため、一部の事項については各行で対応にばらつきがある可能性がある。これら事項の定義・取扱ルールの目録統一を進めることで、各行の取扱の統一を図り、機微(センシティブ)情報の管理を確保することが望ましい。	・銀行法施行規則第13条の8の7 ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条 ・金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(「機微(センシティブ)情報」)については、原則として取得、利用、又は第三者提供を行わないこととされている。	金融庁	都府県庁舎	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5032A	5032027	27	A	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	・米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。 ・銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除。	・監督指針において、公募増資については相応のチェック機能が働くことから、内部管理態勢の確立に関するコンプライアンス・ルールの適用対象外とされているが、米国証券法Rule 144A等のように、形式的には私募であっても、引受証券会社が法定の開示基準に準じて作成された目録見書を用いて不特定多数の投資家を対象に勧誘を行うなど、実質的に公募に近い発行形態であり、且つ、勧誘対象が適格機関投資家に限定される場合も存在する。 ・こうした増資形態においては、「資本充実の原則」、「優越的地位の濫用」、「商品性の適切な説明」、「適正なディスクロージャーの確保」等、内部管理態勢構築により法令遵守の徹底が求められている点に照し、不適切な対応が行われる可能性は僅少であり、公募増資と同様。 ・また、銀行持株会社と子銀行は人的・資本的に緊密な関係にあり、両者の増資が同時且つ一体的に行われる場合も多い。こうしたことに鑑みれば、銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合は、「預金及び貸出等の業務を営む銀行先に対し直接前出を行うという通常想定されている第三者割当増資とは異なり、内部管理態勢構築により法令遵守の徹底が求められる点に照し、銀行持株会社と子銀行の間で不適切な対応が行われる可能性はない。 ・このような法令遵守上の問題が生じる可能性が僅少／著しい増資形態について、通常の第三者割当と同様の内部管理態勢の構築を義務付ける意義は乏しく、非効率。当該増資形態による資本調達阻害要因ともなり得る。	・銀行法第53条 ・主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス」	金融庁	都府県話会		
5032A	5032028	28	A	永久劣後債に係る届出手続簡素化	・永久劣後債に係る届出を行う際、当該永久劣後債の「パーゼル合意適合性」を担保するための契約文書が、過去に弁護士意見を取得した永久劣後債の契約文書と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後債の「パーゼル合意適合性」に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許容。	・永久劣後債等の「パーゼル合意適合性」を担保するための要件は、平成10年12月の事務ガイドライン改正により明確化されており、当該要件を定めた契約が本邦民商法上有効であるとの弁護士意見は立派にしている。また、当該要件を定めた契約文書は定型化している。こうしたことから、実態上、弁護士意見は、当該定型文書が契約等に明記されていることを形式的に確認しているに過ぎない。以上により、永久劣後債に係る届出の都度弁護士意見を取得する意義は乏しい。 ・しかしながら、現行制度では、永久劣後債の都度、弁護士意見の取得が義務付けられており、銀行及び銀行持株会社にとって事務手続・弁護士費用といった負担が発生している。 ・また、期限付劣後債(劣後ローン)に係る届出の際は、弁護士意見の添付は求められていない。	・銀行法第53条、銀行法施行規則第36条 ・主要行等向けの総合的な監督指針「様式・参考資料 届出様式等」及び注記 ・永久劣後債付社債の発行及び永久劣後債付付種入金の受入および「永久劣後債」に係る届出を行う場合には、「契約内容のパーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見」以下「弁護士意見」を、その都度届出書に添付。	金融庁	都府県話会		
5032A	5032029	29	A	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	①証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。 ②主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。	・証券取引法においては、実質的に支配力・影響力のない先でも「親法人等」あるいは「子法人等」に定義され、また主要株主の定義が銀行法より広範であり、証券取引法第54条第1項第9号及び証券会社に関する内閣府令第46号に基づく届出事務が大きな負担となっている。 ・また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「親会社(親法人等、子法人等)に関する報告書」を毎営業年度経過後4月以内に金融庁長官等に提出しなければならないが、その事務負担も大きなものとなっている。	・証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号 ・証券取引法等における各種定義と他の法令等の定義と違いがある。 ①証券取引法上の「親法人等」および「子法人等」の概念は、「証券会社の」および「証券会社が」総株主数の議決権の過半数を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係に有する法人その他の団体として法令で定める要件に該当する者、とされているが、その対象となる範囲は財務諸表規則や銀行法における「親会社」「子会社」よりも広範なものとなっている。 ②銀行法における主要株主の定義は出資比率20%以上であるのに対し、証券取引法施行令における主要株主の定義は出資比率10%以上とされている。	金融庁	都府県話会		
5032A	5032030	30	A	証券外務員登録の簡素化	・銀行持株会社の子会社である銀行間興動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする抹消及び新規登録申請手続を不要とする。	・金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間興動は、今後ますます増加していく見込みであり、日数に係らず証券業務に従事し支障が生じる証券外務員としての業務を行えない期間が発生する状況は、早期に改善されるべきである。	・証券取引法第64条の6第3項 「証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)」(平成15年5月1日改訂) ・退職等の理由により証券外務員の職務を行わなくなった時は、「登録証券外務員の職務禁止届出書」を速やかに提出することとなっている。 ・銀行持株会社の子会社である銀行間興動は上記の職務禁止理由に該当し、異動・出向・転籍の際の場合もの際には、廃止・再登録手続が必要。 ・規定どおり一旦廃止手続を行い、異動先であらためて新規登録申請を行っているため、新規登録完了までの期間は証券外務員としての業務を行うことができない。	金融庁	都府県話会		
5032A	5032031	31	A	証券事故処理のための「事故処理分別口座」保有の解禁	・証券事故処理のために、「事故処理分別口座」を設けることを許容。	・平成15年1月の証券規制改正による「特定口座」取り扱いに伴い、証券会社は事故を生じた場合の事故処理において顧客の税額計算に影響を与えないように「事故処理分別口座」における処理(「特定口座」のみならず一般口座における事故も処理可能)が許容されているが、銀行には認められていない。 ・具体的には、証券会社に関する内閣府令第30条第2項第4号および別表により、証券会社は「事故処理分別口座」を設け、同一口座における処理を認められているが、金融機関の証券業務に関する内閣府令等には該当する条文がない。	・金融機関の証券業務に関する内閣府令等 ・証券事故の処理は顧客口座において行っている。	金融庁	都府県話会		
5033A	5033001	1	A	「電気機械器具防振構造規格」に加えIEC規格やJIS規格の適用	法令の変更や改定を待たずに技術革新に迅速に対応出来る様に、現行関係法令を平成7年の官制行政改革委員会が出した「規制緩和の推進に関する意見」や、それに続き多くの閣議で決定された行政改革や規制緩和に関連する施策を取り入れ、根本的な制度の見直しを早急にお願しいたい。特に技術革新を阻害している、古い安全思想に基づき、8種類の防振方式しか認められていない「電気機械器具防振構造規格」に加え、最新の防振安全に関する技術や設計思想を取り込んだ防振に関連するIEC規格や、それに整合したJIS規格を適用することを認めて頂きたい。	左欄の補足説明 「電気機械器具防振構造規格」の改定を求めず、加えてIEC規格等を適用するよう求めるのは、過去ならびに現在も「電気機械器具防振構造規格」に基づき検査された製品が流通・使用されており、それらの製品の安全も担保できているためである。利用者にとって製品の選択幅を増やし、製造者にとっても負担とならない方法を望むものである。	「電気機械器具防振構造規格」に適合しなくても、現在は安全を担保出来るIEC規格や、それに整合したJIS規格があり、それを利用すれば多くの閣議決定された規制緩和・行政改革に関連する諸施策を反映し、最新の技術動向を取り込んだ製品の製作・検査が出来る状況にある。この様なことから「電気機械器具防振構造規格」に加えてJIS規格やIEC規格を適用して、我が国の製品の法令・規格では認められていない新しい技術も取り入れ、技術革新に迅速に対応できる制度として頂きたい。	厚生労働省関連法令規格: 労働安全衛生法第42条および第44条、 労働安全衛生法施行令第13条、 労働安全衛生規則第27条および第28条、 規格等定規則、 電気機械器具防振構造規格	厚生労働省	技術士事務所・Z.VIP. Consultants	厚労省では、本件に関連する検討を、少なくとも平成3年度以降複数回にわたり産業安全技術協会に委託研究として出し、研究報告書を受け取っているが、担当専門官の任期が短く実際の法令改正に結びついていない。平成9年に改定され、防振電気設備を同様「防振構造省令」電気設備の技術基準」第65条ならびに第69条に関連する両省令の「電気基準」第192条ならびに第193条では、IEC規格に従って電気設備を施設することを認め、さらに両省原子力安全・保安院が編集した(株)文一総合出版が発行した「解説 電気設備の技術基準」の「解説基準」第192条ならびに第193条の解説では、「解説基準」の前書き説明で示す「自治体等に準拠して十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、当該省令に適合するものと判断するものである。」との思想を受け、同改正で取り込んだIEC規格による施設は、「防振性能確保の観点から十分な保安確保が可能であり省令の規程趣旨を満たす」として関連するIEC規格も取り込んで、従って厚労省でも同様な措置が出来るはずである。 この要望は「2006あじさいキャンペーン」の要望事項管理番号5035002として処理されている内容と同様であるが、回答として示された内容が今までOTOなどを通じて回答されている内容と本質的なタスクが同じであり、問題の本質を捉えておらず、なにも解決出来ないため、改めて要望するものです。また、厚労省には、この様な問題を透明性を持って公平に審議や協議を進める専門家を集めた委員会・機関等が無いため対応が遅れていると感じている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5033A	5033002	2	A	指定外国検定機関が認証した機器の書類審査を省略	厚生労働省は、昭和60年の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を受け、型式検定に際し指定外国検定機関が作成した外国検査データの確認により、実機による検査を省略する制度を導入したが、海外の製品を輸入して使用しようとする者がメーカーからその生産国で検査に使用したデータを入力することは、製造者側の検査保持の観点からも非常に難しいが実態です。書類検定費用も高価である。検定認証マークの確認若しくは検定に合格していることを認証する書類の写しの提出だけで使用出来るように規制緩和を望む。			厚生労働省は、外国検査機関を指定するに当たって、その検査機関と関係者を派遣し、検査設備や検査の進め方について十分に安全が確保出来ることを確認しているため、輸入して使用する場合には、IEC規格に定められた検定合格を示すマーキングの確認若しくは検定合格証の提示だけで十分安全確保が出来ると思います。	厚生労働省関連法令・規格： 労働安全衛生法第44条、 労働安全衛生法施行令第13条、 労働安全衛生規則第27条及び第280条、 電機機械部員防振構造規格、 指定外国検査機関制度  登録検査機関が発行したもの： 指定外国検査機関の適合証を有する製品の取り扱い、 型式検定の手数料等	厚生労働省 登録検定機関(産業安全技術協会)	技術士事務所：Z.V.I.P. Consultants	この要望は、「市場開放問題情報処理推進会議」のOTOデータベースにも東京商工会議所から「電気機器の防振基準の相互認証」および「電気機器の防振基準に関する申請手続の簡素化」として要望が出され、前者は平成8年3月16日の第6回推進会議報告書にも項目3-(3)として記載され、平成9年5月12日のフォローアップされたまま、後者は平成10年3月17日の第8回推進会議報告書に項目3-(1)(3)として記載され平成11年1月16日にフォローアップされているが、平成7年に官邸の行政改革委員会が出した「規制改革の推進に関する意見」9その後何回も閣議決定されている規制緩和・行政改革関連の施策による見直しも行われておらず、輸入して使用しようとする者の視点が欠如したままである。参考までにヨーロッパ諸国においては、既にCE指令に基づきIEC規格とほぼ同等が同じIEC規格によりIEC圏内では、加算する所々の面で一度検査を受ければ自由流通できる制度となっており、有効に利用されています。 この要望は「2006あじさいキャンペーン」の要望事項管理番号5035002として処理されている内容と同様であるが、改善して済んだ内容が今までOTOなどを通じて回答されている内容と基本的なスタンスが同じであり、問題の本質を捉えておらず、なにも解決出来ていないため、改めて要望するものです。また、厚生省には、この様な問題を透明性を持って公平に審議や議論を進める専門家を集めた委員会・機関等が無いための対応が遅れていると感じている。
5034A	5034001	1	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社本体の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を委託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。			・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と異なりマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社と認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託会社のあり方に関する中間報告書(H15.7.29)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。
5034A	5034002	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の動議	保険会社本体で、系列投資顧問会社に係る投資顧問契約等の顧客の動議を行うことを認める。			・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の動議を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。 ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその動議を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体業務が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の動議を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 ※金融商品取引法第33条3項、第33条2	金融庁総務企画局市場課・企画課	生命保険協会	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の動議(代理、媒介)を行うことはできない。 ※投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として与当とされれば、保険業法の手当てが必要
5034A	5034003	3	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。			・わが国においても、不動産投資顧問業務に対する年金基金等を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定なコア投資としてポートフォリオに位置付けたいというニーズが高まりつつある。インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)、不動産投資に係るノウハウを有する保険会社は、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待が高まっている。 ・保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案のうえ、投資判断を行っている。 また、最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産投資を行っている。これらの判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさしく不動産投資顧問業登録に定められる「投資判断に必要な能力と同様であると考えられる。 ・なお、有価証券に係る投資顧問業務及び不動産投資信託委託業務は既に子会社で行うことが認められているが、子会社による不動産投資顧問業務は、これらの業務と、蓄積された運用ノウハウの活用という点及び投資家のために資産運用業務を行うという点において共通しており、本業との親近性は同等と考えられる。	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(2) ⑥	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	生命保険協会	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5034A	5034004	4	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。			・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業への資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の適用等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業への議決権を10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、支配要件が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	生命保険協会	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定されており、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であった、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。
5034A	5034005	5	A	共済事業にかからる契約型保護ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合を法的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置、業業規制等)、情報開示規制、事業規制等について、消費生活協同組合の性質を踏まえ、保険業法等と整合的な規制を整備する。 また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定する。			・「保険」「共済」とともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待が変わりなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高価格化・多様化といった実態を考慮すれば、定記の消費者保護のための規制は必要不可欠である。 ・現行、通知に規定されている規制は、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、行政の透明性に欠けている。 ・18年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、消費者保護ルールの根本的な整備が図られることを踏まえれば、少なくともこれらの制度の整備供託を公平に含め、消費生活協同組合法についても法的な改正を検討する必要がある。 ・なお、金融審議会金融分科会「一部報告」投資サービス法(仮称)に向けてにおいても、農業協同組合法、中小企業等協同組合法以外の制度共済について「特に幅広く事業を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい。」と指摘されている。	消費生活協同組合法 等	厚生労働省社会援護局地域福祉課 等	生命保険協会	根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれ根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性が取れていない。 特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法及び今国会に提出された中小企業等協同組合法改正案と比較し、健全性規制、事業規制等の契約者保護ルールが不十分な内容となっている。 また、具体的なルールは法令ではなく通知に規定されている。 なお、保険業法、農業協同組合法等となり、消費生活協同組合法に基づく共済は今国会に提出されている金融商品取引法における利用者保護規制内容強化の対象とされていない。



様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5034A	5034012	12	A	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ	確定拠出年金の加入者資格喪失年齢について、労使合意に基づく柔軟な設定を認め、現行の資格喪失年齢(60歳)からの引上げが可能となるようにしていただきたい。		公的年金の支給開始年齢の引上げや高齢者雇用安定法改正等により、60歳以降の就労機会が拡大しているにもかかわらず、確定拠出年金については60歳到達により一律に加入者資格を喪失することとなっている。	確定拠出年金法第11条第6号	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	確定拠出年金の加入者は60歳に達したときに資格を喪失することとなっている。
5034A	5034013	13	A	確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限の弾力化	特段の事情によって、翌月末までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の納付期限の弾力化を図っていただきたい。		・システムトラブルや制度運営者の万一の事務遅滞等により、当月分の掛金が翌月末までに資産管理機関に納付できなかった場合、当月分の掛金振出は行われず、加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、納付期限が翌月末に限定され、何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であると考えられる。	確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	企業型では、毎月の掛金を翌月末までに資産管理機関に納付することとされている。
5034A	5034014	14	A	確定拠出年金制度の企業型における掛金の払込方法の弾力化	確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう払込方法の弾力化を図っていただきたい。		・収納事務の効率化により、運営コストの削減に資する。 ・また、確定給付企業年金では、事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を振出することが認められており、他の年金制度との整合性を図る必要がある。	確定拠出年金法第19条、20条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	企業型では、事業主は、一月につき振出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で、各月につき掛金を振出することとされている。
5034A	5034015	15	A	確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化	平成17年10月の確定拠出年金法改正により脱退一時金相当額等の移換に関する事項(法第54条の2第1項)について、新たに規約に定めることとなったが、このような関係法令の改正により義務付けられる規約の変更のうち軽微な変更と考えられるものについては、届出による変更を認めていただきたい。		平成18年3月に、事業主等の増加・減少を伴わない事業主の名称・住所の変更等について労働組合等の同意を不要とする取扱いが認められ、規約変更手続きの簡素化が一定程度図られたが、現在届出による規約変更が認められている軽微な変更以外の変更については、全て厚生労働省の承認を要することとし、事業主等にたいして大きな負担であり、更なる手続きの簡素化を図る必要がある。	確定拠出年金法第3条・第5条・第6条 確定拠出年金法施行規則第5条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	企業型の規約の変更には、確定拠出年金法施行規則に定める軽微な変更の場合を除き、厚生労働省の承認が必要である。
5034A	5034016	16	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で振出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物振出は、企業間の持株株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下落要因となる。 ・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いを拒否し利用者が不便に陥るリスクが生じる。	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特別措置として、現物資産の受払が認められている。
5034A	5034017	17	A	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。		特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならぬため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。前述の状況によっては、権利を行使できないケースも起き得る。 会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイドから買い取り請求期間が確保された定款とするように促し実現させることは困難である。このため、その他株主が買取を求めることができる制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	会社法第160条第2項、同第3項、同法施行規則第29条	法務省	生命保険協会	会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の発送期間は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5035A	5035001	1	A	自動車前部への停止灯の装備	車の前部にも停止灯を装備すること	車の前部にも停止灯を装備すること	<p>車が動く物である以上、ドライバーの意思は方向指示(ウィンカー)だけでなく停止する意思も全方向に知らせるべきではないか。なぜ後続車にのみ知らせるのだろうか。</p> <p>①交差点の事故でかなりの割合で重大事故につながるのが右折車と直進車との衝突である。右折車が交差点にいと直進車のドライバーは待ちきれずに曲がるよと折りが走り抜ける。</p> <p>②歩行者が信号の青を確かめて歩き出す際、果たして左右から近づく車両が停まってくれるか恐る恐る横断歩道を渡る。</p> <p>交通事故による死亡者数は近年減少傾向とはいえず事故の件数は増える一方である。狭い国土に無制限に増え続ける車。法規の厳罰化と安全技術の向上に依拠しないのだろうか。直前に出来る有効策でありながら実行されない施策がある。</p> <p>車の前部にも停止灯を装備することである。車は動く物である以上、運転者の停まる意思は後続車にだけ伝えておかなければならない。前から見た場合でも停まる意思が判れば前述のケースでは待ち切れない右折車が僅かな間隔を縫って曲がろうとすれば前部の停止灯が消えコンマ何秒か手前で直進車が何らかの回避行動がとれるし、歩行者も安心して歩かせる。</p> <p>そればかりか… 昨今、飲酒運転や横着過ぎ事故に注目集まっているが、直前に立ち止まるところにも事故を防ぐ手だてがある。是非、全国で試行して自動車王国の欧米に先駆けて狭い日本から新安全対策を講じて欲しい。</p>	道路運送車両の保安基準 第39条	国土交通省	小林 純一	
5036A	5036001	1	A	自治体の保有する債権の第三者譲渡	自治体の保有する債権の第三者への譲渡(売却)を可能とされたい。あるいは、第三者譲渡の手の法制化を図られたい。	自治体の保有する債権(税、手数料等、保育料、給食費、貸付金これら全てあるいは一部)について、自治体の職員による回収にコストがかりすぎるものを民間事業者を含めた第三者に譲渡する(売却)して欲しい。	債権の回収は自治体の職員による直営ではコストがかりすぎる場合もある。また、未収金として長期滞り残ってしまうことは財政にも悪影響を与える。よって、早期に第三者譲渡(売却)することで回収コストの低減と流動化(現金化)による財政効率化が期待できるため。	地方自治法第240条、地方自治法施行令171条から171条の7	総務省	民間企業	債権譲渡手順書を添付します。全国規制改革要望にするか民間開放要望にするか決めかねました。とりあえず前項としましたが、適当でなければ修正していただいても構いません。メールアドレスは迷惑メール防止のため非公開にしていただきたい。住所も非公開でおねがいしたい。
5037A	5037001	1	A	他の法律専門職による行政書士業務取扱いの許可	弁護士、弁理士、公認会計士、税理士は、行政書士法第2条により行政書士となる資格を有するが、第2条に司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を追加し、これらの法律専門職が、行政書士登録をせずとも行政書士業務を行なえるようにしていただきたい。		<p>1. 行政書士法第2条により、行政書士の資格を有する者は、試験合格者以外に、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、一定の年数以上(17年又は20年)行政事務を担当した公務員と規定されている。行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題は無い。</p> <p>2. 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士は、いずれも法律によって、登録及び懲戒の制度があり、重ねて行政書士を第2条に追加し、都道府県知事の監督を受ける必要性が低い。</p> <p>3. 行政書士は、弁護士法72条違反や司法書士法違反などで逮捕されたり、戸籍簿本等の職務上請求の不正請求など事件を起こすが後々たないが、行政書士会は、会員に対する指導監督が十分にできていない。(その他の欄に続く)</p>		総務省	個人	(重要理由の続き)前項の士業が固有の業務に附属する行政書士業務を行なうについてもわざわざ行政書士名簿に登録して、会員の指導も十分にできない行政書士会に重ねて入会するのは、無意味といえる。 4. 第2項の士業はそれぞれの法律により守秘義務が課されており、当該規制緩和がされても国民が不利を蒙ることはない。 5. 行政書士法第1条の3の各号に掲げる業務は行政書士の独占業務ではなく、行政書士の独占業務は行政書士業務の一部にすぎず(行政書士法第19条、重点検討項目候補(土業の労働者派遣の容認)に関する総括表 総務省回答)本要望が認められても影響が小さい。 6. 専門性の低い行政書士業務を他の法律専門職が扱うことにより、国民の利便が向上することになる。
5038A	5038001	1	A	営業所ごとの特定/一般建設業の選択制	特定建設業で、複数の営業所を設ける者は、営業所ごとに特定建設業又は一般建設業の選択可能とする。このうち一般建設業の営業所を選択した営業所は、営業所の専任技術者は一般建設業としての資格要件で足りるとする。		<p>本件、06/6月要望では建設業の適用上の混乱を招くこと及び発注事務に混乱が生じることとなるので、妥当でないという貴省の見解を承りました。確かに、下請負人の保護の徹底のため特定建設業者に請負契約の締結、現場の施工監理等の場面で特に重い義務を課している点については、一定規模以上の下請負人の注文書の義務として、現法規定は一定の合理性が認められる。一方、発注事務に混乱が生じるという点については、一の建設業について特定建設業の許可を有している中で、一時的な営業所では許可を有していない事を許容している制度であって、発注事務に混乱が生じるのみで混乱するということ表現は適切でない。むしろ現制度では、一部の営業所が大規模な営業を行なう事があるという事をもって特定建設業の許可を得た業者は、小規模な工事のみを扱うその他の多くの営業所にも特定建設業の営業所専任技術者の職務が生じる訳であって、業者の本来自由な営業活動を法制度の特組みのために過度に制限していることとすればこれを是正し、必要最小限の規制に改める事が第一である。</p>	建設業法第3条、建設業法第15条、H1343国総建第9号「建設業許可事務ガイドライン」、S63.6建設省告示第1317号「建設業法第十五条二号の国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」	国土交通省総合政策局建設課	情報通信ネットワーク産業協会	
5038A	5038002	2	A	主任技術者/監理技術者への出向者の就任要件の緩和	親会社・子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも、当該親会社・子会社が一定の条件を満たす場合には、監理技術者/主任技術者について連結親子会社間での出向について認めよう規制緩和していただきたい。(一定の条件とは当該会社がペーパーカンパニーまたは不良/不適格建設業者でないことが客観的に明らか場合を言う)		<p>工物品質の向上、不良不適格な事業者の排除等を目的に、建設業界の再編・統合を進めることは必要なことだと理解している。しかし、その一方で産業では、分社化やグループ経営の強化などの視点での再編を進め、経営の効率化、競争力の強化、人材の育成と有効活用に取り組みつつある。しかも、連結親子会社間の出向社員についてはきわめて限定的な基準が課されているため、これらのメリットを生かせない。</p> <p>これまでの要望に対して「制度の趣旨に逆行する」と認められたいと説明されているが、業界の再編統合を進めるのはそれ自体が目的ではなく、再編統合を通じて工事の質を高めることに等しい。分社化やグループ経営の強化も、経営の効率化や競争力の強化を目的としたもので建設業法の分野に於いても工物品質の向上やコスト低減などに大いに資するものである。既に提案しているように、規制緩和の対象を「一定の客観的基準」を満たすものに限定するならば、国交省が想定する業界の再編統合と望んでいる規制緩和は十分立派、工物品質の向上等に寄与するものと考えられる。</p> <p>また、「制度の悪用」懸念も理由にあげられているが、我々の要望がそのようなことを目的としたものでないことはご理解いただいていると思う。6月要望に於いて日本経団連が提案しているような「同一グループからの入力は1社に限定する」などのルールを整備することによって、不良不適格な事業者が「制度を悪用する」ような懸念は防ぐことができるものと考えられる。</p> <p>様々な懸念が想定されるから認められないというのではなく、現に起っている変化を活かすため、想定される懸念が現実のものとならないようどのような知恵を出せばよいか重要である。見直しについて実務をお願したい。</p>	建設業法第26条、国総建第335号「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の並行的かつ恒久的な雇用関係の取扱い等について」	国土交通省総合政策局建設課	情報通信ネットワーク産業協会	
5038A	5038003	3	A	建設業「経営業務の管理責任者」の要件における役員に準ずる地位の選任基準の明確化と基準の緩和	役員に準ずる地位の選任基準は、許可行政庁により基準がばらばらである。経営業務の管理責任者の選任に寄与している建設業者が多い中で選任基準の明確化と基準の緩和を要望する。		<p>「経営業務の管理責任者」の選任にあたっては、執行役員制度等により役員が減少し、権限委譲が進む中で、令3条使用人経験期間や役員に準ずる地位での業務期間の明確化が基準を揃える必要がある。</p> <p>しかしながら、現在、役員に準ずる地位の選任基準は、建設業法、事務通達等で明確にされておらず、大規模な建設業者に対しては1名しか認められないケースもあり、役員に準ずる地位の者は複数が業務を行なっている業者から集めた良い場合も少なくない。</p> <p>実態にそくした一律的な取扱いが行われるよう、選任基準を明確化して欲しい。</p>	建設業法第7条第1項の一	国土交通省 総合政策局 建設課	情報通信ネットワーク産業協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5039A	5039001	1	A	電気通信工事監理技術者要件に国家資格「電気通信主任技術者」を追加	電気通信工事における建設業法による監理技術者資格要件として、国家資格「電気通信主任技術者」の取得者を認めること。		e-Japan戦略、IT新改革戦略の推進等によって、日本のIT化は大きく進展しつつあり、IT技術者の必要性が高まりつつある。しかし、電気通信分野の技術者が監理技術者となるためには、技術士(電気電子)資格を取得するか、実務経験によるかの選別しかなく電気工事などの分野と比較して育成ルートが限定的であるといわざるを得ない。発注工事の小規模化、IT関連機種の価格低下の進展等によって、実務経験の対象となる工事が増えつつあり、従来要件の工事の実務経験を要件とする現状の監理技術者確保方式では監理技術者不足により情報通信工事への阻害をきたすことになる。情報通信環境、とりわけ、インフラ整備は我が国の喫緊の課題であり、これに携わる適切な人材を必要数確保するため、下記に述べる規制緩和策が早急に講じられる必要がある。主任技術者については、一定の条件を満たす電気通信主任技術者に対して門戸を開く措置がとられたが、電気通信工事分野の監理技術者についても電気通信主任技術者など既存資格の取得者について、監理技術者として認めるなど、監理技術者育成ルートの拡充を図るべきである。本件について2006年6月要望では「……………なお、電気通信主任技術者資格の内容の拡充等がなされた場合に監理技術者の資格要件として検討することはできない。止の回答をいただいたが、電気通信主任技術者資格の内容が監理技術者の資格要件として不十分な部分について具体的にお願いいただきたい。	建設業法第18条の二 建設業法第20条第2項 建設業法第27条の二 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会、(社)情報通信設備協会、(社)電気通信協会、(社)電子情報技術産業協会、(社)電気電話工業協会、(財)日本データ通信協会
5040A	5040001	1	A	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の5号の特例を定める件及び出入国管理法及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の6号及び6号の特例の緩和	出入国管理法及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の5号の特例を定める件及び出入国管理法及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の6号の特例を定める件6号に、「申請人が我が国の、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の資金により主として運営されている事業として行われる研修を受ける場合」とあるが、当社が補助金を受けて行っている「タイからの経済産業人材育成支援研修生受入れ事業」も、「申請人が我が国の国の資金により主として運営されている事業として行われる研修を受ける場合」として特別の対象と認めらるべきである。	実務研修をより効果的なものとするため、日本語と日本の文化、マナー等の非実務研修を集合研修形式で行いたい。	当社が国から補助金を受けて実施している「タイからの経済産業人材育成支援研修生受入れ事業」は、「申請人が我が国の国の資金により主として運営されている事業として行われる研修を受ける場合」であるにも関わらず、その実施主体が民間企業であるために特別の対象とならないのは、同じように国の補助金を受けて財団法人等によって行われている研修が特別の適用を受けることと比べて公平性を欠く。また、国の補助金を受けて実施する事業として行われる研修であれば、主体が民間企業の場合にも報告義務等を通じて、研修の適正な実施が担保できる。で、入管法令の趣旨にも合致すると思われる。また、「申請人が我が国の国の資金により主として運営されている事業として行われる研修を受ける場合」として特別の対象と認めらるべきである。	出入国管理法及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の5号の特例を定める件 出入国管理法及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修に係る基準の6号の特例を定める件	法務省	民間企業
5041A	5041001	1	A	医(歯)学部のない大学の、附属病院設置	保健医療に関する教育研究を行う大学は、附属病院、附属診療所を設置することができる。	附属病院、附属診療所の開設	・保健医療系大学の多くは、国家資格取得と深く関わっており、身近な臨床現場で所定の実習を行うことができるようになる。・大学教員の多くに臨床研究の場が提供されることで研究活動促進が期待できる。	・学校教育法 ・医療法 ・独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令	文部科学省 厚生労働省	社団法人日本ニュービズネス協議会連合会
5041A	5041002	2	A	株式会社学校経営の全国解禁	現在構造改革特区のみで認められている株式会社学校設立の全国で解禁する。併せて学校に土地・建物の所有を義務付けている学校設置規制を撤廃する。	当社グループは全国で資格取得教育事業を行なっているが、株式会社保有する施設・設備等をそのまま利用し、新たに専門職大学院事業を展開したい。当社は新潟を主な地盤としており、地方でも東京に負けない高度な教育を提供することを経営目標としている。	事業採算を確保するために、新規の設備投資を行わず、投資はハイレベルな教員の確保、教育コンテンツの充実に対して行いたい。また、採算確保のためには可能性のある市場にタイムリーに展開する必要があり、その為に特区だけでなく全国どこにも展開できる環境が必要。	学校教育法及び文部科学省規制	文部科学省	社団法人日本ニュービズネス協議会連合会
5041A	5041003	3	A	医療法人の納税義務の免除若しくは軽減措置	医療法人における法人税の納税義務を社会福祉法人と同様に免除、若しくは軽減税率の適用を検討してほしい	前項の履行	医療法人は医療法第7条第5項において営利を目的とする医療行為を禁止されている。従って、医療法人は医療法人を非営利法人として規定していると思われる。しかし法人税法上は株式会社のような営利法人と同様に、普通法人として課税される。また、介護保険法下の介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人は非課税なのに対して、医療法人が介護老人保健施設を運営した場合、その所得に対しては普通法人として法人税が課税される。この矛盾を解消していただきたい。	法人税法・医療法・介護保険法	財務省・厚生労働省	社団法人日本ニュービズネス協議会連合会
5041A	5041004	4	A	介護老人保健施設に置くべき医師の員数について	常勤医師1名以上 一 非常勤医師の組み合わせによる常勤換算で1名以上	病院、診療所、介護老人保健施設、グループホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業並びに訪問系サービスの運営	地域によっては医師の採用が困難なところもあり、採用の幅を広げることで採用難が緩和されるとともに、複数の診療科の医師によるより専門的な対応が可能になるといったメリットも考えられる。	介護保険法	厚生労働省 新潟県高齢福祉保健課	医療法人 堂広会 社団法人日本ニュービズネス協議会連合会

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5041A	5041005	5	A	住民台帳法第2章第11条の継続(住民台帳の一部の写しの閲覧)	今後、個人情報保護法令の重視傾向により、左記開覧に制限が加わる可能性があることを車検通関等からの情報により確認している。今後、仮に制限が加わった場合、コンプライアンスの遵守を前提とした企業・個人の自由な事業活動(タレント、再発訪問等)に制限が加わることになり、様々な法人等に収益減を中心とした影響が生ずる可能性がある。	左記法令の継続。また、コンプライアンス遵守企業の個人情報取得制限の緩和や情報取得ライセンス制度の新設等。	過度に個人情報保護の傾向が強まっていった場合、コンプライアンス遵守企業の経営・営業活動の収益上の影響は大きい。そして、企業の経営活動の制限により、小・中・零細企業が大きくなりうる可能性の芽を摘むことにもいかなない。	左記法令	総務省、内閣府 国民生活局	株式会社ITS教育プランナー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	特になし
5041A	5041006	6	A	「動物看護師」国家資格化にむけて	農林水産省より日本小動物獣医師会を通じて、「動物看護師」の国家資格化にむけて時期尚早との見解が出ていることですが、早期実現にむけて、獣医師法や獣医療法の規制改革または、新たな法律を設けて欲しい。国家資格として「動物看護師」資格を設けることで、動物看護師にもある程度の医療行為の幅を持たせるべきである。	現在、「動物看護師」資格を付与している民間団体は大きく6団体ございますが、中でも一番大きな組織の「日本小動物獣医師会」が国家資格に向けて、動きかけをおこなっておりますが、農林水産省の方では、時期尚早との見解をされているというふうに聞いております。この件に関して、きつめに議論が、国家資格化にむけて関わっております。あくまでも間接的ではありますが、要望したいと思っております。	最近のペットブームによる小動物診療の需要は年々高まっているが、依然として「動物看護師」の地位、評価は低く、動物病院によっては、低賃金で社会保険・雇用保険等も未加入である。そのことによる離職率も高く、十分な法整備がないため診療にも差があると感じています。人間への診療のように、動物診療に際しても看護師の力が必要不可欠である。国家資格による診療技術の向上や地位向上による雇用確保などの効果が望まれます。	獣医師法、獣医療法	農林水産省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041007	7	A	特定保健用食品検査業務の都道府県への委譲	特定保健用食品検査業務の都道府県への委譲	特定保健用食品検査業務の都道府県への委譲	特定保健用食品(トクホ)は、国民の健康ニーズに応え市場を伸ばしている。また、適切なトクホ食品等機能性食品の摂取は病気の予防にもつがかり医療費の削減に寄与する。こうしたことから厚生労働省のトクホに対する期待は大きい。しかし現在のトクホ制度では、制度そのものが医薬品並みに厳しく、食管理のある食品形のものであっても大量摂取などの条件審査が厳しい。こうしたことから条件付トクホの制度が始まったが、あまり利用されていない。全国の食品業界は殆どが地方の中小企業であり、地方のことは県庁で受け付ける方が、応募する企業側にも便利であり、県庁側も個々の食材や企業内容を了知していることから審査にかかる時間の短縮がはかれる。	健康増進法、食品衛生法施行規則	厚生労働省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041008	8	A	PET(ボトリオン・エミッション・トモグラフィー)検査で使う薬剤FDGの院外配送への規制緩和	FDGの製造にかかわる放射性同位元素の輸送規制の簡略化	FDGの製造にかかわる放射性同位元素の輸送規制の簡略化	PET検査は国民のがん罹患リスクを軽減させるものとして期待されているが、薬剤FDG製造には高価なサイクロトロンが必要であるためPET設備は高価なものとなり全国への普及が阻害されている。現在日本メジファックス社が対応しているが全国全ての地域をカバーしておらず国民の医療に格差が生じているのが実態である。FDG製造過程での放射性同位元素の輸送に放射線物質の輸送に由来する規制があるため実現が困難となっているが、全国どこでも高度の診断が行われる体制を整えるべく輸送に係る規制緩和を要請	原子力基本法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、放射性同位元素等運輸運搬規則	文部科学省、国土交通省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041009	9	A	被災者生活再建支援制度の拡充	被災者生活再建支援制度は、所得制限、使途制限、申請期間などの制限が厳しく、被災地の実情に十分応えることのできる制度になっていない。ゆえに、各種制限の見直し、緩和を要望いたします。	①所得制限の見直し～所得制限の基礎となる所得制限が、その世帯の家族構成や人数などに一切関係なく一律に決められているが、地域によっては2世帯家族、3世帯家族が多く、各算して所得制限にかかってしまう。②制度の簡素化～支援金の経費区分、対象経費の範囲、支給条件の制約など、極めて複雑かつ煩雑であり、被災者が制度を理解して申請書や実績報告書を作成するのが大変な負担になっている。	左記の問題点を改善解消することにより、自然災害により甚大な被害を受けた住民・市民に対して、迅速かつ実情に合った支援が可能となる。窓口における申請・相談の混雑や混乱も解消できる。	被災者生活再建支援法第3条ほか	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041010	10	A	被災者生活再建支援制度における支援対象経費の対象範囲拡大	支援の対象範囲を拡大し住宅の修繕費、再建築経費を含めること。また、宅地の原形復旧についても対象とすること	支援の対象範囲を拡充することにより被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援の対象は、家電製品、たんす、寝具等の物品の購入費又は修理費、住宅の解体費、賃貸住宅の家賃、引越費用等に限定されており、被災者の住宅再建のために最も必要な住宅の修繕費・再建築経費、宅地の原形復旧費が対象になっておらず被災者が自立して生活を再建することに対し大きな阻害要因となっていること。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041011	11	A	被災者生活再建支援制度における住宅解体費用の対象範囲・割合の拡大	支援の対象範囲を拡大し現在地に住宅を再建する場合に限らず、他の土地に再建する場合及び再建することができない場合の解体費も対象とすること。また、支援割合につき解体費用の全額とし100%を対象とすること	支援の対象範囲を拡大し、充実することで被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援の対象は、住宅の解体費については現在地に住宅を再建する場合に限られており、他の土地に再建する場合には、土砂災害の発生のおそれがある等のやむを得ない事由がなければ対象とされない。また、高齢者世帯など、新たに住宅を再建する資力のない世帯が、新築を行わず、被災住宅の解体のみを行った場合には、解体費を対象とすることができない。さらに、解体費を対象とすることができる場合であっても、支出した解体費の70%しか対象とすることができない。これらの制約が被災者が自立して生活を再建することに対し大きな阻害要因となっていること。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041012	12	A	被災者生活再建支援制度における経費区分及び支給条件の整備・拡充	生活関係経費、居住関係経費の区分を廃止するとともに、資金使途を撤廃すること	支援金の支給条件見直しにより、被災者の生活再建を迅速に支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の上限額が生活関係経費と居住関係経費ごとに定められているほか、対象となる経費の範囲が狭く、またそれぞれの対象経費についても、支給条件等の制限が厳しく定められている。これらの制限があるため、支援金の上限額まで使うことができない世帯が多く、この見直しにより被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041013	13	A	被災者生活再建支援制度における経費支出期間の38か月への延長による支援制度の充実	支援金の支出期間につき経費区分に問わず、一律発災後38か月とすること	支援金の支出期間見直しにより、被災者の生活再建をより一層支援するもの	現行支援策にあっては、支援金の対象とすることができる経費の支出期間が対象経費の区分ごとに定められており(生活関係経費は延長後で発災後30か月、家賃等の居住関係経費は同26か月、家賃等以外の居住関係経費は同38か月)この見直しにより一層の充実を図り被災者の生活再建を迅速に推進するもの。	被災者生活再建支援法、同施行令第3条、4条	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041014	14	A	被災者生活再建支援制度における支援の範囲を建物半壊以上に拡充	支援の範囲を建物半壊以上を対象と拡充し、支援額の決定に際しては被害度合いに応じ行うこと	支援の範囲を拡大と、被害の度合いに応じた支給額とすることで実情に応じた支援対策を行うこと	現行支援策にあっては、支援の範囲が建物全壊及び大規模半壊に限られているが、支援の範囲を半壊以上に対象を広げ、また被害度合いの段階(5%毎)に応じた支給額の設定(被害の度合いが増す毎に支援額が増加)を行い、きめ細かな支援を実施する。	被災者生活再建支援法、同施行令	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041015	15	A	被災者生活再建支援制度における「大家族制」に不利な条項の見直し	支給条件中支給限度額が世帯の年収額により区分されているが、所得制限につき生活実感を反映した世帯の家族構成や人数などを加味して基準を見直すこと	所得制限の設定に際し、その世帯の家族構成や人数などを加味し生活の実態に合わせた算出方式に代え現行基準を見直すこと	現行支援制度にあっては、「所得制限」の基礎となる世帯の年収額が、その世帯の「家族構成」や「人数」に関係なく一律に定められている。中越地震で、特に被害の大きかった農村部では、二世帯家族、三世帯家族が多く(「大家族制」)、家族の収入を合計すると所得制限にかかってしまう。このため核家族より大家族が相対的に支援が得られないケースが生じた。	被災者生活再建支援法、同施行令	内閣府(防災統括官)	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041016	16	A	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	制度の簡素化・申請書様式・調査様式・報告様式の見直し	被災者が制度を理解し自ら申請書を容易に作成できるように制度の簡素化を図り、申請書様式を分かり易くした。調査様式・報告様式についても見直しを行い関係者の負担軽減を図る	現行制度においては、支援金の経費区分・対象経費の範囲・支給条件の制約など制度が非常に複雑で分かりにくく、被災者が理解しにくいため時間を必要とし、関係者一同に過度の負担がかかっていることからその軽減を図る。	被災者生活再建支援法、	内閣府	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041017	17	A	厚生労働大臣指定美容師養成施設における美容教育施設としての美容所の開設認可と当該施設における養成施設在籍学生の美容の認可	2年制に移行し、より高度な接客サービス能力が求められる昨今において、より実践的な美容施設としての美容所の併設は教育上においても内外より懸望されることである。しかしながら、美容師法(昭和32年施行)第6条「美容師でなければ、美容を業としてしてはならない。」第7条「美容師は、美容所以外の場所において美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合にはこの限りではない。」により、行政機関は養成施設(美容学校)において美容所の併設に難色を示している。	①厚生労働大臣指定美容師養成施設における美容教育施設としての美容所の開設認可 ②当該施設	①実践的な接客サービスを在学中に修学することにより、卒業の就業において即戦力として業界に貢献することが可能となる ②実践的な実習を通じてより業務に対する理解を深めることで就業後の早期離職を防ぐことにつながる可能性がある	美容師法第6条、第7条	厚生労働省	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041018	18	A	一般産業廃棄物収集運搬の行政区画の許可に関する事項。	再利用目的の収集運搬に限り、現状よりも広範囲(県内全域など)の収集運搬を許可してほしい。	大手コンビニエンスストアなどでは現在、賞味期限切れの弁当、惣菜などを可燃ごみとして処理している。これらを行政区域を超えて経済的に成り立つ範囲で収集運搬し、畜産飼料として再利用する。トレーサビリティーの確保された賞味期限切れ食品を食べた健康な畜産物が加工され、再び店舗に並ぶ循環型社会の形成に役立つ事が出来る。	例えば、賞味期限切れの弁当などの食品廃棄物を飼料として再利用しようとしても行政エリアを出て収集運搬できないのが現状である。廃棄物の多くは都市部から出るが、畜産業者の多くは郊外に在る。このギャップを解決する事が出来ればごみは減り、畜産業者も買の高肉を市場に出す事が出来る。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	環境有廃棄物対策課	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041019	19	A	単独型(ユニット型)ショートステイの利用定員基準の撤廃・緩和	単独型(ユニット型)ショートステイの利用定員基準を撤廃する。若しくは9名以上とする利用定員基準に緩和して頂きたい。	単独型(ユニット型)ショートステイの利用定員基準を撤廃する。若しくは9名以上とする利用定員基準に緩和して頂きたい。	現在省令で、単独型のショートステイの利用定員は20名以上定められている。併せて、ユニット型個室のショートステイは居室の床面積も広く必要上、共同生活室の確保も設備基準として必要である。そのことにより、必然と大規模な施設(建物)にしなければいけなくなり、建設コスト(土地代含む)や賃借料に負担が掛かり、住宅地や中心部より離れ、郊外での運営を余儀なくされる場合が多い。利用定員の撤廃や定員9名以上とすることによって、小規模な施設(建物)が可能となり、地域に密着したショートステイが日常生活圏内で運営できるようになる。このことにより現在送迎で数十分かかって利用していたサービスを、利用者も気軽に安心して利用でき、本来の在宅サービスの位置づけとして利用が可能になると考えた。	介護保険法(第74条)<法律> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第9章 第3節 第123条)<省令>	厚生労働省	株式会社はあふるるあたご 社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041020	20	A	認知症以外の共同生活介護(グループホーム)のサービス新設	介護保険の地域密着型サービスとして認知症以外の共同生活介護を新設して頂きたい。	介護保険の地域密着型サービスとして認知症以外の共同生活介護を新設して頂きたい。	現在の介護保険では、認知症対応型共同生活介護として、認知症の認定者のみが利用可能であるが、それ以外の認定者が共同生活できる場所を日常生活圏内に確保することによって、一人暮らしや多老介護世帯の認定者が、住み慣れた場所を離れず、安心して今までと同じ生活スタイルで生活し、介護を求められる環境を整備することが必要と考えた。運営主体が株式会社の場合、介護老人福祉施設入所者生活介護は運営できず、特定施設入居者生活介護は、人員基準・設備基準が厳しく日常生活圏内で小規模な施設(建物)で運営するのは難しいので、新たな基準の下で新たなサービスが必要ではないかと考えた。	介護保険法(第8条)<法律>	厚生労働省	株式会社はあふるるあたご 社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041021	21	A	著作権法における文学作品・写真等使用の規制緩和(教育用、教材用と限定)	教材やテキストを作成する際、国語の文学作品や社会の神社仏閣等の写真を掲載するのに、莫大な金額を著作権者に支払わなければならない。その金額的な負担から掲載を断念したり、教材の作成そのものを断念するケースがある。子どもの成長を純粋に願い、教材やテキストを作成する者にとっては悲しいことである。上記の文学作品や写真を使用する際、著作権料を支払う条件を設定する、料金的なハードルを大幅に下げる、等を施してほしい。	①従来以上に良質な教材が数多く作られる可能性が高まる。 ②それにより子どもたちの国語や社会に対する興味・関心が高まる。 ※「良質な教育の提供」のチャンスや現状の著作権法が阻害している、という見方もできるのではないかと。	著作権法	文部科学省	社団法人日本ニュービジネス協議会	
5041A	5041022	22	A	理容師・美容師の混在店認可	理容師・美容師が同じ店でサービスを施すことを認可してほしい。	例えば、美容店に理容師が勤務し、現在美容店では許可されていない「顔剃り」サービスを、顧客に提供できるようにする。	美容店で、顔剃りが可能になる(顔の産毛処理は女性からのニーズも高い)。理容技術と美容技術の融合で、新しいメニュー提案やヘアスタイルの発信ができる。若者の理容離れのため、廃業に追い込まれる理容師が、それまでの懸念を生かした再就職の場を得ることができる(雇用の流動化が促進される。雇用のミスマッチ回避につながる)。	理容師法・美容師法	厚生労働省	NSBコンサルティング株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5041A	5041023	23	A	屋外広告物法に該当する対象広告物の時代的変化への対応管理体制の見直し及び移動体広告物の管理所轄自治体の対応の不均衡に対する国の関与	輸送用トラック(移動体広告物)を対象とする広告規制の地域格差の国による是正指導。規制緩和及び国の管理による規制。	屋外広告物法の移動体広告物の概念を追加して、国土交通省の基準策定による指針指導。具体例 トラック使用の移動体広告(フィルムラッピングによる広告)の規制緩和	屋外広告物法の下に各自治体の条例で屋外広告物が規制管理されています。特に移動体を使用する広告物は細部にわたり規制の対象となっております。先般、東京都屋外広告物条例が改正され、路線バス、鉄道車両(向山の手帳など)、タクシーを使用した広告が規制緩和されました。しかし、輸送事業に最も影響を持つトラック運送業者には規制緩和の恩恵を今だ受けておりません。トラックを利用した広告は全面禁止です。この規制は各自治体の条例で管理されており、不合理なのは対象のトラックが移動体という特性を生かして全国を移動できる点です。現状、登録ナンバーの所在地の条例で管理されているトラックが東京都内で広告をつけて走行しても規制の対象外です。ゆえに、国が開示し、平衡を保つべく、何らかの指導もしくは指針を与えるなどの措置をお願いします。	屋外広告物法	国土交通省	株式会社ワーエムジーン 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	規制緩和、行政指導の全国的影響について、この行政指導が実現すると、現在の輸送料の高騰、駐車問題などのマイナス要素の運送業者の経営課題の改善に起因すると考えられます。全国の運送業者の99%は保有台数30台以下の中小業者です。
5041A	5041024	24	A	電子マネーによる労働者への資金支払の許容	労働基準法第24条では、使用者は労働者に対して通貨でその賃金を支払うことを義務付けており、同法施行規則第7条の2ではその例外として労働者の同意がある場合に限り、預貯金等の手段によりその賃金を支払うことを許容している。 もともと情報通信技術の進歩を想定していない上記規制により、所謂「電子マネー」が給与の支払い手段として認められていない為、短期アルバイトに代表されるような就業形態の多様化が進む現在、以下のような障害が生じている。 1. 現金支払が原則の短期の人材派遣などでは、労働者が自発的に人材派遣会社まで行かないと、賃金をもらえない。これにより、多くの登録者が実際に損失を蒙っている。 2. 例外的に認められる銀行振り込みでも、登録までは1ヶ月かかり、且つ振り込み手数料を天引きされることもあるため、短期アルバイトには活用が難しく、実際には殆ど使われていない。 そもそも労働者の生活保護をその目的とする労働法の原理原則に立戻り、労働基準法施行規則第7条の2の改正等により、現金払いの原則を維持しつつ「労働者の同意がある場合の例外」として銀行振り込みと同様に「電子マネー」による資金の支払いを許容して欲しい。	労働形態の多様化が進む現在、法律により資金の支払いが現金、銀行振り込みに限られていることは、逆に労働者の不利益を促進させているといえる。資金支払い方法に電子マネーという選択肢を「加える」ことにより、労働者の既得の権利を侵害することなく、その生活の保護を促進することができる。 また電子マネーは既に決済方法として政府管轄のもと、安全に普及しており、「通貨」に代わる利便性の高いインフラとなっている。特に低所得者層においては、決済コストの削減を図ることできる電子マネーのさらなる活用は、より意義があると考えられる。 電子マネーの支出側(店舗での支払い等)の利用促進に加え、収入側(賃金の受取り)の利用が進めば、さらなる電子マネーの普及を図ることができ、ひいては広く国民の利益向上に資することができる。	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	厚生労働省	株式会社ロケーションパ リビュー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	参考資料: Edy概要およびEdyギフト概要	
5041A	5041025	25	A	労働契約締結時の使用者から労働者へ電子メールによる労働条件の明示の許容	労働基準法第15条では、使用者は労働者に対して雇用契約締結時にその労働条件を「明示」することを義務付けており、また労働基準法施行規則第5条ではその明示方法を「書面の交付」のみに限定している。 ところが、同様に「労働条件の明示の方法」について定義している職業安定法施行規則の第4条の2では、「書面の交付の方法」の他に「電子情報処理組織によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法」が認められている。さらに、労働者派遣法施行規則の第25条でも「就業条件の明示の方法」について、「書面の交付の方法」以外に当該派遣労働者が希望した場合における当該方法として、「ファクシミリを利用して送達する方法」と「電子メールの送達の方法」が認められている。 3つの施行規則を比べると「書面」、「ファクシミリ」、「電子メール」が明確に区別されていることから、厳密には前述の労働基準法施行規則第5条では「ファクシミリ」や「電子メール」による労働条件の明示が許されていないと判断できる。 しかし、現実に短期アルバイト等の現場では、その人数の多さ、回転率の高さ、条件変更の多さ、勤務開始までの時間の短さなどを鑑み、書面による労働条件の明示を事前に行うことは極めて難しい。一方でアルバイトや当日に「書面の交付」を行うことも、「アルバイトを雇用するほど人手が足りない状況」では不可能に近く、現実に労働条件が明示されず、問題の原因となることも多い。こうした雇用者の厳密な運用を妨げている施行規則が、結果的に被雇用者へのしわ寄せを生んでいる。 つまりは、労働者の利益保護をその目的とする労働基準法の主旨に鑑み、労働基準法施行規則第5条の改正等により、労働契約の明示方法を「書面の交付」に限定せず、被雇用者が事前に受け取ることができ、雇用者の運用も比較的容易な「ファクシミリ」や「電子メール」などの方法も許容して欲しい。	労働形態の多様化が進む現在、法律により労働条件の明示方法が「限定」されていることで、労働者が不利益を被るような事態は避けるべきであると考えられる。労働基準法施行規則第5条を改正し、労働条件の明示方法として「書面」に加えて、労働者が希望した場合には「ファクシミリ」や「電子メール」を許容することにより、雇用者による法律の厳密なる遵守を促し、ひいては労働者の利便性を向上させることができる。 さらに、職業安定法施行規則の第4条の2では「電子情報処理組織によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法」が、労働者派遣法施行規則の第25条でも「ファクシミリ」および「電子メール」による就業明示が、それぞれ許容されている事実を鑑みれば、労働基準法施行規則第5条において、労働条件の明示を「書面の交付」に限定していることは、労働形態の違いによる労働者の立場の平等性を損なう可能性を秘めており、このような趣旨は排除されることが望ましい。	労働基準法第15条	厚生労働省	株式会社ロケーションパ リビュー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		
5041A	5041026	26	A	建築物清掃業登録等に関する規制緩和	登録期限5年持の廃止及び監督者等の変更申請の廃止及び年度毎の実績報告の免除	登録期限5年の廃止及び監督者等の変更申請があるが、現実には各社随時変更(社内転職及び後継社員の補充育成による)になり、実態に合わないため、実績報告は各社の営業内容の開示となり支障がある。	建築物衛生法第12条2 同施行規則第25条	厚生労働省	株式会社エコサーバー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		
5041A	5041027	27	A	被災者に係る家屋被害状況調査において被害認定基準を合理的な基準に改定し、調査票の改良を図る	「被害認定運用基準」の対象範囲の合理的な見直し	家屋被害状況調査において被害認定基準を限られた期間で効率的かつ適正に判定することができる合理的な基準に改定し、調査票についても、簡便な内容の明示をつける等の改良を図る	内閣府の「被害認定運用基準」による調査は、時間と手間の負担が大きすぎて、大規模な災害でかなりの数の家屋を短期間で判定する必要がある場合には適さない。また、現行基準では「地震被害」は調査内容に追加されていないため、宅地の被害も反映することのできる被害認定基準とする必要がある。	災害の認定基準について(H13.6.28内閣府政策統括官(防災担当)通知)、被災者の生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(H18.4.1内閣府政策統括官(防災担当)通知)	内閣府(防災統括官)	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041028	28	A	災害救助法における住宅応急修理制度の改善	地震発生から3ヶ月以上も余震が継続したことを勘案すると、住宅応急修理制度の申込期限や完了期限の設定等につき、地震災害が落ち着いてから、期間をカウメントして頂きたい	災害救助法による住宅応急修理は、災害発生から1ヶ月以内に完了することとし、期間の延長又は再延長も1ヶ月以内で必要最小限の期間とすることと規定されている。今回の災害においては、住宅応急修理制度の申込期限や修理の完了期限の設定が被災地の実態に合わず、あまりにも時間的な余裕がなく、実態に即して改善を要望したい。	災害救助法	厚生労働省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041029	29	A	安全運行システム導入線区限定の路面電車運転免許の新設その他	路面電車の運転免許は「動力車操縦者運転免許に関する省令」の中で乙種電車運転免許として、定員30人以上の路線バスの運転免許は「道路交通法」の中で大型自動車第二種免許として定められている。 それに対し、路面電車の運転免許として、安全運行システム(運転士が取扱い誤り・間違い等をした場合も追突・正面衝突・速度超過といった重大事故が発生しないよう自動的にブレーキが動作)を導入した線区に限定して、「道路交通法」の大型自動車第二種免許と同程度のものを新設する。併せて、路面電車運転士の外部委託または派遣社員の入入れを認める。	付属資料1にある通り、平成15年時点で全国に70のLRT(次世代型路面電車)構想があるが、現行補助制度のみでは採算性を確保できず、平成18年4月に開業して成功している富山ライトレールのように、さらなる公的補助なしには実現できないと書かれている。それに対し本要望の実現により、安全性を損なうことなく路面電車の運行経費の大幅な削減を大いに期待でき、相当の路線において採算性を確保できることになる。さらに、同一区間を運行しているバス会社等へ運転業務を委託する等により良好な提携関係を結ぶ、並行バス路線の整理も進み、LRTの実現可能性を高められる。詳細は、付属資料2の4、(2)に整理している。	路面電車と路線バスの運転免許は異なる歴史的経緯で定められ、前者は後者と比較して取得が格段に困難であり、その結果として、同じ運送業の運転業務でありながら、路面電車の運転士人件費は路線バスのそれを大幅に上回っている。現時点では、付属資料3に示す通り、LRTはバスと比較して初期通しが大きい上に運行経費が高く、どんなに輸送量が多くても常にバスより割高となっている。また、路面電車運転士の外部委託や派遣社員の入入れは認められていないため、LRTを新設する場合に、同一区間を運行しているバス会社から反対を受け、また競合してお互いに収益性を悪化させることとなる。 平成17年11月に規制改革要望を提出した際は、「通常運転時はもとより乗降の危険時や事故発生時における適切な判断・対応といった高度で専門的な知識・技能が求められる」ので運転免許の簡素化は認められないとの回答を受けた。そこで今回は、路面電車に限定して要するとした。道路上であれば事故発生時も旅客は比較的容易に避難でき、また安全運行システム導入線区限定なので、指令が各電車の位置等を正確に把握でき適切な対応・指示が可能であり、運転免許を簡素化しても安全性が著しく損なわれることはない。 <その他に続き>	路面電車の運転免許は「動力車操縦者運転免許に関する省令」 路線バスの運転免許は「道路交通法」 路面電車運転士の外部委託や派遣社員の入入れを認めないとの定めはない(平成17年11月の「特区、規制改革、民間開放集中受付月間」にて回答)	国土交通省鉄道局安全対策室	(株)ライトレール 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	付属資料1:ライトレール観光クルマに頼らぬ指めざす 全国で70の構想 付属資料2:民間主導でのLRTの実現に向けて 付属資料3:LRTとバスのコスト比較  <要望理由の続き> また同様に、「運転士を外部委託した場合には、指令員が運転経験がなくておくおそれがあり、システム全体で安全確保してきた体系が崩壊するおそれがある」ので外部委託や派遣社員の入入れは認められないとの回答を受けた。安全運行システム導入線区では指令所で各電車の位置等を正確に把握できるので、指令員は事前に高度で専門的な知識・技能を要さない。また必要によっては、運転業務を委託する相手先に指令業務も委託する。相手先から出向社員を入入れる等により、運転経験ありの指令員を配置することも可能である。
5041A	5041030	30	A	違法駐車対策に関する要望	トラック業界では、各自治体、荷主団体等に集荷配送用トラックの駐車確保と施設整備の促進、荷置き作業への協力を要請している。また、各事業者は、民間駐車場の利用、2人乗務、駐車許可の取得等に積極的に取り組んでいる。しかし、いずれの措置も限界があり、コスト的にも大変厳しい状況に直面しているため、違法駐車対策における改善を要望したい。	①集配中の営業用自動車については、駐車禁止規制から除外する。②例えば、「スムーズ東京2」で設定されている荷置き施設における規制では、「貨物の積み下ろしを除く」を「貨物集配中の貨物車を除く」へ変更する。③なお、許可制の運用では、許可申請手続きの標準化、統一化、迅速化を図る。	国民の生活にとって重要な物流を担う営業用貨物自動車は、規制外措置を受けることにより、物流の円滑化を確保できる。また、従って行なうことによる事故の発生を防ぎ、運送事業者のコスト負担を軽減することができれば、物流コストを抑えることが可能となり、我が国産業活動の活性化と生産性向上に寄与することができる。	道路運送法	国土交通省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041031	31	A	軽油引取税における暫定税率の撤廃	平成5年の軽油引取税の改定に際し、政府主導によりアップ分については流通価格に転嫁するよう所望の対策を講じたこととされたが、運賃値下げ要請が強まる中で転嫁することが困難で、トラック運送業者の負担となっており、厳しい経営を余儀なくされている。このため、安全対策や環境対策社会との共生を図るための対策を講じることも難しい状況にある。こうした現状をご理解願ひ、善処方お願いしたい。	軽油引取税における暫定税率のうち、平成5年アップ分7円80銭の撤廃をお願いしたい。	トラック運送業者のコスト負担の軽減により、安全対策・環境対策の強化を図ることができる。	地方税法第700条	総務省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041032	32	A	介護保険特定施設入居者生活介護事業者の事業者指定における総量規制の撤廃	・最近の介護保険利用者の増加から介護保険財政逼迫および地域の介護保険料が上昇しており、介護付有料老人ホームの数の増加が著しいことがその要因としてあげられ、特定施設入居者生活介護事業者の事業者指定について、行政(国、県、市)が総量規制をかけ、介護付有料老人ホーム事業の新規参入を制限している。 ・介護付有料老人ホームについては公的な補助金もなく、いわば自助努力で将来の介護に備えるという施設であり、また、高齢者人口の増加に伴いニーズは拡大しているため、規制の撤廃をお願いしたい。	方々が、これからの老後の生き方を自ら選択し、自助努力で将来の介護に備え、安心していきいきと生きるといった新しいライフスタイルを支援していくために、企業遊休地と民間資本を活用して「介護付有料老人ホーム」の新設を推進したい。	・介護付有料老人ホームの数は、ここ数年で、H12 約400施設、H17約1600施設と約4倍に増加しており増加数が著しいことは事実であるが、定員数は約7万人と入居者数約5万人と要介護申請者数330万人の約2%程度の規模である。介護保険3施設で入居者数約79万人(特養39万、老健27万、療養(介護保険分)12万)となっており、それと比較しても微増に過ぎない。 ・今後、団塊の世代の退職などから要介護者の増加と老老介護など自宅では介護ができない方による介護施設への需要はますます高まっており、現在、特別養護老人ホームの入居待ちは全国で90万人と書かれている。 ・介護疲れから自殺などいたまわしい事件は跡を絶たない一方で、療養型施設は廃止の方向性が決まっており、特養や老健の施設の増設が難しいことを踏まえると、公的な補助金もなく、民間資本を活用した民間介護施設である「介護付有料老人ホーム」の整備は急務である。 (以下「その他(特記事項)」欄に記入)	介護保険法の改正 (指定居宅サービス事業者の第70条第3項介護専用型特定施設入居者生活介護の指定の制限。第4項混合型特定施設入居者生活介護の指定の制限。(住所地利所対象施設)入居又は入居中の被保険者の特例 第13条)	厚生労働省	(社)九州ニュービジネス協議会 (社)日本ニュービジネス協議会連合会	・また、介護付有料老人ホームは、従来、介護保険3施設のように、「住所地利所の対象になっていなかったため、他市町村から移り住んできた人の介護給付の負担により、市町村の介護保険財政が逼迫され、介護保険財政の赤字や介護保険料の値上げに繋がったとして市町村の拒否反応が強く、このような規制がなされた原因となっている。 ・今回の介護保険法改正により、介護付有料老人ホームにも「住所地利所」が適用されたことから、規制する根拠もなくなっている。
5041A	5041033	33	A	専門職大学院に係る研究科及び専攻の設置規制緩和～「認可」より「届出」への変更	平成15年に学校教育法の一部を改正する法律等が施行され、大学等の設置認可制度の弾力化が行われている。専門職大学院を除く大学院での専攻科、専攻及び課程の設置は届出で可とされている。(「当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」との但し書きあり)専門職大学院においても、上記但し書きをも撤廃し、研究科、専攻の設置を「認可」から「届出」に変更する。	専門職大学院において、「当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの」との但し書きをも撤廃し、研究科、専攻の設置を「認可」から「届出」に変更する。	現在、既設の専門職大学院に新たな研究科もしくは専攻を設置しようとする場合、文部科学大臣の認可を得る必要がある。その時期は11月末となっている。開設までに約4ヶ月しかなく、十分な告知・学生募集活動を行うことが難しいと想定される。「届出」の場合、開設前年度の12月31日までの届出でよく、かつ原則届出後60日以降より告知・学生募集活動が可能となる。開設前年度に限りながら、早い時期の告知・学生募集が可能となり、私学に限らず学校運営の安定化を図ることができる。	学校教育法第4条第2項	文部科学省	学校法人新潟総合学園 事業創造大学院大学	
5041A	5041034	34	A	不登校児童・生徒が学校に行けなくてもその代わりとなる指導を民間教育機関で受講した場合、その受講した時間数等を出席日数とみなして教育機会を増やしてほしい。 -その場合、民間教育機関の指導者の資格は、教員免許を持たずとも、教育機関に在籍した経験年数又は個々の条件を満たした者が行なうことを認めてほしい。 -民間教育機関が施設を持たない、インターネット等の活用により授業を行った場合でも、通学と同じ扱いにして欲しい。(子どもが在宅しながらも学習する機会を与えられる)	・(学習指導)児童・生徒が在宅でも学習できるように、コンピュータを使って遠隔でリアルタイムに双方向で学習できる。決まった時間に、学習者と指導者が、カリキュラムに沿って学習する。 ・(カウンセリング)生徒の個々の悩み相談なども、メールや電話でなく、このシステムで行うことが出来る。	不登校児童生徒が学力不振から不登校になることが多いが、学校に行かないことから更に学習機会を失うことになる。又、外に出ることに不安を覚えること等もあり、友人関係や近所とのしがらみ等で外に出にくい傾向が強い。双方向のパソコンを使った教育であるならば、外との繋がりを保つことととも、学習機会を確保でき、児童・生徒の学力保障も可能となる。 -指導者の中には、大学生や大学院生も含まれるが、将来教員になることを目指している者を採用し、現場に入る前の研修にも繋がることと考えられることから、指導者の資格の緩和をお願いしたい。	学校教育法	文部科学省	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041035	35	A	財団法人等が閉校時に申請した目的から、時代の趨勢に併せて閉校目的を異変させたい場合に法人格を利用したまま目的追加	閉校時の申請に対して、教育目的を持った事業を行う場合は、追加を認め、法人の継続を認め、又、施設の中に、教室や特別室が無くても、学生に学習機会を与える機材を保有しているのであれば、その法人格を認めて欲しい。	・インターネット等を用いたイーラーニング教材での学習を行う。 ・提携する教育機関が多数に渡る為、資格取得や実技講座等、学習目的に併せて学習者に教育機会を提供している。 ・学生及び社会人だけでなく、児童・生徒の学習指導から、シニア世代(団塊世代)までの教育施設として運用する	閉校申請の際、洋裁学校で閉校したが、趨勢により、この目的での学生を募集することが難しくなった。施設の有効利用等を含めて、コンピュータスクール又は、インターネット利用の学習塾および予備校の運営を行うことで、施設の活用ができる。このことにより、地域社会に生涯教育機関として文化教育に貢献できる。	学校教育法	文部科学省	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041036	36	A	遠隔地・僻地への教育にインターネットによる遠隔指導システムを利用して教育機会の均等化に役立てるばかりではなく、更には高度な内容を伝達して教育水準の向上に努める	遠隔地・僻地教育にインターネット遠隔指導を取り入れる	・指導者は、指導センター又は環境のある場所であればどこにおいても指導を行うことができる。 ・学習者の環境も整え、ネット環境及びパソコンを準備し、遠隔の双方システム投票を行っている事業者又は学校から事業の提供を受ける。	僻地(離島、雪国の山間部)への教育機会の均等を考えた場合、地理的要因等から阻害されることを防ぐ一助となる。	学校教育法	文部科学省	アイリス株式会社 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041037	37	A	動力車操縦者の派遣	動力車操縦者の派遣を可能とする	現在、鉄道会社にて鉄道駅スタッフのアウトソーシングは行なわれているが、有資格の運転手(鉄道会社OB)そのものの派遣は実現していない。理由の一つは、鉄道会社退社時に免許を返却していることにある。この取扱いを改めて、派遣を可能としたい。	2007年問題を含め、中高年退職者に対するステージを変えての職場創造が可能となる。雇用、サービス、コストパフォーマンスの観点で、派遣会社と受け入れ会社ともにメリットがある。今後、環境によりライドレール(路面電車)構想も各地にあり、交通新時代に相応しい雇用形態構築が望ましい。現行法では、今日各業界で一般普遍的になっている派遣が想定されないもので、これが見直しを望みます。	鉄道事業法第25条 鉄道営業法第19条2	国土交通省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041038	38	A	ニュービジネスである「リラクゼーション業」の法的、行政的認知	社会一般においてリラクゼーション業界というものが存在し社会的認知を得ているにも関わらず、業種としてのリラクゼーション業が法的にも行政的にも認められていない。類似の按摩、マッサージ指圧師、鍼灸師等は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律」があるが、リラクゼーション業界には存在しない。ついでには本業界の行政面での制度及び法的な整備を至急行われない。		リラクゼーション業の法的・行政的整備により、顧客が安心して利用できるようになり、また業界の社会的信用が高まる。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第一条、第十二条の2	厚生労働省	株式会社OMG(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041039	39	A	米の産地表示規制強化	インターネット等で販売されている米の品質表示が適法になされていないケースが散見されるが、その防止及び追放体制が不十分となっている。ついでにはネット上の米販売については仕入ルートの申請を義務付けること及び精米状況の抜き打ち検査を果たして、適法な販売を担保させる。		玄米及び精米品質表示基準を厳格に遵守させることにより、消費者の信頼を確保することと、日本米の品質向上及び生産拡大に寄与する。	食品表示法、JAS法、玄米精米品質表示基準	農林水産省	マイライフ㈱、(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041040	40	A	人材紹介事業の許認可要件の緩和	許可基準の「事業所に係る要件」において、事業所を第三者からのまた貸しで借りている場合、要件を満たしていないとされるが、また貸しのほうが寄与する紹介事業にとっては良い場所を確保できる場合があるので、このまた貸しは不可という条件をなくして欲しい。「また貸しが不可」としている理由に、不法占拠が挙げられるが、そのような状況ではないということを確認しに来てもらえば済むことである。		寄与する紹介事業にとってはまた貸しのほうが良い場所を確保できる場合がある。	改正労働者派遣法	厚生労働省	ミネラルヴァ・コンサルティング㈱、日本ニュービジネス協議会連合会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041041	41	A	駅構内での米飯類の販売における水道、手洗場の設置義務の代替として温度管理、衛生殺菌の許容	東京都では駅構内米飯類を販売するのに手洗場、水道の設置が義務付けられており、その他の設置義務は許可されていない。その他の設置義務を認めていないのは他の自治体も同様である。ついでに温度管理や消毒スプレーによる代替措置を認めてほしい。	物理的に水道が引けない場所での米飯類の販売。	各種衛生管理技術の進歩にも関わらず、米飯類の販売での食品安全を水による手洗いのみとすることは時代遅れとなっている。消費者の利便性向上、米消費の拡大のためにも衛生管理義務事項の緩和を望む。手洗場の設置を行うに伴う設置工事のコスト、業務負担を考えると出店を断念せざるを得ない、このことは、飲食業を行う上での業務上の障害になっているため。	食品衛生法	厚生労働省、保健所	ワキョウ・インターナショナル㈱、(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041042	42	A	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和	入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間につき最長28時間と制限されている。このため、採用側が雇い入れを躊躇めたり、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。ついでに実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。		少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手となり得る。	出入国管理法及び難民認定法19条	外務省、厚生労働省	㈱センサップ (社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041043	43	A	教育訓練給付制度の講座指定における認定条件の一部緩和	教育訓練給付制度の講座指定条件の内、1. 訓練機関1ヶ月以上、訓練時間50時間以上 2. 第三者が実施する能力評価等の2項目が合致しないために給付が受けられない場合がある。再就職の促進という本制度の趣旨に合致しているものであればこの条件を緩和して欲しい。	教育訓練給付制度の認定条件を1. 訓練期間を「1週間以上」、訓練時間を「30時間以上」に変更する。2. 「指定講座修了に基づき、それを前提・評価した第三者にての就業が可能となった場合」を追加する。	当社が開講している講座は、期間が1週間から10日、訓練時間が90時間で50歳前後の転職希望者を対象に、実践的な金融基礎知識を集中的に指導し、金融機関にて即戦力として就業しうる知識・能力を修得することを目的としている。受講生の負担軽減による受講機会及び銀行を中心とした金融機関への再就職機会の増大に大いに資することから本件条件緩和を要望するもの。		厚生労働省	㈱フィナンシャル・キャリア、(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041044	44	A	株式会社立の教育機関での受講に対する大学単位認定の緩和	現在、学校教育基本法上の高等専門学校以上の教育施設並びに一般的認知度の高い資格検定のための教育に関するのみ単位認定が行われているため、株式会社立の教育機関での実務教育では単位認定が受けられない。ついでにこれを認める制度を新設して欲しい。	教育内容を審査し、株式会社立の教育機関で実施されている講座でも大学の単位認定が受けられる制度を新設する。これにより学校教育基本法上の大学との相互単位認定の充実に資する。	当社が開講している講座は実践的な金融基礎知識を指導するものであり、高等教育専門学校での授業と遜色ないものであり、特に金融業界への就業を目指す大学生に対しては有益な内容である。更に採用企業にとっても十分満足の内容と自負している。大学時代に金融の実務に即した基礎知識を修得することは、日本の金融業界の発展に寄与する。	大学設置基準第29条	文部科学省	㈱フィナンシャル・キャリア、(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041045	45	A	株式会社による学校への通学に学割定期発行の許容	株式会社による学校への通学には学割定期の発行が許容されていない。学校組織の形態が違っても学割を目的とする通学であり学割定期の発行を許容すべきである。一般に公共交通機関は学校教育上の教育機関のみを学割の対象としているため、この弊害が拡大している。ついでに、学校法人以外の学校に関しては、それぞれ個別審査等をしていただき、条例等で対応いただきたい。		学生の金銭的負担の軽減、修学意欲の向上に寄与する。また特にシニア層を対象とした講座には長い講座で80時間、短いものでも30時間とある程度の日数通学し、専門的実務技能を修得するものがある。就業支援、再就職支援に貢献できる。	学校教育法第2条	文科省	㈱アミール、(社)日本ニュービジネス協議会連合会
5041A	5041046	46	A	労働者派遣契約期間の規制緩和	人材派遣期間に関する規制により、より長く派遣されたいと願っている労働者が短期の派遣で終了せざるを得ない結果になっている。(その期間制限を悪用する会社もある。(例)当初9ヶ月間は派遣社員、9ヶ月後200円〜6ヶ月後専任社員として雇用、時給1100円)改正労働者派遣法で派遣期間が最長3年と緩和されたが、更なる延長または撤廃を要望したい。		派遣社員のニーズに合った働き方の選択余地が広がり、人材の流動化、企業の人材ニーズに今以上に応えることが出来る。	改正労働者派遣法	厚生労働省	ミネルヴァ・コンサルティング㈱、日本ニュービジネス協議会連合会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041047	47	A	海外からのスパ・セラピストの受け入れ種の拡大	出入国管理及び難民認定法において、外国人労働者の受け入れを許可しているが、現在のところ、スパ(温泉+各種施術による心身の美容健康増進)のセラピスト(その施術者+サービス提供技能者)の受け入れの要件が明確化されていない。このため、国内において、海外の優れたスパ・セラピストによるサービスを提供を受けることが容易でなく、また、関連産業の発展の阻害要因にもなりかねない。	出入国管理及び難民認定法においては、外国人労働者の受け入れに関して、一定の技能を有する者については、例えば、料理人、建築士、ぶどう酒醸造など、特定の分野においては受け入れ要件が明確に位置付けられている。スパ・セラピストについても同様な要件を設定していただきたい。	国民にとって、海外の優れたスパサービスの提供を受けることが可能になり、心身のリフレッシュや健康な生活の向上が期待される。また、国内において、関連するサービス産業の発展が期待される。	出入国管理及び難民認定法第5条及び7条	法務省	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041048	48	A	次世代省エネルギー基準(以下「省エネ基準」)の見直し	①省エネ基準は地域ごとに住宅の断熱性及び気密性等の数値を定め、住宅新築にあたってはその基準を満たすよう求めている。基準は北海道など寒冷地が厳しく、温暖になるに従って緩くなっていく。この結果、暖房が必要でありながら省エネ基準の厳しい地域区分(東北・関東・北陸・関東甲信越)の方が、住宅の断熱性及び気密性が低い。より寒さの厳しい地域より暖房費が多くなり、年間の光熱費が高くなるという事態が発生している。②この地域は、家庭用のエネルギー消費に占める暖房の比率が1/3から半分弱にも達しており、省エネを推進する上で住宅性能の向上が重要。	①省エネ基準の見直し一特に暖房のエネルギー消費が大勢III、IV地域の断熱性、気密性の基準をより厳しい値に見直す ②各地域区分に合致するに止まらず、さらに上位の基準を満たすことを推奨する施策の導入	①産業用に比べ民生用の省エネルギーやCO2削減がなかなか進まない中、住宅性能の向上は民生用の省エネ・CO2削減に大きく貢献する。②断熱材・建材の品質性能や工法の向上によって、断熱性・気密性等の住宅性能は近年飛躍的に高めることが可能になっており、技術的・コスト的にも充分実現可能である。同時に住宅産業のレベルアップ、活性化にも資する。③各家庭の光熱費も削減することができる。	省エネルギー法 住宅に係わるエネルギーの合理化に関する基準(平成11年)	国土交通省、経済産業省	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041049	49	A	道路、河川、下水道等の災害復旧事業の事業期間の延長について	道路、河川、下水道等の災害復旧事業は、災害発生年から3か年で事業完了することと定められている。しかし、災害の状況によっては、3か年で工事完了することが難しい状況である。(中越地震で以下の状況が発生) ・被災地は豪雪地域であり、雪のため半年近く工事が進んでいない。 ・地震発生は10月来であるため、実質的な事業期間は2年である。 ・幹線道路である国・県道が被災しており、工程調整をしながらの工事となるため、工事期間が長くなる。	災害復旧事業の事業期間を3か年と固定せず、被災地の各種条件を考慮し、弾力的に運用していただきたい。具体的には、被災地の種類をお示しいただきたい。	災害復旧事業のより効果的かつ徹底した実行が可能となる	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	国土交通省 農林水産省	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041050	50	A	コンピュータ基本文字の重複解消	わが国の情報処理に用いられているキャラクタセットは倍角で、記号、数字、英字、カタカナ、ひらがな、漢字、さらにロシア語がある。世界で使用されている半角文字には、記号、数字、英字、これに日本ではカタカナが加わるが、見かけ上同じように見えながら実はコンピュータの処理では別な情報になったため、人名はちらん、住所、会社名、商品名などあらゆる情報特を阻害、情報の重複を招き、そのチェックなどに目に見えない膨大なロスを招き、かつ産業活動全体の生産性を阻害しているため改善を要望する。	世界共通の記号、英数字は半角とし、倍角の記号、英数字は削除する。また、半角カタカナも排除する。	これにより、情報の特定が容易になり、検索、抽出も確実さが増す。今後、サプライチェーンが進んで企業間取引が活発化する中で企業名、商品名など微妙な違いがなくなり、情報連携が活性化する。また、欧米のシステムへの移行が容易になり、日本のIT全体の効率が大幅に向上する。	工業標準化法	経済産業省ほか	株式会社ダンクソフト 社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041051	51	A	専門学校(学校法人)による企業経営(収益事業)への規制緩和	専門教育分野においては最新の知識と技術を学生に提供する事が重要であり社会の変化に対応したカリキュラム構築が望まれている。時代の変化を柔軟に、その成果を研究及びカリキュラムに組み込む為にも現在の収益事業参画への規制を緩和し各専門分野での成果を生かした事業経営を可能にする事が必要と考える。		専門学校の教育成果を履修しベンチャービジネスを起業する事が可能となる事で様々な事業の可能性が生じると共に学生の起業に向けての支援も可能となるまた学生の製作物、作品等を販売する店舗経営が可能となる事で販売促進等関連する業務を学校の特長の中で体験できるなど、企業経営手法のフィードバックを取り入れ変化の早い社会状況に即応した教育の可能性が広がる。	私立学校法 第3章 学校法人 第一節 通則 (収益事業) 第28条 第五節 (助成及び監督) 第61条 第4章 雑則 (私立専修学校等) 第64条の4	文部科学省	社団法人日本ニュービジネス協議会
5041A	5041052	52	A	生命保険第一分野の構成員募集規制の段階的緩和と弛緩	左記内容の規制を段階的に緩和し、最終段階として撤廃してほしい。規制緩和として、例えば①出資割合50%以下は募集可能とする②人的関係は全面的に規制から排除する。	①出資関係・人的関係のある法人に第一分野商品の職域募集ができない。 ②職域に多角的な商品情報を提供できない。 ③保険会社から定期的に出資と人的関係のチェック依頼があり事務負担が増える。	①自社、子会社、関連会社の生保の一元管理が可能となり、法人の構成員と一番身近な距離にいる募集人が保険サービスを提供できる。 ②福利厚生の一環として事業を展開できる点、並びに従業員の帰属意識の高揚が期待できる。 ③職域がこの規制のため構成員の商品選択についての柔軟性が奪われている。	保険業法300-1-9	金融庁	愛宕商事(株)保険事業部 社団法人日本ニュービジネス協議会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041053	53	A	搬送時の道路の幅員規制の緩和	液晶パネルの大型化に伴ない、液晶製造装置の大型化も進んでおり、幅員規制により装置の搬送が困難となっている。	幅員規制の緩和	規制緩和により、大型化した液晶製造装置の搬送がよりスムーズになり、産業活動の効率アップに寄与する。	都市計画法	国土交通省	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会
5041A	5041054	54	A	コンビニート内の環境規制に係わる排 出規制の緩和	コンビニート内の排出源毎に排出基準を遵守することが求められているが、設備の増設等の 制約要因となる恐れがある。	コンビニート全体に対する環境規制とする。	コンビニート全体としての外部に対する環境負荷をより合理的に規制することが可能となるとともに、コンビニートの最適化増築が可能となり、環境に配慮しつ つ生産活動の効率アップを図ることができる。	都市計画法	国土交通省	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会
5041A	5041055	55	A	卒業生金融(金融機関の事業規模に応 じた融資先規制)の緩和	借入金等の取引先企業が成長し一定規模以上となると、当該企業に対する融資業務に制限が 課せられることになり、一貫した金融サービスが行えない。	一定規模以上になった企業に対する融資に係わる制限の緩和	小規模企業が成長する過程において、一貫した金融サービスが可能となり、金融面からの産業振興がより円滑化する。	信用金庫法	金融庁	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会
5041A	5041056	56	A	公的医療機関における入札制度(日程 設定)の改善の要望	公的医療機関が給食委託の入札において入札(例えば3月15日)から委託運営の開始日(同、4月1日)まで2週間程度の準備期間しか無く、新規の参入が不可能で実質的に入札制 度が機能していない。病院側が既存の委託企業の自動更新を続けた方が楽で、こうした硬直 的な日程管理を放置しているのではと懸念せざるを得ない。民間の競争力のある企業への委 託の道を開いて、給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制の観点から、入札制 度の公明正大化を厚生労働省より公的医療機関に指導して欲しい。	公的医療機関が給食委託の入札において入札(例えば3月15日)から委託運営の開始日(同、4月1日)まで2週 間程度の準備期間しか無く、新規の参入が不可能で実質的に入札制度が機能していない。病院側が既存の委託企業の自動更新を続けた方が楽で、こうした硬直的な日程管理を放置しているのではと懸念せざるを得ない。民間 の競争力のある企業への委託の道を開いて、給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制の観点から、入札制度の公明正大化を厚生労働省より公的医療機関に指導して欲しい。	公的医療機関が給食委託の入札において入札(例えば3月15日)から委託運営の開始日(同、4月1日)まで2週間程度の準備期間しか無く、新規の参入が 不可能で実質的に入札制度が機能していない。病院側が既存の委託企業の自動更新を続けた方が楽で、こうした硬直的な日程管理を放置しているのではと 懸念せざるを得ない。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制の観点から、入札制度の公明 正大化を厚生労働省より公的医療機関に指導して欲しい。	医療法第15条の2医療法施行規則第9条の10(厚生 労働省第116号)	厚生労働省	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会
5041A	5041057	57	A	食育における栄養教諭業務での民間 栄養士への機会付与	栄養教諭配置は、全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存 在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大半。食育基本法に食品関連業者も 食育の推進に取り組むよう記載あり。民間栄養士が給食のみならず食育について深い知見を はぐくんできた。「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できると回答され たが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参加を積極的に推 進してほしい。	栄養教諭配置は全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が 講習を受けて配置されるケースが大半。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載あり。民間 栄養士が給食のみならず食育について深い知見を育んできた。前前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で 食育の授業に参加できる」と回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参 加を積極的に推進してほしい。	栄養教諭配置は全国25都道府県の352人に留まり、栄養教諭の配置がない学校も多数存在。現在、栄養職員が講習を受けて配置されるケースが大 半である。食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間栄養士が給食のみならず食育について深い知見を はぐくんできた。前前回、「民間栄養士は特別非常勤講師の形で食育の授業に参加できると回答されたが、文部科学省よりこの内容を各学校に周知徹底し、民間栄養士の授業参 加を積極的に推進してほしい。	食育基本法	文部科学省	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会
5041A	5041058	58	A	食育基本法の理念実現の観点から学 校給食調理業務で食料発注権を民間 給食企業へ	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間の給食企業は調理のみならず食育 の推進のみならず食育について深い知見を育んでおり、食育推進においてトレーサビリティシ ステムを構築し、安全を確保した食料の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委 託が進んでいるものの「食料は市町村が支給」と委託時に指定されており、業務が調理にだけ 限定されて食料の発注を行えず、食育への貢献ができない。食育に貢献する観点から、食料 発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	食育基本法に食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。民間の給食企業は調理のみならず食育 の推進のみならず食育について深い知見を育んでおり、食育推進においてトレーサビリティシ ステムを構築し、安全を確保した食料の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委 託が進んでいるものの「食料は市町村が支給」と委託時に指定されており、業務が調理にだけ 限定されて食料の発注を行えず、食育への貢献ができない。食育に貢献する観点 から、食料発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。	民間給食企業は食料について深い知見を育んでおり、トレーサビリティシステムを構築し、安全を確保した食料を供給している。しかし、学校給食調理業務の 民間委託が進んでいるものの「食料は市町村が支給」と委託時に指定されており、業務が調理にだけ限定されて食料の発注を行えず、食育への貢献がで きない。食育に貢献する観点から、食料発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食料を供給するこ とによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。	食育基本法、文部省体育局長通知「学校給食業務の 合理化について」(昭和60年1月21日)	文部科学省	社団法人日本ニュービ ズ協議会連合会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041A	5041059	59	A	有機JASの規制強化	有機JASにおける基準は、米類基準と比べても厳しく、消費者の目からも「有機」とは言えない状況である。単なる認定制度ではなく、「有機」農産物を生産、販売するための制度として確立して欲しい。	現在の基準では、「2年以内禁止された農業や化学肥料を使用していない田畑で栽培する」としているが、この基準を「3年以内農業や化学肥料を一切使用していない田畑で栽培する」という基準に強化する。	化学肥料や農薬を使用していない農産物が、一般消費者が考える「有機」である。にも関わらず、「禁止されている農業、化学肥料」を使用していないという基準は、消費者を欺瞞しているともいえる。「有機」という表現により高付加価値化できるにも関わらず、実際には禁止されていない農業、化学肥料を使用できる矛盾がある。	JAS法	農林水産省	社団法人21世紀ニュービジネス協議会 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	有機JASの認定には費用もかかり、手間をかけて農業や化学肥料を使わず生産者にとっては認定を受けづらい制度である。その一方で、農社や企業的な取り組みをしている方にとっては費用も回収しやすく、その基準も甘い制度である。一般消費者にとって本当に「有機」と思える制度にするのと、認定費用の負担についても再考してもらいたい。
5041A	5041060	60	A	特定商品ファンドの一括設立及び運営認可の許容	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ごとに認可を受けなければならない。小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大きい。ついでには、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用にノウハウを持つ業者が小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上げることが出来れば、投資メニューが増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献できる。	商品投資に係る事業の規制に関する法令	農林水産省 経済産業省	㈱ライツバンク、(社)日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041061	61	A	古物商許可申請の緩和	「届出制」にし、一度「届出」をした場合、欠格事由が発生しない限り古物営業を営めるようにしてもらいたい。また、本社の「届出」で国内の営業所で古物営業を営めるようにしてもらいたい。		許可申請作業が煩雑であり、返納のために許可申請作業、費用が発生するため。	古物営業法	警察庁	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041A	5041062	62	A	大都市圏以外及び新規開業の鉄道・軌道事業の運賃設定を自由化	鉄道事業においては、国土交通大臣が事業者の申請する上限運賃を認可する際、「競争的な経営の下における適正な利潤に適正な利益を加えたものを越えない」という審査基準が定められている。軌道事業においては、「旅客運賃/認可申請書…国土交通大臣二之ヲ提出スヘシ」と定められている。 それに対し、大都市圏以外及び新規開業の鉄道・軌道事業においては、運賃設定を完全自由化し、利潤最大化の価格設定権を与えて民間活力を引出す。その際、学生・高齢者・身体障害者等へ多額の負担を求めるとは社会的に望ましくないため、文教・福祉政策等として利用補助する。それは「単に投資回収の促進を求めたもの」ではなく、運営自由化で生ずると危惧される懸念事項を解決するために提案するものである。	自動車への過度の依存からの脱却が望まれる中、地方鉄道の大部分は赤字経営となっており、多額の公的補助による存続の社会的意義もますます全国で路線廃止が続き、近年は名鉄田原線3線・日立電鉄・桃花台新交通線・鹿島鉄道といった沿線人口の決して少ない路線の廃止も進んでいる。また、付属資料1にある通り、平成15年時点でも全国に70のLRT(次世代型路面電車)構想があるが、現行補助制度のみでは採算性を確保できず、平成18年4月に開業して成功している富山ライトレールのように、さらなる公的補助なしには実現できないと言われている。 それに対し本要望の実現により、事業者の経営向上とも相まってLRT-地方鉄道ともに収益性を大幅に改善でき、多くのLRT構想において現行補助制度のみで採算性を確保できるようになり、多くの地方鉄道において最小の公的補助で存続・再生が可能となる。詳細は、付属資料2の4. (1)に整理している。	多くの地方鉄道及びLRT構想は、通学定期を中心に利潤を最大化しない価格設定をし、赤字の実績または試算となっている。一般産業分野においては、その商品価値に応じた値付けをして利潤を得られれば更なる価値向上を図るという好循環を繰返すのに対し、鉄道・軌道事業は、その公共性ゆえに低価格設定の社会的圧力を受け、特に通学定期の高単割引は業界の常識となっており、地方鉄道やLRT構想における採算性確保を困難としている。そして結果的に、社会的に必要なサービスが削減したり、新たな出現を阻んでいる。 平成17年11月に規制改革要望を提出した際は、「鉄道の運賃は、基本的に、鉄道事業者が自らの経営判断に基づいて設定…要望については既に現行制度で対応可能」との回答を得た。しかし現実には、多くの地方鉄道再生策やLRT構想において、運賃設定を高くすることによって収益性を向上させることを検討対象外としており、活力ある経済活動を期待する国の意思が事業者や自治体に伝わっていない。国は、鉄道・軌道事業者や自治体に対し低運賃や学生・障害者等の高単割引をなんら強制していないことを明確化願いたい。 <その他に続き>	国土交通省鉄道局業務課 文部科学省(文教政策としての学生への交通費補助に關して) 厚生労働省(福祉政策としての高齢者・身体障害者等への交通費補助に關して)	付属資料1: ライトレール脚光 クルマに頼らぬ街めぐり 全国で70の構想 付属資料2: 民間主導でのLRTの実現に向けて <要望理由の続き> 埼玉が平成18年9~10月に東西鉄道事業の企画提案を募集した際、「施設整備費の全額公共負担」の考えを明文化した。そうすると、事業者は減価償却費を意識せず、設備の稼働率を高めるインセンティブが働かなくなる。例えば、運行頻度を2倍にするのに、運営費は減価償却費を含めると2倍、含めると2倍くらいになる。サービス向上により利用者が1.3倍に増えたとすると、事業者は前記のスキームだと目前の経営節減に努めサービス向上の意思を持ちにくい。それを回避するには、減価償却費まで経営負担させ、その代りに運賃設定を自由化して収益性を確保できるようにすれば良い。その際の懸念事項とその解決策は既述の通りである。		
5041B	5041001	1	B	国有林野の管理・活用の民間事業者への解放	国有林野の施策・管理は、基本的に国に委ねられており、一部貸付等による民間活用はなされているが、これを民間事業者が営利目的で活用できるよう、一層の民間開放を要望いたします。	①営利目的の利活用事業(利活用施設の設置等を含む)、②当該森林から発生する権利・収益物の取得(材木、林産物、排出権など)、③周辺山林等の取得に関する規制緩和、④国有林野職員の管理事業等と併せて、営利事業者への従事	民間事業者による国有林野およびその利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、山村の活性化が図られるとともに、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献できる	森林・林業基本法第4条第5条、 国有財産法第5条第21条、国有林野の活用に関する法律第3条 国有林野の経営管理に関する法律第7条	林野庁	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	
5041B	5041002	2	B	土地改良施設等の管理・活用の民間事業者への開放	土地改良施設等の管理等は、利水組合等事業者の団体、土地改良区・連合、都道府県、国に委ねられており、民間事業者が営利目的のために利活用することができない。	土地改良施設等の設置目的を十分に発揮することを条件に、民間事業者がその管理及び営利目的の利活用(付帯的な設備の追加や改良)することを認める。合わせて、当該事業に関する周辺農地の一時転用等に関する規制を緩和する。	民間事業者による土地改良施設(用排水路等一駐車場・店舗・イベント会場・季節的に農地等とあわせ利用)、ダム・ため池等一リクリエーション施設等の利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、農村の活性化が図られる。	・土地改良法 ・国有財産法 ・農地法 ・農振法 ・地方自治法など	農林水産省 財務省 総務省	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5041B	5041003	3	B	自治法における指定管理者制度の透明性、情報公開を要望	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分からない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分からない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分からない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安価で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	地方自治法第244条の2	総務省	社団法人日本ニューベンクス協議会連合会
5042B	5042001	1	B	指定統計調査の実施に係る業務の国からの直接民間開放	指定統計調査の実施に係る業務は、統計法施行令第8条に定めるところにより地方公共団体が行う法定受託事務とされているため、現状で民間開放を行う場合、各地方公共団体がそれぞれ当該法定受託事務に係る一般競争入札等を行うこととなる。これを同条の改正により、法定受託事務ではなく国の事務とし、国が直接一般競争入札等を行う当該業務の民間開放を行うことを求めるもの。		「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(平成18年10月6日)においては、地方公共団体に実地調査を委託している調査については、「地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当」とされている。しかし、地方公共団体ごとに調査の民間開放を行った場合、調査の受託を希望する民間事業者は地方公共団体ごとに一般競争入札等に参加しなければならず、また当該一般競争入札等に関連して提出すべき文書等の様式が異なる場合、地方公共団体ごとに異なる文書を作成しなければならないこととなり、民間事業者にとっては負担が大きいきわまりでなく非効率的である。	統計法施行令第8条	総務省	(株)三井物産戦略研究所
5042B	5042002	2	B	民間事業者による郵便切手の発行、流通及び販売所を設けない販売	民間の創意による新しいコンセプトの魅力的なデザインの切手の発行を可能にし、低減している第一種及び第二種郵便物の需要喚起につなげるとともに、消費者の利便性を重視した切手の流通・販売を可能にするため、日本郵政公社のみが行うこととされている郵便切手の発行を、デザイン及び数量を定めて、日本郵政公社から委託を受けた民間事業者も発行することが出来るようにする。併せて、郵便切手の販売についても、これを日本郵政公社から買い受けることなく、また販売所を設けることなく多数に販売することが出来るようにする。		現行制度においては、郵便切手の発行については日本郵政公社の独占とされ、決められたデザイン、数量について、その印刷を民間事業者に委託することはあっても、発行そのものを委託することはできない。また、販売についても、日本郵政公社から委託を受けた者が、日本郵政公社から買い受けて、販売所を設けて行わなければならない。このため、デザイン、枚数等について個別の消費者の需要に見合った郵便切手の発行を、適正なコストかつ消費者にとって利便性の高い方法で行うことはできない。かかる状況は、郵便サービスの質の向上という観点からすれば、妥当であるとは言えない。本件については、公共サービス改革基本方針の作成に係る意見の募集において、これを対象とするよう意見の提出を行っているが、万国郵便条約により切手の発行の権限は郵便事業者によるべきであり、諸外国においても郵便事業者に開かれているとの回答があったところである。しかし、諸外国の状況を見てみると、欧米諸国においては民間事業者による郵便切手の発行が行われている事例が見られ、国際条約及び諸外国の事例をもって我が国においても不可能であるということではできないと考えられる。	郵便法第33条並びに郵便切手販売所等に関する法律第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条	総務省	(株)三井物産戦略研究所
5043A	5043001	1	A	個人会員に係る普通出資の消却	(労働金庫法の規制の緩和)個人出資会員の持分に限り、脱退時に金庫がこれを消却できるようにする。	個人出資会員の脱退時に、当該出資持分の新たな譲受け先を探さなく、金庫に対してその持分を譲受けることを請求することを可能とする。(団体会員のみ、従来どおり、その持分を譲受けるものがないときに限って、金庫に対して持分の譲受けを請求できるようにする。)	個人会員については、労働金庫利用権としての一口に限った出資であることが通常であり、株式のような市場を持たない協同組織の出資において、個人会員の脱退時に新たな引受け手を探すことは容易ではない。また当該小口持分を譲渡、団体会員に引き受けってもらうことも、当該引受け手の意向があることなどから現実的ではない。個人会員の取扱いに限定した普通出資の消却であれば、従来指図のある資本維持との関係において、限られる資本調達手段の中にあっても影響は軽微である。	労働金庫法第16条(参考条文)同第21条	金融庁、厚生労働省	(社)全国労働金庫協会
5043A	5043002	2	A	会員の法定脱退事由の拡大	(労働金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	労働金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総代会によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。	労働金庫法第17条	金融庁、厚生労働省	(社)全国労働金庫協会
5043A	5043003	3	A	業務方法書の廃止	(労働金庫法の規制の緩和)業務方法書を廃止する。	労働金庫が、内閣総理大臣及び厚生労働大臣から事業免許を受けるための申請にあたって添付する「業務方法書」を廃止する。	事業内容は予め労働金庫法等法令に定められているうえ、金融機関に対する行政のあり方が、金融機関の自己責任原則の観点により、事前指導型から事後監視型に移行しているため。	労働金庫法第29条第3号	金融庁、厚生労働省	(社)全国労働金庫協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5043A	5043004	4	A	<p>定款への従たる事務所の記載の廃止</p> <p>(労働金庫法の規制の緩和)定款の記載事項である「事務所の名称及び所在地」について、従たる事務所については絶対的記載事項としない。</p>	<p>定款の記載事項である「事務所の名称及び所在地」について、「主たる事務所の名称及び所在地」とし、従たる事務所については絶対的記載事項としない。</p>	<p>会社法第27条第3項に則り定款を定める銀行においては、本店の所在地(主たる事務所)のみ記載すべきものとされている。労働金庫においても、銀行と同様に、主たる事務所の名称及び所在地のみの記載としたい。</p>	<p>労働金庫法第23条の2第1項第4号</p>	<p>金融庁、厚生労働省</p>	<p>(社)全国労働金庫協会</p>
5044A	5044001	1	A	<p>海上コンテナ等輸送する際のトラクターヘッドとシャーシの連結においては、道路運送車両法施行規則の規定により牽引車又は被牽引車の自動車検査証に登録されている車名及び型式の車両しか連結できないこととなっているが、牽引車の第4輪荷重などの車両諸元上安全が確保される一定範囲内のシャーシについては、キヤンピングトレーラー等の場合と同様に、自動車検査証への記載を「牽引可能なセミトレーラーの車両総重量は○○○kgとする。」などの制限値の記載に代えることで、車名・型式に拘らず連結可能としたい。</p>	<p>(要望理由の続き)</p> <p>したがって、こうした規制を緩和することで、シャーシの共同利用が推進されると共に、レンタカーなどシャーシの調達手段が多様化するため、所有シャーシ数に拘わらない柔軟な調達計画が可能となり、臨港地区内の土地の有効活用と物流のより一層の効率化が期待できる。</p> <p>なお、現在、国土交通省が進めている日中シャーシの相互乗り入れに関しても、国内を進行するシャーシの総量が増加することから、との問題を先行して解決しておく必要があると考える。</p>	<p>海上コンテナ貨物においては、コンテナを積んだシャーシをトラクターヘッドに連結し、工場や物流センター等の拠点間やこれらとコンテナターミナルの間を陸上輸送するが、臨港地区内のシャーシ置き場にあらかじめ複数のシャーシを配置、資材にコンテナの積み込み等を済ませておき、ゲートオープン時間が短られるコンテナターミナルとの間で自らのトラクターヘッドを往復運行させることなどにより、タイムロスの少ない効率的な輸送を実現している。</p> <p>しかし、トラクターヘッドとシャーシは物理的に連結可能な車両であっても無条件に連結して運行してはならない。道路運送車両法施行規則の規定により牽引車又は被牽引車の自動車検査証に登録されている車名及び型式の記載が必須とされているため、各事業者が事前に連結可能な車両を事前に確認し、臨港地区に保管場所を用意する必要があり、港湾の取扱貨物の増加に伴い、保管場所の不足が深刻化していると共に、繁忙時には確保できず連結可能なトラクターヘッドの確保に時間を要し、円滑な物流の阻害要因となっている。</p> <p>(以下、「具体的事業の実施内容」欄に続く。)</p>	<p>道路運送車両法施行規則第35条の3</p>	<p>国土交通省</p>	<p>福岡市</p> <p>特殊車両通行許可におけるトラクターヘッドとシャーシの連結規制緩和(要望事項番号2)と関連</p>
5044A	5044002	2	A	<p>特殊車両通行許可を申請する際に必要とされているトラクターヘッド及びシャーシの車名・型式及び自動車検査証番号、トラクターヘッドの車名・型式及び自動車検査証番号並びにシャーシのサイズの上限等に必要とされているが、サイズが一定範囲内のシャーシについては、自動車検査証番号に拘らず連結可能とし、申請時必要なシャーシの自動車検査証の写しなどの添付書類についても省略としたい。</p>	<p>国際海上コンテナ貨物をトレーラー輸送する場合、全長が12mを超えることとなるため特殊車両通行許可が必要となるが、トラクターヘッド及びシャーシ双方の自動車検査証番号を特定した上で申請する必要があり、許可された車両以外での運行は認められていない。このため、シャーシの更新時や他事業者の所有シャーシを利用した輸送時等に於いては、その都度改めて許可を得る必要がある。申請に係る全車両の自動車検査証の写しや車両諸元説明書等を添付し、なければならぬなど事務も極めて煩雑であることなどから、事業者の大きな負担となっており輸送コストを押し上げる一因ともなっている。</p> <p>したがって、こうした規制を緩和することで、シャーシの共同利用やトレーラーでの利用等シャーシの調達手段が多様化し、所有シャーシ数に拘わらない柔軟な調達計画が可能となり、又、事業者の事務手続きも大きく軽減されることなどから、物流のスピードアップとコスト削減が期待できる。</p> <p>なお、現在、国土交通省が進めている日中シャーシの相互乗り入れに関しても、円滑な国内乗り入れによるシームレスな物流を実現するため、この問題を先行して解決しておく必要があると考える。</p>	<p>車両の運行の許可の手続き等を定める省令第6条第4号及び別記様式、特殊な車両の運行許可事務処理要領(国交省第5号)と関連</p>	<p>国土交通省</p>	<p>福岡市</p> <p>自動車検査証登録内容変更によるトラクターヘッドとシャーシの連結規制緩和(要望事項番号1)と関連</p>	
5045A	5045001	1	A	<p>超軽量動力機等や自作航空機に関する航空法第28条第3項の許可の手続きにおいて要求されている検査者(許可申請者)が健康診断判定基準を満たしていることを証明する方法として、普通自動車運転免許、または普通自動車運転免許の提出による方法も認めらるべきである。公共機関による同等な適正試験合格基準を活用して、航空愛好家の身体検査の証明方法を緩和することを要望する。</p>	<p>① 航空局における適正に示された視力、聴力、色彩識別(色覚)、運動能力の判断基準等については、各都府県警における運転免許適性試験の合格基準と全(同じ)同等である。つまり、超軽量動力機等の操縦に関する健康診断判定基準は普通自動車運転免許の適正試験合格基準を参考に制定された基準であり、航空法施行規則第61条と比較してもほとんど同じ。また、健康診断判定基準については、航空法第70条にて航空業務禁止の法規制が確保されている。このほか、レジャー航空操縦者に必要な要件を適正に精査し、航空安全を確保することができると考えられるため、許可手続きにおける航空身体検査証明方法の緩和を促す。</p> <p>② 現状は、健康診断書の有効期間(診断日から1年間)は飛行許可期間(1ヶ月間)から1年以上あり過ぎており、また健康診断後に許可申請してから許可が下りるまで通常約1ヶ月程度かかることから、健康診断の期限が飛行許可期間より先に切れてしまう弊害がある。特に、飛行クラブ一括して許可申請書を提出する場合などは、各クラブ員の診断日に開きがあるため問題となりやすい。一方で、普通自動車運転免許は有効期間が1年以上あり、飛行許可期間を活用しきることが可能となる。</p> <p>③ 飛行中は、健康診断書の写しを携帯しなければならないが、A4コピー用紙の量は折り目が付いて破けやすいが、自動車運転免許証であれば所持しやすい。</p>	<p>・航空局技術部乗員課における適正「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(空第181号、平成6年10月1日)</p> <p>・航空局技術部乗員課における適正「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処理要領」(国交省第5号、平成13年4月1日)</p> <p>(参考範囲)</p> <p>・航空法第28条</p> <p>(航空身体検査証明)</p> <p>・航空法施行規則第61条</p>	<p>国土交通省 航空局技術部乗員課</p>	<p>個人</p> <p>添付資料1: 国交省第53号(一部改正) <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulpm.pdf">http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulpm.pdf</a></p> <p>添付資料2: 国交省第53号 様式4 <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulpm.pdf">http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulpm.pdf</a></p> <p>参考資料: 適正検査合格基準について、例えば 埼玉県警察 <a href="http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/kenkyo/shutoku/tekisei/tekisei.html">http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/kenkyo/shutoku/tekisei/tekisei.html</a></p> <p>愛知県警察 <a href="http://www.pref.aichi.jp/police/kenkyo/502.html">http://www.pref.aichi.jp/police/kenkyo/502.html</a></p> <p>医薬品について、 適正「航空機乗員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」(国交省第491号、平成17年3月30日)</p>	
5045A	5045002	2	A	<p>自作航空機や超軽量動力機等に関する試験飛行において、適正(航空機安全課)に示されている飛行空域拡大の許可に係る無線電波の条件について緩和を要望する。具体的には、適正の別表第11「使用機種」にて、「①電波許可無線電波の提供状況(電波)に関する記載を、②「航空用無線電波の無線電波を装備すること」の条件に代えて、「無線従事者の資格要件に応じて(航空用)無線電話(VHF)、もしくは航空用無線機等の無線電波を装備すること」とする。②無線従事者の資格要件の適用について、適正の別表第11「使用機種」(様式1A)で登録された機種(「JROOOO」、「JROOOO」)を認める。</p>	<p>適正に関して、許可申請書類の要件を見直し頂き、「医師の診断書であった健康診断判定基準に適合している旨を明らかにしたものに代えて、普通自動車運転免許の適正試験合格基準を満たしていることを示す自動車運転免許証のコピーも認める事務処理要領の緩和を実施されたい。また、地方航空局にとっては、試験飛行等許可申請書およびその添付資料に記載する操縦者の氏名、生年月日、住所を確認しやれないリスクが懸念される。これらにより、航空安全を確保しつつレジャー航空の発達、許可申請手続きの効率化が見込め、国内経済の活性化を図る。さらには、レジャー航空を巡る許容の情勢として危惧されている無許可飛行の撲滅を推進していく。</p> <p>同じ飛行空域における他の航空機との通信が円滑に行えるよう、自作航空機や超軽量動力機等についても無線従事者としての資格要件に応じた搭乗無線機の選択技を広げる。</p> <p>本来、自作航空機等は管制区または管制圏を飛行することは適正により禁止されているが、他の自家用航空機等が自作航空機の方に接近してくる場合があり、この場合は同一の無線電波で交信できる用意がなされている方が安全である。また、航空用チャートやAIM(航空局発刊の航空情報マニュアル)には海外通用機種で採用している航空無線電波の周波数が示されている。そこで、これらに開かれている周波数を用いて地上無線局からアイトリガリを受けたり、セルフアンテナによる飛行地点の通報を行うことにより、飛行安全の度合いが増す。</p> <p>具体的には、航空局無線機士もしくは航空無線機士以上の資格を有し、かつ航空局の試験証明を有する者は、航空無線機、A1Cトランスポンダー、VORなどの機体装備と使用を認める。</p> <p>これらにより、航空安全を確保しつつレジャー航空の発達が見込め、国内経済の活性化を図る。さらには、レジャー航空を巡る許容の情勢として危惧されている無許可飛行の撲滅を推進していく。</p> <p>④ ATIS(飛行情報放送業務)や航空交通管制部などの公共施設から、機上最新の気象情報などを入手する手段を確保でき、飛行安全に役立つ。</p>	<p>航空局技術部航空機安全課による適正 「超軽量動力機又はマイクロプロペラ機に関する試験飛行等の許可について」(サーキュラーNo. 1-007、平成18年2月13日)</p> <p>「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(サーキュラーNo. 1-006、平成14年3月29日)</p> <p>航空局技術部航空機安全課による適正 「有視界飛行方式により飛行する航空機の異常接近防止対策について」(国交省第352号、平成18年7月28日)</p> <p>「IFR機とVFR機との異常接近防止」(空第459号、平成9年6月18日)</p> <p>(無線従事者の資格)</p> <p>・電波法第40条第1項</p> <p>(航空機の航行の安全を確保するための装置)</p> <p>・航空法第60条</p> <p>・航空法施行規則第146条</p> <p>・航空法施行規則第148条</p> <p>(試験飛行許可)</p> <p>・航空法第11条第1項ただし書き</p>	<p>国土交通省 航空局技術部航空機安全課</p>	<p>個人</p> <p>添付資料1: サーキュラーNo1-007 <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulp2006.pdf">http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulp2006.pdf</a></p> <p>参考資料: 航空用無線機について、例えば <a href="http://kazemachi.skydate.net/joho/radio/skysports.html">http://kazemachi.skydate.net/joho/radio/skysports.html</a></p> <p><a href="http://jfh.hangpara.or.jp/support/info/2006/20060118_2.html">http://jfh.hangpara.or.jp/support/info/2006/20060118_2.html</a></p>	
5045A	5045003	3	A	<p>航空レジャーの発展を促進する米国の法規制に類した新しい国内規制の策定を要望する。米国のFAR(連邦航空法)に2004年9月に改定された内容に近いものを我が国の航空法および航空法施行規則に導入し、今までの適正で示されていた航空レジャーに関する多くの要件を一旦整理して現状の実態に合わせた法制化を行い、全国一律に適用すべきである。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 航空法第28条の別表に示す技能に関する「航空用パイロット」、業務範囲「ライトスポーツエアクラフト」に乗り込んでも、報酬を受けずに、無償の運航を行うライトスポーツエアクラフトの操縦を行うこと。)、資格「パイロット」、業務範囲「ライトスポーツエアクラフトの整備およびその補修の行為を行うこと」を追加する。</p> <p>② 航空法施行規則第53条における技能証明の限定にて、航空機の種類「ライトスポーツエアクラフト」、航空機の等級「陸上単発機、水上単発機、動力付(着陸装置付)パラシュート(陸上・水上)、体重移動型(陸上・水上)、滑空機、各球」、飛行機、ジャイロプレーン」を追加する。</p> <p>③ 航空法施行規則第61条の2における身体検査基準にて、資格「スポーツパイロット」、身体検査基準「第三種」、航空身体検査証明書「第三種航空身体検査証明書」を追加すること。ここで、別表第4に記載にて、「第三種」を追加し、その基準は、普通自動車運転免許の適正試験合格基準と同じとする。</p> <p>④ 航空法施行規則第42条による別表第2にて、資格「スポーツパイロット」飛行経歴「飛行機、ジャイロプレーン、体重移動型、飛行機2時間、滑空機10時間、各球7時間、動力付パラシュート12時間」を追加する。</p> <p>⑤ 航空法施行規則の附属書第一にて、航空機別「飛行機、ライトスポーツエアクラフト」に、摘要「最大離陸重量600kg以下の単発のプロペラ飛行機であって、水平最大速度が216km/h以下、及び飛行機普通Nが適する飛行及び曲技飛行に適するもの(離陸高が2以下であるものに限る。)」を追加。</p>	<p>自作航空機あるいは超軽量動力機等に関する具体的な航空法施行規則が無いため、現在では航空局が制定する適正が適用されている。一方、米国でも自作航空機については数年前まで同様の状況であったが、実態に合わないFARの改定に至った経緯がある。</p> <p>ここではまず航空レジャーの実態を再確認し、次に航空法の法制化の話し合いを促す。</p> <p>我が国の自作航空機や超軽量動力機等の要件について、米国のライトスポーツエアクラフトを参考に見直しを図り、航空愛好家が自立製作した機体を航空の用に供するためには、機体の安全性等を確認するための運用限界を指定して、新設する航空機別による航空証明を受ける。</p> <p>自作航空機や超軽量動力機を操縦するためには、従来の技能認定に代えてスポーツパイロットの技能証明を受けなければならない。適正に規定されているが、自主的な飛行試験、訓練飛行、レジャー飛行となり本来のニーズと整合性のとれたものとなる。つまり、航空法を遵守する意欲が高まり、航空安全の秩序を維持できる。</p> <p>ここで再び航空法の話し合いがあるが、まず航空証明がある場合は航空法がそのまま適用され問題ない。問題なのは航空証明がない場合であり、航空法では試験飛行許可の取扱いとならぬためその事務処理手順は適正に示された要件に従うが、航空局各課が制定する内容の整合性がとれていなかったり、縦割りで手続きが変わるといった弊害があらわになり懸念される。例えば、航空機製造メーカーによる商業機の場合航空レジャーの場合を分けると、航空愛好家への一定の配慮は必要とされているが、残念なかたえて操縦とより航空局各課の調整が行き届いていない部分が生じているように感じられる。</p> <p>適正の間で用語の統一がなされていなかったり、単純な誤認が見受けられる。航空愛好家のニーズから見ると、試験飛行許可が確保しやすくなり、無許可飛行の一環としてではなく行うと位置づけられる。一方、航空局側からみると、航空証明を取得するための試験飛行の技術基準をそのまま航空愛好家に用いることは困難であり、多様なニーズに個別に審査する方法は法や適正では対応し難い。好家の技能の実態に合わせた法整備を模索し、2004年9月にFARの改定に至ったこととである。我が国においてもこのような問題を解決するため、航空レ</p>	<p>航空局技術部航空機安全課による適正 「超軽量動力機又はマイクロプロペラ機に関する試験飛行等の許可について」(サーキュラーNo. 1-007、平成18年2月13日)</p> <p>「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」(サーキュラーNo. 1-006、平成14年3月29日)</p> <p>航空局技術部乗員課における適正 「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(空第181号、平成6年10月1日)</p> <p>「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処理要領」(国交省第53号、平成13年4月1日)</p> <p>(試験飛行許可)</p> <p>・航空法第11条第1項ただし書き</p> <p>・航空法第28条第3項</p>	<p>国土交通省航空局 監視部航空機安全課 航空局技術部航空機安全課 技術部乗員課 技術部航空機安全課 航空機技術審査センター</p>	<p>個人</p> <p>添付資料1: サーキュラーNo1-007 <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulp2006.pdf">http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiyo/02_anzen/ulp2006.pdf</a></p> <p>参考資料: 米国飛行適正によるFAR改正の解説 <a href="http://www.sportpilot.org/learn/sp_rule.pdf">http://www.sportpilot.org/learn/sp_rule.pdf</a></p> <p>日本語解説 <a href="http://www.eaa-japan.org/pro/splsa/splsa_files/frame.htm">http://www.eaa-japan.org/pro/splsa/splsa_files/frame.htm</a></p> <p>米国FAR Part61 Subpart J 「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(空第181号、平成6年10月1日)</p> <p>「LIGHT SPORT AIRCRAFT STATEMENT OF COMPLIANCE (PDF)」 <a href="http://forms.faa.gov/forms/1aa8130-15.pdf">http://forms.faa.gov/forms/1aa8130-15.pdf</a></p> <p>米国航空局適正 「Sport Pilot Examiner's Handbook (PDF)」 <a href="http://www.airweb.faa.gov/RegulatoryandGuidanceLibrary/rfgOrders.nsf/0/c5136d3d30b4651862564d03562265?OpenDocument">http://www.airweb.faa.gov/RegulatoryandGuidanceLibrary/rfgOrders.nsf/0/c5136d3d30b4651862564d03562265?OpenDocument</a></p>	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5046A	5046001	1	A	高速自動車国道(以下高速道路)における、三輪自動車の最高速度緩和。	<p>現行 80km/h 要望 100km/h</p>	<p>具体的要望内容と同じ</p>	<p>二輪車の高速道路での最高速度は100km/hだが、二輪車よりも車輪が一輪多く走行安定性のよい三輪自動車の最高速度は80km/hのままである。これはオート三輪時代の名残であると思われるが、現在市販されている三輪自動車(いわゆるトライク)は100km/hの走行が可能な物がほとんどである。上記の理由により、三輪自動車が自動二輪車よりも最高速度が低いのは、論理的に矛盾している。</p>	<p>道路交通法施行令 第27条第2項</p>	<p>国土交通省 警察庁</p>	<p>個人</p>	
5047A	5047001	1	A	日本国における鍼灸医療の確たる医療化と歪曲的規制の禁止	<p>「日本国における鍼灸医療の確たる医療化」、すなわち、昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づき、鍼灸医療の確立を要望します。 判決内容は、以下です。 判決「医療類似行為とは疾病の治療または保健の目的とする行為であって医師、歯科医師、あん摩師、はり師、きゅう師または柔道整復師等の法令で正式にその資格を認められた者がその業務としてする行為でないものという」 鍼灸業は上記の通り医師と鍼灸師が医療として行います。 従いまして、昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づき、日本国における鍼灸医療の水準を確かなものとし、アメリカ合衆国、英国等と同水準の鍼灸医療制度の確立を要望いたします。</p>	<p>貴省の鍼灸医療見解 ① 昭和25年2月16日、医収97の回答2「然しながらあん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法第1条の規定は、医師法17条に対する特別法的規定であり…」 ② はり師・きゅう師の養成については、法令上厳格な規制を設け、国家試験を行うことにより、その質の確保を図っている。修業年数や教育内容を異にする必要があるとは考えない。 ③ はり師・きゅう師は、不断の自己研鑽により質の更なる向上を図っていただきたい。 ④ 被施術者との間で情報(鍼灸師が行う鍼灸施術に關した、診察、診断、治療など、患者と情報を共有しながらの施術)を共有することを妨げる法令上の規定はない。</p> <p>実施内容 はり師きゅう師等法、昭和25年医収97、昭和29年仙台高裁の最終判決により、鍼灸は医療であると厳格に規定されています。ところが前掲案の公文書中にもありますように、鍼灸施術は医療類似行為であるという関連した文言が使用されています。法令では鍼灸医療です。しかし、鍼灸師は医療類似行為の専門家と法令によらない歪曲的規制が公然と発生しています。確たる医療化のために歪曲的な文言使用を差して差し控えていただきたい。</p>	<p>日本の鍼灸医学は、更なるレベルアップを行うことで、WHOの提唱する鍼灸医学やアメリカ、イギリス等がその国民に対して提供する鍼灸医学と同等以上の医学水準を目指さなければなりません。 日本の鍼灸医学及び鍼灸医療提供体制が中国、韓国並びに西洋の先進各国よりも下回る事は、日本国の恥であります。その鍼灸医学を日本国民に対して日本医療の一部として安全に提供できるようにするために、法令上の規制や法令でもない感情的規制を含めたすべての規制を全廃しなければなりません。</p>	<p>①昭和29年6月29日仙台高裁判決(鍼灸医療は医療であるとする確定判決) ②あんまマッサージ指針はり師きゅう師等に関する法律(医師法17条例外規定法) ③医師法第17条 ④昭和25年2月16日医収97の回答2</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会</p>	<p>この要望書は、(社)宮崎県鍼灸マッサージ師会の第9次特区提案並びに、平成18年6月提出の全国的規制改革案に関連の、継続的要望書です。</p>
5048A	5048001	1	A	農業改革	<p>農業共済組合が設立される地域内の組合員となる水稲耕作の業務を営むものは、希望により加入することができる。組合は拒むことは出来ないとして「すべてその組合員となる。」を削除する。</p>	<p>農業共済組合より徴収される金額と加入により 組合員としての諸負担を併せると10a当たり、200円である。国が10a当たり、400円補助を出費させている。秋田県標準地区での平成17年度の経営申告書数は、0.7%で面積で0.9%であった。 検査の結果はこれを下回ることは当然である。如何に災害が少ないか実証されている。松岡農相は10月3日の会見で「対中国米輸出の促進」について事務レベルの協議は最終の場面に来ている。」と発言された。</p>	<p>農業共済組合の地域内にいる水稲耕作者は当然加入で不要でも加入しなければならぬ。耕作者と国で不要な出費を10a当り3,600円損失している。このよう事は絶対禁止すべし。輸出には日本のほうが良(美味し)い価格が高いのが弱点なので農等かでも安くする必要が不可欠では農業共済組合が不必要として設立されていない。</p>	<p>農業災害補償法第16条の「当然加入」条項を削除すること。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>鈴木博吉</p>	
5049A	5049001	1	A	高齢者の介護・予防施策の充実と単独、小規模介護施設の救済	<p>平成18年度からの介護保険制度の変更にもともない①介護認定自立者や特定高齢者非該当者の増加②特定高齢者施策の予算削減などにより、今後高齢者の介護・予防施策が促進し、病院や施設に付属しない単独、小規模通所介護事業所が、ますます経営困難に陥ることが予測されます。そこで①服しすぎる介護認定の緩和②特定高齢者施策の予算増額③病院や施設に付属しない単独、小規模通所介護施設を対象とした、特定高齢者非該当者のための、通所施策の考案と予算化④⑤と同種施設を対象とした、特別加算の実施の4項目を要望いたします。</p>	<p>本要望における具体的実施内容や、期待できる効果は以下のとおりです。①身体機能に陥らず年齢、疾病、地域、目や耳の不自由さの度合い、その他生活の実際の困難要素などをより重視して、介護認定を行うこと。特定高齢者施策の予算増額による利用枠の拡大、利用者の減りつつある単独、小規模施設の空きスペースや時間を、特定高齢者非該当者に有効に利用してもらうことなどにより、介護や予防が必要にもかかわらず、受けられないという人が、それらを受けることができます。②③により病院や施設に付属しない単独、小規模施設は、利用者を確保しやすくなり、経営困難を緩和させることができます。④病院や施設に付属しない単独、小規模を条件とする特別加算の実施により、単独、小規模事業所の財政逼迫を緩和できます(ただしこの場合、利用者負担は非加算でない)、利用者には、単に利用料の高い施設と判断される恐れがあります。</p>	<p>主な要望理由は以下の通りです。①心身のおとろえつつある、介護や予防の必要な高齢者の多くが、介護認定自立や特定高齢者非該当とされ、介護や予防に対する施策が促進していかないと思われ、「保険料を払っているのに、高齢で心身がおとろえても、サービスが利用できない。」等の利用者の不満や不安の声が多く出ています。②病院に付属する施設に利用者を引き寄せられ、集客力の面で太刀打ちできません。利用者数が減少している単独、小規模施設では、経営の利用率や特定高齢者を確保する以外、利用者確保の方法がほとんどありません。厳しい認定が続き、利用者も確保できず、経営が困難となります。③多くの社会福祉法人の単独、小規模通所施設が、介護保険開始前の措置費制度の時代から、行政の勧めもあって、国などから多額の補助を受けて設立しました。しかしこれらの施設が、設立を助けた行政がなんの救済も受けられず、行政の介護保険制度の施策内容も原因として、経営困難になると納付できないまま、経営ができません。補助金も削減になるといわれる恐れがあります。</p>	<p>介護保険法</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>その他の法人</p>	
5049A	5049002	2	A	特定施設集中減算制度の廃止を含めた見直し	<p>平成18年度より実施される、介護保険制度における特定施設集中減算制度では、減算を受けられないように利用者を他の施設に移そうとすれば、利用者の施設選択の自由を損なうことが心配され、病院などに付属する施設に太刀打ちできません。財政が逼迫しつつある病院に付属しない単独、小規模事業所等の弱小事業所の財政を、さらに圧迫することにもなります。また大規模施設にしても、現実的には、減算を受ける施設は極めて少ないことが予測され、本制度に利用者の特定施設への集中を抑制する効果は、あまり期待できないように思われます。よって、特定施設集中減算制度の、廃止を含めた見直しを要望いたします。</p>	<p>利用者が特定の施設に9割を超えて集中した場合、給付が200点減となる。特定事業所集中減算制度の廃止又は該当条件の根本的な見直しにより、利用者の自由意志を損なわないようにすることができます。また、病院に付属しない単独、小規模事業所等の弱小事業所の財政圧迫を回避することができます。</p>	<p>主な要望理由は以下の通りです。①特定事業所集中減算を受けられないように利用者を配分するのは、利用者の自由意志を損なわずには行えないと思われ。又、利用者をより遠方の施設に移せば、利用者に余計な負担を課することになる恐れもあります。②病院に付属していない単独、小規模事業所の中には、近隣の病院に付属する施設に利用者を引き寄せられたり、集客力の面で太刀打ちできません。利用者数が減少し、財政が逼迫しつつある事業所もあります。単に地区に施設数が多いという理由だけで、この例のような弱小事業所にまで減算が課せられるのは、許されないと考えられます。③特に人口の少ない圏域では、圏域に3つ以上介護施設がある場合、現実的には、減算をまめがれる施設はほとんど無いと思われ。</p>	<p>介護保険法</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>その他の法人</p>	
5049A	5049003	3	A	地域包括支援センターを市町村が直営することの、全国レベルでの統一と、それに係る都道府県、市町村支援	<p>平成18年度からの介護保険制度の変更にもともない、地域包括支援センターが新設され、多くの市町村で、地域包括支援センターが特定の介護事業所へ委託されました。しかし、地域包括支援センターが特定の介護事業所へ委託されれば、委託された施設は利用者獲得に有利となり、利用者が大規模事業所等へ集中することが心配されます。地域包括支援センターが、中立的公平な業務を行うためには、市町村が地域包括支援センターを直営した方が有効だと考えられます。よって、地域包括支援センターを市町村が直営することの、全国レベルでの統一と、それに係る都道府県、市町村のための支援を要望いたします。</p>	<p>市町村が地域包括支援センターを特定の介護事業所へ委託することを中止し、地域包括支援センターを直営すれば、新規利用者の介護施設等への配分などを、中立的公平に行うことができ、圏域の介護事業がより円滑に行われると思われ。</p>	<p>本要望を行うのは、地域包括支援センター(以下包括)が特定の介護事業所へ委託されることには、以下のような問題点があると思われるためです。①地域包括支援センターを担当する施設は情報面、高齢者との接触機会面で利用者獲得に有利と思われ。②家支援になることにより、「プラン作成の担当が他の施設に替わるなら、施設利用をやる。」の例のように、プラン作成の担当が他施設に替わることが、利用者の意思の侵害や、心の混乱の原因になっている例があります。③包括の担当職員や、包括を担当する介護施設が包括に関係する高齢者に対して、宣伝や勧誘を行えば、圏域の介護施設利用がその施設に集中したり、介護施設利用が、他の施設よりその施設に集中して移っていく恐れがあります。すでにそのような実例が出ています。</p>	<p>介護保険法</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>その他の法人</p>	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5050A	5050001	1	A	公営住宅の入居者資格の緩和	犯罪被害者等の公営住宅への入居について、単身でも入居ができるように、入居者資格である同居要件を緩和するべきである。		犯罪被害者等の公営住宅への優先入居は、入居要件(同居要件、収入要件等)を満たす者について優先的な取り扱いがされている。しかし、事件により従前の住居に居住することが困難となった児童の犯罪被害者等は、入居要件を満たさず入居できない。そのため、DV被害者等と同様に犯罪被害者等についても同居親族要件を緩和し、単身での入居を可能とするべきである。	(入居者資格) 公営住宅法第23条 (入居者資格) 公営住宅 法施行令第6条	国土交通省	京都府	
5051A	5051001	1	A	外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容	外貨建保険契約および無解約返戻金保険契約の募集時書面について、運用実績運動型保険契約に係る資産の運用に関する重要な事項を記載した書面等と同様に、契約者の承諾を得た場合には電磁的方法により交付することができるよう要件を緩和していただきたい。	外貨建保険契約および無解約返戻金保険契約についてインターネット上で保険募集を完結できるようにする。	事業活動のIT化の促進は政府全体の課題とされている中で、契約者の了解がある場合には説明書面等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきであり、すでに運用実績運動型保険契約に係る資産の運用に関する重要な事項等の説明書面については電磁的方法による提供が認められていることもあり、外貨建保険契約や無解約返戻金保険契約に関する説明書面について電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。	保険業法第100条の2 同施行規則第53条第2項	金融庁	(社)日本損害保険協会	
5051A	5051002	2	A	生保募集人事務の簡素化	生命保険の法人代理店につき、本店(母店)以外の事務所についても登録が必要とされているが、これを母店事務所での登録のみ必要としていただきたい。	本店(母店)以外の出先事務所および出先事務所ごとに所属する募集人について代理店が内部管理を行う。	出先事務所は登録せず、出先事務所及びそこに所属する募集人の管理は代理店内で行い、保険会社は監査等にて代理店の管理状況に問題がないか確認を行うこととすることで、現行の保険会社・代理店の登録事務を削減でき、業務の効率化につながる。	保険業法第277条第1項 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-1	金融庁	(社)日本損害保険協会	
5051A	5051003	3	A	交通事故発生時の飲酒の事実に関する調査の強化等	交通事故発生時の飲酒の事実に関する調査を一層強化するとともに、飲酒の有無については交通事故証明書に記載していただきたい。	交通事故発生時には飲酒の事実に関する調査(呼吸検査)を義務付ける。 また、運転者の飲酒の有無につき交通事故証明書に記載されることにより、保険会社において同証明書により当該事実を確認する。	飲酒運転による重大事故が社会問題化している中で、交通事故について「飲酒の事実」に関する調査を義務付けることで飲酒運転への牽制効果が期待できる。また交通事故証明書の中の当事者に係る「事故時の状態」の欄に、「飲酒の事実」があった場合にはその旨を記載することにより、保険会社として「飲酒の事実」の有無について正確に把握し、不正請求に対してより一層厳正に対応できるようになる。 なお、飲酒運転と事故との因果関係や過失性については裁判を通じて証明されるものであるが、酒気帯び運転であるかは運転時の呼気中における7a1-a6の身体保有濃度という客観的事実により判定されるものあり、交通事故証明書には上記に関する客観的数値の記載を要望するものである。	道路交通法第65条 同法第66条第2項 自動車安全センター法第29条第1項第5号 同法施行規則第10条	警察庁	(社)日本損害保険協会	
5051A	5051004	4	A	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行にかかる認可の緩和	保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の38の許可を得て銀行代理業及びそれに付随する事務代行を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その変更内容が銀行法上の貸付の範囲(銀行法第52条の38)であるならば、保険業法第98条第2項による認可申請は省略(または届出)としていただきたい。	認可申請手続を省略することにより、取引を機動的に行うことが可能となり、収益向上に資する。	銀行法上の許可を得て銀行代理業及びそれに付随する事務代行を行っている者が、所属銀行の追加などその申請事項に変更があったときは、その旨を銀行法第52条の38第1項に基づき内閣府に届け出(財務局経由)することになっている。しかるに、保険会社が保険業法施行規則第51条の2第2項第1号に定める審査基準により銀行代理業者として包括的に認可を得ていれば、その範囲内で業務を行う限りにおいては、認可(変更事項に関する審査)の必要性はないと考えられる。	・保険業法第98条第1項1号、同2項 ・保険業法施行規則第51条第1項3.4号 ・銀行法第52条の38.37 ・銀行法第52条の39	金融庁	(社)日本損害保険協会	
5051A	5051005	5	A	保険会社による信託契約代理業等	①保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。 ②信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めていただきたい。	①保険商品に関連する信託サービスを提供することにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質な提供が可能となる。 ②信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。	・保険会社に認められている業務には年金信託や遺言信託等、信託業との親近性・補完性があり、保険会社による信託契約代理業の兼営が可能になれば、顧客に対する幅広いサービスの提供に資する。 ・監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理代行に当たって当該業務の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けることから、十分なチェック機能が働くものと考えられる。また他業リスクの混入についても、代理業として行う限り考慮する必要性は低い。 ・信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社にのみこれを認めない明確な理由は存在しないと考えるべきである。 ・保険会社が、信託契約代理店の事務支援を行うことは、保険会社と保険代理店を結ぶ情報連絡ネットワークの有効活用によりその効率が著しく高まり顧客のニーズにあったサービス展開が可能となる。例えば資格試験の手配・教材配布等はリスクも低く、反面きめ細かい対応が求められる。これは多くの店舗網をもつ保険会社ならではの支援業務であり、幅広い信託契約代理業の参入を促進するものである。	保険業法第98条または第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	金融庁	(社)日本損害保険協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5051A	5051006	6	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社が子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	左記の通り	・近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベンション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社では行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。 ・上記の事業は保険会社の手元として不適切なリスクを負うこととなる可能性があるのではないかとの懸念については、あくまでもリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる範囲に限定され、利用者等に対する賠償責任リスクについては保険手配などによるヘッジをおこなうことも可能なことから、リスクをコントロールすることが可能であると考えられる。	保険業法第104条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第9号および第9号	金融庁	(社)日本損害保険協会
5051A	5051007	7	A	自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和	①自賠責証明書の記載事項に変更があった場合は変更内容を証明書に記入を受けなければならないこととなっているが、記載事項に変更があった場合に手続きに一定の猶予期間を設けて、後日保険会社から自動承認書を交付するという任意保険の異動と同様の手続きを認めていただきたい(契約者はオリジナルの自賠責証明書と自動承認書を合わせて携行することとなる) ②上記の異動手続き期間中にも車両の運行を可能としたい。	異動手続きの利便性向上により、迅速な異動手続きを可能と出来る。 ※なお異動処理発生件数は約23万件/年(損保全社計)である。	・自動車検査証の記載事項の変更については手続きに15日以内の猶予期間が認められており、自賠責証明書についても同様の猶予をお願いするものである。 ・仮に猶予期間中に事故が発生したとしても実際の保険金支払いまでには一定期間を有するため、それまでには必ず異動手続きが行われ、本改正は保険金の支払い、被害者保護を後退させるものではない。 ・自動車保険をはじめ自賠責保険以外の損害保険では、期間中に異動事由が生じた場合に異動承認書を発行する業務が一般的であるが、支払手続の煩雑化その他の被害者救済上の問題は生じていない。 ・現行法令下では、契約者は異動手続き期間中には車両の運行が出来なくなるが、本改正により異動手続き期間中も車両の運行が可能となるというメリットが認められる。 ・上記改正は自賠責法第7条第2項の適やかな履行に資するものであると考えられる。	自賠責法第7条第2項、第8条	国土交通省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051008	8	A	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃していただきたい。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	・保険会社のリスク管理は基本的に自社の自己責任で行うものであり、今日的に、事前の比率規制は適当ではないと考える。 ・また、保険会社の運用手法が多様化するとともに、評価ベースでの実態把握の必要性が高まっていることを踏まえても、現行の規制は時代にそぐわないものとなっている。現行規制の問題点は以下の通りである。 ①取得原価ベースでの規制であり、評価ベースのリスクを反映していない。 ②現物資産のみの規制であり、同様のリスクを持つデリバティブ等は規制の対象となっていない。 ③分母が資産(含負債)であり、リスク/エクソージャー(自己資本等)との対比になっていない。 ・こうした考え方をベースに、過去の政府の規制改革委員会や金融審議会報告においても、本規制を見直すべきとの方向性が示され(別紙「報告内容抜粋」参照)、実際に、ソルベンシーマージン比率規制の改定(2001年3月、株式リスクに関して、薄達×10%から薄達×10%へ改定)及びオフサイトモニタリング制度の導入(2001年9月、株式リスク向け)、保有株式の状況等の株式関連項目が報告対象とされた)が行われてきた。 ・こうしたことから、当方としても当時、当該規制の撤廃に向けた環境が徐々に整ってきたものと理解していた。 【「損保法令等」欄に続く】	保険業法第97条第2項第1項 同法施行規則第48条	金融庁	(社)日本損害保険協会
5051A	5051009	9	A	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自動努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051010	10	A	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、①税のペナルティを課した上で、年金資産の取り崩し、②年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如く問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。 困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051011	11	A	確定拠出年金の拠出限度額の変更の拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同様となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同様となるよう限度額を拡充することによって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (理由) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有) 276,000円 企業型(企業無) 552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5051A	5051012	12	A	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時に、50歳以上の従業員の新加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に支給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051013	13	A	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から通知を義務付けている給付年金等の資格の得喪および支給に関する情報に限り、原簿の記録事項から除外してほしい。	確定拠出年金におけるコストの削減に繋がり、手数料等の引き下げが可能となる。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の支給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。	確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051014	14	A	確定拠出年金個人型への企業年金のある企業の従業員の加入の容易	中小企業における退職金・企業年金の給付水準を考慮した場合、老後所得に係る自助努力の支援が必要と考えられるため、企業年金(企業型を含む)のある企業の従業員も個人型に拠出できるようにしていただきたい。	制度の普及に寄与する。	・中小企業の勤労者の場合、公的年金のモデル年金額に満たないケースや退職金・企業年金があっても給付水準が低いケースも多く、老後生活への不安を払拭できない現状にある。 ・企業型の枠組みの中で個人拠出を認める方法(マッチング拠出)など比べ、企業年金(企業型を含む)と個人型との併用を可能とすることが、自助努力による老後の資産形成を可能とする上で、現実的かつ有効な措置と考える。 ・個人型の加入者が企業年金ありの企業に転職しても拠出の機会を失うことがなくなる。事業主による加入資格証明の廃止(社会保険庁データの利用)により個人型の加入資格審査の効率化・適正化が図られる、というメリットもある。	確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051015	15	A	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容易	中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。	制度の普及に寄与する。	・中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業提携の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。 ・現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。	確定拠出年金法第54条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会
5051A	5051016	16	A	自動車盗難対策の強化	①税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 ②インターネットオークションにおける盗難自動車の流通禁止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される	自動車盗難の現状を概観すると、2005年(同年)の自動車盗難件数は前年比20.4%減の46,728件となり、6年ぶりに50,000件を下回った。この減少傾向は2006年も続いているものの、横行強盗などの二次犯罪に盗難自動車を利用されるなど、自動車盗難は依然として重大な社会問題であると考えている。また、昨今の競争事業から組織化された窃盗団が数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不正な利益を上げていく実態が報告されている。今後、自動車盗難対策の早急な実施、再び、盗難件数が反転するなど、現状においても楽観はできないものと考えている。このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいで盗まれたカーナビゲーションシステム、カーステレオの流通を阻止する取組みは、盗品を資金化するルートを遮断することとなり、有効な自動車盗難対策であると考えている。 1. 2005年7月1日から実施された①中古自動車にかかる抜身問題の廃止、②輸出抹消登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対照確認の実施により、盗難自動車の不正輸出が困難となり、自動車盗難件数の減少に大きく寄与したものと考えている。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、窃盗団はよりチェックがゆるい輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定され、今後はコンテナ一過期に対する確認の強化が課題となると考えている。 盗難自動車をコンテナに積み込んで不正に輸出を行うという検挙事例としては、次の2例が報告されている。 ①2005年7月に、内陸部のコンテナヤードで盗難自動車をコンテナに積み込み、港から盗難自動車を海外に不正輸出しようとした窃盗団を埼玉県警が検挙した事例。 ②2006年2月に警視庁は遠隔手続きをしたコンテナから、イモビライザーを装備した車を含む盗難自動車39台を発見した事例。 このようにコンテナに積み込まれた事例も報告されており、対策を怠れば、盗難自動車の主たる不正輸出の手段として、コンテナ輸出が利用されることが懸念され、コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが必要であると考えられる。しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ううえで、コンテナX線検査装置が設置されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封できないことから、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地港や仕向地、輸出業者などを限定して、積込み前に第三者証明機関の立会い確認を実施し、かつ、大規模な改革が図られるものとする。	①関税法基本通達97-1に20(輸出貨物コンテナ扱い) ②古物営業法第21条の3(申告) 【要旨理由の続き】 2. インターネットオークションに、車検証が備わっていないが、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通を防止してインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が流入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須であると考えている。 警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物譲りあつせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。そういった観点から、オークション事業者が盗品の申告義務に対して違反した場合には行政処分・罰則を制度化するなど	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省税関監視課、業務課 国土交通省警察庁	(社)日本損害保険協会
5052A	5052001	1	A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	農林中央金庫の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同様の簡素化を要望する。	農林中央金庫の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同様の簡素化を要望する。	会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法においても会社法と同様の登記事項の簡素化が実現したが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令においては、会社法に準じた登記事項の簡素化が行われていない。 このため、登記事務負担を軽減し、業務効率化を図る観点から、他業種と同様の簡素化を要望するもの。	組合等登記令第3条第3項 組合等登記令第12条	法務省	農林中央金庫

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5052A	5052002	2	A	信託業務にかかる規制の緩和	農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店の信託業務にかかる以下の業務の規制の撤廃 ①不動産関連の併業業務(媒介業務、鑑定業務、投資助言業務) ②「処分型」不動産信託		系統組合員においては、個人の資産は農地をはじめとする土地が主体であることから、既に土地有効活用の相談が数多く寄せられている。しかしながら、農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、不動産の信託以外の不動産関連業務(媒介業務、鑑定業務、投資助言業務)を営むことができず、組合員のニーズにこたえていくうえで大きな制約となっている。 不動産の流動化については、市場ニーズが拡大し、顧客や取引手法が多様化しているにも拘わらず、「処分型」不動産信託にかかる制限が設けられており、不動産の流動化への取組みの制約となっている。 これらについて、専業信託および外銀信託とそれ以外の信託との間で業務範囲に差を設けることは法的根拠がなく合理性に欠けており、利用者利便の観点から緩和を要望する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条第1項、3項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項、第3項、第4項	金融庁	農林中央金庫	
5052A	5052003	3	A	優先出資の自己取得の緩和	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第28条第1項 商法第210条(会社法施行後は第155条、156条第2項)		優先出資法第28条第1項は施行当時の商法第210条の規定にない。優先出資の自己取得の限度を発行済出資口数の20分の1と定めたが、平成13年に改正された商法第210条(会社法施行後は第155条、156条第2項、以下同じ)では、株式会社では定時株主総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自由に取得できることとなった。 優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の価値操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同様に協同組織金融機関の資本にかかる流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動的な実施による経営の自由度向上が必要状況になっているものと考えられる。 また、商法210条では買受け以外の自己株式の取得について「別段の定」により規定しており、合併・営業譲渡・代物弁済取得・買受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買受け以外の自己取得が優先出資についても自由にできることとなれば、経営の自由度が拡大するものと考えられる。	優先出資法第28条第1項 会社法第155条、156条第2項	金融庁	農林中央金庫	
5052A	5052004	4	A	証券取引法における「子法人等」「親法人等」の定義の改正	証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表等規則における定義と同一にする。		証券取引法の規定により実質的に支配力・影響力のない先であっても、「子法人等」「親法人等」に定義される結果、同法に基づく届出事務負担は過大なものとなっており、証券取引法上の「子法人等」「親法人等」の定義を財務諸表における定義と同一とすべきである。	証券取引法第32条第5項、第6項	金融庁	農林中央金庫	
5053A	5053001	1	A	2010年までの公正競争環境の整備	NTTの在り方の抜本的見直しが行われるまでの暫定的な措置として、NTTグループの共同の一体的な市場支配力濫用防止のための競争ルールを「新競争促進プログラム2010」において整備して頂きたい。  (ドミナンスの問題) NTTグループの共同の一体的な市場支配力に関する具体的な問題は次のとおり。 特殊会社である特殊会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ全体の人事・情報の共有等)。特に、同じ特殊会社であり、公社時代に構築したポトルネック設備及び営業圏での設備を継承するNTT東・西と、携帯電話市場で過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。  (ポトルネックの問題) ポトルネック設備を有するNTTは、競合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成した。しかしながら、NTT東・西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保するルールが十分ではないため、依然として固定通信分野ではNTT東・西の市場支配力が圧倒的。	NTTグループの共同の一体的な市場支配力に関する具体的な問題は次のとおり。 (ドミナンスの問題) 特殊会社である特殊会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ全体の人事・情報の共有等)。特に、同じ特殊会社であり、公社時代に構築したポトルネック設備及び営業圏での設備を継承するNTT東・西と、携帯電話市場で過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。  (ポトルネックの問題) ポトルネック設備を有するNTTは、競合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成した。しかしながら、NTT東・西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保するルールが十分ではないため、依然として固定通信分野ではNTT東・西の市場支配力が圧倒的。	平成18年6月の政府与党合意により、2010年まではNTTの在り方の見直しが行われないこととなった。このため、NTTグループの特殊会社体制の廃止及び完全資本分離、NTT東・西のアクセス部門の分離等の抜本的措置がとられるまではドミナンスの問題やポトルネック性の問題が残り、公正競争環境確保のためのルール整備が必要となる。	日本電信電話株式会社等に関する法律 電気通信事業法 総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」 日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針 規制改革推進3カ年計画 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申	総務省	KDDI株式会社	
5054A	5054001	1	A	企業型数量労働制に関する対象業務の早期拡大	営業圏を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に企業型数量労働制を適用するため、同制度の対象業務を大幅に拡充する。もしくは対象業務の制限を原則撤廃すべきである。		企業型数量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。 「今後の労働時間制度に関する研究報告書」(2009年1月27日)は、適用拡大に関する言及がなく検討が不十分である。また、労働政策審議会労働条件分科会の審議においても、具体的提案が欠けている。包括的な指針の下、企業型数量労働制に要するホワイトカラー労働者は増加しており、現行の対象範囲は狭すぎる。営業圏であっても、個人が異なるニーズ等を分析しながら企業提案を行うケースも多岐にわたる。対顧客営業というだけの理由で対象外とすべきではない。対象範囲は、業務形態を知る個別労使に委ねるべきである。	労働基準法第38条の4 労働基準法施行規則第24条の2の5 平成11年12月27日労働部告示第149号	厚生労働省労働基準局監 査課	(社)日本経済団体連合会	企業型数量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に關し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること 平成16年1月1日から改正労働基準法が施行され、企業型数量労働制については、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、当該委員会がその委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、対象労働者にのみ労働時間を適用できることとなっている。 また、使用者は6か月以内ごとに労働基準監督署長に企業型数量労働制に関する報告をしなければならないこととなっている。(4)
5054A	5054002	2	A	自由化業務における派遣期間制限の撤廃	派遣可能期間の制限のあるいわゆる自由化業務(物の製造業務を含む)について、派遣可能期間の制限を撤廃すべきである。		派遣労働は就労形態の一つとして既に認知されており、派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はない。派遣労働者として継続して働くことを希望する労働者の意思、ライフスタイルを尊重すべく、同一の業務に従事する期間を法律で制限すべきではない。派遣可能期間経過後すぐに別の派遣先で派遣就労できたほうが安定的な働き方となり、法律の目的に合致する。この派遣先を選択する場合は、派遣労働者の意思が無視され、働き方の選択が制限されるべきではない。派遣可能期間の制限は、正社員に代替防止を理由としているが、多くの意思により就労形態(正社員あるいは派遣労働者)を選択するのが最良の傾向である。すなわち、派遣労働者として働くことを希望する労働者の意思も尊重されるべきであり、働き方の多様化を一律に法律で制限すべきではない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省職業安定局 給付課事業課	(社)日本経済団体連合会	派遣可能期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、派遣先の事業場その他派遣就労場所との同一業務について、派遣可能期間が原則1年。派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合ないしその労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054003	3	A	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃	派遣労働者を特定することを目的とする行為は、現在紹介予定派遣の場合のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。特に当該行為は、個人の特定ではなく、若年者に限ること等一般的属性を特定する場合も含めるとする解釈は改めるべきである。		派遣就労開始前に事前面接等を行うことは、雇用のミスマッチや派遣就労開始後のトラブルを防止する効果があり、派遣労働者、派遣元、派遣先にとって好ましいものであることから、法律で一律に禁止すべきではない。近年の業務の多様化・専門化に伴い、派遣元を介した情報提供だけでは不十分なケースが増加し、ミスマッチのリスクが高まっているという現状を勘案し、派遣労働者と派遣先が相互に条件を評価できる事前面接等は認められるべきである。また、派遣先が請ずべき措置に関する指針で、若年者に限ること等も派遣労働者を特定する行為に該当するとされているが、特定する行為という概念は一人ひとりを運用することであり、このような解釈を改めるべきである。法律では努力義務規定であるにもかかわらず指針では義務規定になるという矛盾も生じており、指針を見直すべきである。	労働者派遣法第26条7項 派遣先が請ずべき措置に関する指針(平成15年厚生労働省告示第449号) 派遣元事業主が請ずべき措置に関する指針(平成15年厚生労働省告示第448号)	厚生労働省職業安定局 給付調整事業課	(社)日本経済団体連合会	派遣先は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定しないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣は除く)。派遣労働者を特定することを目的とする行為には、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別する目的で行う事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者に限定すること等が該当する。
5054A	5054004	4	A	派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止	派遣可能期間の制限のある業務、派遣可能期間の制限のない業務いずれの場合も、派遣先は、一定期間経過後、一定要件のもと、受け入れていた派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならないが、この雇用契約申込義務を廃止すべきである。特に特定労働者派遣事業の場合は、既に雇用の安定が図られているため早期に廃止すべきである。		雇用契約申込義務は、判例でも認められる事業主による労働者の雇用の自由を侵害し、働き方の選択権を狭めるものでもあるため、廃止すべきである。直接雇用の労働者と派遣労働者の人材活用を別個に考える企業が多い現実を考えると、法律で一律に義務づけることはなじまない。特に、特定労働者派遣事業の場合は、既に法律の目的である雇用の安定が高まっているほか、教育訓練を行った社員の派遣労働者に優先的に雇用されることによる障害は小さな場合が多く、そうした意味からも雇用契約の申込義務は適当ではない。また、派遣可能期間の制限のない業務の場合については、新入社員を採用する場合にも雇用契約申込義務が発生するため、新入社員の採用をためらう要因ともなりかねないことから、早急な廃止が必要である。実態として、派遣可能期間制限のない業務において、派遣先が雇用契約申込義務を回避するため、3年超継続して就労した派遣労働者の交替を要求するケースが見受けられ、これが結果的に、派遣労働者の不安定な雇用状況を生じ、雇用機会を小さくしているため、雇用契約申込義務は廃止すべきである。	労働者派遣法第40条の4、第40条の5	厚生労働省職業安定局 給付調整事業課	(社)日本経済団体連合会	いかなる自由化業務のように派遣可能期間の制限のある業務の場合、派遣先は、派遣可能期間の制限に抵触する日以降も、派遣停止の通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、抵触日の前日までに、派遣先に雇用されることを希望する派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。また、派遣可能期間の制限のない業務の場合、派遣先は、①派遣先の事業所その他派遣就労の場所ごとの同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、②その業務に新たに労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。
5054A	5054005	5	A	衛生委員会開催単位の見直し(持株会社制度への対応)	同一敷地内、同一ビル内のグループ会社においては、持株会社等に設置する一つの衛生委員会を一括して対応すること認めるべきである。		①同一敷地内、同一ビル内のグループ企業では、衛生対策を調査審議する際、とりわけ共有スペースに関する内容の統一を図る必要がある。一つの衛生委員会での対応が認められれば、迅速かつ統一した調査審議が可能となる。また、少人数で調査審議する場合に比べ、企業グループ間の意見交換等を行なうことにより、衛生対策の水準を高めることが期待できる。 ②各事業場から複数の委員指名(半分は連年改選の確保による)を確保すれば、事業場の実情を会議に反映することができる。 ③本提案は各事業場トップの責任で衛生委員会を共同設置し、衛生委員会が各事業場トップに対し意見申し立てすることとしている。したがって、各事業場トップは健康障害を防止するための措置等の業務を適正に統括管理することが可能である。	労働安全衛生法第18条(衛生委員会) 労働安全衛生法施行令第9条(衛生委員会を設けるべき事業場) 労働安全衛生規則第22条(衛生委員会の付属事項) 労働安全衛生規則第23条(委員会の設置)	厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課	(社)日本経済団体連合会	労働安全衛生法第18条に基づき、事業者は、全ての業務で常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生委員会(労使の代表者、衛生管理者、産業医等で構成)を設置する義務がある。衛生委員会は、毎月1回以上開催して、労働者の健康障害、労働災害防止対策等を調査審議しなければならない。当該規定により、同一敷地内、同一ビル内のグループ関係会社の場合でも、衛生委員会は各グループ会社単位で設置しなければならないこととなっている。
5054A	5054006	6	A	レセプトの直接審査・支払に係る基準の見直し	①レセプトの直接審査・支払に実施にあたり、医療機関又は薬局の合意を必要とする要件を見直すべきである。 ②調剤レセプトの場合、「処方箋を発行した保険医療機関の事前同意」については、早期に削除すべきである。 ③上記についてあじさい月間の再回答では、『規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)』(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、検討しているとのことであるが、その後の検討状況を早期に明らかにすべきである。		①本来、レセプトの審査・支払は健康保険組合固有の業務であり、対象医療機関との合意は必要ないはずである。また、対象医療機関が追加される都度、その名称等を組合規約に明記するために煩雑な手続きが必要となり、直接審査・支払を実施する上での阻害要因であると考えられる。レセプトの直接審査・支払の早期実現のための環境整備を図る観点からも、同意要件を廃止すべきである。 ②調剤レセプトの直接審査・支払について健康保険組合の事前同意を求める条件については、必ずしも健康保険医療機関ごとに健康保険局が特定されておらず実質的に困難であることから、早期に削除すべきである。	「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成14年12月25日 保険第1225001号) 「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成17年3月30日 保険第0330005号)	厚生労働省健康保険局	(社)日本経済団体連合会	医科及び調剤レセプトの直接審査・支払を実施する際には、「健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成14年12月25日 保険第1225001号)及び「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」(平成17年3月30日 保険第0330005号)により、必要な条件を課した上で認められている。
5054A	5054007	7	A	レセプト様式の変更	レセプトのオンライン請求の義務化に先立ち、特に以下の点について、レセプトの様式を変更し、事務経費の削減と業務効率化の医療の質的向上を図るべきである。 ①傷病名と診療行為のリンク付け ②医科・歯科レセプトと調剤レセプトとのリンク付け ③市町村助成制度への対応	④再回答においては「今後のレセプトのオンライン化の過程で必要に応じ検討する」とあるが、システム投資に係るコストを最小化するためには、早期に仕様を確定することが不可欠であり、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。 ⑤市町村助成制度への対応 健康保険組合の現場では市町村助成との調整をマニュアル作業で行っており、多大な負担となっており、多大な費用も発生している。レセプトに助成制度の適用の有無と助成額の記載欄を設け、記載を義務化すべきである。国の公費補助は既にレセプトに表示があるので、同時に市町村助成についても実際に利用された医療機関がレセプトに記載することは可能であると考えられる。併せて、市町村助成制度への対応に係る事務負担を改善するために、助成制度のデータベースを早急に公的に構築すべきである。	①傷病名と診療行為のリンク付け 精度の高い医療費分析を可能とするため、レセプト記載の傷病名については「レセプト電算処理システム用傷病名マスタ(含修飾語マスタ)」に基づく記載と傷病名コードの記載を行い、傷病名には傷病名番号を付与し、請求欄の診療行為に該当する傷病名番号の記載を通じたリンク付けを義務化すべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの再回答について(平成18年8月14日)」(以下、再回答)においては、複数の傷病名を有する患者に対する診療行為について、個々の傷病名と診療行為の対応関係を結びつけることは困難であるとのことであったが、ほとんどの場合、それぞれの傷病名に対する治療に分解できるはずである。どうしても分解が出来ない場合には、主傷病名を明示することになっているので、それを用いてリンク付けが可能である。医療費の現状を正しく把握するために、傷病名と診療行為のリンク付け、傷病名の医療費の分析を可能とすべき。 ②医科・歯科レセプトと調剤レセプトのリンク付け 医科・歯科レセプトと院外処方に基づき調剤レセプトの実合のために、調剤レセプトへの医療機関コードの記載が不可欠である(※)	健康保険法第76条6項 「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年厚生省令第36号)および省令の一部改正	厚生労働省健康保険局	(社)日本経済団体連合会	健康保険法第76条第6項において、療養の給付に関する費用の請求に係る必要な事項は厚生労働省令で定めることとされており、レセプトの様式は「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により定められている。
5054A	5054008	8	A	保険者と医療機関の直接契約に係る基準の見直し	直接契約を行う際の契約条件等の規制を緩和すべきである。とくに、以下の要件は不要とすべきである。 ①契約医療機関の運営状況 ②各都道府県に設置される委員会による審議 ③契約医療機関における、当該契約確保組合加入者および当該契約確保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)	保険者と医療機関が直接契約を行っても、患者のフリーアクセスを何ら阻害するものではなく、むしろ、当該要件が障害となり、患者がより安いコストで優良な医療機関を選択できないことの方が患者の選択権を狭める結果となっている。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの再回答について(平成18年8月14日)」においては、「保険者からの具体的な相談を受け、具体的に検討することとしている」ということであるが、現実的に直接契約の状況に差障りがみられないことを踏まえれば、その推進のために左記要件の見直しが必要とすべきである。	健康保険法第76条3項 「健康保険法第76条3項の認可基準等について」(平成15年5月20日 保険第0520001号)	厚生労働省健康保険局	(社)日本経済団体連合会	保険者と医療機関の直接契約については、「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日 保険第0520001号)により、患者のフリーアクセスの確保の観点から必要な条件を課した上で認められている。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054009	9	A	営利法人による電子化された診療録等の外部保存とインターネットをベースとしたネットワークによる情報活用の推進	①適切な外部保存に必要な技術及び運用管理能力を有することが公正かつ中立的な仕組みにより認定されている施設においては、営利法人であっても電子化された診療録等を保存できるようにすべきである。 ②インターネットをベースとしたネットワークによる医療機関・保険者・患者による医療情報(健康保険者資格などを含む)の共有化を進め、患者の利益につながる高品質な保険医療サービスを提供できるようにすべきである。	(*)早急にインターネットをベースとしたセキュアなネットワークを構築すべきである。 なお、「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)」においては、「他の活用できるオンライン情報も検討していく」にあることから、インターネットをベースとしたセキュアなネットワークの活用について早期に検討を行うべきであり、その検討スケジュールを明らかにすべきである。	①医療機関による民間のデータセンター等利用時に際して、民間のデータセンター等が「Pマークを取得していること」「ISMS(Information Security Management Systems)適合評価制度導入等がなされていること」を条件とし、守秘義務違反・不正使用に際しては契約条項に罰則規定の明記を義務付けるなど、厚生労働省が利用時のガイドラインを示すことで、行政機関が開発したデータセンター等と同等な安全が確保される。 ②平成18年4月10日保総発第0410002号において、レセプトのオンライン化におけるネットワークを事実上、ISDNもしくはIP-VPNと限定し、オンラインレセプト専用での利用を義務付けている。つまり、医療機関がレセプト情報を送付するネットワークのほか、他の情報(診療情報等)を交換・共有するには、新たなネットワークを敷設しなければならない。これは、医療事務費の適正化の方向に反するものであり、利便性・社会的コストの側面からも非効率で普及の阻害要因となっている。(*)	「診療録等の保存を行う場所について」(平成17年3月31日医政発第0331010号/保発第0331009号)、「医療事業者等が行う情報の保存等における情報漏洩の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成17年3月31日医政発第0331009号/業食発第0331009号/保発第0331005号)、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」等の策定について(平成18年4月10日保総発第0410002号) 保険医療機関及び保険医療費負担規則第3条	厚生労働省医政局医療技術情報推進室	(社)日本経済団体連合会	電子化された診療録及び診療録記録の保存場所は、①病院、②診療所、③医療法人等が適切に管理する場所(医師会)、④行政機関が開発したデータセンター等、⑤医療機関等が適切な管理上の目的で確保した安全な場所に置かれるものに限定されており、営利法人が開発したデータセンター等に保存することは認められていない。 また、現在行われているレセプトのオンライン請求については、ISDN回線もしくは閉ざされたネットワークに限定されている。
5054A	5054010	10	A	第三者認証機関による審査範囲の拡大	承認基準がある医療機器(例えば、MRI、骨密度測定装置など国際規格に適合している機器など)の審査については、登録認証機関で審査できるようにすべきである。 少なくとも、ISO/IEC国際基準に基づき作成された承認基準に関しては、国内の認証基準とすることを早期に検討し、その結果を踏まえ第三者機関による認証の対象に移行させていくべきである。 また、その他についても、安全性に十分留意しつつ民間企業の要望の高いものから順次認証の対象へと移行すべきである。	承認審査については、ISO/IEC国際基準に裏付けされた承認基準があれば、登録認証機関による「認証」に置き換えることにより早期に承認(認証)が得られることになり、患者・利用者への早期提供に資することになる。一方で、医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、基準のない医療機器の審査に注力できることになり、限られた審査リソースを有効に活用できることになる。	業事法第23条の2～23条の19	厚生労働省医薬品医療器械総合機構	(社)日本経済団体連合会	改正薬事法においては、第三者認証制度が採用され、医療機器の認証プロセスが大幅に改善された。しかし、第三者認証制度に基づく登録認証機関による審査は、認証基準がある医療機器に限られている。 一方、医薬品医療器械総合機構(PMDA)の審査対象である医療機器についても、認証基準とほぼ同等の基準に基づき承認基準を作成している。	
5054A	5054011	11	A	保育士試験の受験要件緩和	保育士試験について、高等学校卒業程度又はこれと同等の資格を有する者の受験を認めるべきである。	短大卒業であっても、保育課程専攻でなければ、高等学校普通課程卒業の者との間で専門的な知識において差異はないことから、受験資格を与えられるべきである。司法書士や税理士、社会保険労務士など豊富な社会経験が求められる国家資格の多くも学歴を受験要件としていないことを考えれば、保育士試験の受験資格に関しても本来学歴に左右されるべきではないと考える。	児童福祉法第18条の6 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和63年5月28日児発第480号)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	(社)日本経済団体連合会	保育士試験の受験資格については、①学校教育における大学(短期大学を含む)に2年以上在学し6単位以上取得した者 ②高等学校を卒業し、児童福祉施設において2年以上以上の保護に従事した者等としている。	
5054A	5054012	12	A	厚生年金基金の代行返上に伴う一時金清算方法の見直し	代行返上に伴う以下の規制を緩和すべきである。 ①基本部分の上乗せ(いわゆる増設)部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去分の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、個人の選択によらず一律に一時金による清算を認めるべきである。 ②代行返上時に限る制度へ含ませるため、結果的に受給者にとって不利益となることがある(支給開始年齢の差異、遺族・障害年金の供給の調整等)が、この変更は不利益変更とみなされ、給付減額要件を満たさない限り、事業主が補填しなければならない。給付減額要件に関係なく変更を可能とし、また、不利益部分の一時金清算を可能とすべきである。	①基本部分の上乗せ(いわゆる増設)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重く、受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。例えば、一定の周知期間を設け、その間に加入者からの特段の異議がないことを確認した上で一律一時金清算を認めるべきである。 ②代行返上による不利益部分の給付減額については、代行返上後の給付水準を恣意的に基金が切り下げているものではなく、国の制度に合わせるために発生する部分であり、合理的な水準への切り下げであることから、一般的に企業業績悪化に伴う給付減額を前提とした給付減額要件及び手続き要件より制約を緩和すべきである。現状は各基金で補填を行っており、給付コストや事務コストが基金の財政を圧迫している(特に小額の給付が多数発生している)。例えば、一定の周知期間を設け、その間に加入者からの特段の異議がないことを確認した上で、不利益部分の一時金清算を認めるべきである。	①厚生年金保険法第130条 確定給付企業年金法第29条 ②確定給付企業年金法施行令第4条第2号 確定給付企業年金法施行規則第5条第2号、第3号	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	代行返上し、新型企業年金に移行した場合、 ①受給(給)者の基本部分の上乗せ(いわゆる増設)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律一時金とする清算は認められていない。 ②代行返上前の基金の中には、厚生年金と比較して受給者に有利な給付制度となっていた場合があり、この支給義務が基金から定上されることで、不利益となる受給者が発生する。この不利益部分については、確定給付企業年金法施行規則第5条の給付減額要件(経営状況の悪化などを満たし、かつ同第6条の手続き要件(受給者等の3分の2以上の合意など)を満たさなければ、給付減額は認められず、基金が補填を行わなければならない。	
5054A	5054013	13	A	キャッシュ・バランスプランの選択肢の拡充	退職一時金制度や遺族退職年金からの円滑な移行を促進するため、以下のとおりキャッシュ・バランスプランに係る選択肢の拡充を行うべきである。 ①給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を設ける場合はさらなる運営の弾力化を行う ②市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合わせた再評価指標の拡大を行う	キャッシュ・バランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金における一層の普及・充実のためには、さらなる選択肢の拡充が必要である。 ①給付額に下限を設けない制度であっても当然に労働者等にとってのメリット(元本)は確保され、一時金ベースでの減額は生じない。 また、給付建てという確定給付年金の趣旨を損なうものではないと考える。 ②再評価率については、キャッシュ・バランスプランの魅力を高めるため、あるいは資産運用との連動性を高めるためにも、市場インデックスを組み入れた複合ベンチマークの指標の採用を認めるべきである。	確定給付企業年金法施行令第24条 確定給付企業年金法施行規則第25条から第29条 確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0239003号)	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は、通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率が低下した場合において年金換算利率の引下げを行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースが出る。2003年5月30日の厚生労働省令改正により、規約に改正方法を示し、受給者の事前同意を得るなどの一定条件のもとで、最低保証額の柔軟化が可能となっている。 ②再評価率については、2003年5月30日法令解釈(年発第0530001号)の改正により、貸金指数や物価指数も適用が可能となったが、市場変動する評価率は採用されていない。	
5054A	5054014	14	A	確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和	厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の中には、責任準備金相当を代行返上したことにより、非継続基準での積立水準が著しく低い制度も存在する。非継続基準に抵触した時の積立基準を弾力化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。	厳しい運用環境の中で、企業年金を維持していくこととする基金や母体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を求めることは、かえって年金制度存続の道を狭くすることに繋がるおそれがある。 また、給付建てという確定給付年金の趣旨を損なうものではないと考える。特に代行返上などの一時的な特殊事由に基づく非継続基準抵触時の掛金拠出の要件緩和が必要である。	確定給付企業年金法施行規則第58条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金および厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められる。積立比率(積立金額/責任準備金)が0.8未満の部分は5年、0.8以上0.9未満の部分は10年、0.9以上の部分は15年で、それぞれ不足分を解消する必要がある。また、積立水準の回復計画を作成する方法も認められている。(2007年3月までは非継続基準抵触プランの割合、回復計画期間10年とする経過措置がある)	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054015	15	A	企業年金における脱退一時金相当額の移換申請期間の見直し	①脱退一時金相当額の移換申請期間については、個別企業の状況を踏まえた労働合意により期間を定めるべきで、法による一律的な規定は廃止すべきである。 ②確定給付型企業年金のポータビリティについては、転職者の年金化の途を確保するうえで通算の仕組みを設けることは重要であるが、あくまでも転職者本人の自己責任に重点を置いた制度とし、企業への過度な負担は回避すべきである。また、説明すべき事項も簡素化すべきである。あわせて米国のIRAのような制度の導入を検討すべきである。		脱退一時金相当額の移換は、企業の私的年金制度における取扱いに係る問題である。従って、移換先の選択を留保した退職者の年金資産を事業主が管理すべき移換申請期間等については、各企業の実情に踏まえた労働合意による設定を容認すべきであり、法令等により一律的に規定(規制)すべきものではない。また、ポータビリティの活用はあくまでも転職者本人の自己責任を前提としてあり、参加も制度や企業ペースでなく、個人の自由意志でなされるべきである。例えば、労働合意により移換申請期間を退職時に定めれば、退職時点で、ア、移換先への移換、イ、受給可能な脱退一時金の受給のいずれかを選択する制度を原則とし、ウ、上記以外では企業年金連合会へ自動的に移換するといった制度の採用も可能となり、事業主負担が軽減される。事業主への過度な負担は回避すべきである。また、その通算を担う組織も、独立性・透明性を重視した組織・スキームの構築を検討すべきである。	確定給付企業年金法施行令第50条の2、第65条の5第1項、第73条第5項、第6項、第7項 厚生年金基金令第41条の3の4、第41条の7	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①移換申請期間は次のように規制される。 ア、確定給付型企業年金(※)から企業年金連合会への移換の場合、「移換元制度における加入者資格喪失日から起算して1年経過した日」までの期間 イ、確定給付型企業年金、もしくは確定給付型企業年金から確定拠出年金への移換の場合、ア、の期間または、「移換先制度における加入者資格取得日から3ヵ月経過した日」の何れか早い日までの期間 ②確定給付型企業年金からの中途脱退者については、脱退一時金相当額の企業年金連合会(連合会)への移換を申し出る事が可能であり、申し出を受けた年金基金等は対応しなければならないこととされている。なお、移換元、移換先の規約に定めがあれば、連合会からの確定給付型年金制度や、連合会を介しない年金制度間での移換が可能なこととなる。 (※ 確定給付企業年金/厚生年金基金)
5054A	5054016	16	A	確定給付企業年金および確定拠出年金における加入者範囲の見直し	①厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業および従業員(労働)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。 ②確定拠出年金法第9条、確定給付企業年金法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても、企業年金の加入者と認めるべきである。		確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなるため、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、確定給付企業年金の場合は従業員拠出も停止され、企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。グループ内の系列企業間での出向のような場合に、出向先事業所を出向元事業所とともに確定給付企業年金の適用事業所とする特例的な事例はあり得るが、一般的には、ごく一部の出向者のために出向先を特定した期間のみ適用事業所とすることは困難である。労働合意による出向元での加入を要する。本件は、出向元企業が、出向元の労働条件に比べ不利益が生じないように配慮しなければならないことになり、柔軟な選択が取れるよう要するもの。	確定拠出年金法第9条、第11条 確定給付企業年金法第25条、第27条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金および確定拠出年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の適用となっており、そのため、企業外への出向者(出向元)の厚生年金被保険者資格を取得する者は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。
5054A	5054017	17	A	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の弾力化	①ア、50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすべきである。 イ、60歳から65歳までの誕生日翌日以外の、例えば誕生日直前の規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。 ②加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。 ③65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に達した時点で支給開始を可能とすべきである。		①ア、既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金支給を制限されることは、受給権者本人の権利が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者については、60歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。 イ、年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。 ②加入期間が20年以上の場合であっても、年金の支給要件を定め、一時金のみの設定としたニーズが企業には強い。また、制度設計の自由度により、適格退職年金など企業の退職金制度からの移行を促すことが期待できる。 ③2004年の高齢者雇用安定法の改正により65歳までの継続雇用が義務化され、65歳超の定年年齢設定や定年制を廃止する企業も出ることが想定される。労働合意のもと、企業の実情に合った支給開始年齢が選択できるようにすべきである。	確定給付企業年金法第36条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①老齢給付金の支給開始は60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合、加入年齢によっては支給が開始可能となっている。しかし、退職時から年金支給が開始された場合は、60歳到達時まで年金の支給がないこととなる。 イ、企業の定年が、例えば年齢60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。 ②老齢給付金については、20歳を超える加入者期間を支給要件として定めてはならないこととなっている。 ③老齢給付金の支給開始は65歳を超えることができない。
5054A	5054018	18	A	確定給付企業年金における老齢給付金の給付額等の算定方法の弾力化	①労働協約等に規定する休職期間を加入期間から控除する取扱いを可能とすべきである。 ②老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額と老齢給付金の現価相当額とを、老齢給付金の支給開始時点において比較する取扱いとすべきである。 ③実態上は下限予定利率以上の付利をせざるを得ない取扱いとなっている。例えば、積立加給利率が、金利上昇局面に上昇した下限予定利率の影響によって一旦引き上げられた場合、その後下限予定利率が引き下げられたとしても、積立加給利率を引き下げることは不利益要素となる給付減額に相当するため、安易には引き下げることはできない。こうした制約は、特に今後本格化する資格年金からの移行において大きな阻害要因となることが懸念されるため、適格退職年金同様、脱退一時金と老齢給付金の現価相当額との比較時点を支給開始時点とする取扱いを求めるものである。		①給付額の計算のための給付算定期間では、休職期間を除いた期間とする取扱いが認められているが、支給要件の加入者期間では、休職期間を除いた期間とする取扱いが認められていない。そのため、支給要件と給付額計算で加入者期間の取扱いが相違し、事業主の労働協約等と異なる取扱いをする必要等が生じている。休職期間を除いた期間とは、合理的な理由があると考えられるため企業等の実態に即した制度設計を可能とすべく、要望に沿った取扱いをすべきである。なお、資格喪失により加入期間から休職期間の控除は可能であるが、受給権の発生等が伴うため、取扱いの緩和により複雑な制度運営の負担の軽減を図ることができる。 ②本要望は、「一時金>年金」となる取扱いの承認を主旨とするものではない。現状、脱退一時金と老齢給付金の現価相当額との比較時点が脱退時点とされており、現価相当額は厚生労働大臣の定める率(下限予定利率)で割り引かれたうえで脱退一時金と比較される取扱いとなっている。そのため、「脱退一時金>老齢給付金の現価相当額」の要件を確保するためには、脱退一時金を繰り下げる際の付利の水準に関する規制がないにもかかわらず(*)	確定給付企業年金法第26条、第28条、第36条、第41条 確定給付企業年金法施行令第23条第1項第2号、第24条第1項	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①加入期間について、休職は資格喪失として取扱い、脱退手続をとることになるが、加入年齢によっては支給が発生してしまう。現状は、復職時に再加入させ、復職の受給権を失却せず、休職期間を控除することとしている。 ②脱退一時金の額について、老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額は、その者が老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額を上回らないこととされているが、その比較時点が脱退時点とされ、実態として繰り下げに伴う付利が必要となる。
5054A	5054019	19	A	確定給付企業年金における加入資格の弾力化	確定給付企業年金について、勤続条件が9年以上の場合でも、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。		実施中の退職一時金制度や適格退職年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡大への基盤整備が図られる。	確定給付企業年金法第26条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	適格退職年金では、加入特権期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないこととなっている。
5054A	5054020	20	A	確定給付型の企業年金における給付減額に係る承認基準及び手続きの緩和	各年金制度において、制度存続のための労働合意による給付減額を可能とすべきである。また、給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。		制度の存続を図り、従業員の雇用を守るためにも、各企業労働において、自主的に給付減額の意思決定ができる仕組みが必要である。また、退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえ、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、概して選択一時金ペースと比較して過大となり、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に取極的な影響を及ぼしかねない。制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	現状の制度では、給付減額の認可基準が厳しいため、現行の運用環境下においても高い予定利率を維持しなければならない。また、希望者に対して支給する一時金は、最低積立基準額相当とすることが義務付けられており、減額前の最低積立基準額を確保する措置が必要となっている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054021	21	A	確定給付企業年金における規約的承認・認可申請手続きの緩和	確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化したうえで、不利益変更等に該当しない場合等、一定の条件を充たす場合につき事後審出制を導入する。および届出不業とする範囲を拡大すべきである。 また、事前の承認・認可手続きを要する場合においても、申請手続きに係る届出書類を簡素化すべきである。 法令等の解釈の修正・追加、個別事例集もしくは確定給付企業年金用Q&Aを作成するなど、規約的承認・認可基準をできる限り明確化し、手続きを効率化すべきである。		現状の確定給付企業年金は、原則として事前の承認・認可手続きが必要とされており、不利益変更を除く過度の規制となっている。 厚生年金基金は最多でも1,600基金程度であったため、認可申請制度でも運営が可能であったと想定されるが、現在45,000件以上ある適格年金(加入者数100人以上のもので10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営のための、手続きの緩和が不可欠と考える。 確定給付企業年金の導入から約4年間で経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,600件を超えたとあるが、一方で、適格年金の廃止までの期間が8年足らずであることを踏まえると、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加すると予想される。このため、受給権保護にも配慮しつつ承認・認可手続きの一層の合理化を図ることが求められる。	確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受けなければならない。また、申請に基く審査は多岐にわたっている。 さらに、事前に当局に個別照会を行わなければならない事例が多く、規約的承認・認可申請に時間を要している。
5054A	5054022	22	A	企業グループ再編、組織再編等を阻害しないための企業年金制度の改善	①複数事業主で1つの年金制度を実施している総合型の企業年金において、一部事業所のみによる確定拠出年金への移行は、当該事業所の積立不足分のみを一括拠出することで可能とすべきである。 ②同様に一部の実施事業所が第1年金と第2年金からなる2階建ての制度を実施している場合、第2年金部分のみを別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継するよう、一部の給付に係る権利義務承継についても可能とすべきである。		これらのケースは、企業グループ再編、組織再編などの動きにおいて阻害要因となっている場合がある。国際競争力の強化や経済の変化へ対応するため、企業の組織再編等、アライアンスが活発化している中で、企業年金制度に関する規制がそうした動きを妨げることにならないよう、制度が整備される必要がある。 ②例えば、複数事業主が1つの年金制度を実施している場合で、全事業主共通の給付設計に加えて親会社のみが退職金を移行して第2年金を実施しているケースにおいて、親会社の一部をもとに確定給付企業年金制度を実施している子会社に営業譲渡した場合、当該退職金移行部分に係る給付のみを子会社が実施する別の確定給付企業年金に権利義務承継させたいとのニーズに対応できない。	①確定給付企業年金法施行令第91条 厚生年金基金令第4条の6 ②厚生年金保険法、確定給付企業年金法	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	下記のような現状の規制は、合併等のスムーズな企業再編を阻害する要因の一つとなっている。 ①複数事業主が1つの年金制度を実施している場合に一部の実施事業所が確定拠出年金へ移行する場合には、当該事業所のみならず全参加事業主により制度全体の最終積立基準額(もしくは管理債務)に対する不足分を一括拠出しなければならない。 ②確定給付企業年金または厚生年金基金の一部の実施事業所に係る権利義務承継のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。
5054A	5054023	23	A	確定給付企業年金における解散時の残余財産の分配基準の改定	確定給付企業年金の制度終了時に、保証期間の現価(終身部分を除いたもの)を優先的に分配し、その後終身部分を基準として分配することを可能とすべきである。		確定給付企業年金については退職一時金を移行原資とすることも多い。その際、確定給付企業年金につき、保証期間付終身年金制度とした場合でも、当該退職一時金と保証期間部分(終身部分を除く、以下同じ)の現価が対応するように制度設計されることが通常である。そのため、選択一時金についても、保証期間部分に対応させることが一般的であり、制度終了時においても「保証期間部分を優先的に分配したい」というニーズが高い。残余財産の分配基準が硬直的であるため、分配額が退職時の予定額に左右され、脱退者間の公平性を保てたいケースが想定される。従前の一時金原資が保証された方が解雇性は高い。労使合意に基づく分配方法を個々の実施企業が実情に即して定めればよいが、法においては現状に見合った分配方法の選択肢を準備すべきである。	確定給付企業年金法第89条第6項 確定給付企業年金法施行令第56条、第57条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金については、制度終了時の残余財産分配に際して最低積立基準額を基準とすることとされており、保証期間付終身年金の場合、制度終了時に「保証期間部分を優先的に分配する」といった分配を行うことができない。
5054A	5054024	24	A	確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の見直し	公的年金支給開始年齢の引上げや、高齢者雇用安定法の改正等に伴う60歳以降の就労機会の拡大等の環境変化を踏まえ、確定拠出年金の加入者資格喪失年齢についても、労使合意に基づいて柔軟に設定できるようにすべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府庁からの再回答について(平成18年6月14日)では「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		高齢者雇用安定法の改正により、企業には60歳以降の就労機会確保が義務づけられることとなったが、確定拠出年金については60歳到達に伴い一律的に加入者資格が喪失し、柔軟性を欠いた対応となっている。特に、超過満60歳前との連続性を維持しつつ一定年延長を行うような場合は、確定拠出年金の掛金拠出のみが60歳時点で打ち切れることとなり、バランスを失った対応とらざるを得ない。一方、確定給付企業年金においては、年齢による加入者資格喪失時期の定めはなく、老齢給付金の給付に係る年齢要件が60歳以上65歳以下であることと踏まえ、「65歳以下の規約で定める時期」とされている。	確定拠出年金法第11条、第62条第3項	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型年金及び個人型年金の加入者は、60歳に到達した日に加入者資格を喪失する。
5054A	5054025	25	A	企業型確定拠出年金における老齢給付金の支給要件の弾力化	老齢給付金の通算加入者等期間による支給開始年齢の制限を緩和すべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府庁からの再回答について(平成18年6月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		確定給付企業年金では、加入時期にかかわらず60歳以降、支給要件を満たすことが可能である。一方、確定拠出年金において、60歳以降に支給開始となる者は、制度上60歳以降の拠出が認められていない中で、通算加入者等期間による支給開始年齢の制限があることで、制度が硬直化し普及阻害の一因となっている。また、運用成績や手数料によって資産額が目減りする恐れもある。加入期間によって支給年齢を一律に定めるのではなく、60歳以降の退職時点で支給できるようにすべきである。	確定拠出年金法第33条第1項、第73条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①老齢給付金の支給開始は60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合、50歳未満で退職加入者資格の喪失した場合は、60歳到達時まで年金の支給ができない。 イ. 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中となってしまう。 ②老齢給付金について、20年を超える加入者期間を支給要件として定められないこととなっている。 ③老齢給付金の支給開始は65歳を超えることができない。
5054A	5054026	26	A	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金の掛金について、事業主の拠出に加えて本人拠出が可能となるよう措置すべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府庁からの再回答について(平成18年6月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点から本人拠出が求められる。本人拠出を認めることにより利便性が向上し、制度普及にも資する。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型確定拠出年金の掛金については、事業主からの拠出しか認められず、本人拠出ができない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054027	27	A	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答について(平成18年8月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準を掛金ベースに置き換えた金額に引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するには十分ではなく、また、退職一時金制度からの移行を促進する観点からも十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。これにより、利便性が向上し、退職金の代替で制度普及にも資する。	確定拠出年金法施行令第11条、第36条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型確定拠出年金の拠出限度額は、①企業年金に加入していない場合月額4万6千円、②企業年金に加入している場合月額2万3千円である。同様に、個人型確定拠出年金については、①自営業の場合月額6万9千円②企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合月額1万8千円となっている。
5054A	5054028	28	A	企業型確定拠出年金における掛金の拠出時期の弾力化	①特段の事情によって拠出が翌月にできなかった場合でも、労使の合意があれば、次回に2か月分を納付する等の遅れた拠出を認める弾力的運用とすべきである。 ②さらに、事情により翌々月に2か月分を納付できない場合、遡及して拠出対象とする場合などが想定されるため、1加入者について12か月分の拠出額を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。		①事業主にとって、毎月の掛金拠出事務負担は過大であり、何らかの理由で翌月末に納付できないこともあり得る。次回以降の追加拠出が認められなければ、結果として、給付で支払われる可能性が高く、所得税や社会保険料の対象となって、加入者の手取額が減少してしまう。一方、手違いによる過剰拠出の場合には過剰分を返金させることができるということもあり、拠出遅れもしくは過剰拠出による不足分の追加拠出が認められないのはチャンスを欠いている。確定拠出企業年金、厚生年金基金では遡っての修正が認められているように、掛金拠出事務の負担軽減の観点から、確定拠出年金においても同様の措置が図られるべきである。 ②①に加えて、遡及して拠出対象とするなどの人事的措置も想定されることから、加入者について年度で12か月を超えない範囲でキャリアオーバーを認めるべきである。	確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型確定拠出年金において、事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付しなければならない。何らかの理由により拠出できなかった場合は、労使の合意によって給付として加入者に支払う等)の拠出以外の補填措置をとる事例が多いが、現実的には、月末入社、新規事業所設立の場合など、事務的に対応しきれない場合がある。
5054A	5054029	29	A	企業型確定拠出年金における運用方法(商品)除外にかかる手続きの緩和	一定の要件を満たせば、商品を購入している加入者等全員の同意がなくても運用方法(商品)の除外を可能とすべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答について(平成18年8月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		現状、購入者全員からの同意取付けでは、ニーズの低くなった商品を選別除外から除外することが困難である。例えば、一定の期間を設けて、加入者から特段の異議申出がなければ除外する方法を認めるべきである。制度導入時から時間が経過するにつれて、新商品が追加されて運用方法(商品)が多くなることから、商品選択メニュー更新のニーズは高い。	確定拠出年金法第26条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の同意を得なければならない。
5054A	5054030	30	A	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	将来的には、退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の大小にかかわらず支給を可能とすべきである。そのためには、まず以下について早急に実施すべきである。 ①脱退一時金を受給できる要件の緩和(例えば確定拠出企業年金法施行規則第30条と同様な一時金選択可能な特別条件の一部の容認、及び少額脱退一時金の拡充) ②経済的困窮状態にある加入者の個人別管理資産の取り崩し、もしくは個人別管理資産を担保とした借入の容認 なお、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答について(平成18年8月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		困窮時等の年金資産取り崩しニーズが高いにもかかわらず、現状においては取り崩し等が認められていない。また、2005年10月の改正についても、非常に厳しい中途脱退要件であることには変わりなく、実質的に認められる事例は少ない。そのため、企業型確定拠出年金は、特に女性の加入率が低く、制度自体の普及の阻害要因の一つとなっている。中途脱退要件については、本人のライフスタイルによって有利不利が出ることがないよう、中立性を重視すべきである。他制度との整合性を踏まえつつ検討いただきたい。	確定拠出年金法附則第2条の2、第3条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	①個人型確定拠出年金において、脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。 ②60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。
5054A	5054031	31	A	確定拠出年金における加入対象者の拡大	個人型確定拠出年金への専業主婦の加入を認めるべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答について(平成18年8月14日)において「制度改正時期の検討課題であるが改正時期等の明示は困難」とされているが、早急に検討スケジュールを明示すべきである。		専業主婦の加入を認めることで、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与することになる。あわせて、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度普及が図られる。	確定拠出年金法第62条第1項	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。
5054A	5054032	32	A	企業型確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条6項8号及び同第167条5項8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。		確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株金や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象にならない。インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資する。	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁	(社)日本経済団体連合会	企業型確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にならない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054033	33	A	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金、確定拠出年金への移行の弾力適用	①中小企業者が中小企業者のまま確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金共済制度の解約手当金を確定給付企業年金の掛金に充当することを認めるべきである。 ②中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、移換できる対象として確定拠出年金も加えるべきである。		①企業のアライアンスが活発化している中で、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。 ②確定拠出年金の設立状況をもとめ、適格退職年金からの資産移換が2005年9月末で50%を超えており、中小企業退職金共済契約からの移換が可能となれば、さらに確定拠出年金の導入は促進される。	・ 中小企業退職金共済法第9条、第17条 ・ 確定給付企業年金法第56条第3項 ・ 確定拠出年金法第54条、確定拠出年金法施行令第22条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 労働基準局勤労者生活部 勤労者生活課	(社)日本経済団体連合会	①中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は、現在、中小企業退職金共済制度実施事業主が中小企業者に該当しなくなったときにのみ、中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することが認められている。 ②中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への解約手当金の移換は認められていない。
5054A	5054034	34	A	適格退職年金から確定給付企業年金への移行を促進するための対応	①移行前の適格退職年金の責任準備金に対する積立不足について、移行時に一括拠出による償却を認めるべきである。 ②適格年金から移行した閉鎖型確定給付企業年金制度が終了する場合の残余財産について、事業主へ返還できることを規定すべきである。	①さらに残余財産が最終の受給者に一括して分配されることは、受給者間の公平性を著しく欠くものである。受給者保護の観点からも実質的な問題が生じないことから、このようなケースでは、残余財産についてやむを得ず事業主へ返還する方法を可能とすべきである(受給者数が少数となったときに、確定給付企業年金法第102条6項の規定により、当該閉鎖型確定給付企業年金に係る規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、規約承認取消しのタイミングにより、受給者間で相当な不公平感が生じる恐れがあり、現実的ではない)	①近年企業会計における退職給付の比重はますます高まっており、企業にとって財務体質を早期に健全化することは、株主・加入者等への責務となりつつある。また、受給者確保にも資することとなる。一方、適格年金では財政検証が行われておらず、積立水準が必ずしも高いとはいえない。確定給付企業年金法施行規則第58条において、非継続基準に抵触しない積立水準までの掛金の一括拠出は可能であるが、会計方法の継続性の原則から、移行2年目移行においても最低積立基準額まで償却しなければならない。本件は、確定給付企業年金に移行した際に健全な財政運営を行えるよう、移行時のみの特例として要望するものである。なお、あくまで償却割合が変更できる時期の変更を想定しており、企業の恣意的な時期に一括拠出を要望するものではないことを申し添える。 ②適格年金からの移行により閉鎖型確定給付企業年金が実施される場合がある。閉鎖年金では、制度終了時に最後の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、数値計算上、保護されるべき受給者が確保されたにもかかわらず、	確定給付企業年金法附則第25条 (法人税法施行令附則第16条) 確定給付企業年金法第89条第8項	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 国税庁	(社)日本経済団体連合会	適格年金から確定給付企業年金に移行する場合に、移行前の適格年金の積立不足(適格年金制度における責任準備金に対する積立不足)について、当該積立不足相当額を一括拠出することにより償却することは認められていない。また、閉鎖型確定給付企業年金について、受給者等が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取り扱いが規定されていない。
5054A	5054035	35	A	任意継続被保険者制度の見直し	①任意継続被保険者制度の存続について、健保組合が選択できるようにすべきである。 ②制度の存続を選択する場合でも、健保組合が、ア任意継続期間(2年以内)、イ資格取得に必要な健康保険被保険者期間、ウ前納する保険料額における控除額について、それぞれ任意に設定できるようにすべきである。		雇用関係のない任意継続被保険者に対して、健保組合による保険者機能を及ぼすことは困難であり、居住地把握等のための事務処理コストが保険財政を圧迫する結果、他の被保険者に影響が及ぶ。任意継続期間および保険料前納における控除額を任意化すべきである。	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	継続して被保険者期間2ヶ月以上の者が、資格喪失後、保険者に申し出ることによって、最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。今次の医療制度改革により、任意継続被保険者には、傷病手当金を支給しないことになったが、保険料を前納した場合、年4%で控除されるなど、合理的でない枠組みが残っている。
5054A	5054036	36	A	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和	健保組合に既に加している事業所が会社設立により新規に当該健保組合に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を不要とすべきである(認可事項から届出事項への変更)。また、添付書類は簡素化を図るべきである。		同一健保組合内での事業所設立の場合、加入者の権利・義務、企業・業種といった共通基盤に実質的な変更は生じない。健保組合の規約変更が企業の機動的な組織再編の妨げとなっており、早期の見直しを求める。	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	健保組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている規約の変更(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要することとされている。
5054A	5054037	37	A	健康保険被保険者証(カード保険証)の券面表示の見直し	ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 ①記号:編入事業所の固有番号一全事業所の共通番号 ②名称:編入事業所の置年名一〇〇健康保険組合加入事業所 ③所在地:編入事業所の所在地一〇〇健康保険組合の所在地		健保組合は被保険者証のカード化を進めており、健保組合の事務処理負担軽減の観点から、早期に記載事項の見直しを行うべきである。現在の検討状況および実施に向けたスケジュールを明らかにすべきである。	健康保険法施行規則第23条 「健康保険法施行規則等の一部を改正する条例」(平成13年2月14日平成13年厚生労働省令第12号)	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	現在、ICカード保険証の発行は、省令により次の権利を受けている。一般被保険者が在籍する事業所について、①記号(3桁)、②名称、③所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証を差し替え)することになっている。
5054A	5054038	38	A	厚生年金保険・健康保険・雇用保険の資格取得・喪失に係る届出書類の一元化	社会保険と雇用保険の資格取得・喪失に係る届出書類を兼ねて一元化し、単一の書類で双方の届出を完了できるようにすべきである。		企業の事務処理負担軽減、行政の縦割りによる無駄の排除の観点から、社会保険・雇用保険関係書類の一元化を速やかに進めるべきである。	健康保険法第48条、健康保険法施行規則第24条、厚生年金保険法第27条、厚生年金保険法施行規則第15条、第22条、雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条、第7条	厚生労働省保険局保険課、職業安定局雇用保険課	(社)日本経済団体連合会	社会保険と雇用保険の資格取得届及び資格喪失届については、平成18年10月から、全国の社会保険事務所に設置している「社会保険・労働保険徴収事務センター」においても受け付けることとなった。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054039	39	A	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制を撤廃すべきである。	免許を取得した小売販売事業者が対人販売による年齢確認などの責務を果たせば十分に達成できる問題であり、免許取得に距離規制の撤廃が、不正取引や未成年喫煙につながるわけではない。	たばこ小売販売免許の取得に様々な条件が付されているため、小売販売事業者が顧客サービスの充実を図るに十分な品揃えを行えない状況になっている。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないことから、当該たばこ小売店舗の営業時間外にたばこを購入したいとする顧客のニーズを満たすことができない。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの回答について(平成18年7月26日)」では「距離基準が廃止された場合には、小売業者の大幅な増加は避け難いのみならず、申請件数も急増するものと考えられる」と回答しており、強い顧客ニーズがあることを認めている。その一方で、上記回答では距離基準の意義を「大部分が零細業者である小売業者に深刻な影響が及ぶ恐れがあることから、距離基準を維持することが不可欠である」としており、距離基準を維持して消費者ニーズに応えようとしている。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの再回答について(平成18年8月14日)」で言及されている「不正取引防止」や「未成年者喫煙防止」については、(イ)	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	(社)日本経済団体連合会	たばこ事業法及び同施行令において、たばこ小売販売免許の取得には距離規制がある。例えば、予定営業所と最寄りの営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となる。
5054A	5054040	40	A	歩道や幅員が狭く交通量の少ない道路における掘き土砂の埋め戻しの承認【新規】	歩道や生活道路(幅員6m程度以下の狭い道路)等の交通荷重による沈下の恐れのない道路においては、掘き土砂の埋め戻しを承認すべきである。	①歩道や生活道路(幅員6m程度以下の狭い道路)等においては、掘き土砂をそのまま埋め戻したとしても、交通荷重による沈下の恐れがないと想定されることから、各道路管理者においても承認すべきである。 ②現状では埋め戻しは砂に入替えて実施しているため、発生する土砂の処理、土砂処分に必要なダンプ等の車両によるCO2・NOxの発生や交通渋滞そして埋め戻し用砂採取に伴う自然破壊などの諸問題が生じている。しかし、掘き土砂を現場内において再利用することにより、環境対策や路上工事縮減の観点から効果がある。	国土交通省 国土交通省第42条(埋戻しの材料及び方法)	国土交通省 道路局建設課	(社)日本経済団体連合会	占用のため道路を掘削した場合の復旧方法の一つとして、道路法施行令第17条において「掘き土砂をそのまま埋め戻すことが不適当である場合においては、土砂の補充又は入替を行った後埋め戻すこと」と規定されている。この場合「土砂をそのまま埋め戻すことが不適当である場合」の判断は、各道路管理者の判断で定められているところであるが、交通荷重による沈下の恐れがないと想定される歩道等分や生活道路(幅員6m程度以下の狭い道路)等においては、一部の道路管理者と試行中ものを除き、「不適当でない」と想定される掘き土砂についても、「不適当」と判断されているのが現状である。	
5054A	5054041	41	A	主任技術者・監理技術者への出向者の就任要件の緩和	親会社・子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも、当該親会社・子会社が一定の条件を満たす場合には、監理技術者・主任技術者について連結親会社間での出向について認めるべきである。(一定の条件とは当該会社がペーパーカンパニー等又は不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかである)	「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの再回答について(平成18年8月14日)」では、「経営事項審査を親会社及び連結子会社の双方が受審していることを認めることは、建設業界の統合・再編を進める本制度の主旨に逆行する」と説明されている。工事品質の向上、不良・不適格な事業者の排除等を目的に、建設業界の再編・統合を進めることは必要ことだと理解しているが、制度の趣旨は業界の再編統合を通じた工事品質の向上等にあるため、規制緩和の対象を「一定の客観的要件を満たすものに限定する」のであれば、業界の再編統合と規制緩和は十分相立する。また、「制度の悪用」懸念も理由にあげられているが、「同一グループからの入札は1社に限定する」などのルールを整備することによって、不良・不適格な事業者が「制度を悪用する」ような事態は防ぐことができる。	建設業法第26条・国総建第335号(「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に依る主任技術者又は監理技術者の重複的かつ趣味的な雇用関係の取扱い等について」)	国土交通省 総合政策局建設課	(社)日本経済団体連合会	「産業界では、分社化やグループ経営の強化などの再編が進みつつある。これらは、経営の効率化や競争力の強化を目的としたもので建設業法の分割に依りても工事品質の向上やコスト低減などに大いに資するものである。しかし、連結親会社間での出向社員については今まで限定的な要件が課せられているため、これらのメリットを生かさないでいる。	
5054A	5054042	42	A	電気通信工事監理技術者要件への国家資格「電気通信主任技術者」の追加	電気通信工事における建設業法による監理技術者資格要件として、国家資格「電気通信主任技術者」の取得者を認めるべきである。	主任技術者については、一定の条件を満たす電気通信主任技術者に対して門戸を開く措置がとられたが、電気通信工事分野の監理技術者についても電気通信主任技術者など既存資格の取得者について、一定の条件の下で監理技術者として認めるなど、監理技術者再編ルートへの拡充を認めるべきである。「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各府県からの再回答について(平成18年8月14日)」では「なお、電気通信主任技術者資格の内容の拡充等がなされた場合に監理技術者の資格要件として検することは否かでない」とされたが、電気通信主任技術者資格の内容が監理技術者の資格要件として不十分な部分について具体的な示すべきである。	建設業法第16条の二 建設業法第26条第2項 建設業法第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局建設課	(社)日本経済団体連合会	e-Japan戦略、IT改革戦略の推進等によって、日本のIT化は大きく進展しつつあり、IT技術者の必要性が高まりつつある。しかし、電気通信分野の技術者が監理技術者となるためには、技術士(電気電子)資格を取得するか、実務経験によるものの選別なく電気工事などの分野と比較して有資格者が限定されることとなる。電気工事の規模化、IT関連機器の価格低下の進展等によって、実務経験の対象となる工事が減少しており、置かれた要件の工事の実務経験を要件とする現状の監理技術者確保方式では監理技術者不足により情報通信工事への影響を及ぼすことになる。情報通信環境、とりわけ、インフラ整備は我が国の喫緊の課題であり、これに携わる適切かつ有能な人材を必要数確保する必要がある。	
5054A	5054043	43	A	非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定	非常用ELV乗降ロビーの仕様について、性能規定を迅速に行い、かつ速やかに建築基準法の改正も行い、整合がとれた形で早期性能規定化を行うべきである。	容積の有効利用を考えると、高層建築物のほとんどが特別避難階段の附室と非常用ELV乗降ロビーは兼用した兼用室を採用する。その際、性能設計上乗降ロビーが除外されているため、有効な設計計画ができない状態にある。また歩道に関する基本的なスタンスが異なっている。(建築は入って来た煙を排出するための排煙、消防は煙をいれないための排煙(加圧))この点も含め、早急に非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化(消防法、建築基準法とも)すべきである。	建築基準法施行令 第123条第3項 第129条の13の3 消防法 第17条 消防法施行令 第29条の4	国土交通省住宅局建築指導課、総務省消防庁予防課	(社)日本経済団体連合会	多くの高層ビルでは、特別避難階段の附室と非常用ELV乗降ロビーは兼用されている。現状附室については性能規定がなされており、その構造や排煙設備などについて緩和可能だが、非常用ELV乗降ロビーについては性能設計の対象から除外されている。(乗降ロビーについては消防庁側にて性能規定が検討中)非常用ELV乗降ロビーの仕様について、消防庁にて性能規定化へ向け検討が進行中で、検討内容の報告が防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討報告書(平成16年度)平成17年3月)でなされているが未だこの内容から連携していない。	
5054A	5054044	44	A	市街地再開発事業における旧耐震建築物の取扱いに関する見直し	都市再開発法第3条第2項に定め耐火建築物のうち旧耐震建築物(1981年以前の建築物)を非耐火建築物と同様に取扱うべきである。	近年、都心部において直下型地震が発生した場合に想定される被害が甚大となる懸念があり、耐震化促進や密集市街地対策を緊急的に求められている。 耐火構造であっても、旧耐震基準の建築物は、大地震により崩壊した場合、避難路を塞いだり、ガス・電気・水道等のインフラが切断されるなど、建物自身の危険性のみならず、周辺防火機能にも悪影響が出る可能性がある。従って、周辺への環境にも配慮した耐震化促進や密集市街地対策として有効である市街地再開発事業を促進するため、旧耐震建築物を非耐火建築物と同様の取扱いをする法改正すべきである。	都市再開発法第3条 都市再開発法施行令第1条の3	国土交通省 都市・地域整備局	(社)日本経済団体連合会	都市再開発法施行令において、建築物の耐用年数が定められており、耐火建築物とみなさないようにはその年数の2/3を経過しなければならぬ。最も耐用年数が短いものは、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造や鉄筋コンクリート(RC)造の事務所等が60年となっており、2/3を経過するには33年以上の経過を必要とする。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054045	45	A	道路区域の立体的利用の促進	再開発事業などにより、複数街区を一体的に開発する場合には、街区内の既存道路上に人工地盤をつくり建築することを可能とするなど、占用基準の見直しや立体道路制度の拡大などにより街区(賑わい)と交通の連続性を確保すべきである。		現状道路区域を立体的に利用できる制度(占用、立体道路)は、利用する基準が限定的であるため、現実の開発においては狭道などの手法により街区を一体的にする方法などがとられている。この際に両端までではなく、街区の途中までの狭道を作る計画もあり、交通網を遮断することもある。また、シンガポールなどのアジアの国々では、道路上に建築物を築き上げた道路区域の立体的な利用を可能とすることで、魅力ある街づくりを行っており、国際的な都市競争力向上という観点から規制緩和すべきである。	建築基準法第44条、 道路法第32条、第33条、第47条	国土交通省道路局、住宅局	(社)日本経済団体連合会	道路区域内においては、地上部分に建築物は建築できず、また立体道路制度の適用が可能とされる道路も新設の自動車専用道路などの高規格道路に限られている。  (都市再生特別区域内でも)細街路の多いエリアでは、一つの街区だけでは十分な街区規模に達せず、高度利用や一体的な街並みをつくる開発が困難なため、複数街区の一体的開発が必要だが、現状では狭道や道路の付帯等が必要となり、街並みと交通双方の連続性を確保した開発が困難になっている。
5054A	5054046	46	A	定期借家制度の見直し	①定期借家制度導入前の居住用普通借家契約についても定期借家契約に変更できるようにするべきである。 ②定期借家契約に関して、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 ③床面積200平方メートル未満の居住用建物に関しても、借家人の中途解約権を見直すべきである。		①既存の借家契約を定期借家に変更できないことが、定期借家制度普及のネックになっている。 ②契約上定期借家である旨が明記されていなければ十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続きを煩雑にするだけである。 ③借家人の一時的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックになっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置 法附則第3条 借地借家法38条第2項、第5項	法務省民事局参事官室	(社)日本経済団体連合会	①定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約は、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが当分の間禁止されている。 ②定期借家契約を締結する際には、賃貸人はあらかじめ賃借人に対して、契約の更新が無く、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならず、この説明を怠った場合には、契約の更新がないとする特約は無効となる。 ③床面積が200平方メートル未満の居住用建物に定期借家契約については、転勤、歳暮、親族の介護等のやむを得ない事情により建物の生活を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約権が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。
5054A	5054047	47	A	借地借家法における正当事由制度の見直し	賃貸借契約における正当事由制度を廃止すべきである。もしくは存続させる場合においても、建物の老朽化や耐震性、再開発を理由とした建替えの必要性などを正当事由とするべきである。 また、いわゆる立退き料についても正当事由の要件として位置付け、その上限を設定すべきである。上限設定の例としては、用途別(事務所、店舗、住宅)、目的別、築年数別などで立退き料を設定する方法などが考えられる。		①旧借地借家法による普通賃貸借契約において、裁判所が高額な立退き料を認定していることもあり、特に都市部の土地機能の更新(建物の建替え)の大きな障壁となっているため、都市の防災上の観点からも好ましくない状況になっている。 ②不動産の流動化が進んでいる現在、特に開発型流動化案件は、立退き料の予測可能性が低いことが事業化に際しての大きなリスク要因となっている。立退き料の上限があれば、賃主は立退き料を暫定的に借主に支払うことで、倒産を実現してから、裁判等によって金額の確定することも可能となる(迅速な明渡しが可能となる)。 ③借家における正当事由制度は、住宅不足が懸念された戦時中(昭和16年)に立法化されたものであり、現在は借家が十分存在するため、既に社会的使命を終えている。 ④立退き料が高額であるため、結果的に立退き料目的の不正業者の介入を助長している。	借地借家法第28条	法務省民事局参事官室	(社)日本経済団体連合会	賃貸人が借家契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、建物の使用を必要とする事情の消滅、建物の賃貸借に関する建物の経費、建物の利用状況及び建物の現況並びに賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされている。
5054A	5054048	48	A	営業所ごとの特定建設業又は一般建設業の選択可能化(新規)	特定建設業で、複数の営業所を設ける者は、営業所ごとに特定建設業又は一般建設業の選択を可能とすべきである。このうち一般建設業の営業を選択した営業所は、営業所の専任技術者は一般建設業としての資格要件で足りるとすべきである。		確かに、下請負人の保護の徹底のため特定建設業者に請負契約の締結、現場の施工監理等の場面で特に重い義務を課している点については、一定規模以上の下請契約の注文者の義務として、現行規定は一定の合理性が認められる。一方、発注事務に混乱が生じている点については、一、建設業について特定建設業の許可を有している者で、一方の営業所では許可を有していない事を許容している制度であって、発注事務に選択肢が一つ増えるのみで混乱するという実態は適切でない。むしろ規制制度では、一部の営業所が欠規模な営業を行なう事があるという事をもって特定建設業の許可を得た業者は、小規模な工事のみを扱うその他の多くの営業所にも特定建設業の営業所専任技術者の専任義務が生じる訳であって、業者の本来自由な営業活動を法制度の特権のために過度に制限しているとすればこれを是正し、必要最小限の規制に改めるべきである。	建設業法第3条、 建設業法第15条、 H1343国総建策9号「建設業許可事務ガイドライン」、 S83.6.6建設省告示第1317号「建設業法第15条ニ号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」	国土交通省総合政策局建設課	(社)日本経済団体連合会	「全国規模の規制改革・民間開放要望書」に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)では、「特定建設業許可でありながら、一般建設業の技術者基準を部分的に適用する」ということは、建設業の適用上混乱を招くことから適当ではない」とされている。
5054A	5054049	49	A	建設業における許可申請の電子化の容認【新規】	建設業における許可申請の電子化を容認すべきである。		電子申請が実現すれば、企業としては、書類の作成工数、関係都道府県への発送作業工数(送料)などの負担が軽減できる。 さらに、情報の電子化により、現在は、副本がある都道府県窓口において内容を確認している利用者にとっても、インターネットからデータが確認できる等、利便性向上が望むべきである。 国土交通省重点施策(平成18年8月4日)の中に、企業情報(建設業者を含む)を業種ごとにデータベース化する旨の記述があるが、同様のデータを扱う建設業の許可申請に関しても、併せて申請の電子化を容認すべきである。	建設業法施行規則第5条、7条、12条	国土交通省総合政策局建設課	(社)日本経済団体連合会	建設業における国土交通大臣許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない。必要書類「許可(更新)申請書」「役員等の変更届」「営業年度終了届」の提出に関しては、正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一部数が必要である。
5054A	5054050	50	A	旅館やホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		旅館・ホテルが旅行会社等から国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿を予め入手できる外国人団体旅行者に関しては、同名簿と提示を求めた旅券を照合することで宿泊者名簿に記載する氏名および旅券番号等の正確性を確保できる。少なくとも他の方法によって正確性を確保できる場合は、旅館・ホテルの現場における混乱の発生をできる限り回避するよう、旅券写しの取得・保存の省略を認めるべきである。「『全国規模の規制改革・民間開放要望書』に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)」では、「『ゼロ』に対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いから、これを廃止することは困難である」とされており、本要望書は、当該措置の廃止ではなく、運用の改善を求めているものであり、この点に留意した回答を求めたい。	ゼロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定) 旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省(閣議決定)) 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局生活衛生課長通達)	厚生労働省	(社)日本経済団体連合会	「ゼロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年1月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券の写しを、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5054A	5054051	51	A	建設業許可要件の緩和	①一定規模以上の会社の役員(取締役)については、経営業務を総合的に執行した経験年数(5年または7年)の要件を短縮すべきである。 ②執行役員としての経験も役員と同等の扱いとすべきである。		現行では、一定規模以上の会社の役員であっても、個人事業主であっても、一律の要件(5年または7年の経験)としているが、その質については、同レベルの経験を有しているとは言い難い。 建設業においては、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する「経営業務の管理責任者」が許可を要件とする建設業と同一の要件(5年または7年)とするのではなく、経験年数を短縮する緩和措置を講ずるべきである。 また執行役員については昨年、経営業務の管理責任者として認められ得る旨明確化され、一定の前進が見られるものの、役員と同等の扱いとはなっていない。 近年では、取締役会を機動的な経営判断の場と位置付けその員数を削減し、業務執行については、執行役員制度を導入している企業が増加傾向にあるなかでは、むしろ執行役員が「経営業務の管理責任者」としての経験(工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者・下請負人の配置、下請契約の締結)を有している場合もあると考ええる。 従って、実質的な審査により「経営業務の管理責任者」と認められる執行役員については、役員と同等の扱いとすべきである。	建設業法第7条	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	建設業においては、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する「経営業務の管理責任者」が許可を要件とする建設業と同一の要件(5年または7年)とするのではなく、経験年数を短縮する緩和措置を講ずるべきである。 また執行役員については昨年、経営業務の管理責任者として認められ得る旨明確化され、一定の前進が見られるものの、役員と同等の扱いとはなっていない。 近年では、取締役会を機動的な経営判断の場と位置付けその員数を削減し、業務執行については、執行役員制度を導入している企業が増加傾向にあるなかでは、むしろ執行役員が「経営業務の管理責任者」としての経験(工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者・下請負人の配置、下請契約の締結)を有している場合もあると考ええる。 従って、実質的な審査により「経営業務の管理責任者」と認められる執行役員については、役員と同等の扱いとすべきである。	
5054A	5054052	52	A	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	①欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理法の許可のみとし、廃棄物処理法の許可については「数量的取消し」(「取り消すことができる」)とすべきである。 ②その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象とし、「数量的取消し」すべきである。 ③法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により職務以上の刑に処せられた場合については、義務的取消事由の対象外とすべきである。(*)	(*) ④処理業の許可を受けたものが法人である場合に欠格要件が適用される役員の範囲において、株式会社の監査役は対象外とすべきである。	別添資料①参照	廃棄物処理法第15条の3第1項(許可の取消し)(第14条第5項第2号イ、第7条第5項第4号ハ、同法施行令第4条の6)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	2003年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第14条第5項第4号または第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当するときは、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(義務的取消し)ことになった。 その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(8)違反で罰金刑を受けた場合、5年間(かつ)欠格要件に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取り消される。またその場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。 ※その他の環境関連法令: 大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法	
5054A	5054053	53	A	広域認定制度における取扱の明確化	広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けており、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収が適正かつ効率的に行われると認められる場合は、全てが同一性状の他社製品であっても回収を可能とすべきである。		別添資料②参照	廃棄物処理法施行規則第12条の12第6号	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、「認定された事業者」が「認定された回収事業者」に限定されている。 ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けやすいことから、改善の観点から、認定を受けた事業者が行うよう関係業務から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、全てが他社製品の場合の回収は認められていない。 ※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下の通り。 ①パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者が同種の他社製品が廃棄物となったものを着て処理する行為も対象となる。」 ②広域認定制度申請の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行):「第2 広域認定制度の対象となる廃棄物【補足説明】製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品と一体的に販売される他社製品や、当該製品と同一性状の他社製品を付随的に併せて製造事業者等が回収して処理を行うしくみについても本制度の対象となる。」(4) 情報処理機器及び通信機器では、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアの製造メーカーの格差はほとんど無い。このため以下のようなビジネスモデルが構築されている。 ア 情報処理機器及び通信機器のシステムは、一般的に単一メーカーの製品で構成されるのではなく、複数メーカーの機器の組み合わせで構成されている。イ システムの受注は主たるメーカー1社となることと一般的であり、受注したメーカーが他メーカーの機器も含めて納入する。 ウ システムを受注したメーカーは、システムの納入に伴い、使用済み機器を一括して回収・廃棄処理するようメーカーから要求される。特に公共機関の入札において	
5054A	5054054	54	A	保安法令の重複適用の排除	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複」の解消が課題とされたことを踏まえ、検討スケジュールを早急に明確にすべきである。 本要望は、保安4法の一本化を要望するものではなく、適用法令が重複しないよう運用の整理を要望するものである。例えば消防法と各法令間の重複適用については、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するなどすべきである。			2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複」解消が課題とされたが、依拠が具体化されていない。 2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間でさらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	経済省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	(社)日本経済団体連合会	別添資料③参照
5054A	5054055	55	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、関連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示に関する国際システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直しすべきである。 2006年6月の要望に対する回答では、第3石油類、第4石油類について、危険性が低いとはいえない状態にあるとされているが、平常時・地震時別の指標を踏まえてその根拠を示すべきである。			指標の一例として、2005年度の「危険物施設の火災の出火原因物質等及び推移」の統計では、第3石油類(非水溶性)の火災件数24件(製造所1、屋外タンク貯蔵所2、給油取扱所1、一般取扱所20)、第4石油類(水溶性)の火災件数10件(製造所3、屋外タンク貯蔵所0、一般取扱所10)となっている。 このデータに基づけば、第3石油類、第4石油類の危険物施設の1万施設あたりの危険性はともに以下となり、火災発生頻度は低いと考えられる。特に屋外貯蔵タンクの火災発生率の危険性は非常に低いといえる。 地震時においては、①火災発生施設は一般取扱所であり、ポンプ等が主な施設と考えられるが、こうした施設は油のホールド量が限られ、大規模地震の発生時も危険性は小さい。また、②ホールド量の大きい屋外貯蔵タンクについては、火災のほとんどが溶接・切断等に起因しており、大規模地震の場合も第3、第4石油類のタンクやその配管からの流出が火災に繋がる危険性は低い。 なお、実験結果の分析等をふまえて検討されたとの説明であるが、これは特殊な条件下で第3、第4石油類に着火させた場合であり、「高引火点危険物の火災危険性に関する調査報告書」平成10年3月 危険物保安技術協会) からの条件下で発生することをもつて他の石油類同様に危険物として扱うことは現実的ではない。	消防法第2条	経済省消防庁危険物保安室	(社)日本経済団体連合会	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
5054A	5054056	56	A	高圧ガス保安法(冷凍)における製造の方法に関する技術上の基準へのみなし事項の追加【新規】	冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。			通信・制御技術の発達により、現在は冷凍機の保安を含め機器・エネルギーの群管理を行うことが一般的になっている。また、遠隔地のセンターで設備の異常確認を行うことも可能となっており、現場の無人化・異常時の迅速な対応も可能である。したがって、冷凍保安責任者の選任が不要である第2種製造者については、異常点検の方法として、安全確認可能な遠隔監視装置等を用いることを認めるのが妥当である。	高圧ガス保安法第9条2号、第12条第2項 冷凍保安規則第9条2号、第14条2号、第38条	経済産業省原子力安全保安院保安課	(社)日本経済団体連合会	高圧ガス製造設備については、「1日1回の異常の有無を点検」することが義務づけられている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054057	57	A	可燃性ガス製造事業者における保安係員選任条件の緩和[新規]	乙種化学又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者であって、低温液化ガスのコールドエバレータ(CE)を使用し、高圧容器、高圧アルゴン、炭酸ガス等の低温液化ガスの製造経験を有する者で、かつ圧縮水素、圧縮天然ガスの当該ガスの特定高圧ガス消費の取扱経験を有する者は、保安係員に選任しうべきである。		低温状態で可燃性ガスを貯蔵・消費しており、さらに液化設備や液化装置といったコールドエバレータ(CE)を取り扱っている場合には、可燃性ガスおよび低温に関する知識・経験があり、かつ液化水素製造設備と同様の製造設備(液化装置、液化アルゴン、炭酸ガス等の低温液化ガス)による製造経験を有している。これは、保安係員の選任条件である「可燃性ガスの1年以上の製造経験」と同等の経験を有していると言える。	高圧ガス保安法第27条の2第4項 高圧ガス保安法第32条第3項 一般高圧ガス保安規則第46条第4項 一般高圧ガス保安規則第76条	経済産業省原子力安全・保安院保安課	(社)日本経済団体連合会	可燃性ガス製造者は、製造保安責任者免状の交付を受けている者で、高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員を選任しなければならないとされている。	
5054A	5054058	58	A	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証手続の見直し	認証番号の付与方法の変更について、前向きに検討するとともに、具体的な検討スケジュールを明確にすべきである。		2005年6月に「当初の申請において申請したのよりも低い利得のアンテナを追加申請する場合には、追加の申請が再度必要であるとしても、当初の申請料得の範囲内として、認証番号は変更しないようにすべきである」旨、要望したところ、総務省より、「番号の付与方法の変更については、番号表示の目的に照らして問題が生じないか検証を行い、その結果を踏まえ対応していくこととする」旨の回答を得ている。新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならず、大変なコストと手間が伴うことになり、新製品の市場投入が遅れることとなる。認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるものの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるを得ない。そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。	電波法第2条、第38条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条、第20条、第27条、第36条	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課	(社)日本経済団体連合会	技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。すでに認証済の無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合は、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加するということで、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記しなければならぬ。	
5054A	5054059	59	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、すでに銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を委託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。		保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスター・トラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスター・トラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡大や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。また、信託銀行においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。	
5054A	5054060	60	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことと認めらるべきである。		①顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。 ②現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と質質のものが入る訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金委託機関として投資顧問としての親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の拘束という観点から妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 ※金融商品取引法第33条3項、第33条の2	金融庁総務企画局市場課・企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に關して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、紹介)を行うことはできない。投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要である。	
5054A	5054061	61	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。	(*) また、最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく不動産投資を行っている。これらの判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさに不動産投資顧問業登録規程に定められる「投資判断」に必要な能力と同様であると考えられる。 なお、有価証券に係る投資顧問業務及び不動産投資信託業務は既に子会社で行うことが認められているが、子会社による不動産投資顧問業務は、これらの業務と、蓄積された運用ノウハウの活用という点及び投資家のために資産運用業務を行うという点において共通しており、本業との親近性は同等と考えられる。		わが国においても、不動産投資顧問業務に対する年金基金等を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的コア投資としてポートフォリオ上位置けたいというニーズが高く(欧米における年金基金の実態)、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資(中心)、不動産投資に係るノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を担うことは極めて有益である。保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益性を追求する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案の上、投資判断を行っている。(*)	保険業法施行規則第56条の2、第210条の2、 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1(2) ⑥	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
5054A	5054062	62	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合には、追加投資を可能とすべきである。	(*) 保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況等を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。		昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピノフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。(*)	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。また、投資時点ではその対象であった、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054083	63	A	損害保険会社の子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する業務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めるべきである。		近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスコプリベンション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する業務の提供等を保険会社の子会社で行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となること、こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。 上記の事業は保険会社の手続きとして不適切なリスクを負うこととなる可能性があるのではないかとの見解については、あくまでもリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する業務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用者が必要となる範囲に限定されること、利用者等に対する賠償責任リスクについては保険手配などによるヘッジを行うことも可能なことから、リスクをコントロールすることが可能であると考える。	保険業法第104条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第9号および第9号	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	いわゆるロスコントロール・ロスコプリベンション業務(保険業法施行規則第56条の2第2項第9号)および健康、福祉または医療に助言を行う業務(同9号)に関しては、これらの業務実施に併せて必要となる機器等の企画・販売の事業者への販売の取次ぎに係る業務が認められていない。	
5054A	5054084	64	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の登録・変更時の確認書類の柔軟化【新規】	投資顧問業法施行規則第4条に規定する「登録申請書の添付書類」、特に当該役員及び使用人の確認書類(住民票等)について、金融商品取引法の政省令の検討とあわせて見直しを行うべきである。		一般に信託銀行は、投資顧問業者に対して組織規模が大きいために、投資顧問業法施行令等で規定される重要な使用人の範囲が広いため、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員や使用人の数が100名を超えるケースもある。 このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に住民票等の書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重く、これら管理負荷が業務運営に支障がない範囲で軽減されれば、利用者に対するサービス向上に一層注力することができると考えられる。 監督上の観点から役員又は重要な使用人の本人確認を行うという趣旨であれば、例えば、本人確認法施行規則第4条に規定する本人確認書類(※)を参考に対象書類を柔軟化するなどの検討を行うべきである。  (※)運転免許証など官庁から発行された書類等当該者の氏名や住所、生年月日等の記載があるもの等	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第5条、第6条、第8条	金融庁総務企画局市場課	(社)日本経済団体連合会	投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下「重要な使用人」という。)(の氏名を住民票等の確認書類とともに提出することとされている。 また、投資顧問業者登録簿記載事項である役員や重要な使用人に変更があった場合には、その変更届を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内に提出することが義務付けられている。	
5054A	5054085	65	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のための投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。		信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと思われるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。 また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資家)保護の観点から、利益相反防止に関する行為が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。 本件については、2008年8月14日付金融庁再回答にて「検討を行う」とされたが、金融庁は、以上の趣旨を踏まえて、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすべきであり、引き続き2008年度中に行われる金融商品取引法等の政省令の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第35条 同施行規則第33条及び別紙様式第22号	金融庁	(社)日本経済団体連合会	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3か月以内に営業報告書の提出が義務付けられているが、本報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のための投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付を明らかにしなければならないが(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと思われ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。(*)	
5054A	5054086	66	A	信託型ライフプランに係る受益者の本人確認義務の緩和	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライフプラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。	(*) さらに、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「被用者の給与等から控除される金額を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づいたものではなくても、マネロンに使用される可能性がないと認められる信託の受益者は、確認義務の適用除外とされており、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。 以上を踏まえ、適切かつ早急な措置を要望するものである。		信託型ライフプランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該受益者に対し新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライフプランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその持株比率に応じて機械的に無償で交付されることが子株主総会の特別決議を経て決定されており、類型的に、新株予約権を交付する(信託型)や交付される(受益者)における態様が同一視できない。 また、マネーロンダリングは、特定の者が保有する資金を特定の者に対して移転する必要がある。上記のとおり、新株予約権が株主(受益者)に持株比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけの本スキームを利用して特定の者(他の第三者)に対して資金の移動を行うことは類型的に不可能であり、前記の趣旨を用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は低いと考えられる。 したがって、信託型ライフプランがマネロンに活用される恐れはないと考えないとその具体的な事例を提示すべきである。(*)	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第22条の2、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁	(社)日本経済団体連合会	本人確認法により適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されているが、地方、本人確認法施行後に開示された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 信託型ライフプランにおける受益者は、敵対的買収が現れた日以降の特定の日に係る当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等にに基づく本人確認手続きが必要とされている。
5054A	5054087	67	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 ①税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 ②インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)			①顔認証基本連携07-1-20 ②古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省税関局監視課、業務課 国土交通省警察庁	(社)日本経済団体連合会	①道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することとなった。 ②古物営業法第21条の3においては、古物取引あつせん業者は、出された古物について、返品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。	
5054A	5054088	68	A	自動車保管証明申請時の添付資料の省略【新規】	自動車保管証明の申請手続きにおいて、所在地の地図の添付を省略するよう措置すべきである。		所在地確認については、その他の添付資料に使用者住所の記載があり、所轄警察における地図で容易に確認できる。すでに2000年より車の買換えの場合、所在地が従前と同一の際には、所在地の添付は不要とされている。 また、自動車の登録においては、2005年12月26日からワンストップサービスが稼働し、所在地の地図をスキャンするにあたっては、スキャナーの解像度も高くなつたため要求され、本人申請の場合のコスト増加は否めない。 「骨太方針2006」における電子政府関係のオンライン利用促進手続関係でも、「添付書類の原則省略」が決定されていることから、ユーザーの利便性向上、経費削減の観点から添付を省略すべきである。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	(社)日本経済団体連合会		



様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054075	75	B	コンビニエンスストアの多機能コピー機 その際、本人確認の手段として、住民基本台帳カード以外に、今後IC化される運転免許証やパスポート等、信頼性が高い認証方法についても認めるべきである。	コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。 また、住民基本台帳カードの発行枚数は総務省目標の300万枚にも及ばず、普及が進んでいないため、本人確認の方法としてパスポートや運転免許証等の公的なカードに対しても個人認証の手段として認可されるべきである。	現在は、自動交付機の設置に高額のコストがかかり、設置台数が少ないことから、コンビニエンスストアでの住民票発行サービスに対するニーズが高い。その際、信頼性が高い本人認証方法を備えたコンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票が発行できれば、地方公共団体が自動交付機の設置、窓口時間の延長、週末開庁等のコストを負担しなくても、住民の利便性を向上させることができる。 〔全国規模の規制改革・民間開放要望書〕に対する各省庁からの再回答について(2006年8月14日)以下、再回答で総務省は「住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行に当たっては、個人情報や偽造防止に万全を期す必要があり、慎重な検討が必要」として、全国規模で対応不可と回答している。しかし、セキュリティ面では、多機能コピー機とホストコンピュータの間には専用の高速ネットワークが構築されている。また、「各市町村の保有するシステムへの不正侵入防止」については、先般の「異なるCA間認証ローミング技術」に関する研究開発(情報通信研究機構の委託研究として、8月30日に実証実験を実施)等の適正な方法により、安全性が確保できるとされている。(*)	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条 「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年10月4日 自治省第150号等) 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定」(平成17年3月28日 総務省第249号)	総務省自治行政局市町村課	(社)日本経済団体連合会	2005年3月の総務省「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定」(平成17年3月28日)において、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機に限られている。また、本も確認書類は「官公署が発行したもので交付申請者が本人であることを確認する」とも市町村長が適当と認めるもの」が認められているが、実質的に認められているものは住民基本台帳に限られている。 2006年3月末時点で、住民基本台帳カードの発行枚数は約91万枚(人口比0.7%)にとどまっている。
5054A	5054076	76	B	固定資産税評価業務の民間開放及び固定資産評価員・評価補助員制度の拡充	固定資産税の評価・評価業務について包括的な民間委託を可能とすべきである。また、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員には、民間の専門的知識や経験を有する者を選任することが現行法上可能であることと、各市町村長に通知・通達等の文書で周知すべきである。	民間には、固定資産税の客体の専門家が存在しており、業務の民間開放を行うことで評価制度の向上が期待される。 〔全国規模の規制改革・民間開放要望書〕に対する各省庁からの再回答について(2006年8月14日)で総務省は、「実地調査については、罰則により担保された民間調査(中略)に委ねられて実施するものである」と民間委託に賛意を示している。しかし、同時に「罰則に課せられた民間調査を待つ」という調査の検討調査事業は公共サービス改革の対象事業に選定されていることから、みなし公務員とされた民間事業者に民間調査権を付与しても、問題はない。また、現行制度は理解しづらく、固定資産評価員・評価補助員共に公務員が兼ねている場合が多いため、評価員・評価補助員に民間人を登用しない市町村が多く存在する。通知・通達等により民間人の登用が可能であることを文書で周知することで、より正確な調査を行うことが可能になる。	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	総務省自治税務局固定資産課	(社)日本経済団体連合会	固定資産税の課税に当たり、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査を行って評価額を作成し、市町村長が信頼を決定する。これらの調査、評価事務のうち、民間事業者に委託されるのは補助的な事務のみであり、包括的な業務委託はされていない。 また、固定資産評価員・評価補助員は、民間の専門的知識や経験を有する者を選任する(地方税法第404条、405条)とされている。しかし、現実には評価員は特別職の地方公務員で、その8割以上は市町村の資産税担当課長等が兼務している。また、評価補助員は一般職の地方公務員で、その99%は市町村の税務職員が務めている。このように、民間人の登用が進んでいないため、財政難のために固定資産が少なくなると評価員が必要ないからではなく、財政難のために固定資産評価員を置かない場合もある。また、市町村職員には固定資産評価の技術的な裏づけがない場合が多い。
5054A	5054077	77	A	海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の簡便	現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。措置ができない場合には、国内流通を防止することと、数量を把握することによる相関関係があるのか、明確に示すべきである。	海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。 国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者に向けた承認申請を求めるとは行われていない。 国内流通の防止を重視するのであれば、販売・流通段階での管理徹底など別の策を講じるべきであり、国内流通の防止と例外承認申請を受けた製品の数量把握にどのような相関関係があるのか不明である。	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第10条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分」に係る審査基準等について(2003年3月29日商第1号)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。
5054A	5054078	78	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。	国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続が求められることは、同じ手続の反復である。再輸入される電気用品は日本国内で製造されており、事故が起きた場合、その責任は製造事業者が負うべきで、輸入事業者を責任により特定する必要はない。製造事業者の適合検査証明書の写しで輸入事業者自身が検査を行う必要はなくなったものの、表示義務だけが残っている。 なお、上記は再輸入品に改造が行われていないことを前提としているが、万一、改造が行われた場合は、改造行為そのものが製造行為となるため、本件でいう再輸入品とはみなさず、通常の電気用品の輸入に関わる責務を負うものと考えられる。	電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出発し、海外において当該電気用品を機器に接続して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。 こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際(技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを付けなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない)。
5054A	5054079	79	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定制電用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定制電用品の指定を解除し、特定制電用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。	機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯電話用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定制電用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定制電用品に指定する必要はなく、早期に特定制電用品以外の電気用品へ移行すべきである。 無監視状態で使用される電気用品の多くが非特定制電用品となっている中、なぜ直流電源装置だけを特定制電用品に指定するのか、明確な説明がない。なお、過去に電気シャワーで起きた事故については、製品の構造上の問題で、無監視状態で生じた事故ではないと理解している。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	直流電源装置は特定制電用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。
5054A	5054080	80	A	製品と同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の簡便	電気製品と同梱するACアダプターに関しては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に、携帯電話については、早期に措置すべきである。	すでに電気用品安全法上の手続等を完了している製品であり、電気製品にそのまま同梱されるだけで安全性には何ら変化のないものを、流通ルートの違いによって表示を変更し、再度同法上の責務を負うよう求めるのは、過剰規制である。 こうした複数の手続による事業者の負担を軽減するためにも、表示義務を含めて簡素化すべきである。 少なくとも、機器と同梱される電気用品については、機器全体としての責任が明確化しているため、電気用品における表示義務を緩和すべきである。	電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を課した場合には、当該電気用品に製造事業者名あるいは輸入事業者名を表示しなければならない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5054A	5054081	81	A	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分の撤廃【新規】	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分を撤廃すべきである。		電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められる。型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売場における表示禁止命令の発令単位となるものであるが、同一型式区分の中でも、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したものでない。また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。本来は、全ての電気用品について型式区分を撤廃すべきであるところ、特定電気用品のうち、例えば電線などは適合性検査を受けるうえで型式区分を利用しているため、非特定電気用品について見直す。	電気用品安全法第3条2号「電気用品安全法第1条第1項の事項に係る届出について」(2006年3月20日)「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」(2006年3月22日)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。
5054A	5054082	82	A	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。仮にネガティブリスト化が困難な場合には、少なくとも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な基準で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきである。また、こうした規程を設定する際には、解釈通告を発生するなど、広く事業者に周知するべきである。		急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAV/ITカテゴリと対象外となるITカテゴリの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品の区分による判定が難しくなっている。ネガティブリストを採用することで、現状のポジティブリスト方式に比べ不明確な領域が格段に少なくなると思われるほか、グレーゾーンの技術基準適合未確認製品の市場流出を防ぐことができる。また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提供にとどまっているが、法令順守に関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性の向上の観点からも解釈通告を発生すべきである。	電気用品安全法第2条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別が難しい。実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。
5054A	5054083	83	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化	IECにおけるCPL解釈が2項基準の解釈である旨を公表し、周知徹底すべきである。		技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CPL(Committee of Testing Laboratories)アライアンスという解釈が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用する旨、明確にすべきである。「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈について」は、もともと1項基準に対する解釈であり、2項基準については含まれていないと理解している。また、CPL等の解釈がどこに示されているかが具体的になく、第2項解釈が広く一般的に公表されているとは言いづらい。	電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に公表されていない。
5054A	5054084	84	A	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	地域要件設定のルールを、公平性、透明性に留意した合理的なものとするための検討項目及び具体的な検討スケジュールを示すべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でないあるいは受注実績がないという理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっており、技術力やコストに著目した健全な企業間競争が実現されていない。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	総務省自治行政局自治政策課	(社)日本経済団体連合会	公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策的なことから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格とし、入札申請者の指名にあたり考慮するなど地域要件の設定が広く行われている。「規制改革・民間開放推進計画(再改定)」(2006年3月11日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされており、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答について(2006年8月14日)でも「地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する」とされている。
5054A	5054085	85	A	化学法における不純物規制の見直し	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、少なくともEU並みの10重量%へ引き上げるべきである。		不純物が1重量%以上の場合、当該不純物は新規化学物質として扱われるので衛生性試験が必要になるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物全体をチェックすることで安全性を担保できる。新規化学物質届出制度が実施されているのは日本に加え、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、韓国、中国、フィリピンの10か国地域である。この中で、米国、カナダ、オーストラリア等では不純物の届出は不要であり、EUでは10重量%未満の不純物はEUNCSの取扱い対象外である。2004年4月の化学法改正はアメリカ・EU・カナダ等が衛生系保全のための規制を実施している状況を受けたものであるなど、各国の規制の状況を参考としているにも関わらず、当該規制は他国に比べて著しく厳しく定められている。また、衛生性試験により最大で2000万円程度、期間にして7~8週間程度がかかり、製造販売時期の遅延等によって国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	経済産業省 厚生労働省 環境省	(社)日本経済団体連合会	化学法では、新規化学物質を製造又は輸入しようとする際に、不純物が1重量%以上含まれる場合は、個別の物質として衛生試験を行い、個別に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。1重量%以上の不純物が含まれている場合、この不純物は個別の物質として扱われ、別途手続きが必要となる。
5054A	5054086	86	A	信書(特にダイレクトメール)規制の見直し	独占範囲である信書の定義について、将来的には撤廃することも視野に入れ、利用者にわかりやすいものとなるようにすべきである。また、検討の具体的なスケジュールを示すべきである。なお、現行基準を変更する際には、現行の非信書領域で行われているサービスに配慮すべきである。		信書/非信書の基準がわかりにくく、利用者が「信書にあたるか否か」を判断することが困難な場面が多い。その場合、コスト面で優位なメール便を利用したが、仮に非信書と判断した書状が信書に該当した場合のリスクを考慮して、企業ではコンプライアンスを確保する観点から、郵便を用いて配送せざるを得ない。Eメールなどの電子的媒体を用いて、文書であれば信書に該当する内容の文書を送信する場合は、信書便規制の対象外となり自由に送達が可能である。同じ文書を送達する際に、送達手段の差異によって、片方にだけ過度な規制が課される現行制度は不合理である。	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	総務省郵政行政局	(社)日本経済団体連合会	郵便法第5条第2項で、信書は「特定の受取人に對し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」と規定されており、「信書に該当する文書に関する指針」で、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折込のみを前提とするチラシ、店頭配布を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5054A	5054087	87	A	<p>公益性が高いとされる都市計画事業区域内における国有財産の処分方法の改善</p>	<p>都市計画事業区域内の国有財産を随意契約で購入できる事業者として、市街地再開発組合に加え、一定の要件を満たした準備組合を認めるべきである。例えば、都市再生特別措置法に規定される緊急整備地域内の法定再開発事業における準備組合等を認めるべきである。また、国有財産を売却する際には、地方公共団体や市街地再開発組合の意向のみならず、広く関係者の意見を聞き、それに付する回答を示すべきである。</p>	<p>再開発事業の対象区域内に国有財産が存在する場合、入札で払下げが行われると、買受人の対応によっては事業の推進に重大な影響が出る。そのため、準備組合を随意契約の対象として認めて売却することで、今後の事業が進めやすくなる。また、現在は国有財産を売却する際に、「地方公共団体及び予算決算及び会計令第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他事業者」から国有財産の取得要望を受け付けているのみであり、他の関係者の意向が反映されていない。</p>	<p>会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号 「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」 「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(平成13年10月29日 財理第3660号) 第一(二)(1)</p>	財務省	(社)日本経済団体連合会	<p>「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」 随意契約で売却される対象として認められていない。 「全国規模の規制改革・民間開放要請」に対する各省庁からの再回答について(2006年8月14日)」では、「都市再開発法に基づく市街地再開発事業のために必要な国有財産を随意契約で売却し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(平成13年10月29日)では、「都市再開発法に基づく市街地再開発事業のために必要な国有財産を随意契約で売却し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」(平成13年10月29日)地方公共団体へ文書により取得要望の確認を行うとともに財務省ホームページを通じて都市計画事業者等からの公的な利用要望の受付を行っており、行政や地域のニーズに配慮しているところであると回答されている。</p>
5055A	5055001	1	A	<p>信託契約代理店制度における復代理の許容</p>	<p>・「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。 ・銀行法における銀行代理店制度同様、所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすること。 ・少なくとも、復代理の立ち回りについては、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。</p>	<p>・例えば、i)信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する。ii)証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理として選任する。等の取次ぎが強いケースが存在する。 ・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部総務部「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 ・代理店による「媒介」は、「代理店が顧客のニーズに対応して、商品・サービスを紹介し、顧客からの依頼に基づき、所属信託会社に対し案件の取次ぎを行う」業務である。最終的に直接の顧客へのセールス・コンサルティング及び契約締結は、所属信託会社が行ったうえで執行事務等を行うものであり、受益者保護の観点から特段の問題はないと考えられる。 ・以上を踏まえ、本要望は報告書の趣旨にも合致するものであり、早急な措置を要望するもの。</p>	<p>信託業法第2条第8項及び第5章関係</p>	金融庁	社団法人信託協会	
5055A	5055002	2	A	<p>信託業金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等二重スル法律第1条第1項第4号～第7号に掲げる業務(以下「併営業」という)の代理業務を行うこと</p>	<p>・信託業金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等二重スル法律第1条第1項第4号～第7号に掲げる業務(以下「併営業」という)の代理業務を行うことができない。 ・信託業金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業(信託業金融機関が本気で営もうものに限る)の代理業務を解禁すること。 ・特に、証券代行業務、相続関連業務については、業務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。</p>	<p>・信託業金融機関は銀行を併営業の代理店とすることができるが、子会社(信託専門関連業務子会社)を設立し併営業を行わせたい場合、銀行を当該子会社の代理店とすることができない(銀行法施行規則第13条第3号)。 ・信託業金融機関が営むことができる併営業を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託業金融機関が代理業務を行うこと(銀行法の「他業」には該当しないと考えられる)。 ・更に、本要望においては、親会社である信託業金融機関が認可を受けて営むことができる業務(特に証券代行業務、相続関連業務)で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望するものであり、「他業禁止」の趣旨を損なう恐れは無いと考えられる。 ・本要望が手当てされることにより、信託銀行における業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、ひいては顧客利便の向上が期待できることになる。</p>	<p>銀行法施行規則第13条第3号</p>	金融庁	社団法人信託協会	
5055A	5055003	3	A	<p>個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること</p>	<p>・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。 ・「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産で購入することを可能とすること。</p>	<p>・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の買戻・救済の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるが、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適宜に行う」(相続税法施行令第4条(1)第4号)と定められている。 ・個人向け国債は、他の国債と異なり、一定の利払い確保(最低金利保証)など、その商品設計から他の国債に比べ優位性があり、「安定した収益の確保」に資するものであり、「特別障害者の生活の安定を図ることにつながる」と考えられる。</p>	<p>個人向け国債の発行等に関する省令第2条</p>	財務省	社団法人信託協会	
5055A	5055004	4	A	<p>地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託設定を可能とすること</p>	<p>・地方公共団体が保有する財産は、普通財産である土地(及びその定着物)及び基金に属する有価証券以外を信託することは認められていない。また、地方公共団体自身が受益者となる場合以外は認められておらず、さらに公開又は公開用に供するためが必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除することができることとされていることから、以下の点を要望する。 ①地方公共団体が保有する行政財産(庁舎等)についても、国と同様に、普通財産に用途変更した上で流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該地方公共団体が引き続き賃借・使用(リース/バンク)することが、現行法令の解釈において可能かどうかを明確にするとともに国と同様の措置を要望すること。 ②地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)と有価証券以外の財産についても、流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること。</p>	<p>・国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該財産を引続き国が賃借し使用(リース/バンク)することが現行法令の解釈で可能とされている。 ・地方公共団体と国とで異なる理由はないと考えられるため、地方公共団体の取扱いが可能であることを明確化することを要望するもの。 ・また、地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)及び有価証券以外の財産についても、信託設定による流動化が実現できれば、地方公共団体の早期財政健全化に資すると考えられる。 ・例えば、金銭債権についても、既に一部の地方公共団体にて、流動化と同様の経済効果が認められるローン・パーティンペーション方式での流動化事例が既に存在しており、これと同等の経済効果を実現できる信託方式が認められない理由はないと考えられる。</p>	<p>地方自治法第237条、238条の4及び238条の5</p>	総務省	社団法人信託協会	
5055A	5055005	5	A	<p>信託銀行による投資信託の効率的運用を指す規制の撤廃(その1)</p>	<p>・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けられる場合において、当該信託銀行自身が受益者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができる。 ・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自身が受益者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することを可能とすること。</p>	<p>・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選別・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、充分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該要望が手当てされたとしても、受益者保護上の問題は生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・信託財産の運用対象が法令により規制をうけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条</p>	金融庁	社団法人信託協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5055A	5055006	6	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制の撤廃(その2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することを可能とする。</li> <li>・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することを可能とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択の拡大等投資者利益に資する。</li> <li>・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該要望が手当てされたとしても、受益者保護上の問題は生じる蓋然性は少ないと考えられる。</li> <li>・信託財産の運用対象が法令により規制をかけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となるため、検討を要するもの。</li> </ul>	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁	社団法人信託協会
5055A	5055007	7	A	投資顧問業の登録申請事項に関する手続きの緩和について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問業を営もうとするものは、登録申請事項として当該者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名を住民票等の確認書類とともに届出することとされている。</li> <li>・また、投資顧問業の役員や重要な使用人に変更が生じた場合には、その変更届出を投資顧問業法施行規則第4条に規定される住民票等の確認書類とともに2週間以内に提出することが義務付けられている。</li> <li>・以上の点につき、次のとおり要望する。</li> <li>①投資顧問業法施行規則第4条に規定する「登録申請書の添付書類」特に当該役員及び使用人の確認書類について、金融商品取引法の政令との検討とあわせて見直しを行うこと。</li> <li>②投資顧問業法第8条第1項及び第9条第1項第号に基づき「変更届出書」の提出期間を、例えば「1ヶ月」少なくとも他法の法令(*)に例があるように「遅滞なく」と弾力化すること。</li> <li>(*)他の法令:前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を越すケースもある。</li> <li>・このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に住民票等の書類を整えて提出することは事実上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。</li> <li>・監督上の観点から役員又は重要な使用人等の本人確認を行うという趣旨であれば、例えば、本人確認法施行規則第4条に規定する本人確認書類を参考とするなど応急処置的な柔軟化を検討したい。</li> <li>・また、投資顧問業者登録簿を公開閲覧する趣旨が、投資顧問業者の選択に当たって投資者に必要な情報を開示することにあることを踏まえれば、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が、投資家保護上、真に必要なものといえるのかを再考が必要であると考えられ、引き続き検討を要するもの。</li> </ul>	①有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条 ②有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項及び第29条第1項第6号	金融庁	社団法人信託協会
5055A	5055008	8	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられているが、本報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。</li> <li>・投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面をこれに明らかにしなければならないが(投資顧問業法施行令第10条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと思われるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。</li> <li>・内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと思えるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。</li> <li>・また、信託銀行等は、信託業法等により受益者(投資者)保護の観点から、利益相反法に基いたる行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行しており、利益相反の生ずる恐れは少ないと考えられる。</li> <li>・以上を踏まえ、営業報告書についても、16条1項の書面交付と同様の取扱いとすることを希望するものであり、引き続き平成18年度中に行われる金融商品取引法等の政令等の検討とあわせて具体的な手当てを要望する。</li> </ul>	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条 同施行規則第33条及び別紙様式第22号	金融庁	社団法人信託協会
5055A	5055009	9	A	信託型ライフプランに係る受益者の本人確認義務の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されているが、他方、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。</li> <li>・信託型ライフプランにおける受益者は、敵対的買収者が得た日以降の特定の目における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要とされている。</li> <li>・敵対的買収防衛策を導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライフプラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託型ライフプランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該受益者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライフプランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその持比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されており、預型的に、新株予約権を交付する債(委託者)や交付される債(受益者)における遊差が一切働かない。</li> <li>・マネーロンダリングは、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して移転する必要がある。上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に持比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけの信託型ライフプランを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは預型的に不可能であり、前記の仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は低い。</li> <li>・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「預託者の給与等から控除される金額を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づくものではなくても、マネロンに使われる可能性が低いと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、預型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が規定されている必要はないはずである。信託型ライフプランにおける本人確認義務についても、本人確認義務の制度趣旨に照らして適切な措置を要望する。</li> </ul>	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁	社団法人信託協会
5055A	5055010	10	A	保険会社による信託契約代理業及びいわゆる供当業務の契約代理業務の早期解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社は、付随業務としての金融業を行う者の業務の代理や事務の代行を行うことが認められている(保険業法施行規則第51条)。</li> <li>・しかし、信託契約代理業やいわゆる供当業務(業法第1条第1項第4号〜7号に定める業務)の契約締結の代理や事務の代行は認められていないため、保険会社は信託契約代理業やいわゆる供当業務の契約代理業務及び事務の代行を解禁していただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年3月の規制改革推進3か年計画において、「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・親近性を踏まえ、検討するとされているものも未だ具体的な検討内容は提示されていない状況。</li> <li>・保険会社の業務である企業年金運用業務、遺族保障関連業務等は、信託業務やいわゆる供当業務との関連性が高く、保険会社が既存のノウハウを活用し、顧客に対し信託商品等の提示を行うこととなれば、顧客利便性向上の観点から有効である。</li> <li>・また、今後の信託業法改正において金融機関等と同等水準に信託契約代理業が認められ、いわゆる供当業務代理業についても、担い手の限定が広く認められている中、保険会社に信託契約代理業やいわゆる供当業務代理業務が認められないことは合理性を欠くものである。</li> <li>・以上の点を踏まえ、平成18年度中に検討・結論を待たず早急な措置を要するもの。</li> </ul>	保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条	金融庁	社団法人信託協会
5055A	5055011	11	A	信託会社の適格機関投資家について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引法及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」といいます。))において、信託業法上の信託会社は、適格機関投資家として規定されていない。</li> <li>・信託業法第3条の免許を受けた信託会社のうち、信託財産に含まれる有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社について適格機関投資家とすることを要望するもの。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動化取引において、特定社債等のプロ私募による発行が行われているが、プロ私募に適用される転売制限の結果、適格機関投資家でない信託会社は、プロ私募により発行された特定社債等を受託できない。</li> <li>・また、流動化取引では、特定目的会社の発行に係る特定社債の特定社債権者が当該特定社債を信託し、その信託受益権を投資家に売却する取引が行われているが、上記の理由により、信託会社は係る信託を受託することができない。</li> <li>・証券取引法において、適格機関投資家とは「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」と定義されている(同法第2条第3項第1号)が、信託会社は、業として、有価証券に係る信託の引受けや有価証券の管理運用等を行うことが認められている。よって、信託財産のうち、有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有しているものと見做される。</li> <li>・また、信託業法上、信託会社には、適格機関投資である証券会社、投資信託委託者等と同程度あるいはそれ以上の資本金規制、参入規制等があり、さらに、所轄官庁による監督等が行われているため、一定の要件を満たす信託会社であれば、これを適格機関投資家と規定したとしても、投資家保護上、支障が生じることはないと考えられる。</li> </ul>	証券取引法第2条第3項第1号 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項	金融庁	社団法人信託協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5055A	5055012	12	A	信託契約代理店における財務局宛届出の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約代理店は、信託業法68条に規定される事項を財務局宛に対し登録・変更届出を行う必要がある。</li> <li>・信託契約代理店における管理業務を業務運営に支障がない範囲で軽減し、信託利用者へのサービス向上に一層力をできる体制を整えるために、以下の点につき改善を要望する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①営業所等の「所在地の変更」について、市町村合併等による住所表示の変更等であって実質的な位置の変更がない場合には、変更届出を不要とすること。</li> <li>②銀行等が信託契約代理業を営む場合に、役員が常勤に就する他の会社の状況（以下、業務状況）について、届出不要とすること。</li> <li>③変更届出は発生日から2週間以内に行う必要があるが、変更内容によっては登記簿抄本の添付が必要である。登記手続きには2週間前後変更の実態を踏まえ、登記簿抄本の添付書類からの除外若しくは届出期限緩和等の措置をとること。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①営業所等の実質的な位置の変更が生じない住所表示の変更等については、銀行代理業においても届出を求められておらず、届出不要の取扱いとし、監督指針等で明確化していただきたい。</li> <li>②役員の実態状況については、銀行法施行規則の改正案がパブリックコメント(平成16年7月28日付)に付され、銀行等が銀行代理業を営む際には兼職状況等の届出を不要とする方向とされており、証券仲介業等でも届出が不要になっている。以上を踏まえ、信託契約代理業においても同様に届出不要の取扱いとしていただきたい。</li> <li>③添付書類として登記簿抄本の添付も求められているが、届出事項発生後、事務員の登記変更手続きには2週間前後変更することがある。届出期間についてかかる実態を考慮した見直しを希望している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 信託業法第68条第1項第6号、71条</li> <li>② 信託業法施行規則第70条第2号</li> <li>③ 信託業法第71条第1号</li> </ul>	金融庁	社団法人信託協会	
5055A	5055013	13	A	証券会社が、信託業資金金融機関が営む相続関連業務の媒介を行う場合の手續規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月の信託業法及び金融機関/信託業務/業営等二関スル法律(業営法)改正により、信託契約代理業及び併営業務(業営法第1条第4～7号に掲げる業務)の契約締結代理業務を行うことが、法人・個人を問わず幅広く認められた。</li> <li>・証券会社では、信託契約代理業を金融庁長官あての届出によって営むことが可能となったが(証券取引法第34条第3項、第3項)、併営業務の契約締結代理業務は金融庁長官の承認を受けなければ営むことができない(但し、信託業資金金融機関が営む証券代行業務については、証券会社がその代理店として顧客を取次ぐ業務(媒介業務)については、現行でも届出不要とされている。(証券取引法第34条第1項第5号))。)</li> <li>・信託業資金金融機関が営む併営業務のうち、特に相続関連業務について、証券会社がその媒介業務を届出によって営むことを可能とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託業資金金融機関が営む併営業務は、信託業務との関連性・親近性があるものとして信託業務を営む資金金融機関に取扱いが認められている業務であり、証券会社の営む業務とも関連性・親近性を有しているものが多い。</li> <li>・特に相続関連業務の媒介については、既に金融庁長官の承認を得て信託業資金金融機関の契約代理店として当該業務を取り扱っている社が複数存在する。いわゆる併営業務の媒介業務は、信託銀行が直接顧客へのセールス・コンサルティングを行ったうえで契約・事務等を行うものであり、本媒介業務を行うことは、当該証券会社の財務状況等に影響を及ぼすものではなく、信託契約代理業に出して証券会社のリスク管理及び投資家保護の観点からも問題の生ずる蓋然性が低いとはいえずと考えるもの。</li> <li>・以上を踏まえ、早急な措置を要望するもの。</li> </ul>	証券取引法第34条、証券会社に関する内閣府令第25条	金融庁	社団法人信託協会	
5055A	5055014	14	A	大量保有報告書提出時の発行会社への写し送付義務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量保有報告書またはその変更報告書、訂正報告書(以下、大量保有報告等)を提出したときは、株券等の保有者は、当該株券等の発行者である会社に対して、報告書の写しを送付しなければならないとされている(証券取引法第27条の2)。</li> <li>・これは先般の通常国会で成立した証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)による改正後の証券取引法(金融商品取引法)第27条の27においても同様であり、この写し送付義務を早期に徹底することを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての大量保有報告書(紙で提出されたものを含む)はEDINET上で閲覧可能となっており、発行会社はその必要に応じて自ら直ちに閲覧することが可能となった。</li> <li>・EDINETはインターネットへの接続環境があれば、閲覧可能であることから、大量保有報告書等の「写し」の送付義務は、発後発行会社に到着するまでに時間を要し、かつ報告会社に多大な事務負担を課するものであることから、実用的意味に乏しいと考えられる。</li> <li>・また、証券法の27条の27で規定されている発行会社以外の写し送付先(証券業協会等)については、27条の30の8の規定によりEDINETへの掲載を以て「写し」の送付が不要とされている。</li> <li>・以上を踏まえ、早急な措置を要望するもの。</li> </ul>	証券取引法第27条の27	金融庁	社団法人信託協会	
5055A	5055015	15	A	確定給付企業年金・厚生年金基金における権利義務移転承継の方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は、確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、以下のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。</li> <li>・「第1年と第2年かならなる2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年分を別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継する場合若しくは当該事業所のみで新たに確定給付企業年金制度を策定する場合」</li> <li>・このような「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能として頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していにつれて、上記のようなニーズも出てくると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対応できるよう要望するもの。</li> <li>・例えば、送付資料のようなケースの場合、第2年分だけの権利義務移転が可能となれば、加入者期間を遡算することにより、年金受給の可能性が大きくなる。脱退一時金相当額の移換によるポータビリティにおいては、原資が異なる場合に可能とされているので、権利義務移転の場合においても、同様のスキームを可能として頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金法第79条</li> <li>確定給付企業年金法施行規則第40条</li> <li>厚生年金保険法第144条の2、厚生年金基金令第41条の3</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会	○添付資料：複数事業主が実施する確定給付企業年金における権利義務移転の具体例
5055A	5055016	16	A	確定給付企業年金、厚生年金基金から確定拠出年金への移行に関する要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズも生じている。</li> <li>・この場合、現状の法令においては制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換することはできない。</li> <li>・このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう、一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行することは非常に困難な状況にある。</li> <li>・確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみ一括拠出を行ったとしても、受給権保護の観点でも当該確定給付企業年金の積立水準が悪化することはないことから、一括拠出の範囲を緩和することにより、確定拠出年金への移行の自由度が向上するよう要望するもの。</li> <li>・事業所が減少した場合において、当該減少に伴い他の事業所の拠出が増加することときは一括拠出が必要とされているが、当該一括拠出は、事業所減少に伴って発生する不足分を穴埋めするものである。これと同様に、一部の事業所が確定拠出年金へ移行する場合においても、移行に伴って発生する不足分を穴埋めすればよいこととして頂きたい。</li> <li>・なお、本件は、いったん当該一部の事業所において確定給付企業年金、厚生年金基金を立上げ(権利義務の移転承継または基金分割)、そこから確定拠出年金移行を行うことで同様の効果は得られると考えられる(但し、厚生年金基金の新規設立には、入取要件が存在するため、対応できない事業主も存在する)が、その間の事務手続きが非常に煩雑になることから、手続き簡素化の観点も含め要望する。</li> </ul>	確定給付企業年金法施行令第91条	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055017	17	A	確定給付企業年金、確定拠出年金における制度設計の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月に高齢者雇用安定法が改正施行されることに伴い、確定給付企業年金においても定年延長(雇用延長)に係る制度変更が想定されるが、同法の趣旨を踏まえ、支給要件の緩和等、以下の項目についての制度を緩和していただきたい。</li> <li>(1)確定給付企業年金では、現状、法第36条第2項第1号において、60歳以上65歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている。法第36条第2項第1号では、60歳以上65歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている一方で、同条同項第2号では、60歳未満は事業所に使用されなくなったとき支給が可能であるとされているが、雇用延長に伴って60歳以上においても第2号と同様、事業所に使用されなくなったときの即時支給を認めること。(具体的には、法第36条第2項第2号の「60歳未満」を「65歳未満」に改めること。)</li> <li>(2)確定給付企業年金では、現状で、雇用延長と「つなぎ年金」の受給を選択することは認められていない。再雇用制度や定年延長等の整備に伴い、再雇用を選択しなかった者に給付する「つなぎ年金」の導入を認めること。具体的には、65歳支給開始と規約で定めた場合において、「再雇用を選択しなかった者」が65歳までの間に資格喪失した場合に所得保証の観点から「つなぎ年金」の支給を認めて頂きたい。(つなぎ年金の例：60歳支給開始⇒5年確定年金、63歳支給開始⇒2年確定年金、所得保証の観点よりそれぞれの年金額は同一とする。)</li> <li>(3)確定拠出年金では、現在は60歳に達したときに資格喪失となるが、65歳までは加入者であり続けられるような措置を認めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときとされているが、同法の改正施行により、高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、加入者本人及び企業の双方に、「雇用が年金か」の選択肢がある方が望ましいと考えられ、60歳以上の退職については、老齢給付金支給開始要件としたいというニーズがあることから、要望するもの。</li> <li>(2)65歳定年延長に伴い、再雇用を選択しなかった者について、65歳までの間の生活保護としての年金の支給を可能とし、また、65歳まで勤務した者については「つなぎ年金」は支給しないこともとすることにより、高齢者等の所得確保の選択肢を増やすこと。老後の安定という観点からも加入者にとって特段の支障はないと考ええる。</li> <li>(3)高齢者雇用安定法による定年延長等の義務化に伴い、60歳以上の者について雇用延長するケースが多くなると考えられるが、こうした場合に対応するため、また、60歳資格喪失を改めることにより自助努力による老後の所得確保の選択肢が広がることは、法的目的にも合致するため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)確定給付企業年金法第36条第2項</li> <li>(2)「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日発第02902号)第3の1の1</li> <li>(3)確定拠出年金法第11条、第62条第3項</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5055A	5055018	18	A	確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金の規約の変更等に際しては、軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認・認可が必要となっている。</li> <li>確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利益変更に関する場合等、一定の条件を充たす場合につき事後届出制を導入すること、及び届出不要とする範囲を拡大することを要望する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可が必要とされており、不利益変更を除けば過度の規制となっていると考えられる。</li> <li>また、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度でも適宜が可能であったと思われるが、現在の45,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</li> <li>確定給付企業年金の導入から約4年間で経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,400件を超えたところであるが、一方で、適格年金の廃止までの期間が約6年間であることを踏まえ、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加するものと思われる。このため、現実的には、受給権保護にも配慮しつつ承認・認可手続きの一段の合理化を図ることが求められる。</li> <li>上記を勘案し、審査基準を明確化した上で一定の条件を充たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するもの。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金法第5条、第6条、第7条、第12条、第16条、第17条</p> <p>確定給付企業年金法施行規則第7条～第10条、第15条～第18条</p>	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055019	19	A	確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいては、以下の①～⑤とおりの書類等が必要とされている。</li> <li>認可申請における書類について、以下の増量をお願いしたい。</li> <li>①「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。</li> <li>②適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は、全部の移転しかなく、不要としていただきたい。</li> <li>③「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。</li> <li>④「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。</li> <li>⑤閉鎖適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意を不要とする等、適年の適年から確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを認めていただきたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤については、上記のとおり。</li> <li>③は現在、契約の案文を添付して、「資産管理運用契約の締結」「業務委託契約の締結」を確認いただいているところであるが、当該締結先の受託機関の名称については、規約に明記されているので、それを以て契約締結を確認していただく等検討していただきたい。(若しくは、予め受託機関から契約書のひな型を提出することによって、規約(案)の添付を省略する等)</li> <li>④は申請時の無用な混乱回避のため明確化すべきと考える。また、給付遅延等、受給権が侵害される恐れがある同意書以外については、添付書類の簡素化の一環として、検討いただきたい。</li> <li>⑤は適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳ではないので、通常の確定給付企業年金移行に比べ、簡便的な取扱いを要望するもの。</li> </ul>	<p>①～④「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年金第0329003号・年運第0329002号)別紙3別添</p> <p>⑤確定給付企業年金法別則第25条</p>	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055020	20	A	確定給付企業年金における財政運営の自由度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、次回再計算までの不足見込みに基づく特別掛金を拠出することが認められています</li> <li>が、それに加え、以下について規制の緩和を認めていただきたい。</li> <li>・基金型確定給付企業年金では、毎事業年度の予算を策定していることから、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づき拠出する特別掛金を認めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金と同様の取扱いを要望するもの。毎事業年度の予算に基づく特別掛金の方が、より積極的に積立不足を穴埋めすることができるため、財政の安定化を図ることができ、また、受給権保護の観点からも望ましいと考える。</li> <li>・掛金の拠出に関する事項(加入者負担掛金に関する事項は除く)については、届出事項とされているが、要望している特別掛金に限り認可事項とすれば、恣意的な掛金の拠出を防止できると思われる。</li> <li>・厚生年金基金で可能であったことから、特に基金型DBを中心に、当該特別掛金を拠出したという基金のニーズは多い。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金法施行規則第44条</p>	厚生労働省	社団法人信託協会		
5055A	5055021	21	A	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上(その1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制度を緩和し弾力化すること。</li> <li>(1) 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率および繰下利率)を使用する取扱いを認めること。</li> <li>(2) 給付において厚生年金基金給付との完全調整を認めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状、本件の計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率もしくは繰下利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利益となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。なお、平成17年10月の省令改正において割引率の一定の見直しは行われたが、一部の制限緩和をお願いしたい。</li> <li>(2) 現在、総合型厚生年金基金の給付と完全調整を行っている適格年金制度が数多く存在しているが、今後それらの制度の確定給付企業年金への移行が本格化する。確定給付企業年金において完全調整が実施できない場合、移行に際して大幅な制度変更が必要となり円滑な移行の障壁となるため、完全調整に関する企業へのニーズは大きい。労使合意や規約に調整を行う旨を明確にすること等によりこのような制度設計を認めていただきたい。(調整先の制度は厚生年金基金であるが、例えば、「制度変更を行う場合は、厚生年金基金、DBの規約変更を同時に申請しなければならない」等の制限を設ければ、制度としての運営性を保つことができ、受給権保護を図ることが出来ると考えられる)</li> </ul>	<p>(1)確定給付企業年金法施行令第23条第1項第1号、確定給付企業年金法施行規則第24条第1号</p> <p>(2)法第32条、「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年金第0329003号)第3の1の①</p>	厚生労働省	社団法人信託協会		
5055A	5055022	22	A	確定給付企業年金における制度設計の自由度向上(その2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者としていない者の給付額には、「当該掛金の負担額に相当する額程度の差を設けること」とされている。</li> <li>・加入者負担掛金は加入者自身が負担するかを選択できることから、「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。</li> </ul>	<p>適格年金制度の中には、加入者が掛金を負担するのではなく、事業主も掛金を負担する、という考え方で作られた拠出制の制度がある(掛金を拠出しない従業員は加入者としていない)。拠出制の制度は、退職金とは別に、加入者本人の自助努力によって老後の所得を確保するという趣旨で実施しているものである。このような拠出制の適格年金については、現状DB移行が進み、移行し場合においても拠出制を廃止するケースが見られる。円滑なDB移行を促進するという観点、および廃止が受益者本人にとって不利益となるという観点から加入者拠出をなかった場合の給付格差について、現状よりも緩和していただきたい。</p>	<p>「確定給付企業年金規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年金第0329003号・年運第0329002号)別紙1 3-2(4)</p>	厚生労働省	社団法人信託協会		
5055A	5055023	23	A	適格年金から確定給付企業年金に移行する際の年金資産の払い込み方法の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金法施行規則第13条に基づき移行を行う場合、現状は一旦年金資産を事業主に返還し、特別掛金として払い込む手続きとなっているが、受託機関間で直接移換することを認めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主資産と混在することによる不測の事態(適年資産を事業主に返還し、確定給付企業年金へ拠出するまでの間における事業主の倒産リスク)を回避することは、受給権保護の観点から、より適当であると思われる。</li> <li>・適格年金からの円滑な移行を行うため、事務手続きの簡素化を要望するもの。</li> </ul>	<p>確定給付企業年金法施行規則第13条</p>	厚生労働省	社団法人信託協会		

様式2 全国規制改革及び民間開放要請書

5055A	5055024	24	A	閉鎖型確定給付企業年金における残余財産の取扱いの明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取扱いが規定されていない。</li> <li>このため、当該残余財産については事業主へ返還できることを規定していただきたい。</li> </ul>	<p>この場合、閉鎖年金終了時の最後の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、バランスに欠ける取扱いと思われ、また、事実的に受給権者保護の観点からも問題が生じないため、事業主へ返還できることを希望するもの。(一方、受給権者が少数となったときに、確定給付企業年金法第102条第6項の規定により、当該閉鎖型確定給付企業年金に係る規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、規約承認取消のタイミングにより、受給権者の間で相対的な不公平感が生じる恐れがあり、現実的ではないものと考えられる。)</p> <p>一般に、確定給付企業年金制度の年金資産は加入者および受給者に帰属しているが、当該者が存在しなくなった場合、他の利害関係者が事業主しかいないので、残余財産は事業主へ返還する以外の選択肢はないと思われる。なお、閉鎖型確定給付企業年金についても、確定給付企業年金法に則って掛金を徴収することとなり、意図的に掛金を調整することはできないので、過大損金や利益操作の懸念もないと思われる。(年金資産が残る要因は、予定利率以上の運用収益に依るところが大きい)</p>	確定給付企業年金法第89条第6項	厚生労働省	社団法人信託協会
5055A	5055025	25	A	確定給付企業年金における財政検証に係る経過措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金における財政検証については、現在、経過措置によって、平成19年3月末まで、非継続基準の振替ラインは0.9倍、回復計画の期間は10年とされている。</li> <li>現在、経過措置によって、非継続基準の振替ラインが0.9倍となっている点及び回復計画の期間を10年としている点につき、平成19年4月1日以降も継続して実施していただきたい。</li> <li>適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期間である平成24年3月末まで延長していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金からの移行に伴う最低責任準備金相当額への返還により、厚生年金基金時代より著しく非継続基準の積立比率が低下している制度があることを勘案し、当該経過措置を平成19年4月1日以降についても継続することが必要であると思われることから要望するもの。</li> <li>適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期間である平成24年3月末まで延長していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金法第63条</li> <li>確定給付企業年金法施行規則第58条</li> <li>確定給付企業年金法施行規則附則第2条</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会
5055A	5055026	26	A	企業型確定拠出年金における規約変更手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、一部の例外を除き、規約変更手続きについては、労使合意が必要とされている。</li> <li>現在、法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う兼ね改正(制度内容の変更を伴わない条スレ)等、労使合意を必須としなくても受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更まで労使合意を求められているため、労使合意不要の規約変更範囲を拡大すること等、規約変更手続きを簡素化していただきたい。</li> </ul>	<p>法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う兼ね改正(制度内容の変更を伴わない条スレ)等については、労使合意を必須としなかつたことと勘案し、当該経過措置を平成19年4月1日以降についても継続することが必要であると思われることから要望するもの。</p> <p>また、上述の変更等、加入者等の利益を害する恐れのないと思われる場合には、労使合意を不要とすることで制度運営コストの軽減に繋がることが見込まれるため、ケースに応じて簡素化するという観点でご検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法第5条</li> <li>確定拠出年金法施行規則第9条</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会
5055A	5055027	27	A	企業型確定拠出年金における規約承認の申請手続きの簡素化	<p>現在、規約承認の申請手続きにおいて、運営管理機関の登録済証・勧誘方針、運営管理機関選定理由書の添付が必要とされているが、これを不要とすること。</p>	<p>そもそも運営管理機関は登録制であり、運営管理機関、資産管理機関それぞれとの契約書の添付等も行うことから、別途「登録済証」「勧誘方針」を添付することの意味は低いものと考えられる。</p> <p>また、運営管理機関選定理由書(特に比較表)については、比較表の規模の事業主において、作成の負担が大きいと考えられ、部分的に緩和措置を拡大する等の検討を行うことが可能ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金法施行規則第3条</li> <li>「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成13年9月27日企発第18号)別紙1</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会
5055A	5055028	28	A	企業型確定拠出年金における運用方法に係る金融商品の情報提供方法に関する制約の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供する場合に当該基金等の承認が必要とされている。)しかしながら、電磁的方法による情報提供はほぼ一取扱いであり、また紙媒体による情報提供が情報保護や環境保護の観点から実態に合わなくなっている面もある。また、銀行法施行規則第13条は、銀行が預金者等へ説明する事項を定めているものであり、確定拠出年金制度では、商品販売会社(この場合、各銀行)と資産管理機関がそれに対応することとなることから、加入者等に対する説明・情報提供において、必ずしも引用しなくても継続時の商品情報提供については、加入者等の事前の同意なしで電磁的方法のみで行うことができるよう、緩和を要望するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)別紙第三一</li> <li>「確定拠出年金Q&amp;A」№144</li> </ul>	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055029	29	A	企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型確定拠出年金の拠出限度額は、以下のとおりとなっている。</li> <li>他の企業年金がない場合・・・4.6万円</li> <li>他の企業年金がある場合・・・2.3万円</li> <li>企業型確定拠出年金の拠出限度額を引き上げること、少なくとも、他の年金制度がある場合の拠出限度額を、他の年金制度がない場合と同様の額まで引き上げること。</li> </ul>	<p>事業主において退職給付制度を変更して、企業型確定拠出年金制度を導入する場合、拠出限度額があることにより、想定通りの給付設計ができないケースが多々あるため。</p>	確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省	社団法人信託協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5055A	5055030	30	A	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(1)	① 企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。 確定拠出年金制度が企業の退職金制度の一部を担う制度となっている現状を勘案し、制度普及・加入者増大のため、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている企業型年金における脱退一時金支給要件を緩和すること。 ② 個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)が存在する。 個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)を緩和すること。		① 現状では、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限り企業型脱退一時金として支給を受けることが可能であるが、この要件に該当する対象者は限定的となっている。年金制度とは異なる実質的企業退職金の一部(または全部)を担う制度となっている現状を勘案すると、企業型脱退一時金の支払枠を大幅に引き上げることで、企業および加入者の本制度の利便性(加入しやすさ)が大幅に改善すると考えられる。 ② 現行の個人別勘定残高に係る要件(50万円)については「年間手数料5,000円・利回り年1%程度で資産が目減りしない額」をベースに検討されたと認識しているが、受給権が発生するまで手数料等負担による個人別管理資産の目減りを恒久的に十分まかなって運用が行われる残高は50万円程度では不足しないと懸念される。また、加入者の高齢層の所得の確保という観点からは、「資産が目減りしないことを根拠とするのではなく、「安定的な運用による収益が期待できる額」等を基準にすべきとも考えられ、本件増額を要するもの。また、当該資産に到達するには3年以上の拠出期間が必要と考えられ、通算拠出期間に係る要件の緩和についても併せて要望するもの。	①について ・確定拠出年金法附則第2条の2第1項 ・確定拠出年金法施行令第59条第2項 ②について ・確定拠出年金法附則第3条 ・確定拠出年金法施行令第60条	厚生労働省	社団法人信託協会
5055A	5055031	31	A	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(2)	・企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。 ・個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)が存在する。 ・脱退一時金の受給をやむを得ない事情がある場合(自然災害時や経済的困窮時等)にも認め(中途引き出し要件を緩和)、60歳までに個人別管理資産を取り崩すことができる選択権を拡大すること。	年金支給開始までは長期に渡るため、加入者において将来、経済的に困窮状態に陥る可能性もある。こうした止むを得ない事情において中途の引出しが認められない現状では、加入者等の不安は大きく、制度導入の阻害要因となっているため。	・確定拠出年金法附則第2条の2 ・確定拠出年金法施行令第59条	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055032	32	A	確定拠出年金の加入対象者の拡大	・現在は第3号被保険者に個人型確定拠出年金の加入資格がない。 ・第3号被保険者に個人型確定拠出年金への加入資格を付与すること。	・第2号被保険者の配偶者となり企業型年金の加入資格を失った場合も、引き続き個人型確定拠出年金へ拠出できるとなれば、利便性が拡大され、加入者増大に繋がると考えられるため。 ・このような場合は、その者は個人年金運用指図書になるが、資産が少額な場合は、将来的に運用のみを継続したとしても、少額の給付しか受け取れず、確定拠出年金制度の目的を達することができない可能性がある。第3号被保険者に個人型の加入資格を付与することにより一定の拠出を認めることで、前述の問題点が改善されるほか、制度の普及にも大きく寄与すると考える。	・確定拠出年金法第62条	厚生労働省	社団法人信託協会	
5055A	5055033	33	A	制度移行時の企業型確定拠出年金制度への資産移換における一括移換の容認	現在は、退職一時金制度の改正または廃止が行われた日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の各年度に均等に分割して移換することとなっている。 ・退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を認めること。	確定拠出年金制度の導入においては、確定給付型の企業年金での過去勤務債務の償却と同様に、一定期間で償却することを目的として3年以上(7年以下)の期間での移換が求められているが、信託協会独自の調査では、実際の移換期間は最短期を採用している企業が大多数(8割程度)であり、移換期間の短期化のニーズは非常に強いものと考えられている。 退職金からの移行については、企業側等のリスクに備え早期の受給権確保を必要とすることや、加入者の運用機会喪失を回避することから、早期の移換を行えるようにすることが望ましいと考えられる。また、分割移換中に退職者が出るたびに未移換金を一括移換する等の事務負担が事業主に発生しており、一括移換を実施することにより、これらの事務負担の軽減も図れる。	・確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号	厚生労働省	社団法人信託協会	
5056A	5056001	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供する場合は、最高使用圧力1Mpa、最大高圧量10t/時以下であるものは電気工作物として取り扱わないと緩和されているが、2Mpaでは適切な保安水準の確保が達成できる具体的な根拠が示されていない。一方で、1Mpa未満のものは一貫プロセスボイラーと同様、厚生労働省の検査を受けているものであり、範囲を2Mpaまで緩和したとしても同様に厚生労働省の検査を受けるものでありボイラーの安全確保ということでは検査の所管が変わっても保安水準は確保されているものと思う。是非2Mpaまで緩和していただきたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電設備が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	日本ボイラー・圧力容器工業組合
5057A	5057001	1	A	銀行等の保険募集に係る非公開金融情報に関する取扱いのルール化の推進	非公開金融情報ルールにより、銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを推進すべきである	銀行等による保険募集は、保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている上、銀行等による保険の募集が当該銀行等との他の取引に影響を及ぼさない等、いわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。 非公開金融情報の利用に関する規制は、保険募集と他の金融商品販売で異なるルールが異なり、また、「保険募集に係る業務」という明確かつ幅広い業務範囲を行う「事前」に一定の行為を行わなければならないことと異なり、銀行による保険募集を阻害している。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条2第2項第1号、同条4第2項第1号、同条5第2項第1号	金融庁	外国損害保険協会 (PNLIA)	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

505TA	5057002	2	A	非公開金融情報の定義の緩和	中小企業と個人に対する融資情報のみを非公開金融情報の対象とすべきである。		非公開金融情報の利用に関する規制は、投資信託などの金融商品にはなく、銀行による保険募集のみを不当に規制している。銀行等による圧力募集は、例えば資金繰り不安のある中小企業融資先と個人以外では起こり得ないと考えられる。したがって中小企業と個人に対する融資情報のみを非公開金融情報の対象とすれば、弊害防止の目的は達せられる。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条2第2項第1号、同条4第2項第1号、同条5第2項第1号	金融庁	外国損害保険協会 (FNLIA)
505TA	5057003	3	A	非公開金融情報に関する顧客同意の取得方法の緩和	保険業法施行規則において、銀行が非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合には「事前に書面その他の適切な方法により」顧客の同意を得ることが要請されているが、遅くとも保険の募集と同時に説明した書面を交付し、契約申し込みまでに合意を得る方法も、可とすべきである。		非公開金融情報の利用に関する規制は不当かつ過剰であるだけでなく、保険募集と他の金融商品販売で実務ルールが異なり、また、「保険募集に係る業務」という不明確かつ幅広い業務範囲を行って「事前に」一定の行為を銀行が行うことを要請し、銀行による保険募集を困難にしている。当該ルールは、特に、銀行による非対面マーケティングを実質的に不可能なものとしている。	保険業法施行規則第212条第2項第1号、同条2第2項第1号、同条4第2項第1号、同条5第2項第1号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-9-2	金融庁	外国損害保険協会 (FNLIA)
505TA	5057004	4	A	銀行の保険募集に係る融資先従業員規制の撤廃	従業員数50人以下の融資先の従業員が保険契約者あるいは被保険者となることが保険募集制限先とされているが、銀行に実務上多大な負担をかけると同時に、顧客利便性を損なっており、撤廃すべきである。		勤務している中小企業が事業融資を受けているという理由で、従業員が圧力募集を受ける懸念はない。また、このルールに基づき、銀行はその顧客および被保険者に対し、銀行等募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明書面の交付と顧客の確認を「保険募集に際して、あらかじめ」行うことが銀行に要請され、また、データベースに照合しなければならない、手続きに時間がかかり、顧客利便性を損なっている。また、勤務先が事業融資を受けている事実は、守秘義務で銀行からは説明できない。	保険業法施行規則第212条第3項第1号ハ、同条2第3項第1号ハ、同条4第3項第1号ハ	金融庁	外国損害保険協会 (FNLIA)
505TA	5057005	5	A	保険募集の際に銀行が求められる、募集制限先に関する顧客確認方法の緩和	保険会社向けの総合的な監督指針において、銀行はその顧客に対し、銀行等募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明書面の交付と顧客の確認を「保険募集に際して、あらかじめ」行うことが銀行に要請されているが、保険募集の際に、遅くとも保険の募集と同時に説明した書面を交付し契約申し込みまでに確認を得る方法も、可とすべきである。		すべての契約者と被保険者が募集制限先に該当するかどうかの確認を、「保険募集に際して、あらかじめ」銀行が行うことを要請し、一般顧客に対する銀行による保険募集を困難にしている。当該ルールは、特に、銀行による非対面マーケティングを実質的に不可能なものとしている。	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-9-4	金融庁	外国損害保険協会 (FNLIA)
505BA	5058001	1	A	危険物積載船(ガス船)の夜間着積・荷役開始の緩和	危険物の積載予定内航船(バージ運空船:非危険物積載船)は千葉港、鹿島港地においては、各企業の自主基準の遵守をベースに、夜間20時迄の着積・荷役開始が許可されている(全国地域では認められてない)。非危険物積載船(危険物積載予定の空船)の全国地域での夜間着積・荷役開始の許可と、更に、一定の安全対策強化・自主基準の遵守を条件に内航船の危険物積載船、ガス船においても、夜間20時迄の着積・荷役開始を認めて頂きたい。  規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果: 内航危険物船対象とした輸送効率アップにより約10億円/年程度の効果が予測される。	危険物積載船、ガス船(LPG船、エチレン船他)は日没後の着積・荷役開始は許可されてなく、非危険物積載船(危険物積載予定の空船)の夜間着積・荷役開始については、一部の地域でのみの許可で、全国地域での許可はされていない。	国内の内航船(特にケミカル船)は2007年マナーホール付展覧ⅡとIBCコード改正に伴うダブルハル化対応での船員不足、及び慢性的船員不足で、必要輸送船の安定的確保が困難な状況となりつつあり、船輸送の効率化は必要不可欠のテーマとなっています。こうした環境下、燃料油の黒船(重油船)→港則法上は非危険物扱、消防法上は危険物扱いの夜間着積・荷役開始は長年に渉って安全に行われており、安全上の問題点はない状況であり、一定の安全対策強化・自主基準の遵守で、安全な夜間着積・荷役開始が可能です。	港則法第23条(危険物)、海上保安庁通達	海上保安庁、各地県庁	石油化学工業協会
505BA	5058002	2	A	危険物積載船の夜間着積等の規制緩和	平成16年1月に京葉臨海コンテナ8社の自主基準の作成・千葉海上保安部の承認により、午後8時迄荷役可能となったが、更に24時間の着積・荷役が可能とする全面的な規制緩和を求める。	一定の安全要件を確保した上で、危険物積載船・ガス船の着積及び荷役の24時間化をすにより物流国際競争力の強化を図る	バースの効率的な運用が阻害される他、滞船料の発生でコスト増加の原因となる。物流コストの低減や24時間化による国際港湾としてのポテンシャル向上を阻害している。	港則法第23条(危険物)、海上保安庁通達	国交省	石油化学工業協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5058A	5058003	3	A	船舶の係留施設への係留条件緩和	ケミカルタンカー(危険物)の係留施設への係留条件(水深・バース係留能力)の緩和	港則法、同施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令により船舶の係留条件は、船舶の満潮喫水およびバース条件、保安距離によりLOA・D/W・水深が決定され、それ以上の船舶の入港は規制されている。外航船は、減トン喫水が認められているが内航では不可となっている。	ケミカル船のIBCコード変更による格上げ、減船、造船コスト上昇を受けて、ケミカル船は減少方向が加速されると思われる。特に小型船(199~299GT)は、採算性からリプレースが進まないと思される。従って、499GTでの効率配船を推進する事となるが陸上設備の整備と港湾整備に時間とコストが必要であり、代替えとして減トン輸送によるアイデアがあるが、現行する係留施設・条件では満足出来ない。従って減トンによる施設・条件の緩和を要望する。	港則法、同施行規則、港湾の施設の技術上の基準を定める省令	国交省、海上保安庁	石油化学工業協会
5058A	5058004	4	A	「危険品・有害物事前連絡表」届出システムの改善	「危険品・有害物事前連絡表」の事前届出について電子化またはFAX等での受付許可システムに変更していただきたい。	現行システムでは当該貨物のCY搬入日以前までに所定の様式で届出を行い、「届出受付印」のあるものを船積書類に添付しなければならない。従って、届出の郵送、搬入日までに港湾防災協会まで足を運び「届出受付印」をもらいにくいかなければならない。 <改善した場合の業務削減時間> 1H/回×240回/年=240H/年	危険物荷役許可証及び入出港届けについて、インターネットのWEBを利用する等々、効率的な運用を図って頂きたい。前回の規制緩和要望の際にも、インターネットを利用する等、前向きな回答を頂いたが、遅々として進んでいない。	港則法	海上保安庁	石油化学工業協会
5058A	5058005	5	A	危険物船舶係留施設使用届けの簡素化	危険物船舶係留施設使用届けを保安部殿に提出し、着積荷役許可を受け、着積荷役開始後に気象状況急変等での安全対策として、一旦離積したのち、再度、着積・荷役開始を行うケースでは、新たに係留施設使用届けを提出し再度の着積許可で、着積・荷役開始を行っている。	危険物積載船舶、ガス船(LPG船、エチレン船舶)、非危険物船舶(危険物積載予定の空船)の着積荷役開始後に離積した場合、再度の着積・荷役開始に当たっては、新たな係留施設使用届けが必要となっている。又、休日等で係留施設使用届けが当日に出来ないケースでは、翌日の届出により着積荷役の実施となっている。	再度の係留施設使用届けの提出と許可と、これに係るリードタイムロスによる業務の非効率化となっている。又、休日等で係留施設使用届けが当日に出来ないケースでは、翌日の荷役となり船輸送のロスとなっている。保安部殿の必要とされるデータ(船舶の動向や届出状況)は、最初の係留施設使用届けでデータ提示されており、再度の係留施設使用届けは不要としたい。(実効面では電話連絡で着積・離積の報告を保安部殿に行う)	港則法	海上保安庁	石油化学工業協会
5058A	5058006	6	A	事業所内 屋外貯蔵所での危険物収納コンテナ設置期間緩和	危険物を収納した容器をコンテナに入れた状態で屋外貯蔵することを承認していただきたい。	屋外貯蔵所において、容器に収納した危険物をさらに容器以外の物体(コンテナ)に収納したまま屋外貯蔵することは、都度仮貯蔵の申請・許可が必要であるため、屋外貯蔵所としての許可範囲内であれば仮貯蔵申請を不要とする規制緩和をお願いしたい。	貨物の危険度を考慮し屋外貯蔵所の運用を柔軟にしたい。屋外貯蔵所として申請し認可された時点で屋外貯蔵所の相当の安全性は確保できていると考えられる。	消防法、危険物の規制に関する政令・規則	総務省	石油化学工業協会
5058A	5058007	7	A	コンテナヤードでの危険物収納コンテナ設置期間緩和	危険物を収納したコンテナのコンテナヤード(CY)での設置期間について、規制緩和を要望する。	危険物を収納したドライコンテナのCYでの設置は認められていないが、地方自治体によっては緩和されており、広く緩和してほしい。	危険物コンテナは船積み日以前のCY搬入は認めていないため、船積み当日にコンテナにコンニングの上CYへ搬入せざるを得ない。よって、短時間での集中作業、輸送を余儀なくされている。よって、作業の平準化のため、一船品と同様に1週間程度の設置を認められたい。	消防法	総務省	石油化学工業協会
5058A	5058008	8	A	船舶間距離の緩和	船舶の大型化に伴う、運用面での船舶間距離の規制緩和。船舶間距離30mを20mに変更。	船舶保安距離については、IMO改正への対応により船の全長が長くなった船舶の操船技術も確立し常態化した状況も顕著して、また、荷主、顧客、船社の現場部門より安全確保が確実にできるとの確認を得た。20m(現行30m)へ緩和してほしい。	1. 着積量数が制限される。 2. 設備改造費の増加	港則法	国土交通省	石油化学工業協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5058A	5058009	9	A	20tコンテナの1トラクターの多重連結輸送	現在は、1トラクターに1コンテナ輸送は許可されているが、2つ以上のコンテナ連結については規定がない。CO2削減及び物流効率化のため、コンテナの多重連結を認めていただきたい。	20tコンテナを1トラクターに2連結で輸送を行うことにより、CO2削減及び物流効率化を図る。	物流面での国際競争力の向上及び道路混雑緩和及びCO2削減のために効率化を図りたい。	逓交法	国土交通省	石油化学工業協会
5058A	5058010	10	A	車高規制の緩和	車高4.1mの車両通行が許可されている指定道路の範囲が限定されているため、4.1m車高車両の移動が限定的となっている。指定道路の範囲を拡大することをお願いしたい。	逓交法では指定道路を除く道路は車高3.8mが規定されている(指定道路(国道等)は4.1mに緩和されている。	指定道路の範囲を拡大することにより、物流効率化ひいてはCO2削減が達成できる。	逓交法	国土交通省	石油化学工業協会
5058A	5058011	11	A	ISO規格コンテナフル積載時の内外格差の是正(是正)	30.48t積載時、外貨はトラクター2軸(駆動軸11.5t)、内貨は同(駆動軸10.0t)である。内貨についても、EU諸国並みの、駆動軸11.5tに、内外格差を是正願いたい。	30.48t積載時、外貨と同様に内貨のトラクター2軸も駆動軸11.5tまで可能とすることにより物流効率化を図る。 規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果: エネルギー消費削減 排気ガス排出削減	過去の要望に対して、平成17年度までに可否の検討を行うとの回答を得ているが、平成18年3月末時点では、検討継続となっており、省エネ法のエネルギー消費削減の観点からも、道路運送車両法上の適合率は道路法上の緩和・フリーでの通行許可を要望する。	逓交法	国土交通省	石油化学工業協会
5058A	5058012	12	A	大型車進入規制の緩和について	大型車進入禁止規制区域において、その規制区域内に貨物の引取り先または、配達先がある場合には通行許可取得の免除或いは、申請の電子化又は、規制地域管轄の警察署ではなく運送事業者数寄りの警察署でも許可取得可能な規定の改正(警察署側の連携システムの導入等)により、所轄警察署への書類持参による手続を緩和してほしい。	現状では、規制区域を管轄する警察署において「通行許可証」を発行しているため、当該区域内へ貨物を集配する場合は事前に所轄署に出向かなければならない。 →短期申請(1日限り)であれば、当該区域進入前に所轄署に立寄れば「通行許可証」が発行されるが、都市部では大型車が申請のために駐車可能な警察署はまず管轄であり、かつ最近では警察署自体が規制区域内にあり、許可取得のための進入も不可能な場合が非常に増えている。 規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果: 許可取得のために所轄署まで往復する、時間労働力の削減(労働生産性の向上) 自動車使用の削減によるCO2及びエネルギー削減	大型車輦の通行規制自体は止むを得ないと思われるが、「通行許可証」の発行に関しては、現状では規制区域を所轄する警察署の窓口のみとなっている。規制区域内の目的地が「工場」「倉庫」等であれば長期許可の取得という手段もあるが、スポット貨物(特に引越荷物等)であればその都度所轄署に、事前に出向かなければならないのが実態である。上記要望の許可取得免除は無理としても、所轄署以外での許可証発行又は、申請の電子化を是非検討されたい。	-	国土交通省・警察庁	石油化学工業協会
5058A	5058013	13	A	トレーラー相互使用時の規制緩和について	トレーラー(被牽引車)を貸借して、コンテナヤードを起積点として行う一連の運行(コンテナの集配)の場合(コンテナヤードにてトレーラーを受渡する場合)は、連結検討の確認(車検証への記載)及び相互使用協定書のみとし、借受人側の事業計画変更(増車申請及び車庫の確保)については不要としてほしい。	現状では、連結検討の確認(車検証への記載)及び相互使用協定書の締結、並びに借受人側における事業計画変更(増車及び車庫に確保)が必要である。 予想経済効果: 鉄道及び内航コンテナ輸送(コンテナ規格の理由により、現状ではトレーラー集配が主流となっている)の集配効率化 地球環境保護に対応した「モーダルシフト」の一層の推進	コンテナヤードを起積点とした、一連の運行(コンテナの集配)業務は車庫に置かない運行形態の場合が多い(コンテナヤード内又は貸渡人の車庫にてトレーラーを受渡する)ので、借受人における車庫の確保は不要であるにも関わらず、届出上車庫用地の確保が必要な実態となっている。事業計画変更をもって管理が必要なのであれば、上記運行形態の場合に限り、運行条件の限定及び違反時の厳罰化を行う等により車庫の確保は不要として頂きたい。	-	国土交通省	石油化学工業協会
5058A	5058014	14	A	屋外タンク貯蔵所の転活用について	危険物施設である屋外タンクに、排水(非危険物)の貯蔵を可能とて欲しい。		危険物施設である屋外タンクに排水を貯蔵する場合、危険物施設の廃止届けを出さなければならない。また、同一防油域内に危険物タンクと非危険物タンクが共存してはいけいないなど、制限が多いため、タンクの臨機応変な対応に支障をきたしている。	消防法	経済産業省	石油化学工業協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5058A	5058015	15	A	蒸気タービンによる発電	以下の条件を満たした場合には、蒸気タービンと発電機(誘導電動機)の組合せの設備を電気事業法の発電設備から除外して欲しい。 ・発電を業としない(発電所を有しない)事業所が設置する場合 ・限定的な規模(たとえば発電量1000KW)以下の場合 ・発電量が自家使用電力を上回らない範囲の場合 ・動力源が余剰エネルギーの利用であること(発電のために新たに作った動力源でないこと)	余剰蒸気などの有効活用策として蒸気タービンと発電機(誘導電動機)による発電が考えられるが、本設備は電気事業法の発電設備に該当する。電気事業法に則って対応すればよいが、ボイラー・タービン主任技術者の選任等電気事業法の各種の規制が適用され、多くの労力コストが必要であり、届出手続き等も煩雑である。余剰蒸気の利用により、一事業所で年間100万KWの省エネ率が可能となる。	余剰エネルギー、例えば余剰蒸気、を回収する際、蒸気タービンによる発電がある。H14年6月「社団法人火力原子力発電技術協会」発行の「電気事業法令(火力関係)必携質疑応答集」に、「蒸気タービンと誘導電動機と負荷(ポンプ等)との組合せにおいて、蒸気の量により誘導電動機が過渡的に起電(発電を行う場合、本設備は発電設備としては取り扱わない。)との解釈があるので、蒸気タービンと誘導電動機と負荷(ポンプ等)との組合せで余剰蒸気等を有効利用すればよい。しかし、余剰蒸気等は通常安定的に確保できない場合が多いので、誘導電動機でカバーしたとしても実効は望めない。そのような不安定要素のあるものをプロセス機器(ポンプ等)の動力として使用することは、プラントの安定運転の支障となる。(その他の項に続く)	電気事業法	経済産業省	石油化学工業協会	(要望理由の続き) 「蒸気タービンと誘導電動機と負荷(ポンプ等)」の組合せと「蒸気タービンと誘導電動機」の組合せとでは、負荷(ポンプ等)の有無が違うのみであり設備的(管理面や運転面も含めて)には大きな違いはない。しかし、大規模発電所を考えると「蒸気タービンと誘導電動機」の組合せを無制限に発電設備から外することはできず、また、小型のガスタービン発電設備など一部緩和がなされているものがある。よって、これらを総合的に勘案した上で、前述のように制約条件を科すことを条件として、蒸気タービンと誘導電動機の組合せでの常時の起電(発電)を行う設備を電気事業法の発電設備から除外して欲しい。
5058A	5058016	16	A	特定供給に関する電気事業法上の規制の緩和	電力会社の送電ネットワークを介して、特定供給を可能にして欲しい。	グループ会社の中には、余剰電力を保有している会社があり、現状場所が離れていることから、その余剰電力を活用する事が出来ない状況である。その為、電力会社の送電ネットワークを介し、コンビニートの共同発電所を通して受電する事が可能となれば、新たに設備投資をする事無く、より安価な電力を使用する事が出来る。また、グループとしても競争力を高める事が出来る。	(1)親子関係が成り立っている会社間各所での余剰電力を、電力会社の送電ネットワークを介し、離れた場所においても既設の送電線を利用して受電したい。(新たな自営線を設けることなく、コンビニ等の共同発電所等を通じて受電したい) (2)昨や電力力が値上りしており、余剰の安い電気を購入できる	電気事業法17条 電気事業法施行規則20条	経済産業省	石油化学工業協会	
5059A	5059001	1	A	生命保険の構成員契約規制の廃止	本項目は「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれているが、未だ結論が示されていない。早急に結論を出すように改めて要望する。	法人代理店による構成員契約の取扱を可能とする。 これにより、企業従業員の保険申込みが容易になり、消費者利益の向上につながる。また、代理店・保険会社における構成員契約の混入を排除するための事務モードを削減できる。	企業代理店は、生命保険を取り扱っている場合も、親企業や関連企業の従業員など「構成員」の生命保険については一律取扱禁止となっている。このため、「構成員」から照会や取扱を求められた場合であっても断絶するしかなく、消費者利便を阻害することになっており、顧客対応として問題がある。	保険業法300条第1項第9号 同施行規則234条第1項第2号 大蔵省告示第238号	金融庁	東京海上日動火災保険株式会社	
5060A	5060001	1	A	太陽光発電施設を工場立地法の特定工場の特例規定に加え、「緑地施設」とする。	工場立地法に定める ①「特定工場」の除外規定の対象拡大 ②「緑地施設」の対象拡大	現在、工場立地法の「特定工場」除外施設として、電気供給業の水力、地熱発電が指定されているが、それに加え、太陽光発電施設も除外施設とする。 そして太陽光発電施設はその地球温暖化対策効果(CO2の吸収、排出抑制)から、緑地施設と見なす。	太陽光発電施設は、自ら騒音や排煙など周囲環境へ悪影響を与えるものではなく、むしろそれが環境に配慮された施設である。 そして、従来から工場立地法にて認められている「緑地等に関する効果・機能」として「地球温暖化対策」に関する機能を有している。 さらに、既存のエネルギー代替機能を有するものであることは、CO2排出を抑制し、地域環境づくりに貢献していると言える。それは、また周辺地域に企業としての社会的責任を示すものであり、地球環境保全の重要性を認識させる大きな啓蒙効果をもつと考える。	①工場立地法第6条第1項、工場立地法施行令第1条 ②工場立地法第4条、工場立地法施行規則第3条	経済産業省	太陽光発電協会	
5061A	5061001	1	A	対象動物の範囲の「馬」を食用に限定する。	競走用・乗用・愛玩用に使用した馬の生命の終息について、ヒトが食すことを禁じる新たな規制を設けることにより、食用に供する動物から、競走用馬と乗用馬・愛玩用馬を除く。	馬の品種としてブルトン、ペルシヤン、ベルジアン、道産子、ノルマン等の配合種は、食用に生産された馬で肉質は軟らかく飼育ができる。サラブレッド種は本来、競走用・乗用などの目的として生産される。肉質は硬くならず肉質が硬く人間の食用にはならない。なお、基本的にレースに出走した馬(2歳以上)は人間の食用にはならないが、日本には法的な規制はない。海外においては法律の規制しているところもあるため、日本においても法的な整備が望まれる。馬の識別にはマイクロチップを利用する。	最近のペットブームにも後押しされて、愛玩動物や畜しの動物として、犬や猫と同じ感覚で馬に接する人々が多くなってきている。現在の法規では、全ての「馬」が人間の食用に供する動物と明記されていることから、馬にも食用と区分けして競走用・乗用・愛玩用が取り扱われるよう要望する。日本における馬文化レベルを、欧米並みに底上げすることを最終目標とする。このことにより馬の福祉を最大限に考えた医療体制を整備することが可能となる。別様式有	動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第101号)第24条	農林水産省	(有)ノマドック	海外競馬週報No.39 http://www.jair.jrao.ne.jp/japan/newsprot/2006/body/1019.html#P2 海外競馬週報2004.7 http://www.jair.jrao.ne.jp/japan/newsprot/2004/body/0713.html 馬の保護管理研究会 http://www1.odn.ne.jp/epmp/Topics-Arc-J.html 参考資料:馬屠殺防止法案を考える
5062A	5062001	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 ①専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行いたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの速を速くすべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、右記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	法務省入国管理局	日本商工会議所		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5062A	5062002	2	A	外国人労働者の受入れ拡大 ②わが国で不足が予想される分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設したい。別に、すでに完全同一種の制度として導入することが差し困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、各方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。		国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、上記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	法務省入国管理局	日本商工会議所	
5062A	5062003	3	A	外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充	外国人研修・技能実習制度に関して、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図りたい。 特に、構造改革特区における受け入れ人数の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的な規制緩和と踏み切ることが望まれる。		諸外国の産業の振興、特に発展途上国の社会経済の発展の担い手となる人材の育成に協力することを目的に、従来よりもさらに踏み込んだ技術、技能、知識の伝授を行える環境を整備いただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局	日本商工会議所	
5063A	5063001	1	A	未成年者がタバコを買える自動販売機は撤廃する	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は滿二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入しているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは販売されたり、なりすまし・代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを入手する可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。 未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすべきである。	ICカード導入＝成人識別機能とタバコ業界と財務省は表現しているが、これは間違いで、年齢確認身分証明と写真を予め郵送で申し込んで作成し二重には登録できないICカード導入に過ぎず、自販機でこれを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる間ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮・予見される。 未成年者のタバコ購入を完全にシャットアウトするために、自販機は撤廃とすべきである。	自販機でタバコを購入する人が成人を確認するために、ICカード導入に併せ、前回の本案の指紋認証機能の付加要望は不可との回答であったし、そもそもICカード式自販機の導入は法的義務づけではないので、全部の自販機が本システムを導入するわけではなく、未成年者のなりすましや代理購入のシャットアウトを担保できない。 前回の本案の要望に対して、警視庁は「販売時に購入者の年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は、将来的には、国民の合意の下に廃止されるべきものであると考えている。」と回答している。自販機への未成年者の不正アクセスが防止できない場合には、たばこ規制枠組条約第16条の「拘束力のある書面宣言により禁止を約束することを明らかにすることができる。」により、タバコ自販機は早期に全面撤廃とすべきである。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第4条 煙草又は器具を販売する者は滿二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) 「たばこ事業法」 第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	警視庁、財務省	特定非営利活動法人「子どもに禁煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	タバコ業界は、ICカード式タバコ自販機導入に併せ、深夜販売自販機を中止する考えのようであるが、これにより未成年者のなりすましや代理購入はより広がることと予見される。
5063A	5063002	2	A	未成年者喫煙防止のためタバコの店頭販売で年齢証明の提示を法的に義務づける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は滿二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、店頭において、未成年者と思われるタバコ購入に年齢証明の提示を自主的に求めているが、若い購入者には全て年齢証明の提示を法的な義務づけとすべきである。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のために販売店の自主性に任せるのでなく、この法的義務づけが必須である。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入していることとされている(厚生労働省の研究班の調査結果)。2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を業界として自主的に行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年者と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。 これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売において、若者の場合には年齢証明の提示を法的な義務づけを担保する枠組みが必要である。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第4条 煙草又は器具を販売する者は滿二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) 「たばこ事業法」 第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	警視庁、財務省	特定非営利活動法人「子どもに禁煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5063A	5063003	3	A	禁煙治療の保険適用においてプリンクマン指数200の要件を削除する	喫煙はニコチン依存症を引き起こし、ニコチン依存症は「再発しやすいが、繰り返し治療することにより完治しうる慢性疾患」と捉え、禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度がわが国でも2006年4月に導入された。 しかしその対象者の要件として、プリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上の要件が特約の理由がなく付けられたため、喫煙者の高い20歳代だけでなく、未成年の喫煙者は大半が保険適用から外れ、禁煙治療による生活習慣病対策及び健康づくり施策から不備となっているので、本要件を撤廃すべきである。 ニコチン依存症などの薬物依存症は早期に治療するほど治療効果が高まるので、プリンクマン指数が足りないために禁煙治療の開始が遅れると治療成功率が低下することは明らかであり、このような保険適用要件はいたずらに禁煙治療費の無駄遣いをもたらす不要な規制である。	プリンクマン指数が200以下である若年喫煙者の医療費と薬価は医療保険の適用外で自己負担であるために、禁煙治療受診の障害となっている。20歳代及び未成年喫煙者の禁煙治療の保険適用とニコチン替薬の薬価適用により、若者の禁煙者が増え、本人及び家族、周りの非喫煙者(特に子ども)の健康増進ははかられ、かつ喫煙による疾病治療と予防により、中長期的に国民医療費が減少し、国家財政の圧迫要因が減少していくことが期待される。 中長期的な費用効果の点からも、この年齢層の禁煙こそが重要であり、かつ医療費減少に最も寄与が大きい。	タバコの主成分であるニコチンには強い依存性がある。喫煙者の多くは出来れば禁煙したいと希望しているが、意志だけで禁煙に変わるのには難しいので、年齢に関係なく、禁煙治療受診によるニコチンからの離脱の医療制度が必要とされている。 若年喫煙者も保険適用とし、禁煙者を増やす社会的整備により、子どもを含めた受動喫煙防止とも国民の健康づくりを進める上で、この要件の削除は極めて有効となる。 近年国民医療費の増大が国家財政を圧迫しているが、喫煙による超過医療費は1999年度には1兆3千億円、国民医療費に占める割合は4.2%と試算されている。禁煙治療受診により禁煙者が増えれば、中長期的に国民医療費が減少することが既に試算されていて、既に禁煙治療の保険適用は実施されており、実施医療機関も既に3,300施設を越えている(2006年10月)ので、早期の本要件の撤廃が必要である。	医療保険・診療報酬関連法規	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに禁煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5063A	5063004	4	A	禁煙治療の保険適用において入院患者も対象とする	喫煙はニコチン依存症を引き起こし、ニコチン依存症は「再発しやすいが、繰り返し治療することにより完治しうる慢性疾患」と捉え、禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度がわが国でも2006年4月に導入された。 しかしその保険適用に入院患者が含まれていない。入院治療に禁煙治療が必要あるいは欠かさないケースは少なくなく、かつ入院患者も禁煙治療の保険適用から除外する特約の理由がないので、入院患者も保険で禁煙治療が受けられることとすべきである。	入院治療に禁煙治療が必要あるいは欠かさないケースは少なくなく、かつ入院患者も禁煙治療の保険適用から除外する特約の理由がない。 入院中は主治医の指導で禁煙することが当然視されており、かつ入院患者の禁煙のインセンティブ(動機)も高く、入院患者も保険で禁煙治療が受けられることとすれば、入院治療の効果が高まることと期待される。退院後も禁煙の持続で治療と健康増進に寄与することが期待される。 中長期的な費用効果の点からも、入院を契機とした禁煙治療は非常に効果的で、医療費減少にも役立つ。	近年国民医療費の増大が国家財政を圧迫しているが、喫煙による超過医療費は1999年度には1兆3千億円、国民医療費に占める割合は4.2%と試算されている。禁煙治療受診により禁煙者が増えれば、中長期的に国民医療費が減少することが既に試算されていて、既に禁煙治療の保険適用は実施されており、実施医療機関も既に3,300施設を越えている(2006年10月)ので、早期の本要件の撤廃が必要である。 入院中は主治医の指導で禁煙することが当然視されており、かつ入院患者の禁煙のインセンティブ(動機)も高く、入院患者も保険で禁煙治療が受けられることとすれば、入院治療の効果が高まることと期待される。退院後も禁煙の持続で治療と健康増進に寄与することが期待される。	医療保険・診療報酬関連法規	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに禁煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5063A	5063005	5	A	禁煙治療の保険の歯科診療への適用	喫煙はニコチン依存症を引き起こし、ニコチン依存症は「再発しやすいが、繰り返し治療することにより完治しうる慢性疾患」と捉え、禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度が「国でも2006年4月に導入された。禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度がわが国でも2006年4月に導入された。禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度がわが国でも2006年4月に導入された。禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度がわが国でも2006年4月に導入された。」 しかし歯科においては、禁煙治療は保険の適用外で自費負担であり、禁煙治療受診の阻害となっているので、保険適用とし、禁煙者を増やす社会的制度の整備により、歯周病等歯科疾患の治療と予防を含めた国民の健康づくりを進める。	歯科における保険適用で禁煙治療とニコチン代替薬の薬価適用が広がることにより、禁煙者が増え、本人及び家族や周りの非喫煙者の健康増進もはかられ、かつ喫煙に由来する歯周病等歯科疾患の治療と予防により、中長期的に国民医療費が減少し、国家財政の圧迫要因が減少していくことが期待される。	歯周病等歯科疾患のリスクに喫煙の関与があり、動脈硬化や糖尿病悪化等諸疾患にも関わっていることが、近年国際的にも明らかにされてきていることから、歯科でも禁煙治療を保険適用とし、禁煙者を増やす社会的制度の整備により、国民の健康づくりを進める上で極めて有効となる。 近年国民医療費の増大が国家財政を圧迫しているが、喫煙による超過医療費は1999年度は1兆3千億円、国民医療費に占める割合は4.2%と試算されている。禁煙治療受診により禁煙者が増えれば、中長期的に国民医療費が減少することが既に試算されており、既に禁煙治療の保険適用は実施されており、実施医療機関も既に3,300施設を超えている(2006年10月)実績があるので、歯科診療への早期の禁煙治療の保険適用が必要であり、かつ社会的需要がある。	医療保険・診療報酬関連法規	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	禁煙外来による治療が5回未満の受診で禁煙に成功していても5回の受診がなければ不成功(失敗)として保険適用外になることは間違っており、これも保険適用とすべきである。 追記:
5063A	5063006	6	A	健康診断時に、喫煙者には「要禁煙治療」の通知とフォローシステムを導入する	喫煙は働き盛りの日本人男性の最大死亡原因であり、また健康喪失と合わせて密接に関連しており、がん死中の3〜4割は喫煙が原因であることが明らかにされているので、健診や人間ドックで、喫煙の有無を記入・聞き取り、ニコチン依存症の喫煙者には「要禁煙治療」の通知と義務を定め、喫煙者に禁煙治療を受けた場合に診療報酬(カウント)、治療者には保険適用(給付)する	健診や人間ドックで、ニコチン依存症の喫煙者に「要禁煙治療」の記載義務を定め、喫煙者に禁煙治療を受けた場合に診療報酬(カウント)、治療者には保険適用(給付)することにより、中長期的な医療費削減と健康寿命を延ばすことが期待される。	タバコを吸うのは「ニコチン依存症と関連疾患からなる喫煙病」であり、患者(喫煙者)には「積極的禁煙治療を必要とする」との禁煙ガイドラインが、2005年10月に、日本循環医学会とJ学会の合同提言でまとめられ、2006年4月に禁煙治療受診に対する医療費の保険給付の制度が国でも導入された。 また、2009年に設定された健康日本21に関する中間評価の審議が、厚生科学審議会地域保健健康増進委員会においてなされ、2006年8月に中間評価報告書が公表され、パブリックコメントの募集が行われ、喫煙率削減の数値の新目標設定は多数(賛成305、反対265)で、2010年の目標設定は、第三案(男性25%、女性5%)の支持が圧倒的に多い結果であったが、この喫煙率削減目標を現実化するためには、その一方法として、本システムの導入が不可欠である。	健康保険法、他	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5063A	5063007	7	A	受動喫煙防止について施設管理者に義務化をより罰則を設ける	2003年5月1日施行の「健康増進法」第25条で、公共の場での受動喫煙の防止の努力義務が管理者に課せられた。本法を受けて同年4月30日の厚生労働省健康局長通知で、「全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効である」とされた。本法及び通知を受けて、自治体庁舎の全面禁煙や学校敷地内禁煙、金融機関のロビー・ATMコーナーの禁煙、警察の公共の場、航空機、首都圏の私鉄の駅構内などが進みつつある。 しかし本法は努力規定であるために、レストラン・食堂、理美容店、公共浴場、タクシー、JRの一部、公道、職場などの禁煙は必ずしも進んでおらず、受動喫煙から国民の健康を守る対策が徹底しているとは言えない。管理者に全面禁煙を基本とした受動喫煙防止の義務を課し、違反者には罰則を課すべきである。	受動喫煙防止の施設管理者への義務付けにより、受動喫煙による健康損傷から国民の健康が守られ、かつ喫煙者自身も禁煙への動機付けになることから、医療費減少や喫煙による社会的損失の減少により、国民福祉の増進が図られる。	有害物質のリスク評価からしても、受動喫煙は健康影響が大きく、かつ禁煙により防止可能な最大のものである。禁煙業者・管理者の自主性に任せるには限度があり、全面禁煙を基本とした受動喫煙防止の義務を課し、違反者には罰則を課する対策が国際的に進んでいる。健康増進法が施行されて9年が経過したが、そのような内容の法改正を早急にすべきである。 現在成人男女の喫煙率は30%以下となっており、2008年8〜9月に行われた喫煙率削減の数値の新目標設定の「パブリックコメント」でも設定は多数(賛成305、反対265)で、2010年の目標設定は、第三案(男性25%、女性5%)の支持が圧倒的に多い結果であったことから、民意の賛同は得られる。	たばこ規制枠組条約(第8条) 健康増進法(第25条) 厚生労働省健康局長通知(2003.4.30)	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	追記: なお、労働安全衛生法の定期健康診断の胸部X線診断は40歳未満は省略するが、受動喫煙など職場環境に問題のある人は未満でも受診させることとしているとのことであるが、職場事務所内を全面禁煙にするのが先決である。
5063A	5063008	8	A	健康増進法第25条の受動喫煙防止の対象に、「公道」を含め、路上やオープンスペースの喫煙禁止対策をはかる	健康増進法第25条の受動喫煙防止条項、及び健康局長通知(健発第0430003号、平成15年4月30日)は、受動喫煙防止の対象として、屋内のみならず、鉄軌道駅、交通機関ターミナル、屋外競技場、橋(等)等多数の者が利用する施設を含むものであり」としていることから、「公道」(歩道路上やオープンスペース)も本法の対象を含め、受動喫煙防止対策を講ずるべきである。 しかし本法は努力規定であるために、レストラン・食堂、理美容店、公共浴場、タクシー、JRの一部、公道、職場などの禁煙は必ずしも進んでおらず、受動喫煙から国民の健康を守る対策が徹底しているとは言えない。管理者に全面禁煙を基本とした受動喫煙防止の義務を課し、違反者には罰則を課すべきである。	厚生労働省は、健康増進法第25条の受動喫煙防止各項目は、屋内の受動喫煙との解釈に狭く限定しているようであるが、健康局長通知の趣旨からすれば、公道の受動喫煙(路上喫煙禁止)対策も含めるべきで、国民の健康を広く受動喫煙の害から守ることができる。 なお環境省は、屋外の受動喫煙防止について、昨年11月の要望に対し、「一般環境大気中におけるたばこの煙により、著しい健康影響が生じるとは承知しておらず、規制を行う予定はない。」との回答であった。	受動喫煙による過剰死亡リスクは、日本でも年間17万人余との試算データがあり、受動喫煙の場所を問わず、その防止対策は国民の健康づくりから重要な施策のはずであるが、しかし特に「公道」の受動喫煙については、健康増進法の対象外とされ、全国の100近くの市で、ポイ捨て禁止や美化に絡めた歩きタバコ禁止、あるいは路上喫煙禁止条例が制定されている現状があり、「公道」の受動喫煙防止は法的に空白となっている。 米国でも、道路タバコ煙は、健康保険料が、発がん性物質として危険度の最も高いクラスとしており、屋外の無煙という状態下では喫煙者によるタバコ煙の到達距離は直線14mの円周内であることとされているので、わが国でも、受動喫煙防止の唯一の法律である健康増進法第25条と健康局長通知を基に、「公道」を本法の対象に含めるべきである。	健康増進法 健康増進法(第25条) 健康局長通知(健発第0430003号、平成15年4月30日)	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5063A	5063009	9	A	ビル及び事務所内の浮遊粉塵の基準値0.15mg/m3を見直す	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(1971年制定、A法)、及び事務所衛生基準規則(1972年制定、B規則)で定められた、浮遊粉塵基準値(D)0.15mg/m3は、室内でのタバコ煙対策が普及した時代に制定されたものであり、タバコ煙以外に発生源がない場合の浮遊粉塵は殆どがタバコ煙に由来することから、この基準値の技術的見直しを、受動喫煙のない(タバコ煙のない)室内環境での浮遊粉塵基準値とすべきである。	この数値は、A法では1971年に、B規則では1972年に、分煙・禁煙が殆ど普及で、室内浮遊粉塵の発生源の大半を占めるタバコ煙対策がない時代に、1968年の大気汚染防止法の基準値「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m3以下であること」を参照して決められた数値であり、現在では、これ以下であれば健康に影響がない(特に受動喫煙の影響がない)かのように理解されているので、受動喫煙のない(タバコ煙のない)室内環境での浮遊粉塵基準値とする見直しにより、国民の健康影響(特に受動喫煙による影響)の防止が担保される。	国際的には、例えばWHOは、大気や室内の浮遊粉塵について、粒子の直径が10μm以下の場合には0.025mg/m3以下、直径が2.5μm以下の場合には0.025mg/m3以下の目安基準を求めている。 健康増進法第25条及び健康局長通知で、「全面禁煙は受動喫煙防止対策として極めて有効であるが」と推奨されているのに、職場における喫煙対策のための新ガイドライン(2003.8.8)では「喫煙場所及び喫煙場所の境界の平均浮遊粉塵基準値を0.15mg/m3以下とする」とされている。受動喫煙防止の徹底を、本数値基準が妨げ兼ねない実態がある。特にタバコ煙の粒子直径は極小(2.5μm以下)であることから、室内環境における禁煙に並行して、受動喫煙のない(タバコ煙のない)室内環境での浮遊粉塵基準値とする見直しが必要不可欠な現状となっている。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、事務所衛生基準規則、健康増進法第25条、職場における喫煙対策のための新ガイドライン(2003.8.8)	厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5063A	5063010	10	A	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止する措置	現在公共性の高い場所や屋外広告看板でのタバコ広告は禁止され、また日本たばこ協会でも自費している。しかし、例えば駅の喫煙所やタバコ販売場所(店)及び自販機でのタバコ広告は除外されている。これらの場所は公共性が高いので、除外すべきではなく、タバコ広告は一律に禁止すべきである。	公共性の高い、駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告は、広告効果が高く、未成年者喫煙対策からも、広告は控えることが、国民の健康増進上効果的である。	たばこ規制枠組条約13条で、「条約発効5年以内、憲法上の原則に従い、包括的な広告の禁止を行う。その状況にない国は、制限を課する。」となっており、また条約第2条で「締約国は、この条約を超える措置をとることが奨励される」としているため、タバコの広告禁止の経過措置として、公共性の高い場所では、例外なく広告は禁止しなくてはならない。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)	財務省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5083A	5083011	11	A	タバコの広告禁止の経過措置として、新聞・雑誌等で、広告の半分の面積を画像を含む健康注意警告表示とする	たばこ規制枠組条約13条で、「条約発効5年以内に、憲法上の原則に従い、包括的な広告の禁止を行う。その状況にない国は、制限を課する。」と定めていて、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。	現行では、15%の面積で、広告の中に注意文言3種類を表示する、となっているが、全く目立たない。喫煙者が、画像を含む、大きく、ビジュアルで明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	現行では、15%の面積で、広告の中に注意文言3種類を表示する、となっているが、全く目立たない。喫煙者が、画像を含む、大きく、ビジュアルで明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。タバコの広告禁止の経過措置として、早期に、新聞・雑誌等で、広告の半分の面積を画像を含むビジュアルな健康注意警告表示とすべきである。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第108号)  たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	財務省	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5083A	5083012	12	A	タバコパッケージの両面の半分の面積と側面に、画像を含む、大きく、明瞭な健康警告表示を義務づける	たばこ規制枠組条約は第11条で、「条約発効3年以内に、(1)複数の文言をローテーションで、大きく読みやすく、主たる表面の50%以上を占めるべきであり30%以下では不可 (2)絵・写真を含めることができる」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。	喫煙者が、画像を含む、大きく、明瞭な健康警告表示により、喫煙及び受動喫煙等のリスクを知ることができる。	2005年7月より、30%の面積に健康注意表示が義務づけられたが、文字だけで、かつ厚労省のリンク先を入れていたために、文字が余計に小さく目立ちにくいものとなって、健康警告表示としては効果の薄いものとなっている。タイ国やオーストラリア、ブラジルなどの事例のように、タバコの害を明確に示す画像を含め、大きな警告表示とし、喫煙者に喫煙のリスクを明確に伝える内容とすべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	財務省	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5083A	5083013	13	A	タバコ銘柄名にライト、マイルド等を禁ずる	たばこ規制枠組条約は第11条で、「条約発効3年以内に、虚偽・誤認させる表示等で販売を促進しないこと(制限としてライト・マイルドなどを含めることができる)とされ、また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。また条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」としている。	ライト・マイルドなどは、タバコの害・リスクについて、消費者(喫煙者)に、虚偽・誤認させる表示等で販売を促進することになっているので、早期に法的に禁止とすべきである。	ライト・マイルドなどは、消費者(喫煙者)に、タバコの害・リスクが少ないような誤認を与えているが、これらの銘柄タバコは、フィルター部分にピンホールを空けていて、吸い方や吸う長さによって、必ずしもニコチンやタールが少なくなる訳ではない。EUを初め、諸外国では、この銘柄名は禁止とする事例が広がっており、わが国でも、たばこ規制枠組条約に沿って、早期に法的に禁止とすべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	財務省	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5083A	5083014	14	A	自販機の前面及び側面両面に健康警告表示を義務づける措置	タバコ購入者(消費者)にタバコ商品の健康影響を正しく伝えるために、自販機の前面及び側面両面(可能な場合)の少なくとも半分に健康警告表示を義務づけるべきである。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報(害・リスク)を正しく表示して販売するのが販売ルールであり、害とリスクを示す方法として、現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し、健康警告表示を義務づければ害・リスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることができないよう、正しい健康警告表示を前もって示す方法として有効であり、害とリスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	財務省	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5083A	5083015	15	A	JTの株式を国は全株を放出するよう、JT法等を改正し、完全民営化する	JTの株を国は自分の間2分の1を持つべきことがJT法等で定められているが、たばこ規制枠組条約が生效し、タバコの健康有害性が医学的にも明らかになっているので、早期にJT法の改正を行い、国は全株を放出し、その売却収入を国庫に入れ、JTを完全民営化しタバコ産業から国はフリーハンドになることが、今後の国のタバコ規制対策上不可欠である。	JT法等の改正を行い、国は全株を放出して国庫収入とし、かつタバコ産業から国は自由な立場になるために、JTの完全民営化を急ぐことが、国民の健康と福祉から必要である。	国がJT株式を全部手放すことにより、売却収入を国庫収入として国の財政健全化の一助とし、かつタバコ産業からのしがらみがなくなり、たばこ規制枠組条約に沿ってタバコ規制対策を進めることが期待される。 経済同友会も本年3月に同様の提言を行っている。	日本たばこ株式会社法  たばこ事業法	財務省	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5083A	5083016	16	A	免税タバコを廃止する	たばこ規制枠組条約第6条は免税タバコの販売の禁止または制限をうたっており、日本でも早期に免税タバコを廃止すべきである。	通関時に、海外からの帰国(外国人は入国)の際に、税関では関税がかかりますが、タバコ輸入は紙巻きタバコの場合で200本という大きな免税枠があります。加えて、(1)空港の免税店や外国で購入した日本製タバコについては、外国製タバコとは別に、左記数量まで免税になります。(2)外国居住者が輸入するタバコについては、外国製、日本製それぞれの免税数量が異なります。 健康に害とリスクがある免税タバコは、もはや国際的にも廃止すべき時期が来ている。	理由としては(1)国内で買えば、政府と地方自治体の収入になっているはずなのに、過剰な免税措置でそれが失われていること。(2)海外旅行ができるような(平均して)相対的に豊かな人に対して、タバコの税金を免除する必要は乏しいこと。(3)政府・自治体の財政赤字が深刻で、歳入増の方策を広く検討すべき必要があること。(4)期待される効果として、タバコの個人輸入の抑制と、それによる消費税、日本在住者の健康増進、政府の歳入増と財政改善、地方自治体のタバコ税増収になる。日本製のタバコを海外に輸出しそれを再度輸入するという輸送エネルギーのムダを廃止し地球温暖化防止になる。	税関法	財務省他	特定非営利活動法人「子どもに集煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5063A	5063017	17	A	財政制度等審議会たばこ事業等分科会にたばこの害に関する学識経験者を入れる	たばこ事業法で、タバコパッケージ等の健康注意表示、広告規制、自動販売機設置要件などが規定され、たばこ事業等審議会が審議することとされているが、タバコ産業や事業などは独立した、タバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益的立場の人を委員として入れて、たばこ規制枠組条約を我が国でも有効性のあるものとすべきである	たばこ事業等審議会に、タバコ産業や喫煙科学研究所等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益委員を複数入れることにより、たばこ規制枠組条約の実効性のある審議の担保が期待される。審議会は本来、著しい偏りのないよう委員構成がされるべきである。	タバコパッケージ等の健康注意表示、広告規制、自動販売機設置要件などは、国民の健康に密接に関係するので、これらの所管は本来、厚生労働省、あるいは政府レベルで内閣府が所管すべきであるが、現状はタバコの製造・販売・販売を所管しているために、たばこ事業等審議会は、著しく偏りのあるタバコ産業や喫煙科学研究所等から研究助成を受けていないタバコの害に関する学識経験者や健康リスクの専門家及び公益委員を複数入れ、たばこ規制枠組条約の実効性のある審議を担保すべきである。	たばこ事業法 たばこ事業法施行令 財政制度等審議会令	財務省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5063A	5063018	18	A	財務省の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会、政府税制調査会など、財務省の審議会は、ホームページの公開予定には開催が掲載されているが、全て非公開となっている。他の省庁の審議会等は、以前より全て原則公開(傍聴可能)となっていることから(経済財政諮問会議等の例外を除き)、財務省も同様とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることで、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1〜2週間後)そのホームページで公開され、1〜数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。委員構成と内容審議となっている。マスメディアのみ公開したり、余後、審議会が記者発表や金銭をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保護し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)	財務省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5063A	5063019	19	A	認知症等のグループホームや介護施設等高齢者集団生活施設での火災予防及び受動喫煙防止を目的としたタバコ対策として、施設の禁煙及びタバコライター・マッチ類の発火元の持ち込み禁止を徹底する法を整備し、また介護保険の主治医意見書や認知症診断書で喫煙厳禁と診断された高齢者では、発火元であるタバコライター・マッチ類の所持の禁止を義務づける法を整備すべきである。	グループホームや介護施設等などの高齢者集団生活施設では、火災予防及び受動喫煙防止を目的としたタバコ対策として、施設の禁煙及びタバコライター・マッチ類の発火元の持ち込み禁止を徹底する法を整備し、また介護保険の主治医意見書や認知症診断書で喫煙厳禁と診断された高齢者では、発火元であるタバコライター・マッチ類の所持の禁止を義務づける法を整備すべきである。	2006年1月8日長崎県大村市のグループホームで火災が起き、入居していた7人の高齢者が犠牲となった。このような悲惨な事件を二度と起こさないために、根本的な火災予防対策が必要であり、火災が起きたときの火災警報、火が燃え広がらないようにするための設備上の工夫、非難のための施設設備の拡充、避難訓練、夜間を含めた職員の避難体制の強化などととも、本格的に、施設の禁煙、及びタバコライター・マッチ類の発火元の持ち込み禁止を徹底する法の整備が必要とされる。	同様の不所持・没収事例として、例えば航空機では、搭乗前にライター類は没収されており、かつ搭乗中の喫煙は禁止されている。また類似の事例としては、敷地内禁煙の病院が近年増えてきており、かつ入院中の喫煙はドクターズルームで禁煙を条件に入院が認められ、それに違反して万一同喫煙した場合には、即退院が義務づけられるケースが自然のこととして遵守されている。発火元を元から断つことは、施設側にとっても、余りな負担に人員や労力・設備費などを要することとなり、かつ認知症患者や介護の必要人には喫煙の自己責任を負わせることは出来ないことから、喫煙による火災・焼死責任のリスクを施設側が回避できることによるメリットは大きいといえる。	消防法と関連法規 介護保険や施設の関連法規 健康増進法第26条	総務省消防庁 厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5063A	5063020	20	A	特定非営利活動促進法で、代表理事以外の理事の個人情報(自宅住所)のネット掲載を市区までとすべき	特定非営利活動促進法が第18条で、理事全員に代表権があると定めているために、理事全員の登記、及び認証行での閲覧により、自宅住所などの個人情報第三者が知ることが可能となっているが、いくつかの認証行が行っているネットでの登記簿情報及び役員名簿と社員名簿の掲載(以上いずれも自宅住所)は、代表理事以外は市区までとし、個人情報を保護すべきである。	内閣府は、ネットで、過去3年間の役員及び社員10人の氏名及び住所・居所名簿、及び登記簿名簿を掲載公開しているが、個人情報保護法を所管する同じ内閣府が、自宅住所の個人情報を保護しないのは間違いで、公益に反する。	特定非営利活動促進法29条により、過去3年間の役員及び社員10人の氏名及び住所・居所名簿について閲覧請求があった場合には所轄庁は拒めないが、認証行が登記簿情報を含め、これら自宅住所をネット上に掲載しているのは、個人情報保護の観点から問題があり、代表理事以外の自宅住所は掲載すべきでない(公開するとしても市区までとすべき)。個人情報の一方向公開により、露呈上あるいは悪意ある人により、個人情報容易に収集され、売買される危険がある。	特定非営利活動促進法 個人情報保護法	内閣府	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会
5064A	5064001	1	A	自動車排出ガスに係る抜本的な使用過程対策	抜本的な使用過程対策の実施	流入車両規制や窒素酸化物対策地域の拡大などの追加的規制を実施すること。自動車NOxPM法では単独制度によって基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、域外からの流入車については規制がされていないことから、窒素酸化物に係る大気汚染は依然として深刻である。ついては、早急に流入車両規制や対策地域の拡大などの追加的規制を実施すること。	首都圏の一部三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻状況にある。大気汚染の早期解消のため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(以下「自動車NOx-PM法」という。)」に基づく対策が重要な役割を果たすことが期待されているが、国は、規制のからない対策地域外からの旧式車両の流入を放置するなど、高濃度汚染の解消に向けた十分な対策を講じていない。高濃度汚染の解消に向けた十分な対策を講じていない。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法	環境省 経済産業省	東京都
5064A	5064002	2	A	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	ポスト新長期規制の実施に当たり、「脱炭目標」と位置づけている窒素酸化物の目標値を早急に規制値として定めること。(ポスト新長期規制:中央環境審議会第8次答申により、平成21年に予定されているディーゼル自動車排ガス規制)	首都圏の一部三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻状況にある。ついては、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善を図ることを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法	国土交通省 環境省	東京都

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5064A	5064003	3	A	不正軽油対策	不正軽油製造根絶のため、安全かつ除去が困難な新識別剤の開発等の対策の実施	不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。 このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、不正軽油の製造を根絶するため、生活環境や人の健康に影響が無く、除去の困難な新たな識別剤を早急に開発し、関係省庁が一体となった実効性ある対策を講ずること。	①現行の識別剤であるクマリンについては、不正軽油の製造技術の進化により除去コストが安くなったため不正軽油が流通し、また、クマリンを除去する際に発生するタル状物質である硫酸ピッチの不法投棄による環境汚染を各地で引き起こしている。 ②クマリンに代わる新たな識別剤の導入により、不正軽油の製造禁止を図るべきである。 ③不正軽油に係る環境や人への影響、社会的・経済的損失が多大であることを十分に認識し、関係省庁が一体となって不正軽油の製造、利用や識別剤除去に伴う廃棄といったあらゆる段階における対策を講じていく必要がある。また、不正軽油の製造防止に極めて有効な新たな識別剤の早期開発に取り組みを要する。	廃棄物処理法	国土交通省 環境省	東京都	
5064A	5064004	4	A	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所の基準を制度的に認めるなど、現行の認可保育所制度について、以下のとおり改革を行うこと。 ①保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること ②保育料を一定の基準の下に、保育所が自由設定できるようにすること ③児童1人当たりの基準面積等の保育所設置基準を緩和すること	①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力と関わりなく児童が入所する仕組みとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していく仕組みとしていく必要がある。なお、特別な配慮が必要な家庭の児童に対する保育料の設定については、行政の責任により対応が可能である。 ③保育所の認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならない。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。(0歳1歳の児童1人当たりの基準面積:認可保育所3.3㎡、東京都の認証保育所2.5㎡)	①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力と関わりなく児童が入所する仕組みとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していく仕組みとしていく必要がある。なお、特別な配慮が必要な家庭の児童に対する保育料の設定については、行政の責任により対応が可能である。 ③保育所の認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならない。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。(0歳1歳の児童1人当たりの基準面積:認可保育所3.3㎡、東京都の認証保育所2.5㎡)	児童福祉法 児童福祉施設最低基準	厚生労働省	東京都	
5064A	5064005	5	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ/開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲームング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。	刑法第185条～187条(賭博および富くじに関する罪)	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省	東京都	
5065A	5065001	1	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。 また、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討していきたい。	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065002	2	A	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫・銀行等による保険募集においては、通常の生命保険募集人と異なり、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。そのうえ構成員契約規制により、顧客本人の意思にかかわらず一律的に募集が禁止されており、実態にそぐわない。 したがって、同規制を早期に撤廃していただきたい。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)では「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行う」とされている。	保険業法300条1項9号、保険業法施行規則234条1項2号関係	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065003	3	A	保険窓販における販売規制の撤廃	(保険窓販における販売規制の撤廃)右記同様	保険窓販の第三次解藩において課されている販売規制(融資先等に対する販売規制、特例を採用した場合の通算保険金額上限規制、担当者履規制、タイミング規制等)の撤廃	信用金庫・銀行等による保険窓販は、顧客利便の向上という規制緩和の方向性に沿って拡充されてきたものであるが、地方・実態面においては融資先等への販売制限をはじめとする広範な規制が課されているがために、顧客の制からすれば商品選択の機会が狭がらず、必ずしも利便性が向上したとは言い難い状況にある。また、特例として制例外に募集できる場合でも、商品によっては保険金額等上限が設けられているため、顧客一対に十分応えることができず、とりわけ金額制限については早急な見直しが必要である。 このほか、事業性融資の担当者が保険募集を行えないことや、融資申込み期間中における保険募集が禁止されていることなどから、顧客の利便性が損なわれると認められる手続を強い結果にもなっている。 顧客保護に関しては他の様々な規制により対応が図られていることなどを踏まえれば、上記のような販売規制は撤廃すべきである。	保険業法275条、保険業法施行規則第212条、第212条の2関係	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5065A	5065004	4	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資枠約)の適用対象を拡大し、①中小企業(資本金3億円以下等)、②地方公共団体や特別法で定められた地方公社等その範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。 一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、漸進的業務は広まりつつある。したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることによるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065005	5	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和	右記同様	プロジェクト・ファイナンスによる資金の貸付けを特定融資枠約に関する法律の対象に加える。	プロジェクト・ファイナンスにおいては、プロジェクトの建設完了等一定の条件が満たされた場合に借入れを受けられることを予め確保するため、借入人である特別目的会社に対してコミットメントラインの設定が求められる場合が多い。かかる特別目的会社は特定融資枠約の対象である大会社が便宜的に設立した子会社である場合が多く、その場合当業者は実質的な高質な金融知識を有する新会社の社員である。よって、かかる大会社が議決権の過半数を有する特別目的会社については、その親会社同様に特定融資枠約の対象としていただきたい。	特定融資枠約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065006	6	A	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する員外貸出を員外貸出として認める。	国立大学法人法に基づく(国立大学法人および大学共同利用機関法人を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からレンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。 地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付けが認められたことにより貸付けが可能となったところであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様にて、規制緩和していただきたい。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065007	7	A	確定拠出年金の受給権を担保とした貸付けの容認	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金加入者等に対して、確定拠出年金の受給権を担保とした貸付けができるようにする。	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途換金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活困窮等に陥り生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。	確定拠出年金法第32条第1項	厚生労働省	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065008	8	A	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、資格喪失に至るまでの間に積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型年金の運用指図者にならざるをえない転職者は、当初の資産形成プランの実現が困難になるのはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用上のリスク軽減を図ることも困難になるため、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。	確定拠出年金法第62条第1項	厚生労働省	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065009	9	A	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による業務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の業務禁止を緩和する。業務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本業務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5065A	5065010	10	A	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を負うことにより、任意で確定拠出年金の資産の中途引出しを行うことを可能とする。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せして自己の老後生活資金を確保するための税制優遇措置を付して設けられている制度であるため、支給は原則60歳以降とされており、中途引出しは、種条件を満たしたうえで脱退一時金を受け取る以外にはできない。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不慮の事態が生じて中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。 これらの規制を、年金資産が50万円までであれば受け取れるようにする等の脱退一時金制度とは別に、金額や時期にかかわらず、加入者の任意で中途引出しができるように緩和すれば、女性や若年層を巻き取り多くの国民が安心して確定拠出年金に加入できるようになり、国民の老後生活に対する不安感を軽減につながるものと考えられる。また、企業型年金は、企業の退職給付制度としての性格をより強めることができ、普及促進ができる。	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065011	11	A	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金の拠出限度額の引上げを行う。	確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、平成16年10月に引き上げられているが、少子高齢化の進展および公的年金の給付減額が問題視されるなか、国民の老後に対する不安感を和らげるためには、権力多くの国民が公的年金への上乗せによる老後生活資金の確保を図ることが必要であり、その具体的な方策として、確定拠出年金の制度内容のさらなる充実と公平性の向上が不可欠と考えられる。 具体的には、確定拠出年金拠出限度額のさらなる引上げを要する。 特に現状の個人型2号加入者の拠出限度額は、月額18千円であり、第1号加入者の拠出限度額月額8千円と比較すると著しく低く抑えられており、不公平感の強まること懸念される。十分な老後生活資金の確保という観点から、さらなる拠出限度額の引上げを検討したい。 また、企業型においては、現状の一律的な拠出限度額の定め方は、企業の退職給付制度の一種として用いられるに当たって、個々の企業の求める退職給付カーブ(勤続年数等に応じて退職給付額が上昇するカーブ)とマッチしないケースが見受けられる。 例えば、従業員の高齢化等に応じて段階的に拠出限度額を定める等の方法を検討したい。	確定拠出年金法施行令第36条	厚生労働省・金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	新規
5065A	5065012	12	A	信託業務の拡大	(信託業法による規制の緩和)信託代理店(信金本体の場合も同様。以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能となれば、こうしたサービス提供が信用金庫だけでは完結せず、顧客利便の観点からも問題である。	金融機関の信託業務の運営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065013	13	A	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業者法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はずっと少ない状況である。このため、店頭における掲示を持ってなく公告は、会員等に対する公示の機能としては効果的でないと考えられる。	信用金庫法第87条の4	金融庁	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	継続
5065A	5065014	14	A	官民人事交流法の信用金庫連合会への適用	(官民人事交流法の規制の緩和)右記同様	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項に定める「民間企業」に信用金庫連合会を加える。	信用金庫連合会は、現状、官民人事交流の対象となる民間企業に該当しないため、その職員を国の機関の職務に従事させるためには、当該職員をいったん他の企業に雇用させることが必要となるなどの問題がある。信用金庫連合会は、国等の出資を受けてない純粋な民間の本邦法人であり、官民人事交流法第2条第2項第5号の要件を満たすものと考えられる。	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項	総務省・人事院	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	新規
5066A	5066001	1	A	企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出制度の導入	企業型確定拠出年金において、事業主が拠出する割合に加えて、加入者の希望により、加入者の自己資金も拠出する、いわゆるマッチング拠出を認めていただきたい。		現行法では、企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個人が上乗せ拠出できない。このため、企業の従業員にとって本制度は、私的年金制度といよりも従業員からの企業の退職金制度に類似するという印象をもたれる傾向にあり、自ら資産運用を行う意識が低い加入者が多い原因となっている。自己資金も拠出することにより自助努力で運用する年金制度という意識が育まれると考えられる。また、年金というには運用原資の水準が低く、老後の生活保障の手段とするには不十分であるため。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5066A	5066002	2	A	企業型確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ	現状の上場企業の退職一時金の水準に配慮し、退職一時金をすべて確定拠出年金とすることが可能となる程度にまで拠出限度額を引き上げていただきたい。		確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、平成16年改正により引き上げが図られたが、企業が平成24年3月廃止予定の税制適格退職年金の移行先制度とするには、まだ限度額が低いのが実態である。現行の拠出限度額では、税制適格退職年金の移行先制度とするにもその一部が移行できないため、他の制度との併用を余儀なくされ、制度移行及び導入後の負担が増すことから、企業実務者から魅力に乏しいとの指摘が多いため。	確定拠出年金法第20条、確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	退職金水準については(社)日本経済団体連合会「2004年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」の概要を参照。 <a href="http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005_020.pdf">http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005_020.pdf</a>
5066A	5066003	3	A	企業型確定拠出年金における制度移行時の資産移換の一括の容認	現行法では、事業主により退職給付規程の改正又は廃止が行われた年度の翌年度から起算して3年度以上7年度以内で均等に分割した額を順次移換することとされている。しかし、資産の移換方法を分割に限定するのは不合理であるので、一括移換も認めていただきたい。		確定拠出年金の円滑な導入を図るためには、次の理由により、資産の一括移換も認めるべきであるため。 ・分割移換に伴う事業主の事務負担の軽減 ・従業員の加入当初の運用意欲が高いこと ・移換途上の企業倒産による混乱(資産保全不備)の回避	確定拠出年金法施行令第22条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	
5066A	5066004	4	A	第2号被保険者から第3号被保険者への切り替え時点における確定拠出年金に関する取扱い	確定拠出年金を運用している第2号被保険者が、結婚退職して第2号被保険者の配偶者となった場合において、次のいずれかの選択を可能としていただきたい。(a)中途脱退として扱い、加入期間が9年超であっても脱退一時金として運用資産を引き出すことができること(個人型年金加入者の資格が得られること		第3号被保険者は、加入期間が9年を超えた場合に中途脱退ができて、また、個人型年金加入者の資格もないため、未婚女性従業員が確定拠出年金の加入を敬遠する傾向にあるため。また、第3号被保険者は個人型年金運用指図書として年金資産運用を継続することとされているが、資産が少額であるケースが多い。こうしたケースでは、個人型年金運用指図書とも運用意欲が続かず、運営管理に係る手数料分だけが目減りしていることが多い。	確定拠出年金法第42条、同法附則第2条の2、同附則第3条、確定拠出年金法施行令第59条、同第60条、確定拠出年金法施行規則第38条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	
5066A	5066005	5	A	法人の合併によって企業型年金が終了する場合の取扱い	企業型確定拠出年金を実施している法人が合併によって消滅する場合に、加入者に不利益が生じないようにしかなるべき措置を講じていただきたい。		事業環境の変化が激しい情報サービス産業では、企業の合併が積極的に行われる傾向にある。この合併によって企業型年金が終了する場合の取扱いに照して現行法では、加入者は個人型年金運用指図書となることを容認しているに過ぎない。しかし、存続する法人が確定拠出年金未導入の場合は、事業主が消滅法人の加入者のために掛金を拠出することができない。また、この場合、給付開始年齢に近い加入者は、個人型年金運用指図書となるよりも一時金としての受け取りを希望する者が少なくないと思われるが、一時金として受け取る給与所得等と合算され一時所得として課税されることとなり、加入者が不利益を被ることになるため。	確定拠出年金法第45条第2項、同第47条第2項、同64条第2項、同法附則第2条の2、確定拠出年金法施行令第59条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	
5066A	5066006	6	A	企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額の引き上げ	企業型確定拠出年金における脱退一時金の上限額を引き上げていただきたい。		情報サービス産業は、ITエンジニア(情報処理技術者)が自らのキャリアを向上させる意欲に富む人材が集う業界であるため、雇用流動性が高く、若年層のみならず、中堅層においても中途退職者が多いという特徴がある。このため、企業年金導入企業においても運用資産が低額に留まるものが多く、次の問題が生じているため。 ・中途退職後において運用資産が低額では確定拠出年金の運用に関心をもちたないため、国民年金基金連合会への強制移管者が増える原因となっている。 ・転職後に個人型年金運用指図書となっても、運用資産が低額では関心を持てず、運営管理に係る手数料分だけが目減りし、不利益を被る結果となっている。	確定拠出年金法第2条第5項、同第74条の2、同法附則第3条第1項第5号、確定拠出年金法施行令第60条第2項	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	情報サービス産業の平均勤続年数9年10ヶ月、平均中途退職者数38.6人。(社)情報サービス産業協会発行JISA会報No.77 36～37頁別添のファイル参照
5066A	5066007	7	A	運用商品の除外手続きの緩和	現行では運用商品の一部を除外したい場合に、当該商品購入者全員の同意が必要とされているが、事前に周知期間を設定した上で、特段の異議がなければ加入者全員の同意があったものとみなすことを認めていただきたい。		確定拠出年金向けの運用商品は徐々に充実しつつあり、事業主は、適宜、既存の運用商品の一部を除外し、新たな運用商品を追加することで、ラインアップの見直しを図っていくべきである。この見直しに関して、現行規定は加入者の同意を義務づけている。これは加入者の不利益変更を防止する趣旨で定められていると解するが、この見直しは、加入者が期待する資産運用を実現するために実施するものであり、不利益変更には当たらないため。	確定拠出年金法第26条、確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5066A	5066008	8	A	確定拠出年金資産の中途引出条件の緩和	自然災害時及び経済的困難時等のやむを得ない場合には、年金支給開始以前の運用資産の取り崩しを認めていただきたい。	年金支給開始時までは長期間に及ぶため、中途引き出しが認められない現状では、確定拠出年金導入にあたっての不安が大きいとの声が多い。このため、確定拠出年金導入時に確定拠出年金と退職金前払いとの選択制を採ると、後者を選択する者も多いのが実態であり、確定拠出年金普及の障害になっている。	確定拠出年金法附則第2条の2、確定拠出年金年金法施行令第59条	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会		
5066A	5066009	9	A	事業主が運営管理業務等を委託している場合における当該運営管理機関の忠実義務の対象	運営管理機関の行為準則(年金局長通知(年発第213号))は、もっぱら加入者に対する忠実義務を定めているが、事業主が運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託している場合に、当該運営管理機関は事業主に対して忠実義務を負うものとしていただきたい。	事業主は、法が定めた事業主の責務を果す必要がある。したがって、事業主が運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託している場合、当該運営管理機関は、事業主が当該業務を遂行できるように受託業務の完了に努める必要がある。これに関して、現行の取扱いには、加入者保護の観点から運営管理機関の加入者に対する忠実義務を規定するに留まっている。しかし、運営管理機関に業務を委託しているのは事業主であり、投資教育の実施等では、加入者個人が、逐一、運営管理機関に対応をとめるのは必ずしも現実的ではない。したがって、委託先運営管理機関は加入者に対してだけでなく、事業主に對しても忠実義務を負うべきである。	確定拠出年金法第2条第7項、同第7条、同第9条、同第22条、確定拠出年金法施行令第7条、平成13年6月21日付厚生労働省年金局長通知(年発第213号)第6行為準則に関する事項2。(1)	厚生労働省	(社)情報サービス産業協会		
5067A	5067001	1	A	日本公認会計士協会の自治機能の強化について	日本公認会計士協会の総会における決議の取り消しに関する規定(公認会計士法第46条の13)、会則改正の認可に関する規定(公認会計士法第44条2項)について廃止されるべきである。さらに、自主規制機関と行政による監視・監督の方向性について、自主規制機関による強化を基本として、行政との役割分担を検討すべきと考えられる。 また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」により、「役員任期については、原則2年を基準として設定されていること」とされているが、選挙や民主的な方針に基づき選出される限りにおいて、任期の制限は不必要で、協会の会員に対する指導連絡監督等の事務運営の実体に関する役員任期の設定が可能であるべきである。	自主規制機関による自己規律強化を通じて社会にとって効率的な制度を構築し、自主規制で足りない部分を行政が補完することを基本とすべく、資格者団体においては、個々の資格者が実施する独占業務と、独占業務の品質に影響を与えるその他の業務について、可能な限り自主規制の強化を図るべきと考えられる。 平成15年公認会計士法改正では、内閣府理大臣による役員解任の命令権能が廃止された。しかしながら、総会議議の取消権や会則変更の認可権は今だ維持されている。また公益保護の観点からは、報告の聴取や立入検査権、事務の改善を命令する権限も確保されており、会員の総会における決議取消しや会則変更の認可を必要とすることは、自治機能を必要以上に制限するもので、こうした規定は廃止されるべきと考えられる。 さらに、役員任期を制限していることは、欧米諸外国に比して雇用の流動性が乏しい日本においては、優秀な人材を登用することを必要以上に制限する可能性がある。選挙や民主的なガバナンスにより選出される限りにおいて、任期の制限は不必要で、協会の会員に対する指導連絡監督等の事務運営の実体に関する役員任期の設定が可能であるべきである。	公認会計士法	金融庁	日本公認会計士協会		
5068A	5068001	1	A	平成23年度レセプトオンライン化に向けた対応	安全な通信ネットワークによるレセプトのオンライン化が確実に実現するよう、医療機関側の電子化を促進するための施策を講じるとともに、保険者側の受け入れ体制の整備やデータ活用に関する以下の施策を、期を定め専念に実施すべきである。 ① 診療報酬請求時にレセプトと同時に提出される増減点連絡書、請求内訳表、症状詳細・日計表等の書類についても基準様式を定め、電子化する。 ② オンライン化への対応が滞っている歯科レセプトの電子化基準を定める。 ③ 紙レセプトで行われている再審査請求を電子化する。 ④ 電子点数表を整備する。 ⑤ 電子化に対応したレセプトの活用を促進するため、レセプトの様式・記載要領について次のような改善、措置を講じる。 ・主傷病名の明示を義務付ける。 ・記載できる合理的な傷病名を定める。 ・傷病名に対する診療内容が把握できる記載要領を定める。 ・調剤レセプトに処方した医療機器のコードの記載を義務付ける。 ・診療行為の実施日の記載を義務付ける。 ・市区町村助成制度の適用の有無と助成額の記載を義務付ける。	レセプトオンライン化に対する健保組合の受入れ体制(レセプト情報管理システム)の整備、及びデータを活用した保健指導、医療費適正化事業等の実施	これまでレセプトは紙で請求されていたが、今回の改正通知等により、平成23年度から原則オンライン化されることとされた。しかし、いまだ医療機関におけるレセプト電算処理の普及率は低い状況であり、(支払基金取扱いレセプト件数ベースで)厚料は約16%で、歯科にいたっては全く開始されていない。レセプトオンライン化・IT化は、医療事務全体の効率化や、データを活用した後継事業の展開も可能とするなど、長年の医療課題であり、今回の方針が後進することはあってはならない。さらに、有効かつ適切にレセプトデータを活用していたに必要の対策が必要となる。	○平成18年4月10日付保発第0410005号・保険局長通知、○平成18年4月10日付保発第0410001号・保険総務課長通知、○療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令 等	厚生労働省	健康保険組合連合会	
5069A	5069001	1	A	ワインの成分要件	日本は、国際基準に則ってワインに共通して使われる、食品衛生法や酒税法でカバーされていない加工助剤や添加物に関して時間や費用の掛かる添加物名簿訂正手続きに替わる方法を検討すべきである。	ワインを製造するための添加物や加工助剤の名簿訂正許可を得るには、日本では2段階の手続きがいるという助言を受けている。第一段階では、食品衛生法の基で厚生労働省から認定を受けるために申請をし、認定後に酒税法の認定を受けるために更に国税庁に申請しなければならない。厚生労働省から、申請届けをしてから、見直しが行われるまでに約10年かかるという助言を受けている。	長年に渡り、オーストラリアのワイン産業は日本市場のワイン成分要件の長引く問題に遭遇している。世界的に共通して使われている多くの添加物や加工助剤は日本の食品衛生法や酒税法では認められていない。			オーストラリア政府	
5069A	5069002	2	A	外国法事務弁護士の職務経験要件	日本は、日本で当該原資格国法に関する事務を行うための登録に当たり、開業資格を得た外国人弁護士が自国での職務経験を十分であると認めるべきである。 日本が上記の要望を認めない場合、 ①オーストラリアの弁護士が日本で外国法事務弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、異なったオーストラリアの管轄の法律に係わる職務経験の全てを認めるべきである。これにより、現在の経験要件を満たすことになる。 ②オーストラリアの弁護士が日本で外国法事務弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での職務経験を全て認めべきである。	日本は、外国人弁護士が外国法事務弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、最低3年の原資格国法の職務経験を有することを要求している。この職務経験が原資格国での経験か、あるいは日本以外の他の外国で得られた経験かを確認したい。オーストラリアは、現行の制度では3年の職務経験の一部として、日本で得られた1年の経験を算入することができると思っている。 職務経験に係わる要件は外国弁護士の能力を確認し、質の高さを確保することにより、日本の顧客を保護するためであると理解している。しかし、外国弁護士の原資格国法に関する能力や高い基準の助言を確保するためには、本人国より、むしろ弁護士の原資格国の所轄官庁がこれらを一善長く判断ができる。オーストラリアは、オーストラリアで日本法を助言する資格を持った日本の弁護士に追加的な職務経験の要件を課していない。 日本が不必要な職務経験の要件を排除しない場合は、現行の職務経験に、幾つかのオーストラリアの管轄での法律業務で得られた経験の一つのオーストラリアの管轄の法律で得られた経験として、個々を認めるべきである。州や準州から成る連邦であるオーストラリアは統一された国家司法職業法に基づく国家司法職業を作る方向で作業しており、オーストラリアの異なった管轄で取得した職務経験に重大な差異が無い。オーストラリアには、当該管轄に基づいて大きく異なる法律分野がある。例えば、連邦政府の企業法2001年(the Federal Corporate Act 2001)に基づく法律である。 日本は、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での職務経験という限られた状況において、現行の1年に限るのではなく、得られた全ての職務経験を認めるべきである。これらの弁護士は外国の管轄で既に資格を受けた者で、日本で得た職務経験は、日本以外で同様の仕事をして得た経験と同等である。				オーストラリア政府	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5069A	5069003	3	A	外国法事務弁護士の法務事務所の法人化	日本は、外国法事務弁護士が法務事務所法人を設立し、日本で法人により外国法や国際的なサービスを提供出来るように、同様の法人化の権利を外国法事務弁護士に認める方向で見直しをすべきである。					オーストラリア政府
5069A	5069004	4	A	在在と商業設置の要件	日本は、(a)国境を超えたサービス(モード1) (b)海外でのサービス(モード2)、(c)一時入国(In-flight) (モード4)のサービス・モードで外国法のサービスを提供しようとする外国法事務弁護士に課せられた最低6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を廃止すべきである。	日本は、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での職務経験という限られた状況において、現行の1年に限るのではなく、得られた全ての職務経験を認めるべきである。これらの弁護士は外国の管轄で既に資格を受けた上で、日本で得た職務経験は、日本以外で同様の仕事をしていた経験と同等である。	日本は、次のようなサービスモード(GATSの規定)で外国法業務を行うとする外国法事務弁護士に最低180日の滞在と商業施設(例、支店の開設)の要件を課している。 (a) 国境を超えるサービスの提供(モード1): オーストラリアの弁護士が電気通信を通して、サービス提供者と顧客がそれぞれオーストラリアと日本に居ながら、日本の顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供する場合 (b) 海外でのサービス提供(モード2): 日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリアでオーストラリア法に関するサービスを受ける場合 (c) 自然人の存在(モード4): オーストラリアの弁護士が日本に飛来して、顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の滞在後にオーストラリアに帰国 上記の3つのサービス提供モードは恒久的な商業施設(GATSモード3)と相互に排他的で相容れない。それゆえ、オーストラリアは、6ヶ月の滞在要件や商業施設の要件は負担となり不必要であると考えられる。日本は、オーストラリアの2005年の規制緩和要望書に対する回答で、この中心的問題に答えていない。 オーストラリアは、外国法事務弁護士が地方の弁護士会や日本弁護士連合会の規則の関係事項に準じなければならないことを理解している。オーストラリアは、日本で商業的プレゼンスがなくても、外国法事務弁護士は要求されている規定、指針や弁護士会の通知を電子的に受け取ったり、海外の住所で受け取ることができると考えている。 オーストラリアは、この要件が日本が顧客の保護のためと無資格の事務員が外国法に関する業務提供をすることを防止する目的としていることを理解している。顧客を擁護することはオーストラリアでも重要である。 2005年の規制緩和要望書で示すように、オーストラリアの弁護士は、業務許可を受けるために、業務にたる能力をオーストラリア当局に証明しなければならない。また、オーストラリアの弁護士はオーストラリアの全ての管轄における法律専門機関の集合体、独立機関当局、裁判所によって施行されている高い倫理			オーストラリア政府
5069A	5069005	5	A	航空運賃	“二重承認”や“同意”要件は競争相手間の価格に係わる合意を求めものであり、オーストラリアの貿易慣行法1974に抵触することから、日本はこれらの要件を取り除くべきである。	航空運賃の設定に関する二カ国協定の5条(Article5)では、IATAの承認を通じて運賃設定がなされるか、または航空会社の合意により運賃設定がなされることを規定している。これは、全ての運賃が双方の航空当局の承認、いわゆる“二重承認”体制と呼ばれる承認が求められることを意味する。 この条項は、オーストラリアが譲印している幾つかの二カ国航空協定に現れているが、日本は、運賃を届け出する前に、航空当局が海外航空会社に国内航空会社から“同意”を要求している数少ない国の一つである。 公示運賃を要する際、日本の航空会社の同意を求めらる慣習は、我々の競争相手である日本の航空会社が事前に運賃変更の価格に同意することになり、カンタス航空が不利な立場に立たされることになる。 日本は、運賃規定に関して、個々の団体と交渉するというよりは政策の問題であるという見方を示している。日本の運賃届出の要件については、アメリカやEUが日本政府にそれぞれ規制緩和の要望書を提出している。 カンタス航空やオーストラリア政府の要望に拘わらず、“同意”要件は引き続き国土交通省によって実施されている。オーストラリア政府運輸・地域サービス省は、賃届出要件が二カ国協定に規定されているけれども、航空会社に届出要件は課していない。				オーストラリア政府
5069A	5069006	6	A	オーストラリア森林基準	オーストラリアの林業は、木材に係る認証要件がオーストラリアの対日本材輸出に対し漸進的に制限していることを懸念している。	日本企業は、森林管理協議会(FSC)が認証したオーストラリアの本材製品、とりわけ木材チップしか購入しないと述べている。FSCは世界中で産地NGOにより広く認められている森林認証制度である。長年、これらのNGOは製紙会社を含む日本企業にFSC認証木材のみ購入するように圧力をかけてきた。これによって、対日輸出を希望しているオーストラリアの林業で、FSCの認証されていない多くの業務部門に重大な問題が起こっている。 オーストラリアの一部(100万ヘクタール強)のみがFSCの認証を受けている。オーストラリアで認証されている森林のほとんど(500万ヘクタール以上)がオーストラリアで唯一の認証制度AFS(オーストラリア森林基準)で承認されている。これは民間所有の森林とクイズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州の公営森林である。ヴィクトリア州とニューサウス ウェールズ州は州森林にAFSの承認を間もなく取得する。 オーストラリア政府はAFSの発展に重要な役割を果たしている。2002年10月に、連邦政府、州・準州政府の林野大臣は、資源産業大臣会議でAFSを環境と林業の維持を規定する初のオーストラリア基準として承認した。 AFSはPEFC(Program for Endorsement of Forest Certification) 制度を通して国際的に認められている。日本政府が最近発表した木材に関する新たな政府調達政策で、PEFCが認証した(AFSを含む)木材製品は法的なもので、持続可能なものとして受け入れることを表明している。この政策は、日本の購買者と違い、国家が認めた基準を促進するために政府の支持や関与が反映されたものである。				オーストラリア政府
5069A	5069007	7	A	周波数帯	① 日本は、周波数帯を効果的に分配するために周波数帯取引モデルを施行することを検討すべきである。 ② ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯の分配方式を詳細を提示すべきである。	電波通信法の基で、オーストラリアは電波周波数帯の新たな分配をするために透明性のある公表を行っている。また、電波通信法は周波数帯の二次取引を許可している。公表と二次取引は効率的な周波数帯の使用を促すためである。 日本の3G周波数帯は公表ではなく、申請者の説明によって最近の分配は決められた。この方法であると、日本ブロードキャストを徴収した際、ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯がどのように分配されたか明らかではない。	オーストラリアは、この要件が日本が顧客の保護のためと無資格の事務員が外国法に関する業務提供をすることを防止する目的としていることを理解している。顧客を擁護することはオーストラリアでも重要である。			オーストラリア政府
5069A	5069008	8	A	外国投資	① 日本の電気通信市場の外国投資の集計の情報を希望(ボーダーホンの撤廃後)と、もし有れば、外国参入を増やす施策。 ② 他の主要マーケットの外国投資を考慮して、日本の電気通信市場への外国投資の促進を検討すべきである。	オーストラリアは、市場に参入して、以前独占的な既存会社Telstraと競合する全ての電気通信会社の外国取得を100%認めている。Telstraの主な競争相手である殆ど企業は100%ないしは過半数以上の外国所有である(例、SingTel, Optus, AAPT, Orimum, Vodafone, Hutchison)。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。				オーストラリア政府

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5069A	5069009	9	A	携帯電話番号のポータビリティ	日本は、携帯電話サービスの競争を促進させるために、電気通信事業者が番号移動制度のコストを負担する一般的に受け入れられている原則に従うべきである。	携帯電話番号の移動制度により、消費者に多くの費用や不便をかけることなく電気通信事業者を変更することが可能になるため、電気通信事業者は製品の市場シェアを獲得するようになり、よって市場の競争促進に資する。また、携帯電話番号の移動制度はより技術革新や製品開発を進めることになる。オーストラリアは携帯電話番号の移動制度2001年に導入した。日本は電話番号移動制度を既に導入しているが、電気通信事業者が番号移動のコストを吸収するのか、消費者がそのコストを負担するのか明確ではない。オーストラリアを含め多くの先進国では、番号移動制度の競争促進性を向上させるために、電気通信事業者が番号移動制度コストを負担することを原則としている。				オーストラリア政府	
5069A	5069010	10	A	エッセンシャル施設・卸サービスへのアクセス	日本は、NTTによる卸サービスの非競争的分野で、NTTがNTTIに接続する電気通信事業者に対し無差別であるように施策を実施すべきである。	オーストラリアは、以前独占的な既存会社Telstraに組み、厳格に業務分割する法律を適用している。オーストラリア取引慣行法(Trade Practices Act)に基づき、Telstraは、自社に適合しているものと同様の技術と運営内容で競争相手に"指定"(Declared)されたサービス分野を提供するように要求されている。				オーストラリア政府	
5069A	5069011	11	A	独立した規制機関	日本は、電気通信を所管する規制当局が、法的にも機能的にも独立していることを明確にすべきである。	日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてきたが、今でも総務省は国内の電気通信市場を厳しく規制し、間接的に、NTT(東・西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場を継続的に支配できるようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、電気通信分野の競争を維持し、促進させるために、法的に独立した規制機関を持つことが最も有効的手段であると認めている。	資格のない者が法律業務に従事することはオーストラリア全体で認められていない。オーストラリア弁護士が事務所のある他の者に法的サービスを行うことを許すことは、職業的倫理要件に対し重大な違反となる。オーストラリアは、能力、経験、高い倫理基準、適切な懲戒処分的手段を保障することにより日本の顧客を十分に保護することになっていると考える。				オーストラリア政府
5070A	5070001	1	A	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引上げること	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。 現行および新BIS規制における自己資本比率は、国際統一基準並びに国内基準行も算出する際の分母については同一の基準であり、一方、分子は一般貸倒引当金の算入限度を含め双方が異なるダブルスタンダード基準である。新BIS規制の第2の柱は、金融機関が適切な自己資本を認識するために自己のリスクプロファイルを通じて自己資本戦略を構築することが規定されており、一般貸倒引当金の算入限度は、この対応に少なからず影響を及ぼすものと認識している。 一般貸倒引当金の自己資本への算入主旨を考えれば、算入限度を国際統一基準行の1/2に限定することはなく、引上げることには弊害もない。 貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070002	2	A	脱退組合員の出資持分を一時取得できること	信用組合においても、組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。	組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。 信用組合においても、組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。 信用金庫が貸外預金の取扱いに制限を設けていないことなどによって信用組合に制限を設けることは、同じ協同組織である組合員の利益(利便性)を阻害するものである。協同組織としての性格の相違によるものではない。 信用組合では、日常的に出入加入、脱退が発生しており、その金額も組合制度と比べて僅少であることから、随時脱退を実施しても法の目的とする組合事業の遂行への影響はなく、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に資するものである。 特に職域信用組合では、退職者への出資相当額の返却が退職時から1年を超える場合もあり、極めて強い要請があり、実務的な対応が迫られているものである。		中小企業等協同組合法第61条	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070003	3	A	「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること	顧客の利便性向上の観点から、「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること。	地区外の者が地区内に自宅を新築する場合の住宅ローンの借入申込に対し、その時点では地区外に住所があるため組合員資格がなく、これに応じることができない。この理由は、「借入申込」が「組合員資格の取得」にタイムラグが生じているからである。 顧客の利便性向上の観点から、「組合員以外の者に対する小口の貸付」から「組合員たる資格を有するもの」の制限を削除すること、及び貸付金額を引上げること。	中小企業等協同組合法施行令第7条第1項第2号 大蔵省告示第19号(昭33.1.30)	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5070A	5070004	4	A	組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること	組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること。		地元の地公体からの借入申込に対して20%という員外者への事業分量制限のため、対応できない状況に置かれている。また、預金者の権利とも言うべき「預金者への預金担保貸付」についても、同様の規制が課せられている。組合員以外の者に対する預金担保貸付、地方公共団体に対する貸付を員外貸出規制(総貸出に対し20%の範囲内)の適用除外とすること。	中小企業等協同組合法施行令第7条第1項第1号、第5号 中小企業等協同組合法施行令第7条第2項	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070005	5	A	地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、引続き継続した取扱いができるようにすること	地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、期限の定めのあるものはその期限満了まで、期限の定めのないものについては1年以内の取扱いが可能となるよう制度上の措置を行うこと。		地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付(組合員以外の者に対する貸付に該当することとなる)について、期限の定めのあるものはその期限満了まで、期限の定めのないものについては1年以内の取扱いが可能となるよう制度上の措置を行うこと。		金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070006	6	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。		信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070007	7	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度に係る規定を変更すること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に関し合わせて定められている。全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070008	8	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法」の規定に追加すること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法」の規定に追加すること		①中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。②債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外債為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認可されている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央金融機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認められている先に対しても債務保証等が可能となっている。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5070A	5070009	9	A	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。		信用組合では、農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができないため、顧客の期待するサービスや情報提供が満足できず、顧客の利便性が阻害されている。信用組合は、農林漁業者に対する「販路支援」や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保」に関する「ノウハウの提供」などに積極的に取組み、地域産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制においても、オンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実態や審査体制等は十分に確保されている。他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農林漁業金融公庫法第19条第1項、農林漁業金融公庫法施行規則第1条	農林水産省	社団法人全国信用組合中央協会	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5070A	5070010	10	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること (農業信用保証保険法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること。		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる農業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該農業関係者の利益が阻害されている。 信用組合は、農業関係者に対する「販路支援」や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関するノウハウの提供」などに積極的に取り組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されている。 他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農業信用保証保険法第2条第2項第5号、農業信用保証保険法施行令第2条	農林水産省	社団法人全国信用組合中央協会
5070A	5070011	11	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること (中小企業融資保証法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる中小企業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該中小企業関係者の利益が阻害されている。 信用組合は、中小企業関係者に対する「販路支援」や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関するノウハウの提供」などに積極的に取り組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されている。 他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	中小企業融資保証法第2条第2項	農林水産省	社団法人全国信用組合中央協会
5070A	5070012	12	A	生命保険の構成員契約規制を廃止すること	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の障害となっているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。 本規制が廃止されることにより、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大等を図ることができる。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会
5070A	5070013	13	A	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の業務禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務禁止を撤廃すること。 業務面において運用担当者と販売担当者を分離せずとも、運営管理業務に係る不正等の防止は組織の牽制機能、内部監査により確保されている。 本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の顧客や各運用商品に関する説明から販売事務まで一担当者が一貫して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・特性に応じた組織運営、業務展開が可能となり、収益機会の拡大等を図ることができる。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	社団法人全国信用組合中央協会
5070A	5070014	14	A	協同組合に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。		協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。 協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。 また、利用者(組合員)からすれば、この2つの基準については、結局何を求めればよいのかわからず十分な理解が得られていない状況にある。新BIS規制においても、顧客に理解しやすい開示が求められていることから、業務対応並びに開示主旨に即し、開示を一本化すること。	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会
5071A	5071001	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第187条の17と同様の改正を行うこと。		現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手帳上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に5件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のガリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を担っている。一方、財務省は、リース契約を長期継続契約の対象とすることは出来ず、国庫債務負担行為を活用すべきとの考えを示しているが、前述のリース利用の実態があることを踏まえ、法改正等の制度的な解決を図る必要がある。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省	社団法人リース事業協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5071A	5071002	2	A	貸金業規制法について	貸金業規制法は、借入を消費者・相応の規模を有する事業者向けを峻別することなく、一律、いわゆる17条書面の交付や交渉内容の記録(法第19条、施行規則第16条1項6号)その他の手続が規定されている。相応の規模の事業者(法人)に対する貸金を一般消費者(および個人事業主)向け貸金と峻別し、かかる事業者との取引における手続については、銀行法の規定に準じた規制とする。これにより、取引(取組)にも即した規制となり、適切な取引の推進にも資するものと思料する。		ノンバンクは、相応の規模の事業者に対しても貸金を行っており、シンジケートローンに参加するケースもある。特にシンジケートローンでは、エージェント以外の参加金融機関による借入への直接の接触は制限されており、また、取引内容(適用金利変動型取引など)からも17条書面の交付が事実上難しいケースも生じている。情報・交渉能力格差のある個人やそれに準ずる者と、相応の規模の事業者相手の取引を同一の基準で規制する必要は乏しく、相応の規模の事業者については銀行法と同様のレベルの規制とすることで取引(取組)に即した規制となり、適切な取引の推進にも資するものと思料する。	貸金業規制法	金融庁	社団法人リース事業協会
5071A	5071003	3	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁(未対応の省庁:財務省、外務省、法務省)及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	社団法人リース事業協会
5071A	5071004	4	A	銀行等の子会社が含む保証業務の規制撤廃	銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する貸付に関するものについては、含むことが認められていない。金融庁調査では、平成19年度中に撤廃することになっているが、「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する」となっている。グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証についてもリスク管理の適切性が確保できるものについては認めることを求める。		銀行等の子会社には、リース会社、消費者金融会社、割賦販売会社等、銀行とは異なるノウハウを持っている会社がある。それらが「保証」という形態にてそれぞれのノウハウを組み合わせることで、リスクシェアを行うことが出来、新たな金融サービスの提供が可能となる。中小零細企業及び個人事業者のニーズにも対応できることからリスク管理態勢の整った会社についてはグループ会社向けについても「保証」業務を認めることを強く要望する。	・金融監督庁、大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1(3)①	金融庁	社団法人リース事業協会
5071A	5071005	5	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められている。銀行からの収入事項を廃止して業務の自由度を高め、本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から委託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。<効果>銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務		銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が求められている。金融関連業務等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を義務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	金融庁告示第34号	金融庁	社団法人リース事業協会
5071A	5071006	6	A	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃等	銀行持株会社のリース子会社が行うリース業務は、「使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する定めがないこと」が要件として定められている。例えば、当社リース物件とユーザー所有物件を合わせて売却することが効率的と判断出来る場合でも、対応できない。銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃、銀行持株会社のリース子会社等への中古物品販売業務の認容<効果>・良質なリース期間満了物件等中古物件の流通・リユース・リサイクルの喚起による、オペレーティング・リースの活性化・廃棄物削減		銀行持株会社のリース子会社は良質且つ大量のリース・レンタル期間満了の中古物件を保有しており、当該要件の撤廃・緩和により中古物件の売買を専門に行う子会社を設立するなどして、効率的且つ迅速に処理することが可能となる。	銀行法、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号	金融庁	社団法人リース事業協会
5071A	5071007	7	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・関、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。また、自動車登録情報について、利用者にとって利便性の高い方法で電子的に提供すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。また、自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策、安全対策等の公益の増進に資する。		大量に自動車を所有する者が自動車関係手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。また、提供される自動車登録情報の有効活用を図るためには、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等	国土交通省、財務省、税務省、警察庁、地方自治体	社団法人リース事業協会

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5071A	5071008	8	A	機械類信用保険(リース信用保険)付債権の整理及び譲渡要件の緩和	機械類信用保険の管理債権の整理及び譲渡については、平成14年12月に「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止に関する法律」が成立して以降の規制緩和要望の結果、平成18年10月に条件付で認められることとなったが、更なる緩和を要望する。要件のうち以下の点については条件からの除外を求めたい。管理債権譲渡要件(イ)支払対象機械類又は担保を処分していることと効果>「債権整理」「債権譲渡」がより促進され、実効性が上がること		「債権整理」及び「債権譲渡」が可能となったことは前進であるが、実効性を上げるためには上記要件は除外すべき。リースについては、物と債権が一体化している。不良債権処理に先立ってモノの処分をするよりも、モノと一体としてサービサー預け処分の方が回収額が「大きくなる例も多い。従って(イ)の条件を外すべきと考える。	中小企業金融公庫平成18年9月12日付「機械類信用保険管理債権整理等実施要領の制定等について」	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5071A	5071009	9	A	薬事法の販売規制に関するリース会社の特例措置	リース会社は、リース期間が終了した医療機器を売却する場合、薬事法の医療機器販売の許可を得て行う必要があるが、取引形態によっては、規制内容が過重な負担となっている。		例えば、中古の医療機器を売却するには、製造販売業者に対する通知が必要となるが、中古業者(許可販売業者)に対して売買する場合も必要となり、その後、中古業者間(許可販売業者間)で当該中古医療機器が流通する際も売却の都度(使用のために売買されない場合も)、同様の通知が必要となる。このような過重な負担を軽減するための特例措置が必要。	薬事法	厚生労働省	社団法人リース事業協会	
5071A	5071010	10	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	購入選択権付リース等において、リース終了物件を借主へ販売する場合は、電気用品安全法の販売規制の対象外とすること。	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が図れる。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用実態が何ら変わるものではなく、現実の引渡しはリース契約当初に行われている。電気用品安全法の解釈では、「販売すること」を条件として当該電気用品を他人に譲渡することであり、当該電気用品を現実的に相手方に引き渡した時に違反行為が完了する」とされているが、前述のとおり、リース契約当初にすでに現実の引渡しが行われており、それが販売規制の猶予期間内であれば、リース終了時点(借主への売却)が猶予期間後であっても本法の販売規制の対象外とすべきである。また、同法の中古品への適用については、再検討が必要であると考ええる。	電気用品安全法	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5071A	5071011	11	A	割賦販売法における買主の属性に伴う適用除外の拡大	割賦販売法では、買主による購入が事業目的か否かで一部の保護規定(クーリングオフ・即時解除の制限)については適用除外が認められているものの、基本的には、消費者・事業者(法人)の区別はなく、相応の責任を有する事業者(法人)であっても、形式的に法定の取引形態・取引対象(指定商品等)に該当すれば、割賦販売法に基づいた対応を求められる。相応の規模の事業者(法人)は割賦販売法の適用除外とし、割賦販売業者と買主との種々の契約条件に委ねることにより、事業者間のバランスにも即した取引となり、取引の推進にも資するものと思料する。		形式的に割賦販売法の適用を受ける取引であれば、専門知識・交渉能力共に遜色の無い相応の規模の事業者(法人)を買主とする取引であっても、割賦販売法の適用を受け、手数料率の揭示や、契約解除時の清算規定などが適用されることになる。相応の規模の事業者にまで保護する必要があるかは疑問である。	割賦販売法・同施行令・同施行規則	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5072B	5072001	1	B	保険仲立人の賠償責任確保措置の要件緩和について	保険仲立人に、その財産的裏付けとして供託を義務付けられている保証金の額が高すぎ、新規参入に際しての大きな障壁の一つとなっている。新たに保険仲立人をはじめようとする者、特に個人にとって、4000万円の最低保証金(有価証券で充当することは可)を用意し、しかも事業期間中、その額を破かせ続けることの負担は大きく、参入にこの足を踏む原因もなっている。 諸外国の保険ブローカーの例を見ても、そもそも、こうした保証金の供託を義務付けている国はないようであり、その廃止なし緩和を要望したい。	保険仲立人になるためには、現状、最低 4000万円から、過去3年間の収入に応じ最高8億円までの保証金の供託が義務づけられている。契約者保護の観点から、何らかの形で保険仲立人が賠償責任を有することを担保する措置が必要であることを否定するものではないが、そうした措置は、必ずしも保証金供託の形式に限定せず、仲立人賠償責任保険でも代替し得ることにすべきである(現状でも、仲立人賠償責任保険で代替し得ることになっている部分はあるが、それは4000万円を上回る分についてはのみである)。従来の措置との連続性に配慮して、敢に、何らかの保証金供託制度を維持すべきという場合にも、保証金の額を300～500万円程度まで大幅に引き下げ、残りの額については、賠償責任保険等で代替できるようにすることを要望したい。 ※この供託すべき保証金のうち、4000万円までの分については、その全部または一部を金融機関等の保証で代えることができることになっているが、令42条で定める要件(金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること)に従えば、銀行はこの種の保証状を発行することはできず、事実上、画に描いた餅になってしまっている。この点についても、何らかの善処を要望したい。	添付資料1のとおり	保険業法 第283条	金融庁	日本保険仲立人協会	添付資料1:要望理由
5072B	5072002	2	B	自由で公平な競争を担っている保険募集市場の一段の開放	わが国保険募集市場の現状を見るに、保険仲立人と代理店とは、保険市場の活性化を促し契約者の利便の一層の向上を目指すうえで、等しく公平・公正な条件の下に競争を行う形になっていない。については、特に、専ら自らのグループのためだけに業務を行って自らの都合のいい企業代理店に早期の撤退を促すべく、次の項目を要望することとしたい。①自己契約及び特定契約の規制の厳格な運営に所属するグループ会社の契約及び従業員の契約は、企業代理店の特定契約の中に入れて考えることとすべきこと		添付資料2のとおり	保険業法 第295条	金融庁	日本保険仲立人協会	添付資料2:要望理由

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5073A	5073001	1	A	債務保証に係る利用者範囲の拡大	組合員(役員)以外の者のために行う債務の保証の範囲を拡大する。		○農協法において、組合員以外の者に対する貸出が認められているにもかかわらず、債務保証については、①業務代理業務に付随して行うもの、②政府関係機関との取引上の担保として行うもの、③外国為替取引に伴って行うもの、④貯金等を担保とするもの等に限定されている。 ○ 組合員(役員)となっていない貸出先である中小企業においても、資金調達手段において近時は資金借入の「間接金融」から社債発行等による「直接金融」へとシフトが進んでいる。特に、中小企業社債保証制度における中小企業の私債総額引受けにおいては、私債の引受金融機関としてJA・信達が指定されているものの、JA・信達が共同保証人となることができないため社債種者にならないこととなっている。こうした先に対する社債種者への債務保証ができるような制度改正が望まれるところであり、これにより農業生産法人等への資金ニーズに応えることができる。	○農業協同組合法第10条第19項 ○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第6条第1項	金融庁・農林水産省	全国農協中央会・農林中央会	
5073A	5073002	2	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことができるようにする。		○ 組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 ○ 現在、金融機関は個人事業者や農業生産法人等の中小企業事業者の資金ニーズに応えるべく貸出商品の多様化に努めている。事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、担保・個人保証に依存しない事業性ローンが可能となり、地域の中小企業に対し柔軟性のある保証サービスが可能となる。	○金融監督庁・大蔵省・農水省告示第14号第1条 ○同施行令第3条 ○同施行規則第3条	金融庁・農林水産省	全国農協中央会・農林中央会	
5073A	5073003	3	A	信託代理店における不動産関連業務の取扱い簡素化	信託代理店の取扱業務に不動産関連業務(信託併当業務)の取扱いを認める。		○兼営法改正(平成14年2月1日施行)により、普通銀行等本体での信託業務の取扱いが認められた際に、信託代理店の取扱業務についても拡大され、その後、信託関連業務が解禁されたが不動産関連業務が認められていない。 ○組合においては、金融商品の多様化を受け、組合員の資産相談に総合的に対応する必要がある。「船分型」不動産関連業務(信託併当業務)について制限を設けることは適当ではない。信託代理店において不動産の売買・賃貸の媒介・代理等の不動産関連業務(信託併当業務)を取扱うことができれば、組合員の不動産を含めた資産に関する総合的な資産管理サービスを提供できることにつながる。	○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ○同施行令第3条 ○同施行規則第3条	金融庁	全国農協中央会・農林中央会	
5073A	5073004	4	A	確定拠出年金運営管理機関の登録に係る登録事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関において登録を受ける役員を、金融機関にあつてはすべての役員でなく担当役員のみとする。		○ 確定拠出年金運営管理機関においては、常勤・非常勤に関わらず、全ての役員に登録を受ける必要がある。また、当該役員の実業状況についても登録を受ける必要がある。 ○ 証券業においては担当役員のみ登録をすればよいこととされているが、運営管理機関は全ての役員に登録をすることとされている。当該役員変更の発生により変更の届出手続きが煩雑化している。	○確定拠出年金法第89条、第92条第1項 ○確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	金融庁・厚生労働省	全国農協中央会・農林中央会	
5074A	5074001	1	A	規制改革要望の課題の取扱いの適正化	今日、生活協同組合が実施する共済事業に対し、「消費者保護」を大義とした保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望が見受けられます。生活協同組合の組織的特徴、社会的役割を踏襲した不必要な規制は、日本の協同組合の健全な発展を阻害するものであり、国民生活の安定化とは逆行するものと考えざるを得ません。従って、これらの意見・要望を検討される際には、「規制改革・民間開放推進会議」での検討課題に馴染まないものとして、対応を要望します。		1. 政府が進められる構造改革や「規制改革・民間開放推進」の取り組みは、規制緩和や自由化の促進を図ることや官業を民間に開放することにより、経済の活性化と雇用の創出によって活力ある経済社会の実現を図るとともに、消費者・利用者の選択の拡大を通じて質の高い多様なサービスを享受できる豊かな国民生活を実現しています。共済事業に対する保険業とのイコール・フッティングや規制強化の意見・要望は、「要望内容」の通り貴会議の目指している目的にそぐわないものと考えざるを得ません。 2. 消費生活協同組合法ではこの法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を促し、もって国民生活の充実と生活文化の向上を期することを目的とする(第1条)とあり、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない(第9条)」と規定しています。 このような立法主旨にもとづき行っている生活協同組合は、一人一人では力の弱い消費者が相互扶助により自らの要求を実現するための非常利の組織であり、組合員自らが事業の利用と共に運営にも参加する組合員の意思による自主・自律の組織として、購買、医療、介護、共済等と様々な分野で事業を行い、広く国民に受け入れられ、これまで健全な発展を遂げてきました。(借換法令等)に要望理由を載せ	《要望理由続き》共済事業においては、組合員数は2008年度には5,000万人を越え、生活協同組合の行う共済事業の果たす社会的役割は、非常に大きいと考えています。 その一方で、「消費者保護」は大義とした不必要な規制は、国民生活の安定を阻害するものであり、到底受け入れることはできません。共済事業における組合員・共済契約者の利便性の向上やその保護を図る措置については、法令などにより必要な対応は講じられていますが、日本共済協会の生活協同組合の会員で構成する共済生活協同組合においては、現代の社会環境や消費者・生活者を取り巻く環境の変化に合わせ、自発的立場で更なる検討をすすめ、2008年3月に「消費生活協同組合における共済契約者保護」についての対応策を取りまとめ公表し、その対応については、早急に実施を目指すこととしています。 また、現在、消費銀行である厚生労働省においては、「生活協同制度見直し検討会」が設置され、見直しの方向性について検討が進められておりますが、当協会としても自らの生活協同組合の果たしている社会的責任・役割に鑑み、必要な措置については、引き続き有識者、消費者からのご意見等も伺っていきたくと考えています。	内閣府	日本共済協会・共済生活協同組合	
5075A	5075001		A	研修生の研修受入機関の特例の見直し	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の五号の特例を定める件の六号及び、出入国管理法及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件の六号の「申請人が我が国の資金により主として運営されている事業として行われる研修」として、国の資金で補助する民間が主導となって行う事業を認めてほしい。	国の補助金を受けて行う事業としての研修の中で、その主体となる企業の集合研修は、日本語研修、異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修等)各企業で受け入れられる研修生に対して行われる共通の研修である。共通の研修では、特に日本語教育及び日本文化研修など専門的知識を必要とし、その分野に特化した研修を実施するため、集合研修形式で、国から直接補助金の交付を受ける企業が実施できるようにする。	国の補助金を受けて行う事業としての研修は、財団等の公益法人が研修を行う場合は、特例で認められている研修という扱いを受けるのに対し、補助金交付先が民間企業の場合、財団等が行っている研修(日本語研修や異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修など)と同様の実行能力があっても行うことができない、研修実施が可能になれば費用対効果及び研修の効果が高まる。また、財団で行われている研修と比較が可能になり双方の研修レベルが高まる。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の第五号の特例を定める件の六号及び、出入国管理法及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件の六号	法務省	テンプスタッフグループ(テンプスタッフ株式会社、テンプロス株式会社、テンプスタッフ・ユニバーサル株式会社)	



様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5078A	5078002	2	A	外国人登録法を以下のように改正することによって、既に査証が必要としない国籍をもつ外国人は日本に在住する場合、一時的に出国しても、外国人登録証明書を返寄wを不要にする。 第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき(入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法六条による国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の再入国の許可を必要としないこととされている外国人、入管法第六十一条の二の六の規定による親民旅行証明書の交付をけて出国した者が当該親民旅行証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手續を終ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他の事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、以下同じ。)の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。第十二条 外国人は、本邦に出入する機会(入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国する場合および再入国をする意思を持ち、入管法六条による国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の再入国の許可を必要としないこととされている外国人、入管法第六十一条の二の六の規定による親民旅行証明書の交付を受けて出国する場合を除く。)には、その者が出国する出入国港(入管法に定める出入国港をいう。)において入国審査官(入管法に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。			外国人登録法	欧州ビジネス協会		
5079A	5079001	1	A	外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援	外国人の子どもが小学校入学前に、保護者に対する情報提供及び入学を支援する措置を講じること、自治体等が外国人の子どもを就学へと導くための施策について、基本的かつ具体的なガイドラインを示すとともに、自治体等が実施する事業に対し、財政的および人的支援をする。また、在外公館における査証発行情等の日本への渡航前に、日本の教育制度についての情報を渡航者に提供する	小学校入学前の外国人の子どもへの教育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。この結果、子どもへの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学となるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されない恐れがある。	学校教育法第22条第1項、同第39条第1項	文部科学省初等中等教育局、外務大臣官房領事移住政策部	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】学校教育法の就学義務は、外国人の子どもには適用されないが、外国人の子どもへの保護者に対する小学校入学に関する情報提供や入学準備の支援などを適切に実施することが困難となっている。
5079A	5079002	2	A	公立小中学校における外国人児童生徒の受入れ体制の整備	外国人児童生徒教育の基本方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義も明記し、日本語指導の目標を示す。併せて、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。外国人の集住する地域において集中的に初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本語指導協力者の確保を推進する。これら外国人児童生徒教育を支援する基金づくりを推進し、経済界などに協力を求める。	教育現場における日本語指導が必要な児童生徒には、外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍を取得した子どもなど、国籍という枠組みでは捉えきれない様々な文化的背景をもった子どもが存在する。また、日本語指導が必要な児童生徒の中にも、障がいを持つなど、特別な支援が必要な子どもが増加しており、教育の現場ではより多様な対応が求められている。同時に、外国人の児童生徒の受入れに対する支援措置を導入するための財政基盤を強化することも必要となっている。これらはすべて緊急性が高い課題であり、外国人児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとってその早急な解決が望まれる。	学校教育法第20条、同第38条	文部科学省初等中等教育局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】学習指導要領においては、外国人児童・生徒に関する教育方針が示されていない。文部科学省が実施する日本語指導が必要な児童生徒の調査においては、その定義も明確でなく、正確な実態把握が行われていないとされている。
5079A	5079003	3	A	義務教育年限の柔軟な運用の促進	国は、都道府県の教育委員会に対し、義務教育年齢を超過した外国人の子どもへの義務教育諸学校への入学や習熟度に応じた学年への編入について、必要に応じた柔軟な取り扱いを行うように促す。	外国人の子どもたちの中には、母国と日本の間を行き来する場合も少なくなく、6歳から15歳という義務教育の年限の範囲で、習熟度に応じてわが国の小中学校の学年に編入することは簡単ではない。しかも、都道府県の教育委員会には、義務教育年齢を超過した生徒の義務教育諸学校への入学について、柔軟な取扱いをしていないところが多くあり、15歳を超えても就学することが適当と判断される外国人の子どもへの受入れに困難が生じている。このことが外国人の子どもへの高校等進学にとって大きな障壁となっている。	学校教育法第23条、第39条第3号	文部科学省初等中等教育局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】学校教育法上、義務教育は6歳から15歳までと定められているが、義務教育年齢を超過した子どもへの義務教育諸学校への入学や、習熟度に応じた学年への編入については、都道府県教育委員会の権限で、その柔軟な取扱いが認められている。
5079A	5079004	4	A	日系人就業支援事業の継続実施など	事業の評価を行った上で、3年経過後であっても必要に応じ、同事業を継続実施できるようにするとともに、日系人青少年に対するガイダンス事業を拡充し、企業による自主的な受け入れ目標の設定を促進し、教育訓練の受講に対する支援措置を導入する。	同事業が、その実施されている地域によっては、成果を数値し始めているにもかかわらず打ち切られることになっている。事業が成果をあげる見込みがある場合には、延長可能なものとする必要がある。また、企業の協力を得るとともに、教育訓練の措置を組み合わせることによって、さらに事業の効果を高めることが可能である。	厚生労働省職業安定局通達	厚生労働省職業安定局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】指定されたハローワークの地域において、3年を限度として事業を実施することとなっている。
5079A	5079005	5	A	若年雇用対策の新設と強化	中学・高校などを中途退学した青少年が、働きながら学べるように若年雇用対策を新設・拡充し、その一環として、外国人青少年の就労・学習を支援するための措置を設ける。	現在の若年雇用対策においては、フリーターの正規雇用促進が大きな柱となっているが、中学・高校を卒業することが、若年層の自立を促進する上で不可欠である。そこで、中学・高校中途退学に対し、夜間中学・高校での学習機会の確保と雇用の開立を目標とする若年雇用対策を新設し、その一環として、外国人の中途退学者を支援することが必要である。	学校教育法第45条、厚生労働省職業安定局通達	厚生労働省職業安定局、文部科学省初等中等教育局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】中学・高校を中途退学した者を対象とし、これらの者が働きながら学べるようにするための若年雇用対策は実施されていない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5079A	5079006	6	A	外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善	一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設ける。また、文部科学省「外国人学校調査」を全国規模で継続的に実施し、実態把握に努める。		外国人の子どもの教育において、外国人学校は重要な役割を果たすようになっており、教育を受ける場所のひとつとして定着している。しかし、学校教育法第1条に基づいて認知された私立学校と同等程度の支援措置や税制上の特典などを享受することができない。また、外国人の生徒が、外国人学校を卒業しても日本の高校入試受験資格は得られず、円滑な高校進学に結びつかない。また授業料も高額であり、保護者にとって大きな負担となっている。	学校教育法第1条	文部科学省初等中等教育局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】外国人学校は、学校教育法第1条に定める教育機関には該当せず、その結果、私立学校と同等の助成措置をうけることができない。また、文部科学省「外国人学校調査」の内容・実施回数ともに不十分であり、その実態が把握されていない。
5079A	5079007	7	A	出入国管理の改善	査証発行時等の渡航前において、日本における生活や労働、教育等、日本に関する正確な情報提供を行う。 日本国内における生計能力や心身の健康状態に課題を抱える外国人を早期に把握し、これらの外国人に対する指導・支援を効果的に進めるため、身元保証人に十分な責任分担を求めつつ、出入国管理行政と自治体とが連携して対応できるようにする。		新規に入国する外国人のなかには、渡航費や各手続き費用等の多額の経費を借入金で入国するケースがみられる。一方、日本で働いている外国人が、生計能力が十分で無いまま、母国にいる家族を呼び寄せる場合も増えている。 また、渡航前に、日本における労働や教育、生活全般に関する情報が海外において正確に伝えられていないため、入国してから実態とのギャップに苦しむ、心身ともに病んでしる外国人も少なくない。また、身元保証人も、その責任を十分に果たしているとはいえない。 これらの現状は、地域での外国人との共生にとって大きな課題となっている。	出入国管理及び難民認定法第6条	法務省出入国管理局、厚生労働省健康政策局、外務大臣官房領事移住政策部	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】出入国管理及び難民認定法第5条第1項第3号に、上掲拒否の事由の一つとして、「貧困者、放浪者等で生活上又は地方公共団体の負担となる恐れのある者」が掲げられているが、同号はほとんど効果を発揮していない。
5079A	5079008	8	A	労働者派遣業及び業務請負業に就労する外国人の労働条件及び社会保険加入の改善	派遣労働者の社会保険加入の指導を徹底するとともに、業務請負業の実態を国として早急に把握し、偽装請負に対して厳正に対処する。 また、労働者派遣事業に該当しない事業請負においても、発注者に対し該発注者において就労する労働者の社会保険加入の有無と理由を報告させ、これに基づき、下請事業者が社会保険加入に関して指導を行うよう事業主に対し義務づける。同時に、外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、未加入事業主への加入指導を強化する。		労働者派遣業又は業務請負業には、多数の外国人労働者が就労しているが、その賃金・労働条件や社会保険加入などには問題がなく、就業は不安定となる傾向にある。同時に、外国人の社会保険の加入状況と加入率の実態が把握されておらず、効果的な加入促進が図られていない。	厚労法第8条、健保法第3条第1項、派遣法第14条、昭和61年4月17日付労働省告示、平成18年9月14日付厚生労働省労働基準局長・職業安定局長連達	厚生労働省年金局、健康政策局、労働基準局及び職業安定局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】労働者派遣法は、生産現場への労働者派遣にも適用され、その際、社会保険への加入を担保する措置が講じられることとなっているものの、労働者派遣事業の許可を得ている事業者は、同時に、業務請負事業を行っているものが多く、業務請負事業には労働者派遣事業の規制が及ばない上、2ヶ月以下の短期間の雇用契約を締結することによって、請負労働者の社会保険加入を事実上逃れることが可能になっている。
5079A	5079009	9	A	定住している外国人への日本語教育の強化と日本語能力検定の拡充	日本語支援事業を実施する自治体やNPOに対する財政面での支援措置を講じるとともに、個人や企業等から寄付を促進するための税制面の措置を併せて検討する。 日本語能力試験について、日常生活を送るにあたっては会話能力が不可欠であるので、会話についての試験を新たに創設する。また、取得目的に合わせて級を選択できるよう、試験を文章理解(文字・語彙及び読解・文法)、聴解、会話に分け、別々に受験することを可能とするなど、試験内容の改編・拡充を行う。 日本語能力試験を通じた日本語能力向上のため、在留期間の更新許可や在留資格の変更許可から引継ぎ許可に当たって、外国人が日本語能力向上に対し有利な取扱いを受けられるよう関係省庁又は告示等に明記する。その際、全ての能力を問うのではなく、生活者であるという実態に合わせて会話能力を最も重視する基準とするべきである。 受験機会を増やし、外国人の受験意欲を高めるため、年間の試験実施回数を増やすとともに、在留年数等の一定の条件を満たす外国人について受験料の軽減措置を講じることなどを検討する。		外国人と地域住民又は学校教員などとの意思疎通を円滑化するとともに、外国人及びその子どもたちの自立を促進するためには、定住している外国人の日本語能力の向上が不可欠である。しかも、外国人の保護者が家庭で日本語を使用しない場合、その子どもたちの日本語能力も低くなる傾向がある。また、就労する外国人の保護者に日本語教室への参加意欲は低い、こういった地域住民等との十分なコミュニケーションが図れない外国人同士が固まって居住し、地域住民との軋轢を引き起こす事件も発生している。そこで、会話能力を中心として、日本語を学ぶモチベーションを高めるために、外国人の日本語能力を評価するための制度を整備するとともに、併せて、外国人の日本語能力を、わが国への入国・入居に当たって評価する仕組みを導入することが必要となっている。	出入国管理及び難民認定法第20、21及び22条、2006年4月3日付文化庁次長決定	法務省入国管理局、文化庁	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】外国人の日本語習得のため、各地の自治体やNPOにより日本語支援事業が進められるなか、政府も地域日本語支援事業を開始したところであるが、まだ取組が不十分である。また、日本語能力試験は存在するものの、読み・書きに重点を置く試験であり、定住している外国人にとって特に重要である会話能力が重視された試験制度ではない。加えて、文部科学省による公的認定ではないこと、試験実施がわずかに一留程度であること、受験料が高額に設定されていることなどの理由により、外国人にとって利用しにくい状況にある。さらに、外国人の日本語能力は、出入国管理においてはほとんど評価されていないので、外国人が日本語の習得に向けたモチベーションを高めることができない。
5079A	5079010	10	A	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外処罰などの制度を確立し、日本政府に対して厳正な対応を講じること。		近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。 現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また国によっては犯罪人引渡条約を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認められていない。 また、相手国による国外処罰が行われていない場合もある。 このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。 日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条	警視庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省中南米局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	
5079A	5079011	11	A	外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善	外国人を直接雇用する事業者に対し、その雇用状況を関係当局に報告することを義務付けると共に報告内容を充実させる。		外国人の就労場所の把握は、外国人の在留管理・雇用対策を進める上で基礎となるものであるが、現行制度では、就労実態のチェックや関係省庁相互の情報交換は十分に行われていない。就労場所の把握が困難なため、企業における適正な就労管理を確保することも、社会保険加入を促進することも困難である。 現在、厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題懇話会にて検討が行われているが、外国人の就労実態を把握しつつ、出入国管理、雇用・労働基準、社会保険、市町村など関係行政が情報を共有し、企業の就労管理を適正化することが必要である。	職業安定法第53条の2、職業安定法施行規則第34条、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	厚生労働省職業安定局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5079A	5079012	12	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化すべきである。 現在、内閣官庁(外国人の在留管理に関する「オンラインチーム」)でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保障、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係者庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法に定めるべきである。	現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での確認ができない、職権によるデータの削除ができないといった、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。 地方自治法第10条における「外国人も日本人も同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させるべきである。 また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方は、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならない、とする地方自治法第13条の2の考え方に拠るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法	内閣官庁副長官補室、総務省自治行政局・自治税務局、法務省入国管理局、厚生労働省労働基準局・職業安定局・老健局・保険局・年金局、文部科学省初等中等教育局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	
5079A	5079013	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更にあたっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保障に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっての権限を委ね、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を促すことは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留していながら、社会保障加入、国税及び地方税の納入などに果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保障に加入していない場合も少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。 また、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官庁「外国人労働者問題関係府庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを進めて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、法務省自治行政局、法務省出入国管理局平成18年3月31日、地方自治法第10条第2項	内閣官庁副長官補室、総務省自治行政局、法務省出入国管理局	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適法と認めらるる理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、①業行が善良であること及び②地立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に資すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、①業行が善良であることを証明するために、関税の納付証明書の提出が義務付けられている。
5080A	5080001	1	A	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	前回の月報の内容の要望に關して以下の回答をいたしております。 「金融商品取引法に基づく改令・内閣府令を整備する中で、『投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの』としてどのようなものが考えられるかにつき、検討する。このご回答を踏まえまして、引き続き以下要望いたします。 ①その後の検討につき進捗状況をお聞かせください。 ②『投資者の保護に欠けるおそれがない』という点を十分に踏まえてある程度条件付きでも、カード決済の導入を認めていただきたい	顧客が証券を購入の際の窓口(対面販売、ネット販売、販売業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	以下の効果が見込まれ、消費者ニーズも高まっている為、クレジットカードによる決済を早急に実現したいと考えます。 ・クレジットカードによる決済を可能することで、消費者としては決済手段の選択幅が広がり利便性が向上すること。 ・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券販売の補助になること。	金融商品取引法、他	金融庁	株式会社ジェーシービー
5081A	5081001	1	A	商業法人登記手続・オンライン登記において特定認証業務の行政書士用電子証明書の利用可能を要望	オンライン商業・法人登記での代理人であるが、司法書士もその一部のみが自身の電子証明書所持し、申請人側からはどの司法書士がオンライン登記手続が可能なのか選択さえ不可能な状況にある。例えば会社設立の手続で、申請人として電子定款作成の代理をさせた行政書士(行政書士用電子証明書にて電子署名)に引き続き設立手続一場で一気連続的にオンライン登記手続にも代理をせざるに違ふ、常識的には考えるものである。申請者側に登記の手続代理は司法書士のみ選択し「規制」しているところが極めて分かりにくくしている。その規制によって司法書士への別途報酬が発生増加する形もともなっている。そもそも商業登記法には代理人規制はなく、昭和35年4月の民事年第734号により公認会計士等に「業として」登記代理を認めていることである。 また、国を挙げて(重点計画-2006)で登記のオンライン化の普及を図っているところ、司法書士側はその認識が乏しく、必要とする電子証明書さえ取得していない会員が多すぎる。オンライン登記の普及の阻害要因とならないか心配である。また、かかる司法書士のみ代理人として選択し、その規制は国民の利便性から見て弊害である。商業登記規則第百二条第4項により、法務大臣が行政書士用電子証明書を定めるのみで事足りる。法務大臣が定めたことにより国民への負担強化にならないばかりか、登記手続のオンライン普及に寄与するのは間違いなところである。早急に法務大臣が行政書士用電子証明書を代理人の電子証明書と認めるべきである。 なお、土業制度の全般的見直しについては当然として法務省は検討すべきである。」	現行のオンライン商業法人・登記手続で利用できる民間認証事業における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービスの証明書、司法書士電子証明書等(参考欄)が認められている。これの電子証明書を利用することで代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業での特定認証業務の電子証明書である行政書士用電子証明書も利用できるようにすれば、オンライン登記手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性に資することとなります。既に行政書士は会社設立での電子定款に発起人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。(法務省告示)なお、「業として」登記代理をせざるの要因ではなく、電子定款作成代理を為した行政書士は引き続き、その会社のオンライン登記手続の代理が可能とすべきであるとの要望である。	商業法人登記の開放につき法務省は「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを調査することとしており、その調査結果に基づいて、商業・法人登記業務を行う事業者の一部拡大の可否も含め、制度見直しについて検討することとする。」(構造改革特区での要請)と回答している。この検討の前段において、オンライン商業法人・登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めても、現行法上なら不都合も無く国民に更なる規制強化ともならず、規制撤廃することで不利益を被る国民も存在しない、オンライン登記手続の利用促進に資することにもなるので早急に結論をいただきたい。	司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第4項	法務省	電子申請研究センター
5082A	5082001	1	A	「外国人登録原票の職務上請求」の提案について	「外国人登録法」による当該外国人の「外国人登録原票記載事項証明書」の市町村の窓口への交付請求は、弁護士と認定司法書士に限られているものを、行政書士にもいっしょに職務上請求できる者として認めていただくよう要望いたします。	行政書士は、「入国管理及び難民認定法施行規則」によって、弁護士とともに外国人に代わって在留資格変更や在留期間の更新などを認められております。又、日本人と外国人との身分関係(婚姻・離婚)の相談や戸籍法による諸届を依頼されております。法務省の説明では、委任状があれば現行でも請求できることですが、親権者の決定や相続の手続きなど周辺の手続もストップで依頼される案件も多く、利害関係者全員からの委任状取得については困難を伴っております。外国人だけでなく、関係する日本国民の利便のために必要とご配慮を願うものであります。	入国管理及び難民認定法施行規則・外国人登録法及び施行令	法務省	国際行政書士協会(会長 畑 光)	なし
5082A	5082002	2	A	「行政書士法人を一人法人でもよいとする提案」について	弁護士は一人法人を認めておりますので、行政書士にも一人法人の制度を容認していただき、法人に雇用している行政書士の存在を認めて、国民からの利便性に応えたいと考えますので、一人法人を認めていただくよう要望致します。	行政書士法人を認める行政書士法改正が実現して、数年の経過を見ました。折角の立法の趣旨にも関わらず法人化が進んでいません。これは各士業の共通した問題ですが、無限責任制を採用し、夫、妻や親子など周辺の手続もストップで依頼される案件も多く、利害関係者全員からの委任状取得については困難を伴っております。外国人だけでなく、関係する日本国民の利便のために必要とご配慮を願うものであります。	行政書士法	総務省	国際行政書士協会(会長 畑 光)	なし

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

5083A	5083001	1	A	山わけ型のくじにおいては、当せん金の上限をなくしてほしい。	山わけ型のくじ(＝ロト6、ミニロト、サッカーくじ)において、当せん者のとり分が、くじの販売金額の100万倍が上限(キャリーオーバー時は200万倍)となっているが、これをなくして、無制限としてほしい。		山わけ型のくじにおいては、割り当てられた資金を当せん口数で割って計算した方が増えている。100万倍の超過分を次回に持ち越すことは、くじの安定的な販売という意味でよくない。また、持ち越し時は、しゃょう心を刺激しすぎることになる。	当せん金付証帖第5条	総務省 文部科学省	沼本久	
5083A	5083002	2	A	路面電車を、道路のはしを走れるようにしてほしい。	現在は、路面電車は、道路の中央しか走れない。これは、碎石の軌道だったころのなごりで、今は、アスファルトが碎石の軌道を走っているため、道のはしを走っても、碎石でトラブルをおこすことはない。		道路の中央を走っていると、乗客も道路の中央にいかなくてはならず、あぶない。バスのように、道路のはしを走行すれば、安全にのりおりできる。	道路交通法第3章	国土交通省	沼本久	
5083A	5083003	3	A	クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合でも、紙の明細書の発行の省略を認めてほしい。	現在は、クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合は、必ず紙の明細が発行される。しかし、一括払いなら省略を認めているので、リボも認めてほしい。		紙資源の節約、それにカード会社のコストの節約になり、ひいては消費者の利益になる。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	沼本久	JCBカードの返客では、法律によってリボの取組みのある場合は紙の明細は省略できないといわれた。
5084A	5084001	1	A	教育委員会設置義務の見直し	現行法を見直し、市町村教育委員会設置の是非を選択可能とする。	市長の下に教育行政を担当する助役を置き、さらにその下に現行の教育委員会事務局の部署を置く。さらに教育委員会に代え教育行政審議会を設置し、教育行政の中立性の評価や経済・福祉等との連携、学校教育の評価等を行う仕組みとする。(別紙1参照) なお、生涯学習や文化・スポーツなどの部門については、補助執行により平成13年4月より市長部局に移管し実施しているところである。(別紙2参照)	政治的中立性の担保等を理由に独立行政委員会としての教育委員会の設置が義務化されているが、その範囲では、いじめ、不登校、学力低下など様々な問題を解決できない事態に教育委員会が直面している。このため、教育委員会に代え教育行政審議会により教育の中立性等を評価するなか、真に住民の代表たる市長が経済・福祉・医療等を含めた教育問題を市行政の総合戦略の一環としてとらえ、地域の自治協会や民生児童委員、児童相談所、JA、商工会議所などあらゆる組織や人材を総動員して、諸問題の解決に立ち向かうことを可能にするものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	文部科学省	出雲市	別紙1、2
5085A	5085001	1	規制改革 A	外国人登録原簿記載事項証明書の交付を請求することができる者に行政書士を指定されたい。	外国人登録法施行令第2条の外国人登録原簿記載事項証明書の交付を請求できる者に、行政書士を加えて指定されたい。		1.【現状】外国人登録原簿は原則として非公開とされ、通用上外国人本人や関係行政機関等からの求めにのみ限定的に公開されてきた。しかし、近年外国人と我が国の関わりが深まるにつれ、これまで以上に種々の法的関係の中に置かれることが多くなったことから、開示の社会的要請が高まり、平成11年の外国人登録法改正により、従来の運用を勘案し、登録原簿の開示に係る規定が法4条の3が新設されたこととされます(以上「出入国管理外国人登録業務六法」解説より)。その結果、現在、①「他の法律の規定に基づき請求があった場合」にほか、②「外国人本人」③「同居の親族又は本人の代理人」④「直轄の権限を有する公共団体」⑤弁護士その他法令で定める者から請求があった場合に限って、登録原簿の開示が認められています(⑤については、記載事項証明書のみの)。この点、弁護士は、①の場合として、弁護士法第23条の2第2項に基づき、登録原簿の写し、記載事項証明書の交付を、⑤の場合として、記載事項証明書の交付を請求することが認められています(司法書士法第3条第1項第6号、7号に云う司法書士を含む)。 2.【必要性】行政書士制度は、「行政に係る事務の円滑な実施に資し、あわせて国民の利便に資することをその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、法は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第1条の2第1項)、「官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること」「契約その他に関する書類を代理人として作成すること」(以上、行政書士法第1条の3第1号2号)を行政書士の業務とします(具体的な業務内容は別紙をご参照ください)。さらに所長行政書士を經由して地方入国管理局に提出を行った行政書士には、本人出席を原則とする入管申請においても、申請を取り次ぐ資格が認められており(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第3項第3号等)、多くの行政書士が入管手続に参与しております。近年これら行政書士業務においても、入管申請は言うに及ばず外国人が当事者となる場合が非常に多くなっております。たとえば、海外企業が我が国に投資して、子会社を設立し、中古車の輸出入業を行う場合、古物商の営業許可が必要ですが、その際、子会社役員が外国人であれば、その者の記載事項証明書を産家公安委員会へ提出することが必要となります。もともと、前述のとおり、「外国人本人」又は「同居の親族又は本人の代理人」には、記載事項証明書の交付請求権が認められているので、彼らを通じて手続を行う行政書士が記載事項証明書を取得する方法もあります。しかし、外国人の相続等の業務については、推定相続人の確定、相続人の確定のために、各々の記載事項証明書が必要となり、個々に印状を得られない場合も多々あります。また、直接、市区町村窓口に出向くことは彼らにとつて負担であり、郵送による交付請求は「外国人登録事務取扱要領」彼らには認められておりません。以上から、外国人の利便を図る観点から、行政書士に職務上請求を認める社会的要請は強いものと考えます。 3.【相当性】行政書士は、正当な理由なく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。(行政書士法第12条)とされ、この規定に違反した場合は、都道府県知事による業務の禁止・停止の処分の対象になり得るほか(行政書士法第14条第1項)、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(行政書士法第22条第1項)。この点、司法書士、弁護士とする罰則規定は、懲役6月以下となり(司法書士法第76条第1項)、弁護士法第80条第1項)、司法書士、弁護士にして重い守秘義務が課せられております。このように行政書士には重い守秘義務が課せられており、行政書士に登録原簿の開示請求権を認められた場合の被害を賠償し法の上で確保されております。	外国人登録法第4条の3 外国人登録法施行令第2条	法務省	日本行政書士会連合会	添付資料 ①「外国人登録事務取扱要領(原簿の開示等)」 ②「行政書士業務一覧」
5086A	50860001	1	A	違法伐採の輸入禁止規制について	現在の国内産の材木のシェアは全体率の約20%位に比べ輸入材は約80%と大きな差が開いておりますが輸入材の多くは無許可伐採と聞いています。世界の国の多くは違法伐採の禁止を呼びかけています昭和36年に外国産の材木の輸入を開始してから現在に至っています。尚京都議定書にもつき二酸化炭素の吸収量は差穿から10年-40年がピークですのでそれ以上の木は伐採が必要と思われる	この項はFの項に若干似ていますが国土の約70%路が森林です今現在の山林は大変弱っています。と思うのは私だけでしょうか？後継者不足と国内産の需要の低さそして輸入材に追われ森の手入れも出来なく森林は荒れ放題です。せめて外国の木材一部である無許可の伐採材だけでも規制をすることが出来れば、林業に従事する人々、そして地域に山に元気が戻り若者が都会から田舎へと帰る、そして伐採、植林と40年-60年のサイクルで森が大きく変わる	前項でも述べた様に輸入材の無許可伐採された木材の輸入禁止を望みます。そうすれば国内産の材木の需要が大きく伸びる。森林の衰退に歯止めがかかる。そして昭和三十六年のが国産木材の輸入の見直しを提案する。		農林、水産省	個人	この項については、当てはまる法令は、解りません

5086A	50860002	2	A	<p>政党助成金の廃止または削減について。</p>	<p>政党助成金は平成6年の選挙制度そして政治資金制度の改革で当時は、国勢調査の人口に対して一人コーヒー、一杯分のキャチフレーズでしたが、この法律が施工された現在でも、政治家への献金問題が無くなりません。政治資金規正法の取り扱いを変えらることにより政党助成金の必要性がなくなる</p>	<p>政党助成金の法律で各政党が有効に使っているように思えない。この法律が施工されてからの支出額は3125億円にもなり我が日本の大半は各県とも財政難であり、国からの交付金と地域からの税収ですべても財政を賄う事が出来ないし、万が一の災害に対しても、福祉、教育に対しても対応できない。政党助成金の一部を、福祉、教育、そして災害に充当することで国民が政治家を見る価値観が変わってくる</p>	<p>政党助成金の廃止または削減の理由は、現在の国の税収が落ち込んでいる状態でも助成金が必要なのか私の考えは、今から変えなければ今後も大きな行政改革、も構造改革も出来ないし国民の政治不信が募るだけ、改革には痛みが付き物と言われるが痛みを感じるのは国民だけなのか選挙の為に政治資金集めのなにもものでもない、政治家自ら痛みを感じなければ、行政改革、そして構造改革も出来ない、断固として政党助成金の廃止もしくは、削減を</p>	<p>政党助成法の一環として</p>	<p>総務省</p>	<p>個人</p>	
-------	----------	---	---	---------------------------	--	--	--	--------------------	------------	-----------	--